

東大阪市地域防災計画

令和 8 年度修正

東大阪市防災会議

第1編 総則編【共通】	6
第1章 総 則	6
第1節 目 的	6
第2節 防災ビジョン	9
第3節 基本施策	10
第4節 計画の前提条件	11
第5節 防災関係機関等、市民及び事業所の責務	18
第6節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱	20
第7節 防災体制部局、班の事務分掌	23
第8節 非常配備体制	35
第9節 会 議	42
第10節 計画の習熟及び修正	47
第11節 計画の細部的事項	47
第2編 災害予防対策編【共通】	48
第1章 災害に強いまちづくり	48
第1節 都市防災化計画	48
第2節 建築物等災害予防計画	53
第3節 文化財災害予防計画	56
第4節 ライフライン災害予防計画	58
第5節 防災資機材等整備計画	65
第6節 地震防災緊急事業五箇年計画	66
第7節 東大阪市業務継続計画（BCP）の運用	66
第8節 受援体制の整備	67
第9節 罹災証明書交付体制の整備	68
第2章 災害に即応できるひとづくり	70
第1節 防災知識普及計画	70
第2節 防災訓練計画	76
第3節 自主防災体制整備計画	79
第4節 ボランティア支援計画	81
第3章 災害に強いシステムづくり	85
第1節 災害に対する事前周知計画	85
第2節 緊急情報収集伝達計画	90
第3節 要配慮者配慮計画	97
第4節 帰宅困難者等支援体制の整備	102
第5節 災害時医療体制の整備計画	104
第6節 緊急輸送体制の整備計画	109

第7節 避難体制の整備計画	114
第8節 災害時の基本生活環境の整備計画	123
第9節 交通確保体制の整備計画	129
第4章 災害の予防と減災対策	132
第1節 水害予防計画	132
第2節 火災予防対策の推進計画	138
第3節 消火・救助・救急体制の整備計画	140
第4節 危険物等災害予防計画	141
第5節 原子力災害予防計画	144
第6節 土砂災害予防計画	149
第3編 地震災害対策編	155
第1章 初動期の活動	155
第1節 組織動員	155
第2節 連絡体制	159
第3節 緊急出動	165
第4節 本部中枢の動き	168
第5節 活動組織の動き	176
第6節 その他の機関	187
第7節 交通の緊急確保	190
第8節 輸送体制の確保	193
第9節 安全管理	197
第10節 警戒区域の設定	200
第2章 応急復旧期の活動	201
第1節 応援の要請	201
第2節 災害救助法の適用計画	209
第3節 民間協力団体との連携	211
第4節 医療体制	215
第5節 指定避難所の運営等	219
第6節 物資の供給	221
第7節 福祉活動等	226
第8節 防疫、保健衛生活動	227
第9節 社会秩序の維持	230
第10節 ライフライン応急対策	231
第11節 自発的支援の受入れ	233
第12節 ごみ収集処理	236
第13節 し尿処理	237

第14節	がれき収集処理	237
第15節	遺体対策	238
第16節	応急教育等	239
第17節	義援金品の受入・配分	241
第18節	応急仮設住宅及び住宅の応急修理	243
第3章	災害復旧・復興対策	247
第1節	生活の安定	247
第2節	復興の基本方針	253
第3編 付編	南海トラフ地震防災対策推進計画	255
第1章	総 則	255
第2章	災害対策本部等の設置等	266
第3章	地震発生時の応急対策等	267
第4章	防災訓練計画	269
第5章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	270
第6章	南海トラフ地震等の時間差発生による災害拡大防止	272
第4編	風水害対策編	273
第1章	災害警戒期の活動	273
第1節	気象予警報等の収集伝達	273
第2節	組織動員	281
第3節	緊急情報収集伝達計画に基づく調査活動	285
第4節	事前活動	285
第5節	警戒活動	286
第6節	避難誘導	293
第7節	災害（避難）広報	298
第2章	災害発生後の活動	299
第1節	本部中枢の動き	299
第2節	連絡体制	306
第3節	情報収集	306
第4節	応援の要請	306
第5節	交通の緊急確保	306
第6節	輸送体制の確保	306
第7節	安全管理	307
第8節	土木構造物・施設応急対策	307
第9節	ライフライン応急対策	309
第10節	災害救助法の適用計画	313
第11節	民間協力団体との連携	313

第12節 救助・救援	313
第13節 医療体制	314
第14節 指定避難所の運営等	314
第15節 物資の供給	314
第16節 福祉活動等	314
第17節 防疫、保健衛生活動	314
第18節 社会秩序の維持	314
第19節 自発的支援の受入れ	314
第20節 ごみ収集処理	314
第21節 し尿処理	314
第22節 がれき収集処理	314
第23節 遺体対策	314
第24節 応急教育等	314
第25節 義援金品の受入・配分	315
第26節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理	315
第3章 災害復旧・復興対策	316
第1節 生活の安定	316
第2節 復興の基本方針	316
第5編 その他災害対策編	317
第1節 大規模火災応急対策	317
第2節 市街地災害応急対策	320
第3節 危険物等災害応急対策	322
第4節 突発重大事故に対する応急対策	321
第6編 原子力災害対策編	331
第1章 災害応急・復旧対策の基本	331
第2章 災害応急対策	332
第1節 初動体制	332
第2節 災害対策本部の設置等	333
第3節 原子力災害の動員配備基準	335
第4節 参集等	336
第5節 原子力災害時の組織体系	337
第6節 災害情報の収集伝達	339
第7節 災害広報	341
第8節 放射性物質及び放射線の影響の早期把握のための活動（緊急時にリソグ等の実施） ...	343
第9節 広域応援等の要請・受入れ	343
第10節 自衛隊の災害派遣要請	344

第1 1 節	防災業務関係者の安全確保	346
第1 2 節	屋内退避・避難誘導	347
第1 3 節	指定避難所の開設・運営	350
第1 4 節	医療救護活動.....	351
第1 5 節	飲料水、飲食物の摂取制限等	352
第1 6 節	交通規制・緊急輸送活動	353
第1 7 節	救助・救急活動	353
第1 8 節	社会秩序の維持.....	354
第3 章	その他の原子力災害.....	355
第4 章	広域避難の受入れ.....	356
第5 章	災害復旧対策	357

第1編 総則編【共通】

第1章 総 則

第1節 目 的

第1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、東大阪市防災会議が市域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策等の実施すべき大綱を定め、災害発生直後または発生するおそれがある場合に、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。本計画の対象となる区域は、東大阪市全域とする。

本計画では、本市の地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、次のとおり発生し得る災害を想定した。また、複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生する可能性も考慮するものとする。

なお、この計画の構成は次頁のとおり。

一 東大阪市地域防災計画の構成一

第1編 総 則 編【共通】

災害想定

地 震：南海トラフ巨大地震想定震度（震度6弱）を上回る生駒断層直下型地震（震度7）

風水害：台風としては、第2室戸台風（S36・9・16 925ヘクトパスカル）

大雨としては、想定最大規模降雨（138.1mm/hr、683mm/24hr）と同等規模

原子力：近畿大学原子力研究所の事故

業務の大綱、会議、災害対策本部の体制等

第2編 災 害 予 防 対 策 編【共通】

災害に強いまちづくり

都市の防災機能の強化など災害防止を目指した対策

災害に即応できるひとづくり

自主防災組織の育成、ボランティア活動環境の整備など市民の災害対応能力の向上を目指した対策

災害に強いシステムづくり

初動体制、情報収集体制、要配慮者の把握体制、災害時医療体制、消火、救助、救急体制など災害の発生に予め整備すべき対策

災害の予防と減災対策

水害予防計画、火災予防計画など災害を予防し被害を軽減するための対策

第3編 地 震 災 害 対 策 編

初動期の活動

地震発生直後の連絡体制、非常参集、災害本部の立上、避難所の開設等の対策

応急復旧活動期

被害情報の収集、消火・救急・医療など人命救助に係わる対策や飲料水、食料の供給、避難、保健

衛生、福祉活動、都市機能の回復など地震発生直後から速やかに講じるべき対策

災害復旧・復興対策

公共施設の復旧、災害復旧事業に伴う財政援助、被災者の生活再建支援等の対策

付編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第4編 風 水 害 対 策 編

災害警戒期の活動

気象予警報伝達、組織配備体制、関係機関の体制や避難対策等、災害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるために講じる対策

災害発生後の活動（災害対策本部設置後の活動）

被害情報の収集、救助・救急、医療など人命救助に係わる対策や飲料水、食料の供給、避難、保健

衛生、福祉活動、都市機能の回復などの対策

災害復旧・復興対策

公共施設の復旧、災害復旧事業に伴う財政援助、被災者の生活再建支援等の対策

第5編 そ の 他 災 害 対 策 編

地震、風水害以外の「事故等その他災害」の対策をまとめたもの。

航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、高層建築物・市街地災害、林野火災等への対応

「地震災害対策編」、「風水害対策編」を準用した応急対策

第6編 原 子 力 災 害 対 策 編

原子力事業所及びそれ以外からの「原子力災害」に関する対策をまとめたもの。

資 料

地域防災計画第1編から第6編に係わる各種資料及び各種様式等をまとめたもの。

第1節 目 的

第2 防災の課題

本市の既往災害は、火災、豪雨による水害、風水害及び土砂災害が主要なものであった。しかし、生駒断層を直下に抱える本市は、阪神淡路大震災にみられるような直下型大規模地震による災害を想定しておかねばならない。また、平成26年3月に、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）（以下「南海トラフ法」という。）第3条の規定に基づき「南海トラフ地震防災対策推進地域」として指定された。

大規模地震が発生すると、人、建物及びライフライン等に甚大な被害が予想される。これは、地震の規模にもよるが、本市の特徴でもある密集した木造住宅地区の広がりや道路整備状況にも起因する。この解決のため、まず市民が震災に対する危機意識を持ち、十分な災害対応力を備えること、及び地震発生後、即時に災害対策活動を開始することができる体制を整備することが必要である。更に、これと併せ、災害対策活動及び市民の避難に充分に対応できる道路網の整備、災害拡大の原因である密集した住宅地の解消及び災害の拡大を防ぐために有効なオープンスペースの確保と保全並びに消防水利の確保等を長期的視点に立って、整備し続けていかなければならない。

本市では、平成30年6月の「大阪府北部を震源とする地震」、7月の豪雨、9月に襲来した台風第21号により被害が発生し、また、東海豪雨のように近年頻繁に発生する都市部の集中豪雨による都市型水害は、一度発生すればその被害は甚大であり、気象予警報等の情報収集伝達等、減災対策が重要である。

また、南海トラフ地震に関連する情報の市民への適切な提供、さらに、原子力災害については、市内の近畿大学原子力研究所の試験研究炉は極低出力（1W）であるものの、原子力防災体制が必要である。

さらに、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。大災害が発生した場合には、多くの避難者が想定され、食料品や生活必需品等の物資の確保と供給が不可欠であり、第1次避難所として指定した施設整備とともに、物資配送センターの機能も兼ね備えた東大阪市防災倉庫の運用体制の整備を進める。

本市では、都市化の進展に伴う高層化、地下空間の増加、多様な産業形態による多種危険物の使用、石油類、LPガス、化学薬品等の使用量の増加、自動車の増加等による都市構造の変化が、複合的、広域的な災害の発生と被害を増大させる新たな要因を創り出しており、地域防災計画の策定にあたっては、過去の災害を教訓に、都市化、高齢化、情報化、国際化等社会構造の変化を踏まえることが必要である。

【防災】災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。（災害対策基本法第2条第2号）

第2節 防災ビジョン

災害から市域のすべての生命、身体及び財産を保護するための防災ビジョン（理想の将来像）は次のとおりとする。

1. どんな災害にも安心できるまち
2. いつどんな災害にも対処できるひと
3. 災害に対して迅速に対応できる体制

1. どんな災害にも安心できるまち

災害に強い都市構造を持ち、防災機能が確保されている、次のようなまちである。

- (1) 災害が発生しにくいまち
- (2) 被害が拡大しにくいまち
- (3) 安全が確保できるまち
- (4) 災害応急対策活動が容易に行えるまち
- (5) 災害復旧が容易に行えるまち

2. いつどんな災害にも対処できるひと

市民並びに事業所、防災関係機関及び市の職員が、防災に強い関心と深い理解を持ち、災害時における自身の役割を踏まえ、冷静沈着に行動できる、次のようなひとである。

- (1) 災害についての知識と対応力を備え、災害から自分自身を保護できるひと
- (2) 災害時に家族や隣人等の安全を配慮し、他者と協力して助け合えるひと
- (3) 災害時に率先して防災活動に協力・従事できるひと
- (4) 災害時に中心的な役割を果たす本部の防災担当従事者であることを自覚する職員
- (5) 避難所運営、応急手当、防災機器の使用方法等、災害応急対策活動に理解が深いひと

3. 災害に対して迅速に対応できる体制

「もの」（施設、建築物、機器）と「ひと」（市民、職員）が災害に強くなったとしても、「災害に対して迅速に対応できる体制」がなければ、大きな効果は期待できない。このため、次のような防災システムを目標とし、防災体制の確立に努めるものとする。

- (1) 信頼できる情報を迅速に収集伝達できる体制
- (2) 役割を明確化している体制
- (3) 意図を伝達・徹底する体制
- (4) 情報を一元化、共有化出来る体制

第3節 基本施策

第1 施策の柱

本計画において、防災ビジョンを実現するための施策の柱は次のとおりとする。

1. 災害に強いまちづくり
2. 災害に即応できるひとづくり
3. 災害に強いシステムづくり
4. 災害の予防と減災対策

第2 施策の概要

1. 災害に強いまちづくり

- (1) 都市防災化計画
- (2) 建築物等災害予防計画
- (3) 文化財災害予防計画
- (4) ライフライン災害予防計画
- (5) 防災資機材等整備計画
- (6) 地震防災緊急事業五箇年計画
- (7) 東大阪市業務継続計画（BCP）の運用

2. 災害に即応できるひとづくり

- (1) 防災知識普及計画
- (2) 防災訓練計画
- (3) 自主防災体制整備計画
- (4) ボランティア支援計画

3. 災害に強いシステムづくり

- (1) 災害に対する事前周知計画
- (2) 緊急情報収集伝達計画
- (3) 要配慮者配慮計画
- (4) 帰宅困難者支援体制の整備
- (5) 災害時医療体制の整備計画
- (6) 緊急輸送体制の整備計画
- (7) 避難体制の整備計画
- (8) 災害時の基本生活環境の整備計画
- (9) 交通確保体制の整備計画

第3節 基本施策

4. 災害の予防と減災対策

- (1) 水害予防計画
- (2) 火災予防対策の推進計画
- (3) 消火・救助・救急体制の整備計画
- (4) 危険物等災害予防計画
- (5) 原子力災害予防計画
- (6) 土砂災害予防計画

第3 施策遂行上の留意事項

- (1) 長期展望に立つ。
- (2) 自助・共助・公助の考え方を基本に市民合意を目指し、市民、事業所、防災関係機関、行政との協働を図る。
- (3) 短期の成果にこだわらず、着実な推進を続ける。
- (4) 障害には常に挑戦を続け、創意工夫を行う。
- (5) 事業計画、指導等の局面または事務の遂行に際し防災上の観点からの検討も加える。
- (6) 一般施策との協調を図る。
- (7) 危機管理体制を市・関係機関職員及び市民に徹底する。
- (8) 防災情報システム等によるIT化の推進を図る。

第4節 計画の前提条件

第1 自然的条件

1. 地 勢

大阪府東部の内陸部に位置し、西は大阪市に、南は八尾市に、北は大東市に隣接し、東は生駒山を境に奈良県と接している。市域は、東西11.2km、南北7.9kmで、その面積は61.78km²である。地形は、生駒山地の傾斜地を除いて大部分が起伏の少ない標高5m前後の平坦部が広がっており、市内の主要な河川である、恩智川、第二寝屋川が南から北に流れ、寝屋川を経て大阪湾に注いでいる。

方位	地名	経度	方位	地名	緯度
最東	山手町	東経 135°40'44"	最南	大蓮東4丁目	北緯 34°37'56"
最西	足代1丁目	東経 135°33'25"	最北	加納6丁目	北緯 34°42'16"

●資料：国土地理院「日本の東西南北端点の経度緯度」

2. 気 候

本市は、わが国中央部に位置し、瀬戸内性気候に属している関係から、気候は概して温暖で年平均気温は17℃前後である。令和3年から令和7年の過去5年間における最高は38.7℃、最低は-2℃となっている。風向は、大阪湾から時折西寄りの強い季節風が吹くことがあるが、おおむね北東ないし西の風が多く、過去5年間の平均風速は2.4mである。降雨量は、過去5年間における年平均1,431.4mm/年で、令和7年は、6月が最も多く284.5mm/月、次に多かった5月は184.0mm/月を記録している。(気象庁資料から、本市に隣接する北緯34°40.9'、東経135°31.1'地点の気象データに基づく)

3. 地 質

市域の地質は、概ね地形と対応している。低地部は、未固結の砂や粘土からなる沖積層が表層部を被覆している。山麓部は、段丘堆積物や扇状地堆積物等で被われ、山地は基盤岩で領家複合岩類の花崗岩等で構成されている。

(1) 低地部

低地部は、縄文海進時（約4,000～6,000年前）以降に堆積した沖積層が最大層厚20m以上で分布する。なお、砂と泥よりなる沖積層は、一般に細粒分に富み含水比が高く、また、粘土層は非常に軟弱で標準貫入試験値が0 という所が多く、地盤沈下等の素因となっている。

(2) 山麓部

山麓部は、生駒山地より押し出された土石流堆積物や扇状地性堆積物が広く分布しており、砂礫や粘土混り砂を主体とした地盤を構成する。

(3) 山地

領家複合岩類の主として粗粒花崗岩よりなり、生駒山頂部には斑レイ岩が分布する。また本市周辺に、多数の活断層が存在しており、本市山地部及び山麓部を南北には、生駒断層が縦走している。「生駒断層帯の評価」（平成13年5月15日地震調査研究推進本部）によれば、生駒断層は、生駒断層帯（枚方市から羽曳野市までのほぼ南北に延びる全長約38kmの断層帯）を構成する5つの断層（北から田口断層、交野断層、枚方断層、生駒断層、萱田断層）のうち中央部に位置している。

大阪府周辺の活断層

活断層の名称（活動区間）		マグニチュード・M	地震発生可能性 （ランク）
有馬―高槻断層帯		7.5程度	Z
生駒断層帯		7.0～7.5程度	A
六甲・淡路島断層帯	（主部/六甲山地南縁―淡路島東岸）	7.9程度	A
六甲・淡路島断層帯	（主部/淡路島西岸）	7.1程度	Z
上町断層帯		7.5程度	S*
中央構造線断層帯（金剛山地東縁）		6.8程度	Z
中央構造線断層帯（五条谷）		7.3程度	X
中央構造線断層帯（根来）		7.2程度	A

地震調査研究推進本部（※）による活断層をランクごとに表示。（大阪管区气象台提供）

（※）地震活動の評価、地震発生可能性の長期評価、強震動評価及び津波評価を行っている政府の特別機関

地震発生可能性を表すランクについて

Sランク（高い）：30年以内の地震発生確率が3%以上

Aランク（やや高い）：30年以内の地震発生確率が0.1～3%

Zランク：30年以内の地震発生確率が0.1%未満

Xランク：地震発生確率が不明（過去の地震のデータが少ないため、確率の評価が困難）

*は切迫度を表し、地震後経過率0.7 以上のときに付記する。

（リーフレット「活断層の地震に備える-陸域の浅い地震」文部科学省・気象庁作成より提供）

第2 社会条件

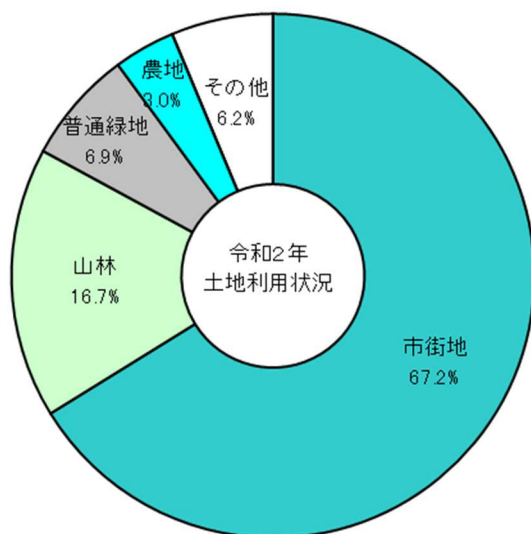
1. 人口

本市の人口は、令和2年国勢調査で、493,940人であり、近年僅かながら減少傾向が続いている。

第4節 計画の前提条件

2. 土地利用

市域61.78km²のうち67.2%が市街地、16.7%が山林、6.9%が普通緑地、3.0%が農地となっている。



市 街 地：一般市街地、商業業務地、工業地、集落地

山 林：山林

普通緑地：公園・緑地、社寺敷地・公開庭園、学校、墓地

農 地：田・休耕地、畑

そ の 他：水面、低湿地・荒蕪地、公共施設、道路・鉄軌道敷、その他空地

第3 災害の想定

災害は、その発生原因により、台風、豪雨、洪水、雨水出水、地震等（南海トラフ地震臨時情報発表時を含む）の自然現象に起因するものと、大規模な火災、爆発、交通事故等の人為的原因により生じるものとに大別することが出来る。この計画の作成にあたっては、本市における地勢、気象、地質等の自然的条件、更には、市街地の状況、危険物の需要の増大など都市構造の特性、並びに過去において発生した各種災害事例や阪神・淡路大震災を勘案するとともに、今世紀前半にも発生が懸念される南海トラフ地震、平成12年の東海豪雨を代表とする都市型水害、近畿大学原子力研究所における原子力災害等を勘案して、市域に発生が予想される災害をおおむね次のように想定した。また、以下の各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

1. 地震による災害

(1) 生駒断層帯地震

大阪府では活断層による直下型地震及び海溝型地震を想定し、下表に示すとおり（府全体の）被害を想定している。

第4節 計画の前提条件

府内全域の活断層及び海溝型地震による被害想定（府実施）

想定地震 項 目		生駒断層帯 地震	南海トラフ 巨大地震	上町断層帯 地震 A	上町断層帯 地震 B	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震
地震 の 規模	マグニチュード	7.3～7.7	9.0～9.1	7.5～7.8	7.5～7.8	7.3～7.7	7.7～8.1
	震度	4～7	5弱～6強	4～7	4～7	3～7	3～7
建物全半壊 棟数	全壊	275,316棟	179,153棟	362,576棟	219,222棟	85,700棟	28,142棟
	半壊	244,221棟	458,974棟	329,455棟	212,859棟	93,222棟	41,852棟
出 火 件 数		176(349)件	272件	268 (538) 件	127(254)件	52(107)件	7(20)件
死傷者数	死者	9,777人	133,891人	12,728人	6,281人	2,521人	338人
	負傷者	101,294人	21,972人	148,833人	90,547人	45,905人	16,194人
罹 災 者 数		1,900,441人	-	2,662,962 人	1,514,995 人	743,066人	229,628人
避難者生活者数		569,129人	1,915,224 人	813,924人	454,068人	217,440人	66,968人
ライフライン	停電	886,814軒	2,341,756 軒	2,003,019 軒	601,271軒	408,322軒	147,911軒
	ガス供給停止	1,420千戸	1,154千戸	2,931千戸	1,276千戸	642千戸	83千戸
	水道断水	489,6万人	832万人	544.6万人	372.0万人	230.0万人	110.5万人
	固定電話不通 (加入者数)	447,174	1,415,000	913,031	417,047	171,112	78,889

（大阪府自然災害総合防災対策(地震被害想定)報告書（平成18年度）より）

※南海トラフ巨大地震は、「大規模地震の想定被害」平成25年度公表

注）出火件数は地震後1時間の件数（ ）は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害（早朝）・火災（夕刻、超過確率1%風速）・交通被害（朝ラッシュ時）によるものの合計・南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会による推計

また府では、府内全域に及び被害想定とともにこれを市町村ごとに想定している。以下の表に本市に係る想定を示す。市は、ここで示される本市に最も大きな影響を及ぼす生駒断層帯地震の想定結果に基づき、避難場所や避難所の整備、緊急物資の整備等を行う。

東大阪市における被害の想定（府実施）

想定地震 項 目		生駒断層帯 地震	南海トラフ 巨大地震	上町断層帯 地震 A	上町断層帯 地震 B	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震
	全壊棟数	64,328棟	11,142棟	29,919棟	5,559棟	660棟	649棟
	半壊棟数	34,924棟	36,627棟	30,856棟	10,624棟	1,570棟	1,506棟
建物被害計		99,252棟	47,769棟	60,775棟	16,184棟	2,230棟	2,155棟
炎上出火件数		47(94)件	19件	13(27)件	1(3)件	0(0)件	0(0)件
死者		2,364人	72人	577人	25人	0人	0人
負傷者		7,999人	3,300人	8,169人	2,940人	408人	336人
罹災者数		336,011人	40,625人	193,018人	47,452人	6,988人	6,026人
避難所生活者数		97,444人	24,375人	55,976人	13,762人	2,027人	1,748人
ライフライン	停電	216,740軒	9,090軒	102,827軒	16,917軒	2,772軒	2,630軒
	ガス供給停止	236千戸	36千戸	236千戸	32千戸	0千戸	0千戸
	水道断水	44.6万人	27万人	30.3万人	15.6万人	8.3万人	3.5万人
	固定電話不通 (加入者数)	94,136	8,024	12,551	12,551	6,973	6,973

（大阪府自然災害総合防災対策(地震被害想定)報告書（平成18年度）より）

※南海トラフ巨大地震は、「大規模地震の想定被害」平成25年度公表

第4節 計画の前提条件

注) 出火件数は地震後1時間の件数()は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害・火災・交通被害によるものの合計

(2) 南海トラフ巨大地震(海溝型地震)

南海トラフ地震は、概ね100～150年間隔で繰り返し発生しており、前回の南海トラフ地震(昭和東南海地震(1944年)及び昭和南海地震(1946年))が発生してから70年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきている。(気象庁ホームページから)

南海トラフ沿いで発生する地震に対しては、これまで東海地震と東南海・南海地震のそれぞれについて「東海地震対策大綱」、「東南海・南海地震対策大綱」等の諸計画を策定し、個別に対策を進めてきた。しかしながら、最新の科学的知見を踏まえ、①南海トラフ沿いで東海、東南海、南海地震の同時発生を想定する必要があることを考慮し、政府は、南海トラフ地震対策を推進するため、平成24年8月及び平成25年3月に被害想定等を公表したほか、平成25年5月には具体的な対策を「南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)」として取りまとめた。また、同年11月に、南海トラフ地震による災害から国民の生命や財産を保護することを目的として、南海トラフ法が議員立法により改正・成立し、同年12月に施行された。

この南海トラフ法に基づいて、平成26年3月、震度6弱以上の地域や津波高3m以上で海岸堤防が低い地域等を「南海トラフ地震防災対策推進地域」として指定(1都2府26県707市町村)した。

2. 台風による災害

本市が位置する寝屋川流域における台風の被害は、第二室戸台風(昭和36年9月16日:中心気圧925ヘクトパスカル、最大風速60メートル、室戸岬で最大瞬間風速84.5メートル)によるものが最大で、床上浸水7,673戸、床下浸水9,064戸が挙げられる。この台風による被害は、台風の中心が本市西側の大阪湾を北上し、強い暴風雨と高潮によって発生したものである。

現在、寝屋川河口の安治川大水門・尻無川大水門・木津川大水門の完成等によって、寝屋川からの高潮災害は防がれている。しかしながら、寝屋川流域の約3/4は雨水が自然に河川に流れ込まない内水域であり、さらに、雨水の出口は寝屋川の京橋口1ヶ所であるため内水氾濫の発生する可能性があるのと同時に外水氾濫の発生可能性もあることから、

(1) 第二室戸台風と同等の規模の台風

(2) 大潮の時期にこれまで経験のない規模の台風が府域付近に上陸し、府域への最接近が満潮の時間帯に重なるなど、想定しうる最大規模の高潮が見込まれる場合

のいずれかを想定する。

注) 外水氾濫: 河川堤防からの越水、破堤等による氾濫

内水氾濫: 下水道排水ポンプ等の能力以上の降雨があった場合の排水不良による浸水

3. 集中豪雨による災害

平成12年9月11日から12日に、名古屋市及びその周辺地域に発生した記録的な集中豪雨は、時間雨量93mmで年間降水量の約3分の1が1日で降るという記録的な豪雨により外水氾濫と内水氾濫が発生し、都市機能が麻痺する甚大な被害が発生した(以下「東海豪雨水害」という。)

これを受け、国は「都市型水害に関する緊急提言(平成12年11月9日)」を公表し、平成13年7月には、洪水予報河川制度の拡充や浸水想定区域制度の創設および洪水ハザードマップ作成の推進など

第4節 計画の前提条件

を骨子とした水防法の改正を実施した。大阪府は諮問機関として「大阪府都市型水害対策検討委員会」を設置し、寝屋川流域における浸水予測（シミュレーション）を実施した。具体的には、昭和32年6月に八尾で観測した戦後最大実績降雨（寝屋川流域の日総雨量311.2mm）及び東海豪雨（2日間雨量567mm）を降雨条件とした浸水想定区域図が作成されている。降雨条件が東海豪雨の場合、主に市北西の第二寝屋川沿いで0.5m～2.0m浸水すると想定される地域があるが、それ以外のほとんどが0～0.5mの浸水想定である。

その後、平成27年5月に水防法の改正を受けて、大阪府が平成30年度末時点での対象河川の河道や対象流域における治水施設等の整備状況等を勘案し、想定最大規模降雨（138.1mm/hr、683mm/24hr：概ね1000年以上に一度発生する確率の降雨）の浸水予測（シミュレーション）をもとに、洪水リスク表示図を作成した。

本市においては、このシミュレーションの想定最大規模降雨と同等規模の想定とする。

4. 土砂災害

平成25年9月15日から16日の台風第18号による大雨（連続雨量251mm）により、善根寺町6丁目で崖崩れが発生し、阪奈道路が通行止めとなり、崖崩れの対象地域に避難指示を発令した。幸いにして負傷者はなかったものの、全壊家屋1棟、半壊家屋1棟の被害が発生した。

また、その後も平成29年10月の台風第21号、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）により、善根寺町6丁目、日下町8丁目、五条町、上六万寺町などで崖崩れが起こり、被害が発生した。

豪雨により発生の可能性がある土砂災害防止法で定められる土砂災害（特別）警戒区域における急傾斜地の崖崩れや土石流、生駒山地、山麓地域の急傾斜地崩壊危険箇所及び建築基準法で定められる災害危険区域での崖崩れ、土石流危険渓流からの土石流、山地災害危険地区からの土砂流出や山腹の崩壊、宅地造成工事規制区域における崖崩れや土砂の流出を想定する。また、地震による上記の崖崩れ、山腹の崩壊を想定する。

5. 原子力災害

原子力災害とは、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第2条第4号でいう原子力事業所（以下「原子力事業所」という。）の原子炉の運転等（原子炉の運転、核燃料物質の加工、核燃料物質の使用、これらに付随して行われる運搬）により、放射性物質及び放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬時の場合は輸送容器外）へ放出された事態（原子力緊急事態）により、市民の生命、身体または財産に生ずる被害をいう。

また、原子力事業所以外の事業所等において、放射線等が異常な水準で事業所外へ放出された事態により、市民の生命、身体または財産に生ずる被害（放射線災害）を含む。

(1) 原子力事業所の概要

東大阪市に係る原子力事業所は、次の表のとおりである。

名称	施設概要	所在地	原災法上の位置付け
近畿大学 原子力研究所	試験研究炉 (熱出力1W)	東大阪市小若江3-4-1	原災法第2条第3号ロ（原子炉の設置許可を受けた者）

(2) 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

第4節 計画の前提条件

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」において、各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮して設定することが基本とされており、原子力施設の種類に応じ、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）が定められている。

当該指針を踏まえると、大阪府地域防災計画（原子力災害対策編）においても、近畿大学原子力研究所は、重点区域を設定することを要しない原子力施設としている。

(3) 近畿大学原子力研究所（原子力事業所）の災害（事故）想定

原子炉施設においては、気体状のクリプトン、キセノンの希ガス及び揮発性の高いヨウ素のような放射性物質及びガンマ線等の放射線の放出形態が想定される。原子力事業所では、そこで取り扱われる放射性物質の種類、量、使用方法や「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）」による国の安全審査で想定される事故がそれぞれ異なる。

大阪府地域防災計画（原子力災害対策編）において、当該施設の災害（事故）は、原子炉等規制法による国の安全審査において採用される最大規模の事故を基本として整理されており、同計画では、「近畿大学原子力研究所の試験研究炉は熱出力が極めて小さいため、原子力事業所外で屋内退避を必要とするような被ばくが生じることは考えがたい」としている。

(4) 原子力事業所以外の災害（事故）想定

放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「RI規制法」という。）第18条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者をいう。）等は、本計画に準じて必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講じるよう努めるものとする。

RI規制法第17条に規定する放射性同位元素取扱事業所については、核燃料物質でないため、臨界のおそれのない施設であるが、防災対策の観点から、原子力事業所に対する原子力防災対策に準じる対策を講じておけば十分に対応できる。

(5) 核燃料物質等の事業所外運搬中の災害（事故）想定

核燃料物質等の事業所外運搬中の事故により、放射性物質及び放射線が放出された場合を想定する。

6. 大規模火災

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった延焼火災災害や本市東部に存在する生駒山系の林野火災災害を想定する。

7. 危険物の爆発等による災害

爆発火災は、化学工場をはじめ多くの事業場で発生しており、いったん発生すると建物や機械設備を大きく破壊するとともに、一時に多くの被害者を出す例が多い。爆発災害の大部分は、可燃性ガス・蒸気によるものであるが、これは可燃性ガス・蒸気と空気または酸素とが混合されたところに点火源を与えると、ごく短時間で爆発現象が起こり、発生した爆発圧力で大きな被害をもたらすものである。

第4節 計画の前提条件

また、最近では染料、医薬品、農薬、触媒等の製造分野のいわゆるファインケミカル（※）においてもこの種の災害が多く発生している。ファインケミカルにおいては、製造、貯蔵、運搬等の取扱い条件によっては、爆発や激しい反応を起こす危険性を有しているためである。このため、本市に存在する工場等からの多様な爆発による災害を想定する。

（※）【ファインケミカル】

一般にファインケミカル製品としては、医薬品、写真感光剤、有機顔料、界面活性剤、合成食品、農薬、塗料、染料、接着剤、合成洗剤、化粧品などがあり、ジアゾ化合物、過酸化物等の反応性の高い化学物質や、反応性や分解性等に関して十分解明されていない化学物質が多く使用されている。

8. 交通災害

本市には、近畿自動車道や阪神高速道路13号東大阪線、第二阪奈道路などの自動車専用道路の他、大阪外環状線（国道170号）や大阪中央環状線（府道2号）、国道308号などの幹線道路が存在する。このような道路では、多重衝突事故等の大規模な事故の発生が懸念される。

また、鉄道ではＪＲ学研都市線、ＪＲおおさか東線、大阪メトロ中央線やそれに続く近鉄けいはんな線、さらに近鉄大阪線や近鉄奈良線の路線がある。鉄道での災害は、衝突や脱線、転覆、トンネル内での火災等の事故の発生が懸念される。

本市では空港は無いものの、近郊の八尾空港や大阪伊丹空港などが有り、本市上空に主要な航空路が設定されているため、航空機の墜落等も考慮する必要がある。

本市の交通災害に対する想定は、上記の事項を踏まえたものとする。

第5節 防災関係機関等、市民及び事業所の責務

1. 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎自治体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害情報の共有をはじめ大阪府との緊密な連携を図り、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。また、市民及び事業者の防災意識の高揚を図り、防災活動を促進するため、広報・啓発に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言に努める。

2. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう協力、助言等を行う。

3. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

4. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市及び防災関係機関の防災活動に協力する。

5. 市民・事業所

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。市民及び事業所は、自助、共助の理念のもと、平常時から災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努める。

(1) 市民

平常時から食料、飲料水その他生活必需品の備蓄、避難場所、避難経路や家族との安否確認方法の確認、家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止、自ら所有する建築物の安全性の向上等、災害に対する備えを心がけるとともに、防災関係機関や地域が行う防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承など地域における市民相互の協力体制の構築に努める。

また、災害時には自らの安全を守るように行動し、初期消火、近隣の負傷者・要配慮者への支援、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力を努めるものとする。

(2) 事業所

事業所は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）や非常時マニュアル等の整備に努めるとともに、防災体制の整備、食料・飲料水等物資の備蓄、防災訓練、事業所の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止、予想被害からの復旧計画作成、各計画の点検・見直し等を実施するなど企業防災の推進に努めなければならない。市は、商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

また、災害時における協定締結等、災害応急対策、復旧及び復旧事業の円滑な遂行支援に努める。

第6節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

1. 市及び大阪府

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
東大阪市	東大阪市の地域に係る災害予防事業の推進に関する事	東大阪市の地域に係る災害応急対策に関する事	東大阪市の所管に属する施設等の復旧に関する事
大阪府	大阪府の地域に係る災害予防事業の推進に関する事	大阪府の地域に係る災害応急対策に関する事	大阪府の所管に属する施設等の復旧に関する事

2. 大阪府枚岡・河内・布施警察署（以下「大阪府警察」という。）

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
大阪府警察	1 情報の収集・伝達体制の整備に関する事。 2 交通の確保に関する体制の整備に関する事。	1 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関する事 2 被災者の救出救助及び避難指示に関する事 3 交通規制及び管制に関する事 4 広域応援等の要請及び受入れに関する事 5 遺体の検視(死体調査)等の措置に関する事 6 犯罪の予防及び取締り、その他治安の維持に関する事	1 交通規制及び管制に関する事 2 犯罪の予防及び取締り、その他治安の維持に関する事

3. 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
近畿総合通信局	非常通信体制の整備に関する事	1 災害時における電気通信の確保に関する事 2 非常通信の統制管理に関する事 3 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事	
大阪管区気象台	気象、地象、水象等に関する観測、予報、警報の発表及び伝達に関する事	同左	—
近畿農政局 大阪府拠点		応急食料品及び米穀の供給に関する事	—
東大阪労働基準監督署		災害時の応急工事等における労働災害防止についての事業場等への監督指導に関する事	労働者の災害補償に関する事

4. 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊 第3師団	地域防災計画に係る訓練の参加協力に関する事	1 災害応急対策の支援協力に関する事	—

第6節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

		2 緊急時モニタリングの支援に関すること	
--	--	----------------------	--

5. 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
西日本旅客鉄道株式会社阪奈支社	市内鉄道施設の整備と防災管理に関すること	災害時の鉄道施設の応急復旧、緊急輸送対策及び鉄道通信施設利用の協力に関すること	被災鉄道施設の復旧に関すること
NTT西日本株式会社関西支店	電気通信施設の整備と防災管理に関すること	1 災害時の非常通信の調整確保及び気象予報の伝達、電気通信施設の応急復旧等に関すること 2 災害用伝言ダイヤルの提供に関すること 3 特設公衆電話の開設 に関すること	被災公衆電気通信施設の災害復旧に関すること
西日本高速道路株式会社 関西支社	市内の所轄道路の整備と防災管理に関すること	1 被災所轄道路の応急復旧に関すること 2 道路施設の応急点検体制の整備及び災害時の交通規制や輸送の確保に関すること	被災所轄道路の復旧に関すること
阪神高速道路株式会社	市内の所轄道路の整備と防災管理に関すること	1 被災所轄道路の応急復旧に関すること 2 道路施設の応急点検体制の整備及び災害時の交通規制や輸送の確保に関すること	被災所轄道路の復旧に関すること
大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部	ガス施設の整備と防災対策に関すること	1 災害時のガスによる二次災害防止に関すること 2 災害時のガス供給の確保及びガス施設の応急復旧に関すること	被災ガス施設の復旧に関すること
日本通運株式会社 淀川大阪東支店	－	災害時におけるトラックによる救助物資の輸送協力に関すること	－
関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社	電力施設の整備と防災管理に関すること	災害時の電力供給確保及び電力施設の応急復旧に関すること	被災電力施設の復旧に関すること
地方独立行政法人 市立東大阪医療センター	1 災害医療活動に関する職員の教育及び訓練に関すること 2 災害時医療活動に係る資機材の整備、備蓄に関すること	災害時における医療救護の活動に関すること	同左
土地改良区 (東大阪市拾六個土地改良区、築留土地改良区、その他土地改良区)	水門及び水路の整備と防災管理に関すること	1 農地及び農業用施設の被害調査に関すること。 2 湛水防除活動に関すること。	被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関すること
水防事務組合	1 水防団員の教育及び訓練	災害時における水防活動計画	被災河川施設の復旧の推進に

第6節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

恩智川水防事務組合 淀川左岸水防事務組合 大和川右岸水防事務組合	練に関すること 2 水防資機材の整備、備蓄 に関すること	の実施に関すること	関すること
近畿日本鉄道株式会社 近鉄バス株式会社	市内の鉄道及びバス施設の 整備と防災管理に関すること	災害時の緊急輸送の協力及び 施設の応急復旧に関すること	被災鉄道施設の復旧に関する こと
大阪市高速電気軌道株式会社 (大阪メトロ)	市内電気軌道施設の整備と 防災管理に関すること	災害時の電気軌道施設の応急 復旧、緊急輸送対策及び電気 軌道通信施設利用の協力に関 すること	被災電気軌道施設の復 旧に関すること
一般社団法人 大阪府トラック協会 東大阪支部	－	災害時におけるトラックによ る救助物資の輸送協力に関す ること	－
日本郵便株式会社 枚岡郵便局 河内郵便局 布施郵便局	－	災害時における郵便業務及び 窓口業務の確保に関すること	同左
一般社団法人 枚岡医師会 河内医師会 布施医師会	－	1 災害時における救護活動に 関すること 2 負傷者に対する医療活動に 関すること	－
一般社団法人 東大阪市西歯科医師会 東大阪市東歯科医師会	－	1 災害時における救護活動に 関すること 2 被災者に対する歯科保険医 療活動に関すること	－
一般社団法人東大阪市 布施薬剤師会 河内薬剤師会 枚岡薬剤師会	－	1 災害時における救護及び公 衆衛生の活動に関すること 2 医薬品の確保及び供給に関 すること	－
公益社団法人 大阪府看護協会	－	1 災害時における救護及び公 衆衛生の活動に関すること 2 被災者に対する看護活動に 関すること	－
株式会社 ジェイコムウエスト 東大阪局	防災知識の普及等に関する こと	1 災害時における広報に関す ること 2 緊急放送・広報体制に関す ること 3 気象予報・警報・避難情報 等の放送周知に関すること	被災放送施設の復旧事業の推 進に関すること

6. 原子力事業者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
近畿大学原子力研究所	1 原子力事業所及びその周 辺等の安全性の確保に関す ること 2 原子力防災組織の設置及 び原子力防災要員の配置に関 すること	1 災害情報の収集伝達及び 通報連絡に関すること 2 原子力緊急事態応急対策 (原子力災害合同対策協議会 への参加を含む。)の実施に 関すること	－

第6節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

	3 特定事象(原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象(以下「特定事象」という。))及び原子力緊急事態時の情報の収集、連絡体制の整備に関すること 4 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備・維持に関すること 5 大阪府東大阪オフサイトセンター(Off-SiteEmergencyManaging Control Center)、以下「OFC」という。)への資料の提出に関すること 6 防災教育及び防災訓練の実施に関すること 7 原子力防災知識の普及、啓発に関すること 8 環境放射線監視への協力に関すること	3 緊急時モニタリングへの協力に関すること 4 緊急時医療活動への協力に関すること 5 他の原子力事業者への協力に関すること 6 その他、大阪府・関係市町村等が実施する原子力防災対策への協力に関すること	
--	--	--	--

7. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
東大阪市赤十字奉仕団	－	災害時における医療、助産等救護の協力及び避難所開設時における協力に関すること	－
東大阪商工会議所 東大阪市商店会連合会 市内農業協同組合	－	災害時における物価安定についての協力及び救助物資、復旧資材の確保等の協力に関すること	－
危険物等の取り扱い施設	危険物等の防災管理に関すること	災害時における危険物等の保安措置に関すること	－
ため池管理者	ため池の整備と防災管理に関すること	ため池の被害調査に関すること	－
その他公共的活動を営むもの	－	市が行う防災活動について、公共的業務に応じた協力に関すること	－

第7節 防災体制部局、班の事務分掌

防災体制部局、班の事務分掌は次のとおりとする。この内容は、あくまで基本的なものであり、防災体制部局、班は、これに限定することなく柔軟に対応するものとする。また、この防災体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる動員体制の整備に努める。

なお、防災体制とは、本部設置時の市における体制であり、準警戒配備、警戒配備の本部を設置す

第 7 節 防災体制部局、班の事務分掌

るに至らない場合は、本部体制に準じた体制をとる。

今後、業務継続計画（ＢＣＰ）の運用を重ねていく中で、特別非常時優先業務の庁内組織での横断的な人員の配置を構築し、新たに防災班体制を確立していく。

第 1 編 総則編【共通】 第 1 章 総 則

第 7 節 防災体制部局、班の事務分掌

共通事項

防災体制班	予防活動
総務班もしくは○のある組織	・連絡会議に関すること ・部局内招集計画の作成に関すること ・部局内の防災対策の総括に関すること ・部局内の災害時活動マニュアルの総括に関すること ・受援用個別マニュアルの策定に関すること ・災害時応援団体、事業者等との協定締結・事前調整等に関すること ・部局内の連絡調整に関すること ・防災に係る普及啓発に関すること
事務局各班 (総務班もしくは○のある組織を除く)	・班内の災害時活動マニュアルの策定に関すること ・防災対策の運営支援に関すること ・災害時応援団体、事業者等との協定締結・事前調整等に関すること ・防災に係る普及啓発に関すること
活動組織各班 (総務班もしくは○のある組織を除く)	・班内の災害時活動マニュアル(所管施設を含む)の策定に関すること ・受援用個別マニュアルの策定に関すること ・災害時応援団体、事業者等との協定締結・事前調整等に関すること ・防災対策の運営支援に関すること ・防災に係る普及啓発に関すること

事務分掌(予防活動)

本部組織	局	部	室・課	防災体制班	予防活動	
事務局	危機管理室			指揮班	・防災対策の企画に関すること ・自主防災組織の育成に関すること ・防災訓練に関すること ・防災会議に関すること ・連絡会議に関すること ・防災行政無線の運用統制及び非常緊急通信に関すること ・災害関連情報の収集に関すること ・事務局の運営マニュアルに関すること ・避難所配備職員の選出の調整に関すること	
		市長公室	秘書課	総務班	・共通事項	
	政策調整室		総括班	・各部総務班の情報取りまとめに関すること		
	内部統制推進室			・共通事項		
	広報課		広報班	・防災にかかる市民への広報・啓発活動及び情報伝達に関すること		
	市政情報相談課	・防災にかかる市民等の要望、相談等の受付に関すること ・共通事項				
	企画財政部	企画室 企画課	総務班	・防災にかかる市政への反映に関すること ・共通事項		
		企画室 行財政改革課 財政課	事務局応援班	・行政組織部局内の連絡調整に関すること ・共通事項		
		資産経営室	管理班	・庁舎、施設等の防災・防火体制の管理に関すること ・応急仮設住宅の建設用地の選定に関すること ・ため池（財産区）の防災に関すること ・共通事項		
	行政管理部	法務文書課	総務班	・共通事項		
		職員課 人事課 給与福利課	人事班	・避難所配備職員、要配慮者調査員の選出に関すること ・職員の参集状況の把握に関すること ・他の市町村への応援職員の派遣に関すること ・職員の防災研修に関すること ・職員の防災活動にかかる食料・飲料水等の備蓄に関すること ・共通事項		
				契約検査室	運営支援班	・災害時物資調達に関する事業者との連携に関すること ・共通事項
				情報政策室	情報管理班	・情報通信基盤の整備に関すること ・共通事項
		統計班	・情報の整理、管理に関すること ・共通事項			
		危機管理室、市長公室、企画財政部、行政管理部				受援班
	出納室○				出納班	・共通事項
	議会事務局		庶務課○ 議事調査課	議会班	・東大阪市議会ＢＣＰ（業務継続計画）に関すること ・共通事項	
活動組織	指名職員			要配慮者調査員 避難所配備職員	・避難行動要支援者の実態把握に関すること ・避難所開設方法の習熟に努めること	

第1編 総則編【共通】 第1章 総 則

第7節 防災体制部局、班の事務分掌

本部組織	局	部	室・課	防災体制班	予防活動
活動組織	人権文化部	市民生活部	文化のまち推進課○ 文化財課 多文化共生・男女共同参画課 人権室 長瀬人権文化センター 荒本人権文化センター	人権文化支援班	・外国人に向けた防災情報の提供に関すること ・共通事項
			市民生活総務課	総務班	・罹災証明書交付に関する体制整備及び事務の習熟に関すること ・共通事項
			市民課 行政サービスセンター	市民対応班	・罹災証明書交付に関する体制整備及び事務の習熟に関すること ・共通事項
			市民室 消費生活センター 医療保険室 国民年金課 医療助成課	避難所応援班	・避難所開設方法の習熟に努めること ・罹災証明書交付に関する体制整備及び事務の習熟に関すること ・共通事項
			地域活動支援室	避難所班	・避難所開設方法の習熟に努めること ・災害時物資供給及び災害時物資配送センター運営の協力に関すること ・共通事項
			公民連携協働室○		
	税務部	都市魅力産業 スポーツ部	税制課○ 市民税課 固定資産税課 納税課	家屋被害認定 調査班	・家屋被害認定調査の習熟に関すること ・共通事項
			産業総務課○ モノづくり支援室 商業課 労働雇用政策室 農政課 国際観光室 スポーツのまち推進室	物資調整班	・関係機関、民間の応援団体及び民間業者等への協力依頼に関すること ・物資配送センター運営マニュアルに関すること ・人権文化部と連携して行う、観光や経済活動で来訪する外国人への避難行動の啓発に 関すること ・共通事項
	選挙管理委員会事務局○ 監査委員事務局○ 公平委員会事務局○ 農業委員会事務局○		搬送支援班	・共通事項	
	福祉部	生活支援部	地域福祉課	総務班	・福祉体制の充実整備にかかる部内及び関係部局との調整に関すること ・要配慮者調査員の選出の調整に関すること ・避難行動要支援者の情報収集及び名簿作成に関すること ・災害ボランティアセンターのボランティア受入れに関すること ・共通事項
			指導監査室 障害者支援室 高齢介護室	福祉班	・福祉関係機関、施設等への協力依頼に関すること ・共通事項
			生活福祉室○ 福祉事務所（３ヶ所）		
	子どもすこや か部	健康部	こどもまんなか政策課○ こども・こそだて応援課 こども施設監査課 保育施設課 保育給付課 保育利用相談課 はぐくむこどもセンター 児童相談所設置準備室	保育班	・保育所、認定こども園の災害時活動マニュアル等に基づく訓練に関すること ・共通事項
			保健 所	地域健康企画課 環境業務課（業務担当）	総務班
	食品衛生課 環境業務課（環境担当） 環境衛生検査センター	衛生班		・健康被害の発生源となる施設の把握調査及び啓発に関すること ・共通事項	
	健康づくり課 母子保健課・感染症対策課 保健センター（３ヶ所）	保健班		・災害時における心のケア等の対策に関すること ・共通事項	
	斎場管理室	処理班		・災害時の遺体の収容、処理に関すること ・共通事項	

第7節 防災体制部局、班の事務分掌

本部組織			局	部	室・課	防災体制班	予防活動
活動組織	健康部	市立東大阪医療センター	法人本部 事務局 医務局 看護局 医療技術局 薬剤部 医療の質・安全管理部 地域医療連携室			医療班	・災害医療活動に関する職員の教育及び訓練に関すること ・災害時医療活動に係る資機材の整備、備蓄に関すること ・共通事項
			環境部	環境企画課		総務班	・環境に関する部内及び関係部局との調整に関すること ・共通事項
				循環社会推進課		清掃班	・災害廃棄物処理体制の確保に関すること ・共通事項
				環境事業課			
				環境事業所（4ヶ所）			
				美化推進課			
			公害対策課		公害対策班	・公害危険対象物の把握調査及び関係事業所への啓発に関すること ・共通事項	
			産業廃棄物対策課				
			都市計画室◎			計画班	・都市づくりに関すること ・土木部、建築部への応援に関すること ・共通事項
			交通戦略室◎			交通班	・土木部、建築部への応援に関すること ・共通事項
	土木部	道路管理室◎ 道路整備室 河川課		土木班	・災害発生危険箇所の把握調査に関すること ・共通事項		
		土木工営所 土木工営所 東分室 土木工営所 西分室		工営所班	・災害発生危険箇所の把握調査に関すること ・土砂災害、水害等に係る防災に関すること ・共通事項		
		みどり景観課 公園課		公園班	・共通事項		
		建築部	住宅政策室◎ 住宅改良室 市街地整備課 建築営繕室 建築指導室		建築班	・危険建築物の把握調査に関すること ・共通事項	
			上下水道局	水道総務部	総務課 管財課 水道経営室	水道総務班	・防災対策に係る局内及び関係部局との調整の総括に関すること ・事務局及び上水道部内の調整の総括に関すること ・他都市等との応援協定に関すること ・共通事項
	お客様サービス室				応急給水班	・応急給水にかかる事前計画に関すること ・応急給水の実施に関すること ・共通事項	
	水道施設部			配水施設課	水道施設班	・配水施設の把握調査、安全確認、応急復旧、資材・資料等の整備に関すること ・応急復旧にかかる事前計画に関すること ・共通事項	
		水道整備室 水道管理室		水道管路班	・管路の把握調査、安全確認、応急復旧、資材・資料等の整備に関すること ・応急復旧にかかる事前計画に関すること ・共通事項		
	下水道部	下水道総務室総務契約課		下水道総務班	・下水道部内の調整の総括に関すること ・総合治水の総括に関すること ・下水道に係る災害時活動マニュアルに関すること ・共通事項		
		下水道総務室経営管理課 サービス推進室 下水道維持管理課 計画課 建設課 下水ポンプ施設課		下水道班	・下水道溢水等に係る防災の総括に関すること ・災害発生危険箇所の把握調査に関すること ・排水施設の把握調査、安全確認、応急復旧、資材・資料等の整備に関すること ・管路の把握調査、安全確認、応急復旧、資材・資料等の整備に関すること ・共通事項		
		教育委員会事務局		教育政策室 みらい教育室 施設整備室		総務班	・共通事項
				学校教育部		教育救援班	・学校教育にかかる災害時活動マニュアル及び防災教育に関すること ・応急教育の事前計画に関すること ・教職員との防災対策にかかる連絡調整に関すること ・地域主催の防災訓練への参加等、教職員の防災対策にかかる地域との連携に関すること ・共通事項
	社会教育部			教育応援班	・各種施設にかかる災害時活動マニュアル等に基づく訓練に関すること ・共通事項		

第 1 編 総則編【共通】 第 1 章 総 則

第 7 節 防災体制部局、班の事務分掌

本部組織	局	部	室・課	防災体制班	予防活動
活動組織	消 防 局	総務部	総務課	総務班	・ 消防力の整備に関すること ・ 消防団に関すること ・ 他都市等との応援協定の締結に関すること ・ 共通事項
			人事課	人事班	・ 共通事項
		警防部	予防課	予防班	・ 市民・自主防災組織等への防災意識啓発に関すること ・ 事業所等の予防査察に関すること ・ 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、危険物等の防災措置に関すること ・ 予防広報に関すること ・ 共通事項
			警防課	警防班	・ 災害防ぎよ、人命救助等の訓練に関すること ・ 自主防災組織の訓練に関すること ・ 各種災害消防活動マニュアルに関すること ・ ヘリコプターの運用等に関すること ・ ヘリコプターの運用等に関すること ・ 広域応援等に関すること ・ 消防水利の整備等に関すること ・ 警防計画に関すること ・ 共通事項
			救急課	救急班	・ 救急等の訓練に関すること ・ 救急等のマニュアルに関すること ・ 市民、自主防災組織、市職員等への応急手当等の指導に関すること ・ 各関係機関との連携に関すること ・ 共通事項
			指令室	通信班	・ 局内の招集計画に関すること ・ 通信指令に関すること ・ 共通事項
		消防署			・ 管轄区域の消防団に関すること ・ 署内の招集計画に関すること ・ 災害に係る消防活動に関すること ・ 防火管理体制に関すること ・ 消防水利の整備、確保、保護手入れ等に関すること ・ 機械器具の整備保全に関すること ・ 市民、自主防災組織、行政組織部局職員等への応急手当等の指導に関すること ・ 災害防御、人命救助、救急等の訓練に関すること ・ 共通事項

第 1 編 総則編【共通】 第 1 章 総 則

第 7 節 防災体制部局、班の事務分掌

共通事項

防災体制班	災害対策活動
総務班もしくは〇のある組織	・職員の災害連絡体制、非常招集及び参集状況の報告に関する事 ・所管施設、設備等の安全確認と被害状況の把握に関する事 ・人的、物的応援要請要求及び受入れに関する事 ・事務局との連絡調整及び連絡会議に関する事 ・部局の災害活動の総括に関する事 ・部局内各班の活動指示、応援及び補完に関する事 ・部局内の連絡調整に関する事 ・部局内の他の班に属さないこと ・事務局の指示のもと、他部局の支援に関する事 ・事務局の運営支援に関する事
事務局各班 (総務班もしくは〇のある組織を除く)	・事務局の運営支援に関する事 ・部局の支援及び事務局の支援のもと、他部局の支援に関する事
活動組織各班 (総務班もしくは〇のある組織を除く)	・避難所への避難誘導に関する事 ・避難情報等に伴う市民の退き避難誘導に関する事 ・被災者の救出活動に関する事 ・負傷者の搬送に関する事 ・人的、物的応援要請要求及び受入れに関する事 ・班内の連絡体制に関する事 ・部局の支援及び事務局の指示のもと、他部局の支援に関する事

事務分掌（災害対策活動）

本部組織	局	部	室・課	防災体制班	災害対策活動
事務局	市	長	危機管理室	指揮班	・災害対策本部に関する事 ・本部長等の諮問事項に関する事 ・災害関連情報の掌握に関する事 ・原子力災害活動時における「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」の総括に関する事 ・連絡会議に関する事 ・部局内調整会議及び事務局調整会議に関する事 ・大阪府災害対策本部との連絡調整に関する事 ・防災会議に関する事 ・大阪府、自衛隊等への応援要請及び調整に関する事 ・災害対策の総括に関する事 ・防災行政無線の運用統制及び非常・緊急通信に関する事 ・動員配備体制に関する事 ・ヘリコプター発着基地に関する事
			秘書課	総務班	・本部長、副本部長の秘書に関する事 ・災害視察者等の応接に関する事 ・被災地の視察及び慰問に関する事 ・共通事項
			政策調整室 内部統制推進室	総括班	・各部総務班の情報取りまとめに関する事 ・災害対策本部の運営支援・庶務に関する事 ・部局内調整会議及び連絡会議の庶務に関する事 ・共通事項
			広報課 市政情報相談課	広報班	・災害及び災害対策活動の記録に関する事 ・災害に係る広報活動に関する事（市外部に対して支援を求める情報発信を含む） ・避難情報等に伴う対象地域への広報に関する事 ・原子力災害活動時における「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」の広報班に関する事 ・報道機関との連絡調整に関する事 ・防災関係機関広報担当との連絡調整に関する事 ・災害写真撮影及び記録等の作成に関する事 ・災害に係る市民相談及びその情報化、報告に関する事 ・共通事項
			企画室 企画課	総務班	・義援金の配分に関する事 ・災害復旧の総括的計画に関する事 ・防災関係機関又は指定公共機関（公共交通機関を除く）との連絡調整及び活動状況についての掌握に関する事 ・共通事項
			企画室 行財政改革課 財政課	事務局応援班	・災害関係予算に関する事 ・事務局の他の班に属さないこと ・部の非常招集及び配置に関する事 ・共通事項
			資産経営室	管理班	・庁舎、施設等の被害状況の把握とその対応に関する事 ・車両の確保と運行管理計画及び実施に関する事 ・本庁舎 2 4 時間電話交換業務の実施に関する事 ・ため池（財産区）の被害調査に関する事 ・共通事項

第 1 編 総則編【共通】 第 1 章 総 則

第 7 節 防災体制部局、班の事務分掌

本部組織	局	部	室・課	防災体制班	災害対策活動
事務局	行政管理部	法務文書課	総務班		・原子力災害活動時における「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」の運営支援に関するこ と ・災害に係る諸証明の総括に関すること ・災害救助法の運用申請に関すること ・共通事項
					・職員の健康管理に関すること ・職員の動員配備に関すること ・各部・班の活動状況の掌握に関すること ・災害対策要員の確保に関すること ・災害対策に係る市職員の給与に関すること ・災害対策要員備蓄物資等の配分に関すること ・被災職員、家族の調査に関すること ・職員再配置及び各部・班間の調整等に関すること ・共通事項
		契約検査室	運営支援班		・物資の調達計画作成、購入契約（搬送を含む）に関すること ・共通事項
		情報政策室	情報管理班		・情報通信基盤の確保・復旧に関すること ・危機管理センターの運営補助に関すること ・共通事項
			統計班		・情報の整理、管理に関すること ・災害の統計に関すること ・共通事項
	危機管理室、市長公室、企画財政部、行政 管理部		受援班		・大阪府、協定市町村等への応援要請、調整等に関すること ・避難所の物資（飲料水、食料、生活必需品等）の需要の把握と供給等の集約に関すること ・受援にかかる総括に関すること
	出納室○		出納班		・災害関係費の出納に関すること ・義援金の収受及び保管に関すること ・共通事項
	議会事務局	庶務課○ 議事調査課	議会班		・東大阪市議会ＢＣＰ（業務継続計画）に関すること ・議員との連絡に関すること ・共通事項
	活動組織	指名職員		要配慮者調査員	
避難所配備職員					・避難所の開設及び運営に関すること ・避難所の物資（飲料水、食料、生活必需品等）の需要の把握と供給等に関すること ・避難所収容者の掌握に関すること ・避難所の閉鎖及び収容者の移転に関すること
人権文化部		文化のまち推進課○ 文化財課 多文化共生・男女共同参画 課 人権室 長瀬人権文化センター 荒本人権文化センター	人権文化支援班		・外国人等の被災者支援に関すること ・通訳ボランティアの活動に関すること ・文化財の被害調査・確認、復旧に関すること ・共通事項
市民生活部		市民生活総務課	総務班		・公民連携協働室との連絡調整に関すること ・大災害における指定外避難可能施設等の緊急把握、手配、伝達広報に関すること ・原子力災害活動時における「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」の住民安全班に関する こと ・罹災証明書（火災を除く）の交付に関すること ・共通事項
		市民課 行政サービスセンター	市民対応班		・周辺部の被災情報に関すること ・住民相談等に関すること ・罹災証明書（火災を除く）の交付に関すること ・死亡届出数の総括に関すること ・行政サービスセンター施設の被害調査、安全確認、応急復旧に関すること ・行政サービスセンター内の連絡体制の確保に関すること ・共通事項
		市民室 消費生活センター 医療保険室 国民年金課 医療助成課	避難所応援班		・避難所の応援に関すること ・罹災証明書（火災を除く）の交付に関すること ・共通事項
		地域活動支援室	避難所班		・避難所、避難者等の総括的掌握に関すること ・避難所の開設及び運営に関すること ・避難施設の安全確認に関すること ・避難所等への職員派遣に関すること ・避難所開設のための情報収集に関すること ・原子力災害活動時における「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」の住民安全班に関する こと ・避難所のボランティア受入れに関すること ・避難所の閉鎖及び収容者の移転に関すること ・避難情報の発令・開設避難所等にかかる自治会への情報伝達・広報に関すること ・共通事項
		公民連携協働室○			

第 1 編 総則編【共通】 第 1 章 総 則

第 7 節 防災体制部局、班の事務分掌

本部組織	局	部	室・課	防災体制班	災害対策活動
活動組織	税務部		税制課○ 市民税課 固定資産税課 納税課	家屋被害認定 調査班	・災害による市税等の減免に関すること ・家屋被害認定調査に関すること ・共通事項
			都市魅力産業 スポーツ部	産業総務課	総務班
	モノづくり支援室 商業課 労働雇用政策室 農政課 国際観光室 スポーツのまち推進室	物資調整班		・緊急資機材の調達等に関すること ・商工業の被害調査に関すること ・農畜産業等の被害調査に関すること ・中小企業の災害復旧資金に関すること ・物資配送センターの設置及び運営(物資の受入れ、検収、管理、仕分け、搬送等)に関する こと ・人権文化部と連携して行う、観光や経済活動で来訪する外国人への避難行動の啓発に関する こと ・自衛隊活動拠点の設置に関すること ・災害対策本部（被災状況に応じて東大阪アリーナとする場合）の設置に関すること ・共通事項	
	選挙管理委員会事務局○			搬送支援班	・物資配送センターの運営に関すること
	監査委員事務局○				・備蓄物資の搬送に関すること
	公平委員会事務局○				・共通事項
	農業委員会事務局○				
	福祉部		地域福祉課 法人・高齢施設課 障害施策推進課 障害福祉認定給付課 地域包括ケア推進課 給付管理課	総務班	・災害対策本部との情報共有 ・保健班との情報共有 ・要配慮者調査員の配置 ・福祉施設の被害状況把握 ・福祉施設利用者の安全確保 ・福祉避難所の被害状況の確認 ・福祉避難所の開設に向けた調整 ・専門職派遣に向けた関係部署との調整 ・要配慮者支援のための情報集約 ・要配慮者支援方針の伝達・調整 ・在宅要配慮者の状況確認 ・共通事項
			介護事業者課 障害福祉事業者課 障害児サービス課 高齢介護課 介護認定課 介護保険料課	福祉班	・福祉施設の被害状況把握 ・福祉施設利用者の安全確保 ・要配慮者調査員体制のバックアップ ・要配慮者の搬送サポート ・福祉避難所への物資提供 ・市立施設福祉避難所の運営サポート ・在宅要配慮者の状況確認 ・負傷者救護に関すること ・共通事項
			荒本老人センター 長瀬老人センター 八戸の里老人センター 長瀬障害者センター 荒本障害者センター		・施設管理 ・福祉避難所開設（準備含む） ・要配慮者の搬送サポート ・福祉避難所への物資提供 ・市立施設福祉避難所の運営 ・在宅要配慮者の状況確認 ・負傷者救護に関すること ・共通事項
	生活支援部		生活福祉課	総務班	・福祉施設の被害状況把握 ・福祉施設利用者の安全確保の安全確保 ・専門職派遣に向けた関係部署との調整 ・在宅要配慮者の状況把握 ・災害生業資金等の貸付に関すること ・義援金及び見舞金の支給に関すること ・共通事項
			生活支援課 東福祉事務所 中福祉事務所 西福祉事務所	福祉班	・福祉施設の被害状況把握 ・福祉施設利用者の安全確保 ・要配慮者調査員体制のバックアップ ・要配慮者の搬送サポート ・福祉避難所への物資提供 ・市立施設福祉避難所の運営サポート ・在宅要配慮者の状況確認 ・負傷者救護に関すること ・災害生業資金等の貸付に関すること ・義援金及び見舞金の支給に関すること ・共通事項

第 1 編 総則編【共通】 第 1 章 総 則

第 7 節 防災体制部局、班の事務分掌

本部組織	局	部	室・課	防災体制班	災害対策活動
活動組織		子どもすこやか部	こどもまんなか政策課○ こども・こそだて応援課 こども施設監査課 保育施設課 保育給付課 保育利用相談課 はぐくむこどもセンター 児童相談所設置準備室	保育班	・保育園児の安全確保に関すること ・保育園児、保護者の被災状況の調査に関すること ・避難所における保育に関すること ・保育施設等の被害調査、安全確認、応急復旧に関すること ・共通事項
			地域健康企画課 環境薬務課（薬務担当）	総務班	・医療救護体制の確立のための情報収集に関すること ・救護所の設置・運営に関すること ・大阪府、災害拠点病院、日本赤十字社等への応援要請に関すること ・負傷者搬送の総括に関すること ・薬事、毒物及び劇物に関すること ・災害医療体制に係る総括に関すること ・福祉部及び市立東大阪医療センターとの連絡調整に関すること ・原子力災害活動時における「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」の医療班に関すること ・消防局、医療班及び医師会との連絡調整に関すること ・共通事項
	健康部	保健所	食品衛生課 環境薬務課（環境担当） 環境衛生検査センター	衛生班	・原子力災害活動時における「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」の医療班及び放射線班に関すること ・感染症患者の家屋等の消毒に関すること ・各種衛生試験及び検査に関すること ・被災地の防疫に関すること ・食品衛生及び環境衛生に関すること ・動物保護等に関すること ・共通事項
			健康づくり課 母子保健課・感染症対策課 保健センター（3ヶ所）	保健班	・医療班編成要員の派遣に関すること ・感染症患者発生に対する措置（消毒を除く）に関すること ・保健衛生に関すること ・被災者の健康相談及び心のケア対策に関すること ・避難所におけるトリアージに関すること ・共通事項
			斎場管理室	処理班	・遺体の収容、処理に関すること ・火葬件数の把握に関すること ・共通事項
		市立東大阪医療センター	法人本部 事務局 医務局 看護局 医療技術局 薬剤部 医療の質・安全管理部 地域医療連携室	医療班	・医療救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣及び支援に関すること ・傷病者等の受入れ及び搬出に関すること ・共通事項
			環境企画課	総務班	・環境に関する部内及び関係部局との調整に関すること ・共通事項
	環境部		循環社会推進課 環境事業課 環境事業所（4ヶ所） 美化推進課	清掃班	・清掃関連の情報収集に関すること ・被災地域のごみ、瓦礫等の応急処理に関すること ・清掃関連施設等の被害調査、安全確認、応急復旧等に関すること ・共通事項
			公害対策課 産業廃棄物対策課	公害対策班	・災害時における公害に関すること ・災害時における産業廃棄物に関すること ・災害アスベストに関すること ・仮設トイレの設置等に関すること ・被災地域のし尿の処理に関すること ・共通事項
			都市計画室○	計画班	・土木部、建築部への応援に関すること ・共通事項
			交通戦略室○	交通班	・公共交通機関との連絡調整及び活動状況の掌握に関すること ・土木部、建築部への応援に関すること ・共通事項

第1編 総則編【共通】 第1章 総 則

第7節 防災体制部局、班の事務分掌

本部組織	局	部	室・課	防災体制班	災害対策活動
活動組織	土木部	土木部	道路管理室○ 道路整備室 河川課	土木班	・重機、資機材、要員等の手配の総括に関すること ・道路交通情報の収集に関すること ・道路交通規制に関すること ・道路通行障害物除去に関すること ・河川、水路、ため池、急傾斜地等の被害調査、安全確認及び応急復旧に関すること ・街路樹の被害調査、安全確認、応急対策等に関すること ・土砂災害、水害の被害状況の調査に関すること ・道路、橋梁等の被害調査、安全確認及び応急復旧に関すること ・共通事項
			土木工営所 土木工営所 東分室 土木工営所 西分室	工営所班	・道路、橋梁等の応急復旧等に関すること ・河川、水路、ため池等の応急復旧等に関すること ・土砂災害、水害に係る災害対応に関すること ・建設工事業者への協力依頼に関すること ・共通事項
			みどり景観課 公園課	公園班	・避難者の緊急避難場所（公園・緑地）から避難所への避難誘導に関すること ・公園の被害調査、安全確認、応急復旧等に関すること ・共通事項
	上下水道局	建築部	住宅政策室○ 住宅改良室 市街地整備課 建築営繕室 建築指導室	建築班	・庁舎、避難所等の防災拠点施設の被害調査、安全確認等に関すること ・市営住宅の被害調査、安全確認、応急復旧等に関すること ・施設等の被害調査、安全確認及び応急復旧等に関すること ・開発行為に伴う災害現場の応急措置及び災害復旧に係る指導に関すること ・災害復旧建築についての指導に関すること ・応急仮設住宅の建設に関すること ・建築物の応急危険度判定及び宅地危険度判定活動に関すること ・共通事項
			総務課 管財課 水道経営室	水道総務班	・共通事項
			お客様サービス室	応急給水班	・応急給水の実施に関すること ・共通事項
		水道施設部	配水施設課	水道施設班	・配水施設の被害調査、安全確認、応急復旧等の活動に関すること ・共通事項
			水道整備室 水道管理室	水道管路班	・管路の被害調査、安全確認、応急復旧等の活動に関すること ・共通事項
			下水道総務室総務契約課	下水道総務班	・共通事項
		下水道部	下水道総務室経営管理課 サービス推進室 下水道維持管理課 計画課 建設課 下水ポンプ施設課	下水道班	・水害危険個所の把握調査及び水害被害状況の調査、対応に関すること ・河川、水路、ため池、下水道施設等の被害調査、安全確認及び応急復旧に関すること ・共通事項
			教育政策室 みらい教育室 施設整備室	総務班	・学校施設の被害調査、安全確認、応急復旧等に関すること ・共通事項
			学校教育部	教育救援班	・児童（園児、児童、生徒）の安全確保に関すること ・児童等とその家族の被災状況の調査に関すること ・避難者の収容等に係る協力に関すること ・負傷者救護に関すること ・被災者に対する炊き出しに関すること ・教職員との災害活動時の連絡調整に関すること ・学用品の給与に関すること ・応急教育に関すること ・教職員との災害復興活動にかかる連絡調整に関すること ・共通事項
			社会教育部	教育応援班	・負傷者救護に関すること ・避難者の収容等に係る協力に関すること ・社会教育施設の被害調査、安全確認、応急復旧等に関すること ・社会教育施設利用者の安全確保に関すること ・共通事項

第 7 節 防災体制部局、班の事務分掌

本部組織	局	部	室・課	防災体制班	災害対策活動
活動組織	消防局	総務部	総務課	総務班	・事務局との連絡調整に関する事 ・消防団に関する事 ・原子力災害時における「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」の運営支援に関する事 ・局における災害情報収集の総括に関する事 ・共通事項
			人事課	人事班	・消防職員の安否及び参集状況の確認に関する事 ・消防職員の労務管理及び安全衛生に関する事 ・共通事項
		警防部	予防課	予防班	・広報広聴室と協力しての災害広報に関する事 ・火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、危険物等の災害対応措置に関する事 ・火災原因損害調査に関する事 ・火災・救急・救助等に係る国、府及び関係機関への報告に関する事 ・消防活動に係る災害情報の収集に関する事 ・共通事項
			警防課	警防班	・災害防ぎよ、人命救助等の訓練に関する事 ・自主防災組織の訓練に関する事 ・各種災害消防活動マニュアルに関する事 ・ヘリコプターの運用等に関する事 ・ヘリコプターの運用等に関する事 ・広域応援等に関する事 ・消防水利の整備等に関する事 ・警防計画に関する事 ・共通事項
			救急課	救急班	・救急等の訓練に関する事 ・救急等のマニュアルに関する事 ・市民、自主防災組織、市職員等への応急手当等の指導に関する事 ・各関係機関との連携に関する事 ・共通事項
			指令室	通信班	・消防通信の運用に関する事 ・局の非常招集に関する事 ・参集時に消防職員が収集した被害情報等の収集に関する事 ・共通事項
		消防署		消防班	・原子力災害活動時における「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」の警防活動及び住民安全に関する事 ・警戒区域の設定等災害現場における消防活動に関する事 ・災害防御、人命救助、救急、避難誘導に関する事 ・火災によるり災証明書の発行に関する事 ・予防広報班に準じる活動 ・災害現場の情報収集に関する事 ・資機（器）材等の運用に関する事 ・共通事項

第8節 非常配備体制

第1 非常配備体制の組織

非常配備体制の組織は、災害が発生または発生のおそれがある場合、市民生活に直結する業務等については、できる限り継続的に実施し、緊急に情報の収集及び市域の被害の実態を把握し、効果的に災害対策を実施する組織であり、本部会議、事務局及び活動組織からなる。

第2 組織

1. 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員からなり、重要事項を審議し、決定するものとする。

2. 事務局

事務局は、危機管理室、市長公室、企画財政部、行政管理部、出納室及び議会事務局の職員によって構成し、本部の事務運営を行う。

3. 活動組織

(1) 活動組織は、本部会議の決定及び事務局からの指示に基づき活動するものとする。

(2) 活動組織は、公民連携協働室、都市魅力産業スポーツ部、人権文化部、税務部、市民生活部、福祉部、生活支援部、子どもすこやか部、健康部、環境部、都市計画室、交通戦略室、土木部、建築部、消防局、上下水道局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局からなる。

(3) 活動組織は、各部に部長、副部長を置くものとする。各部には班を置き、班はそれぞれ班長、副班長及び班員からなる。副部長または副班長は、部長または班長を補佐し、部長または班長に事故あるときは、その職務を代理する。

なお、部長及び副部長並びに班長及び副班長が不在の場合または参集が遅れる場合は、次のいずれかの者が指揮を代行し、以後、上席者が到着するたびに部長代行及び班長代行は交代し、部長の及び班長の到着をもって指揮代行は終了する。

部:総務担当課長、予め総務担当課長が指名する職員

班:行政組織の代行順に準じる職員

4. 本部員

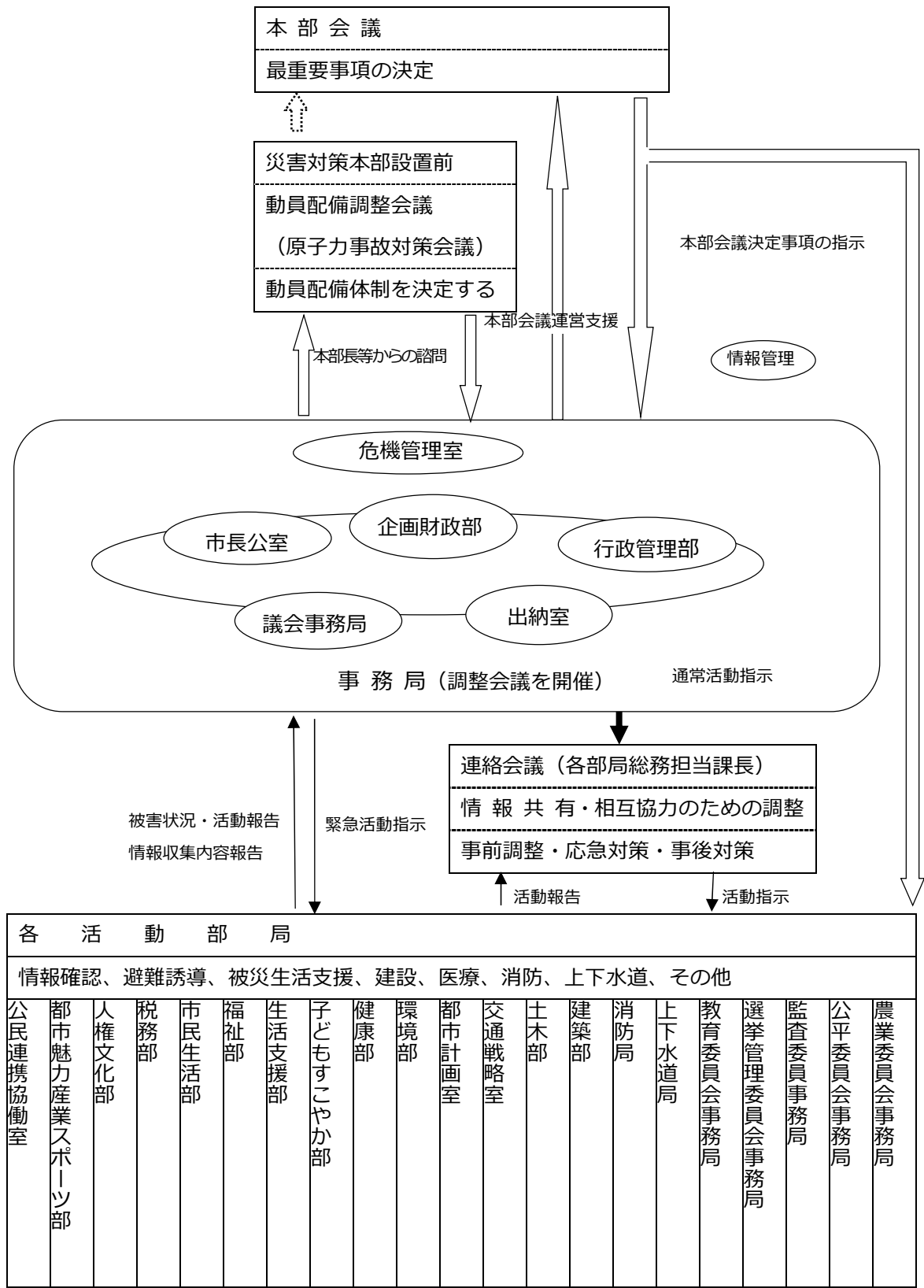
(1) 本部員は、公民連携協働室長、市長公室長、企画財政部長、行政管理部長、都市魅力産業スポーツ部長、人権文化部長、税務部長、市民生活部長、福祉部長、生活支援部長、子どもすこやか部長、健康部長、環境部長、都市計画室長、交通戦略室長、土木部長、建築部長、消防総務部長、会計管理者、水道総務部長、水道施設部長、下水道部長、教育長、教育次長、教育監、施設整備室長、学校教育部長、社会教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、公平委員会事務局長、農業委員会事務局長、議会事務局長からなる。

(2) 本部員は、本部会議の決定及び事務局からの指示に基づき活動組織を直接指揮するものとする。

5. 非常配備体制機能の確保、充実

災害対策に従事する職員用として、飲料水・食料等の確保に努める。

災害時活動体系



第3 災害対策本部の設置

1. 災害対策本部（※）（以下「本部」という。）の設置

(1) 設置基準

ア. 地震

①震度5弱以上を観測したとき

②震度5弱に満たない場合であっても、相当規模の災害が発生し、市長が災害対策活動の推進を図るため必要があると認めたとき

③南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意・巨大地震警戒)が発表されたとき

イ. 風水害、その他の災害

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市長が災害対策活動の推進を図るため必要があると認めたとき

ウ. 原子力災害

①内閣総理大臣が原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出したとき

②国から本部を設置する旨の指示（指導または助言）があったとき

③その他市長が認めたとき

(2) 本部設置の時期

市長の在席若しくは到着または副市長、危機管理監、市長が予め指名した者のいずれかの在席若しくは到着をもって、本部設置の時期とする。ただし、市長、副市長、危機管理監、市長が予め指名した者が不在のとき若しくは到着が遅れる等のときは、本部員2名以上によって本部設置の時期とする。

(3) 本部長及び副本部長

ア. 市長を本部長とし、副市長及び危機管理監並びに市長が予め指名した者を副本部長とする。

イ. 市長が不在の場合は、副市長、危機管理監または市長が予め指名した者を本部長臨時代行とすることができる。

(4) 本部長の代行者

ア. 本部長臨時代行

最初に参集した2名の本部員の内、上席者を本部長臨時代行とし、市長、副市長、危機管理監及び市長が予め指名した者のいずれかの者が参集するまでその任にあたり、以後上席者が到着するたびに本部長臨時代行は交替し、最後に市長の到着をもって、本部長臨時代行は終了する。

イ. 本部長代行の指名

本部長は必要があるときは、副本部長の中から本部長代行を指名することができる。

(5) 設置場所

本部は、原則として本庁舎に置くこととする。本庁舎が震災により使用することが危険になるなど使用不能に陥った場合は、総合体育館(以下「東大阪アリーナ」という。)に置くこととする。東大阪アリーナが使用不能となったときは、適当な場所を別途定める。

第8節 非常配備体制

本庁舎以外の場所に本部を設置したときは、直ちに防災関係機関に設置場所を報告するものとする。本部を設置したときは本部入口に「東大阪市災害対策本部」(※)の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

(6) 本部の組織及び事務分掌

本部の組織及び事務分掌は、本節第2「組織」及び本章第7節「防災体制部局・班の事務分掌」に定めるところによる。

(※) 【災害対策本部】

市域で災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市長が防災対策の推進を図るため必要があると認めたとき、災害対策基本法第23条及び東大阪市災害対策本部条例（昭和42年東大阪市条例第97号）に基づき設置する。

2. 本部の廃止基準

- (1) 災害発生のおそれが解消したとき。
- (2) 災害応急対策が概ね完了したとき。
- (3) その他本部長が適当と認めたとき。

第4 夜間・休日等における市長(本部長)の緊急登庁

1. 本部長の緊急登庁の決定

本部長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合であって、上記第3 災害対策本部の設置
1 災害対策本部の設置 (1)設置基準に達したとき、または自らがその必要性を判断したときには、緊急登庁するものとする。

2. 本部長の所在状況の確認依頼

上記1 の場合において、事務局は、本部長の所在状況を確認した上で、緊急登庁開始地点を決定する。

3. 本部長の緊急登庁

本部長は消防局の車両により緊急登庁するものとする。

4. その他

事務局及び消防局は、本部長緊急登庁時の円滑な対応に努めるものとする。

第5 本部を設置するに至らない場合の体制

1. 準警戒配備体制

(1) 設置基準

ア. 地震

震度4または隣接市町(八尾市、大東市、四條畷市、生駒市、平群町、大阪市鶴見区、大阪市城東区、大阪市東成区、大阪市生野区、大阪市平野区)で震度4以上を観測したとき

イ. 風水害

(フェーズ1)

レベル3 気象警報その他災害発生のおそれがある気象情報が発表され、情報収集及び警戒体制の強化が必要と認められるとき

第8節 非常配備体制

(フェーズ2)

レベル3 気象警報が発表されており、災害発生のおそれが高まり、避難所開設その他の災害応急対策の準備が必要と認められるとき

ウ. 原子力

(フェーズ1)

特定事象に至る恐れがある事象(※¹)、安全上重要な事象または社会的影響が大きいと考えられる事象が発生し、通信情報活動の必要があるとき

(フェーズ2)

特定事象に至る恐れがある事象、安全上重要な事象または社会的影響が大きいと考えられる事象が発生し、通信情報活動の必要があり、同時にO F C (※²)へ職員の派遣の必要があるとき

(※¹) 【特定事象に至るおそれがある事象】

- ① 府が設置する環境放射線モニタリング設備(以下「府モニタリング設備」という。)において、10分以上または2地点で同時に0.2μSv/h以上の放射線量を検出したとき(ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。)
- ② 原子力事業者が事業所の敷地境界附近に設置した放射線測定設備において、10分以上1μSv/h以上の放射線量を検出したとき(ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。)
- ③ 東大阪市において震度5弱以上を観測したとき
- ④ 原子力事業者より警戒事態事象発生との連絡があったとき

【S v】とは、被ばくに関する単位で線量(等価線量または実効線量)を表す。

1 S v = 1,000 m S v (ミリシーベルト) = 1,000,000 μ S v (マイクロシーベルト)となる。

(※²) 【O F C】(オーエフシー) Off-Site Emergency Managing Control Center

緊急事態時に、国、大阪府、関係市町や原子力事業所などの防災関係機関の要員が参集し、原子力災害対策を実施する拠点。緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)

エ. その他の災害

(フェーズ1)

即報基準(※)に至るおそれのある災害が発生したとき

(フェーズ2)

災害が拡大化、長期化するおそれがあるとき

(※) 【即報基準】

消防組織法第40条の規定に基づく「火災・災害等即報要領」に定める「第2 即報基準」により報告すべき火災・災害等に示す基準。

オ. 共通設置基準

上位体制を廃止し縮小に向かう場合に、当該フェーズが必要と認められるとき

(2) 指揮及び体制

ア. 危機管理監が指揮を行う。

イ. 危機管理監不在の場合は、危機管理室長が指揮を代行する。

ウ. 体制は本部体制に準じる

(3) 廃止の時期

ア. 災害発生のおそれがなく、調査等の事務が終了したとき

第8節 非常配備体制

イ. 警戒配備体制または非常配備体制をとる必要が生じたとき

ウ. 危機管理監が適当と認めたとき

2. 警戒配備体制

(1) 設置基準

ア. 地震

震度4または隣接市町(八尾市、大東市、四條畷市、生駒市、平群町、大阪市鶴見区、大阪市城東区、大阪市東成区、大阪市生野区、大阪市平野区)で震度4以上を観測し、警戒対応の必要があるとき

イ. 風水害

台風の接近が間近に迫るなど警戒対応の必要があるとき。

長期間の警報やレベル4土砂災害危険警報など災害発生のおそれがある気象情報が発表され、警戒対応の必要があるとき

ウ. 原子力

特定事象(※)が発生したとき

(※) 【特定事象】に該当する事象とは、次のとおり。

- ①原子力事業者が事業所の敷地境界附近に設置した放射線測定設備において、5 μ Sv/h以上(※)の放射線量を検出したとき
- ②火災・爆発等により事業所内の管理区域外の場所で、50 μ Sv/h以上の放射線量を検出したとき
- ③排気筒等の通常の放出場所から放出され、拡散を考慮して、原子力事業所の敷地境界附近で5 μ Sv/h以上に相当する放射性物質の放出等を検出したとき
- ④事業所外運搬中の事故により、輸送容器から1 m離れた場所で100 μ Sv/h以上の放射線量を検出したとき

エ. その他の災害

災害が拡大化、長期化するおそれがあり、警戒対応の必要があるとき

オ. 共通設置基準

上位体制を廃止し縮小に向かう場合に、当該警戒配備体制が必要と認められるとき

(2) 指揮及び体制

ア. 副市長が指揮を行う。

イ. 副市長が不在の場合は危機管理監が、危機管理監が不在の場合は市長が予め指名した者が指揮を代行する。

ウ. 体制は本部体制に準じる。

(3) 廃止の時期

ア. 災害発生のおそれがなく、市民の問い合わせ等が解消し、調査等の事務が終了したとき

イ. 非常配備体制をとる必要が生じたとき

ウ. 副市長が適当と認めたとき

3. 各部局対応フェーズ

上記1. 2のほか、各部局においては、事務分掌に基づき、対象となる事象ごとに別途「各部局対応フェーズ」の整備により必要な配備体制を確立し、体制を整備し、部局内調整会議を開催し、各配備期において適切な災害対策活動を行うもの。

なお、消防局については、別途警防規程による体制とする。

第6 現地災害対策本部

1. 現地災害対策本部の設置

本部設置体制下において、局地的に著しい災害が発生しまたは発生が予想される場合において現地で指揮系統の確立を行う必要があるときは、本部長の指示により、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

2. 組織及び運営

- (1) 現地本部に現地本部長、現地副本部長及び現地本部員その他の職員を置く。
 - ア. 現地本部長、現地副本部長は、本部会議構成員の内から本部長が指名する。
 - イ. 現地本部員は、本部構成員の内から現地本部長が指名する。
- (2) 現地本部長は、現地本部の事務を処理する。
- (3) 現地副本部長は、現地本部長を補佐し、現地本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

3. 現地本部の設置場所

現地本部は、現地本部を設置する原因となった災害現場付近など、現地指揮をとるのに有利な公共施設等（公園、広場等を含む）に設置する。

現地本部を設置するのにふさわしい公共施設がない場合で適当な民間施設がある場合には、応急公用負担等によりこれを行う。

4. 事務分掌

- (1) 災害状況の掌握・本部への報告
- (2) 現地災害応急対策の立案、決定
- (3) 防災関係機関との連絡調整に関すること
- (4) 必要な応援班、要員の要請と応援期間、集結場所等の指定
- (5) 現地災害対策活動の指揮・統制、情報収集、本部指示の伝達等
- (6) 本部長の特命事務
- (7) その他

5. 現地本部の廃止

現地本部の廃止は、本部長がこれを指示する。

6. 原子力災害に係る現地本部

原子力災害に係る現地本部の設置、組織及び運営等の詳細については、原子力災害編に定めるとおりとする。

第9節 会 議

第1 防災会議

東大阪市防災会議条例（昭和42年東大阪市条例第96号）の定めるところより、東大阪市地域防災計画を作成し実施する。

第2 本部会議

本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害応急対策活動の最高決議機関であり、災害応急対策活動の重要事項を決定する。

第3 動員配備調整会議

副市長、危機管理監、市長が予め指名した者、市長公室長、企画財政部長、行政管理部長及び学校教育部長をもって構成し、災害発生または災害発生のおそれがあるときに動員配備体制を決定する。

第4 事務局調整会議

市長公室、企画財政部、行政管理部、議会事務局の各総務担当課長、出納室長及び危機管理室員をもって構成し、情報の共有及び災害応急対策活動等の調整を図る。

第5 連絡会議

危機管理室長（議長）と各部局の総務担当課長をもって構成し、防災情報共有、相互協力の調整を図る。

第6 防災体制部局調整会議

各部局内で行う会議で、情報共有、災害応急対策活動等の調整を図る。

第7 原子力事故対策会議

市長、副市長、危機管理監のほか市長が予め指名した者、市長公室長、公民連携協働室長、企画財政部長、行政管理部長、市民生活部長、福祉部長、子どもすこやか部長、健康部長、消防局長、上下水道事業管理者、教育長、保健所長及び危機管理室員をもって構成し、特定事象等が発生したときに、応急対策活動等の事項を決定する。対策活動等の事項を決定する。

動員体制及び会議の開催基準（自然災害他）

* 状況等に応じて、市長(本部長)が必要と認めるときは、当基準と異なる動員配備体制をとる。

		各部署対応フェーズ	準備配備		警戒配備	非常配備	
			フェーズ1	フェーズ2		A号配備	B号配備
対象となる事象	地震	震度 3	震度 4 又は隣接市町※で震度 4 以上 ※ 八尾市、大東市、四條畷市、生駒市、平群町、大阪市鶴見区、大阪市城東区、大阪市東成区、大阪市生野区、大阪市平野区	震度 4 又は隣接市町※で震度 4 以上を観測し、警戒対応の必要があるとき ※ 左欄のとおり	震度 5 弱以上	震度 6 弱以上	
	風水害	災害発生のおそれがある気象情報が発表され、情報収集及び警戒体制の強化が必要と認められるとき	レベル3 気象警報が発表されており、災害発生のおそれが高まり、避難所開設その他の災害応急対策の準備が必要と認められるとき	台風の接近が間近に迫るなど警戒対応の必要があるとき 長期間のレベル3 気象警報やレベル4 土砂災害危険警報などの災害発生のおそれがある気象情報が発表され、警戒対応の必要があるとき	市長が必要と判断したとき	同左	
	その他の災害	即報基準※に至るおそれのある災害が発生したとき ※ 死傷者数、救出までの時間、林野火災などの場合は延焼面積、燃焼時間などの規準	災害が拡大化、長期化するおそれがあり、警戒対応の必要があるとき		必要に応じて市長が招集	市長が必要と判断したとき	
	配備内容	各対応に応じられる体制	通信情報活動に応じられる体制	二次災害の発生を防御及び隣接市町への応援体制のため、通信情報活動、機器資機材の点検・整備を行なう体制	災害対策本部を設置し、被害情報の収集とその対応活動にあたるための体制	市が全力をあげて対応しなければならぬ非常事態に対応する体制	
参集者		各部署※において対応 ※ 主に消防局、上下水道局、土木部など市民の生活、生命、財産の安全・保全に関係ある部署	・危機管理監 ・危機管理室、公民連携協働室、市民生活部、福祉部、生活支援部、健康部、都市計画室、交通戦路室、土木部、建築部、上下水道局（水道部、水道施設部、下水道部）、施設整備室、市長公室、企画財政部、行政管理部、出納室、議会事務局 上記の各部署の長、総務担当課担当次長、総務担当課長 ・広報課長 ・開設する第1次避難所の施設管理者 ・開設する第1次避難所の避難所配備職員や要配慮者調査員 ・そのほか危機管理監が必要と認めた場合の担当職員	・危機管理監及び危機管理室員 ・各部次長級以上の職員 ・総務担当課長 ・広報課長 ・開設する第1次避難所の施設管理者 ・開設する第1次避難所の避難所配備職員や要配慮者調査員 ・そのほか危機管理監が必要と認めた場合の担当職員	・危機管理監及び危機管理室員 ・各課長級以上の職員 ・開設する第1次避難所の施設管理者 ・開設する第1次避難所の避難所配備職員や要配慮者調査員 ・全職員の2分の1程度の職員	全職員	
			※参集困難に備え、あらかじめ代替職員を指名することができる		※各部局長は、災害対応等のために必要な職員の動員を求めることができる。		
	会議の開催	動員配備調整会議	動員配備調整会議	必要により連絡会議	必要により連絡会議	災害対策本部会議 連絡会議	

動員体制及び会議の開催基準（南海トラフ地震臨時情報発表時）

＊状況等に応じて、市長(本部長)が必要と認めるときは、当基準と異なる動員配備体制をとる。

フェーズ	南海トラフ地震準警戒配備期	南海トラフ地震警戒配備期	南海トラフ地震非常配備期
発表情報	南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)
配備期間	南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会における評価を踏まえた新たな南海トラフ地震臨時情報が発表されるまで	原則 1 週間又はすべりが収まったと評価されるまで	原則 2 週間
配備内容	後発大規模地震等に備えてする情報収集及び市民への備えの周知を行う体制		
参加者	危機管理監、危機管理室員そのほか副市長及び危機管理監が必要と認めた場合の担当職員	危機管理監、危機管理室員そのほか副市長及び危機管理監が必要と認めた場合の担当職員（この期間は、自宅待機等含め交代制により 24 時間即応体制をとる）	
参加者以外の職員の体制	大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価される可能性があるため、参加対象外の職員であっても即応体制を整えるための準備を行う。		
会議の開催	災害対策本部会議（災害対策本部の設置基準に準じる）		
	連絡会議		

避難情報の発令基準一覧

災害種別	対象河川	警戒レベル3 高齢者等避難		警戒レベル4 避難指示		警戒レベル5 緊急安全確保	
		発令基準	発令範囲・単位	発令基準	発令範囲・単位	発令基準	発令範囲・単位
洪水	第二寝屋川	・第二寝屋川の昭明橋水位観測所の水位が避難判断水位である4.4mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	浸水想定における浸水深が50cm以上の地域	・第二寝屋川の昭明橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である4.5mに到達した場合 ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	浸水想定における浸水深が50cm以上の地域	・第二寝屋川の昭明橋水位観測所の水位が堤防天端高（5.20m）に到達している蓋然性が高い場合 ・決壊や越水・溢水が発生した場合（水防管理者からの報告により把握できた場合）	決壊や越水・溢水が発生した地点から下流の浸水想定区域
		・寝屋川の住道水位観測所の水位が避難判断水位である4.4mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	浸水想定における浸水深が50cm以上の地域	・寝屋川の住道水位観測所の水位が氾濫危険水位である4.7mに到達した場合 ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	浸水想定における浸水深が50cm以上の地域	・寝屋川の住道水位観測所の水位が堤防天端高（7.30m）に到達している蓋然性が高い場合 ・決壊や越水・溢水が発生した場合（水防管理者からの報告により把握できた場合）	決壊や越水・溢水が発生した地点から下流の浸水想定区域
		・恩智川の恩智川治水緑地水位観測所の水位が避難判断水位である7.2mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	浸水想定における浸水深が50cm以上の地域	・恩智川の恩智川治水緑地水位観測所の水位が氾濫危険水位である7.35mに到達した場合 ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	浸水想定における浸水深が50cm以上の地域	・恩智川の恩智川治水緑地水位観測所の水位が堤防天端高（8.30m）に到達している蓋然性が高い場合 ・決壊や越水・溢水が発生した場合（水防管理者からの報告により把握できた場合）	決壊や越水・溢水が発生した地点から下流の浸水想定区域
	恩智川	・レベル3 土砂災害警報が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合 ・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	市内の全土砂災害警戒区域を含む一定区域	・レベル4 土砂災害危険警報が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」となった場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	市内の全土砂災害警戒区域を含む一定区域	・土砂災害の発生を確認した場合 ・レベル5 土砂災害特別警報が発表された場合	市内の全土砂災害警戒区域を含む一定区域
土砂災害		・レベル3 土砂災害警報が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合 ・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	市内の全土砂災害警戒区域を含む一定区域	・レベル4 土砂災害危険警報が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」となった場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	市内の全土砂災害警戒区域を含む一定区域	・土砂災害の発生を確認した場合 ・レベル5 土砂災害特別警報が発表された場合	市内の全土砂災害警戒区域を含む一定区域

動員体制及び会議の開催基準（原子力災害）

* 状況等に応じて、市長（本部長）が必要と認めるときは、当基準と異なる動員配備体制をとる。

		各部局対応フェーズ	準備配備期		警戒配備期	非常配備期	
			フェーズ1	フェーズ2		A号配備	B号配備
対象となる事象	特定事象に至る恐れがある事象、安全上重要な事象、又は社会的影響が大きい事象が発生する等、各部局において対応の必要があるとき	特定事象に至る恐れがある事象、安全上重要な事象又は社会的影響が大きいと考えられる事象が発生し、通信情報活動の必要があるとき	特定事象に至る恐れがある事象、安全上重要な事象又は社会的影響が大きいと考えられる事象が発生し、通信情報活動の必要があるとき	特定事象が発生したとき	警戒対応	準緊急事態対応	緊急事態対応
	各対応に応じられる体制	消防局から事故概要の危機管理室への連絡受信をはじめとする通信情報活動に応じられる体制	危機管理監を含む危機管理室内調整会議	・災害に対する現地調査活動、避難者に対する避難所開設、要配慮者への対応、災害広報体制、災害対策本部事務局業務等 ・OFCへの職員の派遣 ・現地事故対策連絡会議（国）に参加 ・二次災害の発生を防御及び隣接市町への応援体制のため、通信情報活動、機器資機材の点検、整備を行う体制	・災害対策本部を設置し、被害情報の収集とその対応活動にあたるための体制災害対策本部を設置し、被害情報の収集とその対応活動にあたるための体制 ・東大阪市現地対策本部の設置 ・OFCへの職員の派遣増員 ・原子力災害合同対策協議会（国）等に参加。	危機管理監、危機管理室員、部長級以上の職員、総務担当課長、OFC派遣職員としてあらかじめ指名されている職員及び原子力災害時の第1次避難所の施設管理者等、そのほか危機管理監が必要と認めた場合の担当職員等及び全職員の2分の1程度の職員	全職員
参集者		各部局において対応	危機管理監、危機管理室員	危機管理監、危機管理室員、OFC派遣職員としてあらかじめ指名されている職員	原子力事故対策会議	災害対策本部会議 東大阪市現地対策本部	
会議の開催		動員配備調整会議	動員配備調整会議		必要により連絡会議	連絡会議	
		必要により連絡会議	必要により連絡会議		必要により連絡会議	連絡会議	

第10節 計画の習熟及び修正

東大阪市防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本計画に毎年検討を加え、必要がある場合はこれを修正し、効果的な計画の整備に努めるものとする。また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めるなど、多様な主体の参画促進に努める。なお、原子力災害に係る箇所の修正に際しては、大阪府地域防災計画の原子力災害対策編を基本とする。

この計画を円滑に実施するため、市及び防災関係機関は、平素から災害対策に関する調査・研究に努めるとともに、災害時活動マニュアルの策定、研修、訓練等の方法によって計画の習熟に努めるとともに、災害時の対応能力を高めるものとする。

さらには、計画の内特に必要な事項については、市民へその周知徹底を図るものとする。

第11節 計画の細部的事項

この計画に基づく防災上の諸活動を行うにあたって、必要な細部的事項については、防災関係機関において定めるものとする。

第2編 災害予防対策編【共通】

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市防災化計画

《実施担当》 平常時の行政組織における部局等

事務局、都市魅力産業スポーツ部、都市計画室、交通戦略室、土木部、建築部、上下水道局、教育委員会事務局

都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、市民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、国、府、市、関係機関、事業者、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため、「発災による死者（犠牲者）数を限りなくゼロに近づけるとともに、その建物被害や経済被害についても最小限に抑えること」を究極の目標として設定した「新・大阪府地震防災アクションプラン」（当初令和6年（2024年）度までの10年プランであったが、能登半島地震の被災地支援での課題を踏まえ対策を推進するため、取組期間を2年間延長し、地震防災対策の更なる推進を図る）に基づく地震防災対策を推進する。また、風水害、大火災等による災害を未然に予防するため、建築物の耐震不燃化、空地の確保、都市基盤整備事業、土地区画整理事業、都市防災構造化対策を推進する。

また、災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

第1 道路の整備

1. 道路橋梁整備

(1) 現 状

道路施設は、単に交通施設としての機能ばかりでなく、災害発生時において緊急要員、緊急物資の輸送及び避難路としての重要な機能を有するとともに、火災に対する延焼遮断帯としての役割も兼ね備えている。また、生活道路は災害時の市民の避難路であり、消火活動の基盤となるものである。本市は、東西に国道308号、南北に大阪中央環状線及び国道170号が道路の骨格を形成している。

他の東西の主要道路には、石切大阪線、大阪枚岡奈良線、大阪東大阪線及び大阪八尾線があり、南北の主要道路には、旧大阪中央環状線、八尾枚方線及び国道旧170号がある。

また、高速道路及び自動車専用道路として、阪神高速道路大阪東大阪線、第二阪奈道路及び近畿自動車道天理吹田線がある。更に、これら主要幹線道路と本市の都市計画道路及び生活道路等が連係し、市域の道路網を形成している。

市域には、近鉄大阪線沿線からJR西日本徳庵駅及び鴻池新田駅に至る西部地域、近鉄奈良線沿線

第1節 都市防災化計画

一帯及び生駒山地山麓部一帯に、木造住宅密集地域が広がり細街路が多い。特に、近鉄大阪線沿線は広幅員道路がなく、防災上危険な地域となっている。

(2) 防災機能の向上

本市においては、防災上、主要幹線道路とネットワークとなるような都市計画道路等の整備を行うとともに、生活道路の整備に努め、延焼遮断帯としての機能の向上や安全な避難機能の向上を目指すものとする。

ア. 都市計画道路の整備

災害時の緊急交通路及び避難路としての役割を実現し、また火災の延焼防止等を図るため、重点的に都市計画道路の整備を図る。

イ. 生活道路の整備

市民の生活に密着している生活道路は、緊急車両の通行が可能な幅員への拡大整備の検討や袋小路の解消を図る道路網の形成の推進を図る。

(3) 豪雨時の路面流失防止

道路については、道路の舗装を進めるとともに、特に豪雨時の浸水等による路面流失の防止を図り、低地帯の道路については、路肩、排水設備等の整備を行う。

(4) 避難路の指定

ア. 一時（いつとき）避難場所及び広域避難場所への避難者の移動が安全に行われるよう、幹線道路や生活道路の整備により、総合的な避難路の確保を図る。

イ. 避難路は、避難所等へのアクセスとして道路を指定し、重層的なネットワークの形成を図る。

ウ. 避難路としての基準に満たない場合でも、必要のあるときは準避難路として指定し、整備等により基準を満たしたときは避難路に指定するものとする。

2. 道路橋梁の維持補修等

(1) 道路の整備

ア. 街路照明、歩車道分離など道路の環境整備を図る。

イ. 震災時のため、盛土・切土工事を行っている場所について、耐震性の向上を図る。

ウ. 広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路及び幅員10m以上の緑道を整備する。

エ. 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

(2) 橋梁及び横断歩道橋の整備

市道に架かる橋梁及び横断歩道橋において、機能を確保するため定期点検を実施し、補修等対策が必要なものについて整備を推進する。

(3) 災害危険箇所の把握

災害の種類により被害の発生形態が異なるため、災害の種類に応じた災害危険箇所をあらかじめ把握しておく。

(4) 災害危険箇所の調査

第1節 都市防災化計画

災害発生の場合、広域緊急交通路、地域緊急交通路、主要地方道等防災上重要な道路を中心に、直ちに災害危険箇所の緊急調査が行えるよう民間業者の協力を含め、緊急調査体制の整備に努める。

3. 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

●資料1-4：都市計画道路整備進捗状況

第2 空地の整備

災害による同時多発火災に対し、避難者の安全確保と火災の延焼阻止を図るため、市街地の中心に公園等のオープンスペースの確保を推進する。

これらのオープンスペースは、延焼遮断帯として機能するほか、救護活動、物資集積等の拠点としての利用、ガレキ集積場所、ヘリコプターの臨時発着場としての活用、応急仮設住宅の建設場所など、重要かつ多様な役割を果たすものである。

1. 公園の整備

公園は、市民のスポーツ、レクリエーションの場としての機能、環境保全の場としての機能のほか、災害発生時における避難場所として防災上重要な役割を持っているため、花園中央公園の早期整備、近隣公園、街区公園の整備、拡大を推進するとともに、緑道等によりそのネットワーク化を図り、災害時に適正に対応するものとする。なお、都市公園の整備に際しては、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府都市整備部公園課）を参考にするものとする。

(1) 広域避難場所となる都市公園の整備

広域的な避難の用に供する概ね面積10ha以上の都市公園（面積10ha未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって概ね面積10ha以上となるものを含む。）の整備を図る。

特に公園内の園路、広場及び駐車場など、避難時に滞留空間となる場所については、整備時において円滑に避難できるような形態で整備を行う。また、滞留空間に付随して休憩施設（ベンチ、パーゴラ等）などを設置する場合は、災害時の利用を考慮し、避難した市民が利用できる形状、配置にする。

(2) 災害応急対策に必要となる施設の整備

災害応急対策に必要となる耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等の整備を図る。

(3) 一時（いつとき）避難場所となる都市公園の整備

近隣の市民が避難する概ね面積1ha以上の都市公園の整備を図る。

(4) その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園・広場公園等の整備を図る。

2. 緑地の保全

緑地は、地域住民の快適な生活環境を確保するばかりでなく、大地震時の火災延焼防止のための延焼遮断帯や避難場所として重要な役割を担っている。このため、防災上の観点から緑地の保全を推進

第1節 都市防災化計画

する。

3. 治水緑地の整備促進

豪雨時による洪水処理の基幹施設として、河川の流量負担の軽減、洪水時の調整池としての機能を果たすとともに、平常時には運動広場や公園などとして機能し、また災害時には防災空間として機能する治水緑地の整備を図る。

4. 農地の保全

市街化区域内における農地は、良好な環境の確保はもとより、火災の延焼防止、緊急時の避難場所、発災時の被災者への生鮮食料品の供給など防災上も重要であり、防災協力農地登録制度の推進などにより適切に保全・活用し、市街地におけるオープンスペースの確保を図るものとする。

5. 防災緩衝緑地の整備

関係機関の協力のもとに、工場地帯と住宅地帯との間に防災機能を持った緩衝緑地の整備を図る。

6. オープンスペースの利用

オープンスペースは、延焼遮断帯として機能するほか、救護活動、物資集積等の拠点としての利用、ガレキ集積場所、ヘリコプターの臨時発着場としての活用、応急仮設住宅の建設場所など、災害緊急時に重要かつ多様な役割を果たすものであるため、防災上の観点からオープンスペースの利用計画を検討する。

●資料1-5：公園緑地の現況

第3 市街地の整備

既成市街地内において、木造密集地域や公共施設未整備地域等の地震災害に脆弱な地域については、災害予防のために土地利用の規制・誘導を行うとともに、特に危険な地域においては、市街地の面的整備を実施し、建築物の耐震不燃化の促進及び道路、公園、上下水道、広場等の公共施設を総合的に整備することにより、災害に強い安全で快適なまちづくりを推進する。市は、防災性向上を図るべき木造密集市街地において、密集市街地総合防災計画を策定するなど、以下の諸施策を重層的に実施し、建物の不燃化・耐震化促進と住宅・住環境や都市基盤施設の総合的な整備を図る。

1. 市街地の面的整備

(1) 密集市街地整備促進事業

若江・岩田・瓜生堂地区の密集市街地において、火災の延焼や家屋倒壊による道路の閉塞を防ぐための防災道路拡幅事業を行っており、防災環境の整備を図る。

(2) 都市基盤整備事業

駅前周辺地区等における木造建築物等の密集市街地については、土地の高度利用を促進するため、建築物と公共施設の一体的な整備を促進し、建築物の耐震不燃化を図ることにより、災害に強いまちづくりを推進する。

2. 住宅市街地の防火性向上の推進

(1) 住宅市街地総合整備事業

耐火建築物を中心とした安全で快適な拠点的住宅街区を形成し、これと一体的に地区公共施設の

第1節 都市防災化計画

整備を図るため、住宅市街地総合整備事業を推進する。

(2) 特定施設等の整備

地方公共団体による地区公共施設の整備等を図るため、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）を推進する。

市及び施設管理者は、高層ビル、ターミナル駅等不特定多数の者が利用する都市の施設等について、地震発生時における安全性の確保が重要であることから、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化するものとする。

また、土木構造物・施設についても、耐震対策等防災機能の強化に努めるものとする。

3. 建築物の耐震、耐火化の促進

公共建築物の耐震、耐火化を促進するとともに、民間の建築物についても、耐震、耐火化に対する啓発、指導を行う。特に、広域避難場所や避難路の周辺地域において、地震時に道路閉塞となるおそれのある建築物の耐震化の推進をする。また、安全確保のために不燃化を図る必要のある区域については、建設に対する助成、融資を含めた不燃化促進事業を推進する。

4. 工場整備等の促進

住工の混在による災害の発生を防止するため、企業団地の造成を進め、工場などの整備等を促進するほか、その跡地利用についても、可能なかぎり公園、広場などのオープンスペースとして確保する。

●資料1-6：土地区画整理事業・市街地再開発事業の整備状況

●資料1-7：防火地域及び準防火地域の指定

第4 地域防災拠点の整備

地域防災拠点は、発災時に速やかな体制をとれるように、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。平常時には、地域の住民の防災知識の普及啓発や地域の防災リーダーの教育・訓練の場でもあり、災害時には市民や行政などの防災活動の拠点ともなるものであるため、これらの機能の複合的な整備を推進するものとする。また、自家発電設備等の整備を図り十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

災害時に第1次避難所となる市立小学校49校及び義務教育学校(前期課程)2校、市立中学校24校（布施中学校夜間学級含む）及び義務教育学校(後期課程)2校、その他1施設の体育館、教室等（78箇所）を地域防災拠点と位置付け、施設等の整備を推進する。

また各地域防災拠点では、指定避難所の受入れ避難者にかかる情報並びに指定避難所外で生活されている地域の被災者にかかる情報収集に努める。

●資料1-16:指定避難所(第1次避難所)一覧表

第5 耐水に配慮したまちづくり

都市型水害対策に関しては、耐水に配慮したまちづくりとして、以下に示す対策について検討に努めるものとする。

第1節 都市防災化計画

1. 近隣市との連携

広範囲に浸水被害が発生する場合には、近隣市との連携による対策が不可欠であり、地域防災計画において、流域内及び地域内での記載内容のレベルも含めて、相互に整合のとれた計画を反映するように検討する。

2. 情報提供や水災に対する認識の改善

地下空間の浸水を含めた水災の危険性、耐水対策等の必要性について、地域住民及び施設管理者への啓発等に努める。

3. 関係機関との連携の強化

河川管理者、市、ライフライン施設管理者、その他の関係機関とで、水災対策に関する検討及び調整の場を設け、継続的に検討・調整を行い、施策の推進に努める。

4. 都市計画・土地利用計画等と連携した検討

水災による危険性を少しでも回避するために、土地利用の動向を踏まえ、課題の抽出を行うとともに、その解決に向け関係機関との連携を強化して検討を進めていく。

5. 流出抑制対策等について

流出抑制対策の機能の担保、道路整備における透水性舗装、各戸貯留や浸透ます等の個人レベルの流出抑制対策等の整備のあり方について検討を行う

第2節 建築物等災害予防計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

事務局、土木部、建築部

地震による構造物被害は、倒壊や損傷により使用不能に陥るなどの建築物本体の被害とともに、家具の転倒、非構造材の破損落下、ブロック塀等の倒壊による被害等の影響を広範囲に及ぼす。

建築物の倒壊は、人的被害の発生をもたらすばかりでなく、地震火災の発生源となることから、その耐震性の確保は重要である。また、災害時に防災拠点施設や避難施設となる重要な建築物については、災害対策活動を行ううえで重要度が高いため、耐火性、耐震性の改善を図る。また、市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

1. 建築物の耐震対策の促進

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、市が行う東大阪市住宅・建築物耐震改修促進計画により、昭和56年に新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を重点に、耐震診断及び耐震改修の促進に努める。建物の新築に際しては、防災上の重要度に応じた震災対策を講じる。また、大阪府及び建築関係団体との連携を一層強化し、耐震対策の推進を図る。

2. 公共建築物等災害予防

市が所管する防災上重要な公共建築物については、大規模な地震によっても倒壊しないという構造レベルでの耐震性強化のみならず、災害直後の初動時において、できるだけ平常に近い状態で使えるという機能レベルでの耐震性が期待されるため、非常電源など設備面での対策を含めた予防対策を策定する。地震時の機能や重要性に応じて、目標とすべき耐震性能を定め、設計時から構造、設計、

第2節 建築物等災害予防計画

計画など多面的に検討する。

多くの市民が利用し、災害時には防災拠点等としても活用される市有建築物の耐震化を計画的かつ効率的に進め、地震発生時の利用者の安全確保はもとより、震災時に果たすべき市有建築物の役割維持に努める。

特に、多数の人々が出入りする特定既存耐震不適格建築物（一定規模以上の多数の人が利用する建築物や避難路で道路閉塞のおそれのある建築物）に対する調査改修については、特定既存耐震不適格建築物耐震改修促進事業を活用し、耐震診断や必要な改修の指導、助言、指示等を行い、耐震強化を図る。

構造体の耐震性能だけでなく、外壁、窓ガラス、壁・天井仕上げ材、設備の耐震性や、家具の固定などにも配慮して、施設全体の耐震性向上につながる予防計画の整備を図る。

消防局等では、応急活動や復旧支援活動の本部機能が期待されるため、建築物被害の予防と同時に、職員派遣や物資等が集中して混乱するのを避けるため、支援拠点としてのオープンスペースの確保を図る。

この他、防災拠点の再生可能エネルギー等の非常用代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、また地下水・雨水利用施設や耐震性貯水槽などの設置についても検討し整備を図る。

市営住宅については、耐震診断及び必要な耐震改修は実施済みであり、今後、計画的な建替事業を推進し、更なる耐震化を図るとともに防災空間ともなり得るオープンスペース等の一体的整備に努める。

3. 一般建築物等災害予防

新築建築物については、耐震性構造設計指針に基づいて設計を行うよう指導する。また軟弱地盤対策、液状化対策といった地盤対策や外装材の落下防止対策等を図るよう指導する。

昭和56年新耐震基準の建築基準法が実施される以前の既存建築物に対しては、東大阪市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震診断と耐震補強の促進を図る。

また、特定既存耐震不適格建築物等の所有者に、耐震診断や必要な改修の指導・助言、指示等を行い、その進行管理に努める。

4. 建築設備対策

建築設備等について、耐震診断と耐震補強の促進を図る。所有者、管理者、設計者等に対して必要な指針等を作成し、耐震化の促進や知識の普及に努める。特に、変形追従性が問題であり、建築物内での対策とともに、敷地と建築物との接続部分についても耐震措置を指導する。

5. ブロック塀の安全対策

南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（大阪府）によると、地震発生時のブロック塀等の倒壊で、死者・負傷者があり、さらに地震後の避難や救助、消火活動にも支障が生じる場合が予想される。これらの被害を防ぎ避難路等を確保できるよう、ブロック塀等の安全対策について周知・啓発を行う。

6. ガラス、外壁材、屋外広告物、天井等の落下防止対策

(1) 窓ガラスや外壁等

市街地で人の通行の多い沿道に建つ建築物や、避難路沿いにある建築物の窓ガラスや外壁のタイル等の地震対策として、窓に飛散防止フィルムを貼ること及び外壁の改修工事による落下防止対策について、所有者・管理者等に対して周知・啓発を行う。

(2) 屋外広告物

地震の際、看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないように、広告物掲出許可時点・講習会等の機会を捉え、適切な設計・施工や、維持管理についての啓発に努めるほか、関係団体にも協力を求め、屋外広告物の安全性について所有者・管理者等に対して周知・啓発を行う。

(3) 天井

東日本大震災では、体育館など大空間を持つ公共施設の一部において、天井材の一部落下等により、人的・物的被害が発生した。

これを受け、平成26年4月に建築基準法関係法令が改正され、これにより大臣が指定する「特定天井」について、大臣が定める技術基準に従って脱落防止対策を講ずべきことが定められるとともに、時刻歴応答計算等の構造計算の基準に天井の脱落防止の計算を追加する等の改正が行われた。不特定多数の者が利用する大規模空間を持つ建築物で、国の技術基準に適合していない特定天井は、脱落防止対策を行うよう施設の所有者・管理者等に周知・啓発を行う。

また、脱落により危害を加えるおそれのある施設の所有者や管理者等には、改善指導を行うこと等を検討する。

7. エレベーターの閉じこめ防止対策

近年、中規模の地震発生時においてエレベーターが緊急停止した際に、異常が発生し、エレベーター内に人が閉じ込められる事例が多く発生している。このような被害や閉じこめに対する不安を解消するため、定期点検の機会を据え、現行指針に適合しない既存エレベーターの地震時のリスクや日常管理の重要性、地震時の対応方法、復旧の優先度・手順等を建築物の建物所有者等に周知し、安全性の確保を推進する。

8. 居住空間の安全性の確保

(1) 家具転倒防止

地震でたとえ建築物が無事であっても、家具の転倒による人的被害や転倒家具が障害となり、延焼火災等からの避難が遅れるなど、家具の転倒による居住者被害が発生するおそれがある。

家具の転倒防止策は建築物の耐震化等に比べ、低コストで簡単に行うことができる。室内での居住者被害を防ぎ、屋外への安全な避難を確保するためにも、家具固定の重要性や固定金物の情報等について、相談窓口やパンフレット等により周知・啓発を行う。

(2) 耐震ベッドの活用

住宅の耐震改修が困難な場合、地震により住宅が倒壊しても安全な空間を確保し、生命を守ることができるように、耐震ベッドの活用などについて周知・啓発を行う。

第2節 建築物等災害予防計画

(3) 部分的な耐震化

所有者の事情や建物の状況から、建物全体の耐震改修が困難な場合には、建物の一部を改修する「部分改修」や、一部屋だけを耐震化する「耐震シェルター」の設置等、最低限「命を守る」改修等についても周知・啓発を行う。

9. 建物の安全性に関する指導等

建築物の安全性を確保し、市民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。また、福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

- (1) 「災害危険区域」（大阪府建築基準法施行条例第3条）の指定による、建築物の構造制限等
- (2) 定期報告制度（建築基準法第12条による特定建築物等の調査・検査報告及び高層建築物等の防災計画書作成指導）の推進
- (3) 都市施設の福祉的整備に関する協議・指導
- (4) 非構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層ビルにおける長周期地震動対策等の啓発
- (5) 液状化対策の啓発
- (6) 土砂災害特別警戒区域の開発制限

10. 空家等対策

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、管理不全な空家等の発生予防、また平常時より災害による被害が予測される空き家等の状況確認に努める。

11. 所有者不明土地の活用

所有者不明土地について国、府及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第3節 文化財災害予防計画

《実施担当》 平常時の行政組織における部局等

消防局、人権文化部、大阪府警察

文化財は貴重な国民的財産であり、文化財の保存のためには万全の配慮が必要である。このため、現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策を講じ、施設整備を推進し保護思想の普及、訓練、現地指導を強化する。また、文化財の所有者または管理者は、良好な状況のもとに文化財の維持管理にあたるものとする。勧告、助言、指導は、国指定のものにあつては、文化庁長官若しくはその権限を委任されまたは指示を受けた大阪府教育庁が行う。大阪府指定のものにあつては、大阪府教育庁若しくは指示を受けた市人権文化部が行う。市指定のものにあつては、人権文化部が行う。

1. 文化財等の立入り検査

文化財保護対象物について、定期的あるいは随時に立入り検査を実施し、防災に関する指導を行う。

2. 文化財等の保護思想の普及及び防災訓練

文化財保護強調週間、文化財保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて、文化財所有者、市民（特

第3節 文化財災害予防計画

に文化財付近の一般家庭）、見学者等に対して、文化財保護思想の高揚を図るための啓発活動を展開する。文化財所有者、消防局、大阪府警察、人権文化部その他関係機関は、平常時から密接な連絡を保ち、また、防災訓練を実施することで、災害時における円滑な対応が行えるよう務める。

3. 文化財等の自主防火管理体制の強化

防火管理者等に対し、地震対策及び防火管理体制の確立を指導するとともに、防火研修会、講演会等を通じ、防火管理業務が適切に実行されるよう指導する。

4. 文化財等の文化財防火施設の整備拡充

文化財保護対象物に対して、警備設備、耐震施設・耐震補強、消火設備、避雷設備、防火壁、消防車両進入路、保存庫等防災施設の設置及び改修について、国庫補助金及び大阪府補助金等により整備拡充の促進を図る。

5. 文化財等の自衛消防隊等の育成指導

自衛消防隊を育成し、自主防災体制の強化を図るとともに、付近住民等による自衛組織の結成について指導する。

6. 文化財等の火気の使用制限区域の設定

文化財保護対象物の建造物付近は、喫煙または裸火の使用を制限する区域に指定し、市民に周知するように努める。

●資料1-8：東大阪市における指定文化財の現況

第4節 ライフライン災害予防計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

事務局、土木部、上下水道局、大阪ガス（株）、関西電力（株）、関西電力送配電（株）、NTT西日本（株）

第1 ガス施設災害予防計画（大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部）

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。また、災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1. 災害予防対策

- (1) ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

2. 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ア. 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - イ. 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設（ライフライン施設含む）への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

3. 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。

燃料についてはあらかじめ、確保のための協定締結等に努める。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。

4. 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的定期的に単独及び広域的な防災訓練を実施する。

5. 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第2 電気施設災害予防計画（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。また、災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1. 災害予防対策

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保を図る。
- (2) 電力供給系統の多重化を図る。
- (3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

2. 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (2) 対策要員の動員体制を整備する。
- (3) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。

3. 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）の配備増強を進める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

4. 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

5. 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資材、要員について、他電力会社及び電源開発株式会社等と相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力受給契約」及び電力広域的運営維持機関の指示に基づき、他電力会社との電力融通体制を確保する。

第3 通信施設災害予防計画（NTT西日本株式会社関西支店）

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。また、災害により電気通信設備または回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1. 災害予防対策

(1) 電気通信設備等の高信頼化

ア. 豪雨、洪水、高潮または津波のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行う。

イ. 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。

ウ. 地震または火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

エ. 倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、府、電気事業者及び電気通信事業者と協力し、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

(2) 電気通信システムの高信頼化

ア. 主要な伝送路を多ルート構成またはループ構造とする。

イ. 主要な中継交換機を分散設置とする。

ウ. 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

エ. 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失または損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講じる。

(4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

2. 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

3. 災害対策用資機材等の整備、点検

(1) 災害発生時において通信を確保しまたは災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。

(2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確

第4節 ライフライン災害予防計画

保に努める。

- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。
- (6) 災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、市防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

4. 防災訓練の実施

- (1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
 - ア. 災害予報及び警報の伝達
 - イ. 非常招集
 - ウ. 災害時における通信疎通確保（災害用伝言ダイヤル等安否確認のためのサービス（以下、「災害用伝言ダイヤル等」という。）の運営を含む）
 - エ. 各種災害対策機器の操作
 - オ. 電気通信設備等の災害応急復旧
 - カ. 消防及び水防
 - キ. 避難及び救護
- (2) 国・大阪府等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

5. 協力応援体制の整備

- (1) 他の事業者との協調
電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。
- (2) グループ会社との協調
グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

第4 上水道施設災害予防計画

市及び関係機関は、災害による給配水施設の被害を軽減し、かつ飲料水を確保するため、平常時から水道施設の点検の実施と断水防止のための改良整備を推進し、可能な限り円滑に送水できるよう対策を講じる。

災害により、水道諸施設に甚大な被害を受けた場合には、代替施設等による応急処置で給水が行えるよう平常時から対策を講じる。

なお、講ずる対策については、「東大阪市上下水道事業長期基本計画、中期実施計画」に基づき推

進する。

1. 上水道施設の維持管理等

災害に備えて、平常時より上水道施設の維持管理、図面の整備等を図り、関係する市町村等と相互応援協定を締結する等、万全を期す。

- (1) 取導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設等の上水道施設について、平常時から巡回点検を行い、老朽箇所、被害を受けやすい箇所等の把握に努めるとともに、給水量及び水位を点検し、事故の早期発見に努める。
- (2) 災害の種類により被害の発生形態が異なるため、あらかじめ災害の種類に応じた対応策を講じておく。
- (3) 災害発生の場合、直ちに被害を受けやすい箇所等の緊急調査を行えるよう体制を整備するとともに、民間業者にも緊急調査協力を依頼しておく。
- (4) 配水管被害には制水弁操作による配水措置対策が必要なため、平常時から配水管網図及び制水弁位置図の管理に万全を期す。
- (5) 震災等により上水道施設に被害を受けた場合、応急復旧を容易にするため、水道管路情報システムの活用を図る。

2. 上水道施設の整備

- (1) 水道基幹施設の配水池、老朽化した建屋の耐震化、機械・電気設備の更新を図る。
- (2) 耐震性に問題がある経年老朽管、地震動による液状化が予想される地区及び軟弱地盤地区は、耐震性のあるダクタイル鋳鉄管等への布設替えを進める。
- (3) 重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
 - ア. 浄水施設、送水施設、配水施設等の上水道施設について、老朽箇所及び地震動により、破損しやすく被害を受けやすい箇所等から耐震性の向上を図る。
 - イ. 重要給水施設（防災活動拠点、主要医療機関、指定避難所）への送・配水管の耐震化を推進する。
 - ウ. 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備に努める。
- (4) 管路の多重化（連絡管等の整備）、水源の複数化等バックアップ機能を強化する。
- (5) 塩素酸ナトリウム、石油類、高圧ガス等の危険物の保管施設の改良整備や耐震性の向上を図るとともに、巡視点検等必要な措置を講じる。
- (6) 火災に備え、消火栓の確実な機能保全を図る。

3. 応急復旧体制の強化

- (1) 水道施設等の被害状況を的確に把握し、迅速な応急復旧活動を推進するため、その支援を行うための情報通信システム（水道管路情報システム）の活用を図る。
- (2) 管路の耐震ネットワークの構築によりバックアップ機能を強化する。
- (3) 関係機関との協力体制を整備する。

(4) 応急復旧マニュアル等を整備する。

4. 応急給水対策

震災時における給水施設の被災により一時的に送水不能に陥るか、飲料水の汚染等により飲料水を得ることが困難になる事態に備えて、給水機能の整備を図る。

- (1) 平常時から給水タンク車等の点検整備を行う。
- (2) 断水時のために仮設給水用具の整備を図る。
- (3) 緊急の場合に備えて、飲料水の備蓄と併せ、給水に必要な資機材等（給水容器、水質検査機器・試薬、消毒薬等）の備蓄を図る。

5. 要員の教育・訓練

- (1) 大きな震災を想定して、上水道施設に関する職員教育と防災訓練を計画し、実施する。
- (2) 緊急の場合に備え、参集方法、各職員の役割・初動、緊急連絡体制を周知徹底する。

6. 資機材の備蓄及び整備、点検

災害により被災した給水施設を迅速に応急復旧できるよう、平常時から一定量の応急復旧用資機材の備蓄及び調達体制の確保、整備を行う。

7. 民間業者との協定等

大災害の場合に備え、民間業者に、災害危険箇所等の緊急調査、応急処置、応急給水、災害応急復旧、復旧等について協力の申し入れ、または協力協定の締結を図る。

8. 相互応援協定

上水道においては、迅速な復旧活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、市、大阪府及び大阪広域水道企業団は互いに協力して情報共有を行い、支援体制を構築する。

●資料4-5：上下水道局相互応援協定の締結状況

9. あんしん給水栓の利活用

大阪府広域水道企業団が整備している「あんしん給水栓」について平常時から台帳を整備し、設置環境を考慮した応急給水方法を、前述の「東大阪市上下水道事業長期基本計画、中期実施計画」に基づき計画する。

●資料1-9：あんしん給水栓設置箇所一覧及び位置図

第5 下水道施設災害予防計画

市及び関係機関は、災害による下水道施設の被害を最小限にとどめ、生活排水の排除、雨水排除などの下水道機能の確保を図るため、施設の整備増強及び維持管理に努める。特に、地震動による液状化により破損が想定される箇所及び老朽化の著しい施設の補強、整備に努める。

1. 下水道施設の維持管理

- (1) 下水管渠、電気設備、通信設備等について平常時から巡回点検を行い、老朽箇所、被害を受けやすい箇所等の把握に努める。
- (2) 下水道の未整備地区など浸水危険箇所について、河川・水路管理者等と連携して実態を把握し、それぞれの箇所ごとに予防措置を行う。

第4節 ライフライン災害予防計画

- (3) 災害の種類により被害の発生形態が異なるため、災害の種類に従い被害を受けやすい箇所等をあらかじめ把握しておく。
- (4) 災害発生の場合、直ちに被害を受けやすい箇所等の緊急調査を行えるよう、調査体制を整備するとともに、民間業者にも、緊急の場合の調査の協力を依頼しておく。
- (5) 震災等により下水道施設に被害を受けた場合、復旧を容易にするため配管図等を明記した図面の整備を図るとともに、そのコンピュータ化を推進する。

2. 下水道施設の整備

既設の下水道施設については、老朽化施設の改修整備により耐震性の向上を図る。また、今後の設計に当たっては、バランスのとれた構造計画、基礎地盤の総合的な検討を行い、耐震設計及び耐震施工を図るものとする。

- (1) 地盤の軟弱な地区、地盤の不均等な地区または地震動による液状化が予想される地区に敷設される下水管渠については、老朽化の著しいもの及び危険度・重要度の高いものから重点的に補強する。
- (2) 新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討し実施する。
- (3) 地盤の悪い箇所は、管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で、耐震化を図る。
- (4) 下水管渠の連結箇所は、地震動により破損しやすいため、老朽化した施設から耐震化を図る。
- (5) 主要幹線は、耐震性の高い管材を使用し、支線は、修復のしやすい工法を採用する。
- (6) 管渠、ポンプ場、処理場のネットワーク化、重要施設の複数系列化、施設の弾力的運用による処理機能の確保に努める。
- (7) 下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報について、常に把握できるよう集中監視システムを導入整備する。
- (8) 下水処理水や河川水の利用を行うための施設の整備に努める。

3. 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

4. 要員の教育・訓練

- (1) 大きな震災を想定して、下水道施設に関する要員教育と防災訓練を計画し、実施する。
- (2) 緊急の場合に備え、参集方法、各職員の役割・初動、緊急連絡体制を周知徹底する。

5. 資機材の備蓄及び整備、点検

災害により被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、平常時から一定量の応急復旧資機材の備蓄及び調達体制の確保、整備を行う。

6. 民間業者との協定等

大災害の場合に備え、民間業者に災害危険箇所等の緊急調査、応急処置、災害応急復旧等についての協力の申し入れ、または協力協定の締結を図る。

7. 相互応援協定

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、大阪府・市町村間の協力応援体制を整備する。

●資料4-5：上下水道局相互応援協定の締結状況

第6 共同溝災害予防計画

共同溝は、地下埋設物の破壊防止に有効であるばかりでなく、地盤が安定し、地震による道路の陥没、亀裂等の大きな被害を避ける効果があるとされている。ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。

(1) 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

ア. 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。

イ. 電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

(2) 特に、共同溝については、市、大阪府域内及び近隣府県とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

第7 放送施設災害予防計画

放送局等は、災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。

第5節 防災資機材等整備計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

健康部、上下水道局、消防局、他関係部局

災害応急対策に必要な資機材等を災害発生時に適切に活用出来るよう、平常時から技術者、装備・資機材等の確保に努め、その点検整備を行うこととする。また、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

1. 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により、技術者等の確保及び備蓄資機材等の情報を共有し、体制の整備に努める。

2. 水防、消防及び関係機関の資機材の点検整備

防災関係機関は、災害時においてその機能が十分に発揮出来るよう、常に点検整備を行い、保管の万全を期す。

3. 医療、助産及び防疫用資機材の点検整備

健康部は、市立東大阪医療センターにおける医療、助産及び防疫用資機材について、その点検整備にかかる調整を行う。特に、医療用資機材や医薬品等については、有効期限等に十分注意するなど、常に整備を行う。

4. データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第6節 地震防災緊急事業五箇年計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

事務局、子どもすこやか部、建築部、消防局

市は、「地震防災対策特別措置法」（平成7年法律第111号）に定める第7次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき大阪府と連携協力して、事業の推進に努める。

1. 対象地域

東大阪市全域

2. 計画の初年度

令和8年度

3. 計画対象事業

地震防災整備事業の計画対象事業は、次のとおりである。

- (1) 消防用施設
- (2) 備蓄倉庫
- (3) 社会福祉設備
- (4) 密集市街地

第7節 東大阪市業務継続計画（BCP）の運用

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

全部局

生駒断層帯地震や上町断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、市の公共施設や職員等も甚大な被害を受けることが懸念される。そのような状況においても、市民生活に直結する業務等については、出来る限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧することが求められる。このため、市は、東大阪市業務継続計画（BCP）の運用に努めるなど、大規模地震時における業務継続の体制整備を図る。

1. 東大阪市業務継続計画【地震編】の運用

市は、以下の方針に基づき業務継続を図ることとし、東大阪市業務継続計画（BCP）を運用する。

- (1) 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、東大阪市地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 市民生活や経済活動等への支障を最低限にとどめるため、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、被災後もできる限り早く業務を実施できるよう、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室や電力、通信等

第7節 東大阪市業務継続計画（BCP）の運用

にかかる業務資源の確保に努める。

2. 東大阪市業務継続計画（BCP）の進行管理

市は、業務継続計画（BCP）を、DO（実行）CHECK（評価）ACTION（改善）PLAN（計画）のサイクルで毎年度修正を行う。3. 特別非常時優先業務

東大阪市業務継続計画（BCP）では、大規模災害発生による様々な制約の下でも、適切な対応が実施できるよう、「特別非常時優先業務」及び「非常時優先業務」を選定するが、同計画では被災者の救出等にあたり重要ないわゆる「黄金の72時間」に着目し、発災時から72時間以内に取り組むべき「特別非常時優先業務」を選定し、発災時から72時間以内の体制の強化を図る。また特別非常時優先業務及び非常時優先業務は、各部局で作成する「災害時活動マニュアル」に連動し、本地域防災計画の実効性を確保する。

第8節 受援体制の整備

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

事務局、全部局、東大阪市社会福祉協議会

災害の規模や被災地域のニーズに応じて、市単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合、国・府、自衛隊による災害派遣、消防、警察からの応援のほか、各種協定に基づく他の自治体、団体等からの応援、ボランティアによる自発的支援等について、迅速かつ円滑な受入れが可能となるよう、下記の事項に留意し、「東大阪市災害時受援計画」に基づく、適切な体制整備に努める。災害対策本部では、発災後早期に全体の被災状況の把握に努めるとともに、国・府・他の団体からの人的・物的応援が得られるよう、市長公室は初動期から外部に向けた「被災状況の発信」にも注力する。

1. 自衛隊による災害派遣について

市長が知事に対し、自衛隊の災害派遣要請した場合を想定し、具体的受入れ計画に基づき、適切な受援体制の整備に努める。

なお自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点は本庁舎及び東大阪市花園ラグビー場とする。

2. 国、大阪府、他の自治体、関係機関による応援について

災害対策基本法、地方自治法及び各種協定等に基づく、国、府、他の地方公共団体並びに関係機関等への人的・物的支援の要請や受入れ等について「災害時受援計画」に基づき、適切な受援体制の整備に努める。また災害時における応援要請が迅速に行えるよう、平時から協定締結事業者等との連絡体制の確認等、連携を図るものとする。

総務省は、府及び市町村等と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、府及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。なお、府及び市は、平時より、災害マネジメント総括支援員等の登録者の確保に努める。

第8節 受援計画の整備

3. 自発的支援の受入れについて

災害発生時には、様々な団体や個人によるボランティアが被災地入りすることが想定されることから、ボランティアの受入れや調整等を行うため、市社会福祉協議会は市との協議により、角田総合老人センターに「災害ボランティアセンター」を開設する。「災害ボランティアセンター」では、ボランティアが被災者のニーズにこたえて円滑に活動できるよう、市社会福祉協議会は市との連携により、あらかじめボランティアの受入れ等にかかる具体のマニュアルを策定し、適切な受援体制を整備に努める。

4. 救援物資の受入れについて

- (1) 国及び大阪府のプッシュ型支援をはじめ、他の市町村、日本赤十字社大阪府支部等からの救援物資の受入れを想定し、民間事業者との協働による施設・ノウハウの活用も視野に、具体の受入れ計画に基づく、適切な受援体制の整備に努める。
- (2) 救援物資の受入拠点となる、物資配送センターは、東大阪市防災倉庫とし、被災状況に応じて、東大阪アリーナや東大阪市花園ラグビー場を想定する。

・ 5. 受援体制の確立について

市は府等と協力し、応援人員用の活動スペースや資機材の確保に努め、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する等、事前に計画した受援体制の確立を図る。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また応援・受援に関する手順、各業務担当部署における受援担当者の選定、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。

・ 6. 応援職員の環境整備・装備の充実

市は府等と協力し、広域応援等の要請に応じ派遣された応援職員等の受け入れを事前に準備するにあたり、環境整備・装備の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際、男女ともに活動することに配慮するものとする。

ア 応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリストの作成・府との共有

イ 会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保

ウ テントや間仕切り等の装備等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保

第9節 罹災証明書交付体制の整備

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

事務局、税務部、市民生活部

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行えるよう、庁内連携を図り、「被災者生活再建支援システム」を活用し、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

- (1) 家屋被害認定調査業務にあたっては、日頃からの市域家屋等の状況把握が非常に重要であり、更には調査員としての育成に向けて、大阪府が実施する研修会への積極的な参加や専門的知識を習得する

第9節 罹災証明書交付体制の整備

機会の創出等を図ることで、円滑な調査が実施できるよう、関係部局との連携及び調整を図り、体制整備に努める。

(2)罹災証明書の交付が遅滞なく行えるよう、研修等により職員養成に努めるとともに、関係部局との連携及び調整を図り、体制整備に努める。

(3)罹災証明書交付事務にあたっては、「被災者生活再建支援システム」の活用を図るものとする。そのため、被災者の生活再建の支援に向けて、平時から「被災者生活再建支援システム」に対応した家屋被害認定調査及び罹災証明書交付業務に関する研修を実施するなどし、罹災証明書交付の迅速化に努めることとする。

(4)家屋被害認定調査業務は、その後の罹災証明書交付と被災者生活の再建支援につながる事務であり、大規模災害時であっても円滑で確実な遂行体制が必要である。調査対象家屋（住家）数の全容を把握し調査を開始する時期は、災害発生直後の混乱が一定落ち着いた時期と想定されることから、避難所の運営体制再編に併せて避難所業務に従事している被害認定調査員を速やかに調査業務に移行させ、認定調査の必要体制の確保を図るものとする。また必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

なお、被害の範囲が広く複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、大阪府との連携により、被災市町村間の調整に留意する。

(5)被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

第2編 第2章 災害に即応できるひとづくり

第1節 防災知識普及計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

全部局

災害対策は、市と防災関係機関の努力だけでは実効をあげることが不可能である。市民自身が、自らのまち、自らの生命と財産を自らの手によって守る「責務」を自覚し防災意識を持ち、知識と技術を身につけ、相互に緊密な連携を保ち、災害発生時に備えることが基本である。市は、各種防災知識普及啓発事業や防災訓練や研修を通じて、市民の防災意識の向上に努め、また、市民の災害対応力（防災上の基礎技術）の向上を図り、災害発生時に的確な防災活動がとれるよう、指導・育成に努めるものとする。特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るように取り組む。また、防災と福祉の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

1. 市民の防災意識の高揚

- (1) 市民に対し地域の防災に関する広報活動を積極的に行い、市民自身による防災活動の必要性の自覚を促す。
- (2) 自治会等その他各種組織に働きかけ、自主防災組織の一層の普及に努める。
- (3) 防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。これらの実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。
- (4) 自治会等地域住民の非常時の協力活動や消防活動を高めるため、知識と技術の普及に努める。
- (5) 行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民全体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

2. 市民に対する防災知識の普及

- (1) 普及させるべき防災知識の内容

ア. 災害の種類・特質等

規模の大きな地震の連続発生や津波（※）、各災害が複合的に発生すること等、地震及びその二次災害・火災・土砂災害等災害の態様や危険性

第1節 防災知識普及計画

(※) 津波に対する知識の普及・啓発

本市では津波被害の想定はないが、市外出時等に被災する可能性も考えられることから、津波関連の知識の普及啓発に努める。

《津波に対する基本的事項》

(ア) 我が国の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があり、強い揺れを感じたときまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に高い場所に避難すること

(イ) 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとること、他の地域住民の避難を促すこと等、避難行動に関すること

(ウ) 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもあること

(エ) 第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること

(オ) 避難した後、すぐに自宅に戻らないこと

(カ) 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる可能性があること

(キ) 地盤沈下、液状化等により、津波が去った後も海水が残り、長期間に渡って湛水する可能性があること

(ク) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地震、火山噴火等による津波の発生の可能性等、津波に関すること

(ケ) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、地震直後に発表される津波警報や津波到達予想時刻等には、一定の限界があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災もありうること等、津波に関する想定・予測の不確実性があること

イ. 気象予警報（「南海トラフ地震に関連する情報」を含む）や避難情報、5段階の警戒レベルの意味

ウ. 災害発生時のための準備

南海トラフ地震等の広域的な大規模災害による長期間に及ぶ物流の途絶を想定し、最低3日間から1週間分以上の食料・飲料水・携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活物資の備蓄・停電時の照明等の準備、自動車等へのこまめな満タン給油等、飼い主によるペットに関する備蓄等の準備、非常持ち出し品（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品等）の準備

エ. 避難と避難誘導

避難情報の種類と市民に求める行動、緊急避難、避難者の心得(※)、携帯品、避難路、避難場所等（屋内退避を含む）、避難の時期、家族との連絡方法等、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

《避難の考え方》

避難者は、避難者の心得を遵守するものとし、第1次避難所へ避難する。避難行動の種類として、自宅に危険がある場合は緊急避難場所やその他安全な場所への立退き避難（水平移動）が推奨されるが、自宅で安全が確保できる場合は、自宅の2階以上の高い所などに避難（垂直移動）して屋内安全確保を行う。事前に指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールを取り決め）の確認を行い、適切な場所へ避難する。

なお、自宅などで安全確保が可能な場合は、必ずしも避難所に行く必要はないことから、災害時にける感染症のリスク軽減等を考慮し、避難所以外での分散避難の検討を推進する。

第1節 防災知識普及計画

また、広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を持つ。

【避難者の心得】

- (1) 火の元の点検、消火をする。
- (2) 危険物の始末、電気ブレーカーを切る。
- (3) 避難時に携帯する荷物は最小限にする。
食料、水、処方薬、おくすり手帳、保険証、タオル、マスク、歯ブラシ、消毒液、体温計、ティッシュペーパー、最低限の着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、モバイルバッテリー等必要に応じ防寒雨具を携行する。
- (4) 身近に危険が迫ったときは、市民は避難指示等を待たずに自主的に（できるだけ集団で）避難する。
- (5) 自主避難者は、災害及び災害状況から判断し、安全な避難路を選定する。
- (6) 自家用車による避難は行わない。
- (7) 会社・工場においては、液状危険物等の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じてから避難する。

オ. 災害時の行動

- ① 身の安全の確保方法
- ② 情報の入手方法
- ③ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- ④ 地震発生時における自家用車の使用自粛等、自動車運転者が注意すべき事項
- ⑤ 要配慮者への支援
- ⑥ 初期消火、救出救護活動
- ⑦ 心肺蘇生法、応急手当の方法
- ⑧ 救助用資機材の知識や操作方法等
- ⑨ 避難生活に関する知識
- ⑩ 被災者や支援者が加害者にならない（「暴力は許されない」意識の普及）

カ. 耐震住宅

家屋の耐震診断法、耐震構造の基礎知識、家具の転倒防止、落下物対策、ブロック塀、門柱対策等

キ. コミュニティの形成

近所づきあい、助け合いと奉仕（ボランティア）の心、活気のある自治会づくり、住みよい町づくり、地域社会への貢献

ク. 防災対策

防火心得、初期消火

ケ. 戸外の危険対策

自動販売機・電線・ブロック塀・門柱・落下物・看板等

コ. 要配慮者対策

高齢者・障害者・幼児・子供・妊婦・旅行者・外国人等

サ. 旅行先の防災対策

ホテル、旅館、観光地等での注意事項

シ. その他

家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動

第1節 防災知識普及計画

(2) 防災知識普及の手法

次の手法を用いて、市民及び職員等に対して、また学校、各種団体等の防災知識の普及に努める。

ア. 広報「市政だより」等の利用

①防災知識及び防災に関する計画等を、必要に応じ広報紙により周知徹底する。

②救命処置・防災情報及び火災統計等の年間を通じての特集記事を消防広報紙により周知徹底する。

イ. 防災マップ・チラシ・ポスターの利用

ウ. DVD、映像データ等の利用

防災用のDVD、映像データ等を整備し、各種団体の会合時に上映し、貸出を行う。

エ. 新聞・テレビの利用

防災上特に必要な事項等は、新聞・テレビ等報道機関に報道を依頼する。

オ. 広報車等の巡回等

カ. 講演会・講習会・展示会の開催及び防災教室の開催

キ. 研究会、検討会の開催

ク. 水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用した啓発

ケ. 防災イベント

防災の日、防災とボランティアの日、火災予防運動期間・出水期前などに防災関係イベントを開催し、それらの行事を通じ、防災知識の普及に努める。

コ. ケーブルテレビ、市ウェブサイト、SNS等の活用

サ. その他

防災以外の各種行事においても、機会を捉えて防災知識の普及に努める。

3. 学校における防災教育

非常災害に備えて学校においては、児童、生徒、教職員等の生命、身体の安全確保を図り、校舎、設備の保全を図る体制を確立するため、訓練、学習を実施する。また、消防団は消防局と連携を図り、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 各学校において、定期的防災訓練を実施する。

(2) 各学校において、定期的防災学習を実施する。

ア. 教育の内容

①気象、地震、津波についての正しい知識

②防災情報の正しい知識

③気象予警報や避難情報等の意味

④身の安全の確保方法、避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法

⑤災害等についての知識

⑥ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

第1節 防災知識普及計画

イ. 教育の方法

防災週間等を利用した訓練の実施

教育用防災副読本、DVD及び映像データ等の活用

特別活動等を利用した教育の推進

防災教育啓発施設の利用

防災関係機関との連携

緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用

自主防災組織、ボランティアとの連携

(3) その他、教職員等の研修、校内防災体制など必要と思われる事項について、防災関係機関と協議し、実施する。

4. 家庭での防災教育

(1) 地震及び風水害による人的被害等を軽減するため、平常時から各家庭において防災知識の普及に努める。

(2) 各家庭においては、消火器や感震ブレーカー等の備え付け、その使用方法、初期消火及び地域住民との助け合いを中心に防災意識の高揚、防災知識、防災技術等について指導する。

5. 事業所・企業における防災教育

市は、経済団体と連携して教育啓発施設等を活用した体験教育などの防災教育を実施するよう指導する。また発災時、屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずることについて推進する。

6. 職員に対する防災教育

職員をはじめ、防災関係機関職員の防災に関する意識・知識の向上を図るため、防災知識、個人の役割分担等に関する研修の実施等を検討する

(1) 教育の方法

ア. 講習会、研修会等の実施及び参加

イ. 見学、現地調査等の実施

ウ. 部局別災害時活動マニュアル等の作成・周知

(2) 教育の内容

ア. 平常時の心構え（着替えや処方薬等、職場での個々の備えを含む）

イ. 市の災害対策活動について

①災害対策活動の概要

②災害時における本部の一員としての立場と心構え

③災害時の役割の分担

④災害時の指揮系統の確立

⑤災害及び被害情報の収集・伝達の要領、報告書式の活用

第1節 防災知識普及計画

⑥災害時における活動への取り組み方について

⑦非常参集の方法

ウ. 災害知識について

①風水害・地震の基礎知識

②放射性物質・放射線についての知識

③災害に対する地域の危険性

④災害情報等

⑤過去の主な被害事例

エ. 防災知識と防災技術（緊急時モニタリングの実施方法、放射線関連機器及び緊急時医療などに関することを含む）

7. 防災訓練を通じた市民の防災意識の高揚

総合防災訓練をはじめ指定管理施設を含む各施設等においても市民参加型の防災訓練に努め、これを通じて市民の防災意識の高揚を図る。

8. 災害教訓の伝承

市及び大阪府は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑がもつ意味についても正しく後世に伝えていくとともに、過去の災害経験者の話を聞く機会の創出に努める。

9. 計画の実施時期

防災知識の普及は、災害が発生しやすい時期及び全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して、実施するものとする。

第2節 防災訓練計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

全部局、大阪府警察

災害対策基本法に基づき、災害による被害を防止しまたは被害を最小限に軽減出来るよう、本市域における防災活動の円滑な実施を目的として、関係機関及び市民との緊密な連携と協力のもとに次の訓練を実施する。実施にあたっては、各種災害に関する被害想定を明らかにし、実施時間を工夫する等さまざまな条件を設定し、交通規制の実施、要配慮者の参加、参加者自身の判断も求められる内容を盛りこむなど実践的な内容とするとともに、事後評価を行い防災体制等の改善に資するものとする。また、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等について必要な知識を伝え、実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

なお、各施設においても各種防災訓練を遺漏なく実施し、指定管理者を含む施設管理者からの報告書の提出、確認を徹底する。

1. 総合訓練

大地震発生時には、情報の収集・伝達、市民の避難、救出救護を始めとする広範な対策の的確かつ迅速な実施が同時に要求される。このため、防災訓練は、市民と防災関係機関等の参加を含め、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練を実施し、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。また、水防、林野火災、原子力、危険物、航空機等の災害別対策訓練などを実施する。

さらに、応援協定を締結している地方公共団体との間で必要な物資、人員、資機材等を相互に提供、受入れ等を行うなど、広域応援訓練を取り入れた防災訓練の充実を図るとともに、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく訓練に積極的に参加する。

2. 機能別訓練及び訓練項目

機能別訓練項目及びその内容は、次のとおりである。

- ・非常参集訓練（参集情報収集伝達）
- ・情報訓練（無線機器の運用、通信連絡、情報収集伝達、二次災害調査、市民通報・クレーム対策、大量情報整理〈応援要請、データ収集、災害マップ作成・記入〉、指示・伝達、広報）
- ・道路防災訓練（情報収集伝達、安全確保、交通規制、道路啓開、応急処置、復旧計画、応急復旧等）
- ・河川防災訓練（情報収集伝達、土嚢積み、欠損箇所の修復、避難指示、避難誘導等）
- ・緊急輸送訓練（情報収集伝達、交通規制、道路啓開、車両手配、ヘリコプター手配、災害時用臨時ヘリポートの開設、緊急輸送品・数量・輸送手段・輸送ルート等の計画・手配・実施）
- ・応援要請訓練（情報収集伝達、活動内容・人員・必要機材・受入場所等の決定、応援要請、受入れ体制の整備、受入れ、指揮系統の確立）
- ・避難防災訓練（情報収集伝達、避難指示、避難誘導、避難場所の移動、避難所開設、食料他必需品の手配から分配まで、炊き出し、備蓄品の受入・分配、救援物資等の受入・選別・運搬・分配、物品倉庫の設置・管理、避難所運営手法等）

第2節 防災訓練計画

- ・配送拠点防災訓練（情報収集伝達、車両・要員手配、配送経路の選定、備蓄品の積載・運搬、食料他必需品の数量把握・手配から分配まで、物資配送センター等の設置、物品の受入、在庫管理、仕分け、搬送、車両・要員管理等）
- ・救命救助防災訓練（情報収集伝達、救出、医療班の設置・運営、負傷者の搬送、応急手当等）
- ・上水道防災訓練（情報収集伝達〈管理施設・住宅・道路等の被災状況等〉・現状把握〈世帯または産業への影響の度合い等〉、応急給水、給水〈車両・資機材手配、給水拠点・搬送経路の選定、実施〉、復旧計画、応急処置・応急復旧等）
- ・下水道防災訓練（情報収集伝達〈管理施設・住宅・道路等の被災状況等〉、現状把握〈世帯または産業への影響の度合い等〉、応急処置、復旧計画、応急復旧等）
- ・清掃防災訓練（情報収集伝達〈管理施設・住宅・道路等の被災状況等〉、現状把握〈世帯または産業への影響の度合い等〉、臨時処理場、応急処置〈復旧計画、応急復旧等〉、仮設トイレの汚物及びごみ処理）
- ・土砂災害等防災訓練（危険発見通報、避難指示、避難誘導、避難場所の開設・運営、災害発生、救助・救急、応急処置・応急復旧等）
- ・学校等防災訓練（安全措置、避難誘導、救助・救援）
- ・市立施設防災訓練（指定管理施設を含む各文化施設、社会教育施設等、市民の利用に供する市立施設の安全措置、避難誘導、救助・救援）
- ・要配慮者防災訓練（情報収集伝達〈避難行動要支援者の所在・内容、住宅・道路等の被災状況等〉、介助、おんぶ救助、救出、救急・搬送、避難、避難所内の措置）
- ・奉仕団等防災訓練（情報収集伝達〈奉仕団への連絡等・奉仕内容の伝達、住宅・道路等の被災状況等の収集〉、活動分担・人員・必要機材・受入れ場所等の決定、応援要請、受入れ体制の整備、受入れ、指揮系統の確立依頼、ボランティアコーナーの開設・要員配置、ボランティアコーナー活動の実施）
- ・衛生・防疫防災訓練（水・食品衛生の徹底、避難所での食中毒発生防止、隔離、入院〈市外を想定〉）
- ・地域別訓練（地域特性に応じた地域別の訓練の実施）

3. 各機関が実施する訓練

市、防災関係機関、原子力事業者等は組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、消防、災害警備、水防、林野火災対策、原子力災害応急対策、危険物災害対策、航空機災害対策等に係る訓練を単独または共同で実施する。

(1) 水防訓練（恩智川水防事務組合）

水防活動の完全な習熟を目的として水防計画に基づき、訓練を行う。

(2) 消防訓練（東大阪市消防局）

現有消防力の効率的運用及び的確な防御活動に万全を期すため、消防技術の向上及び習熟を目的として訓練を行う。

(3) 避難救助訓練（警察、消防、市、その他の関係機関及び市民）

第2節 防災訓練計画

避難救助訓練は、市民、通行者等の協力を得て、救助が迅速に行われるよう、誘導、指示等について行う。さらに、救出等についての訓練を行うこととし、孤立者、負傷者、避難行動要支援者等の救助救出、医療、給水等の訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、市民、事業所等が、「自らの命は自分で守る、自分の地域は皆で守る」という防災の基本に立って適切な活動が行えるよう、初期消火訓練、避難訓練を中心に実質的な訓練実施計画を定めた上で提示し訓練を実施する。

(4) 通信連絡訓練

平常通信から災害通信への迅速円滑な切り替え、通信途絶時の連絡確保、通信内容の伝達等について訓練を行う。

(5) 非常参集等の訓練（関係機関）

各防災関係機関は、休日、夜間等勤務時間外において、非常参集による職員の配備を迅速に行うため、災害を想定し、情報の伝達、連絡、非常参集等について訓練を行う。

(6) 関係機関の訓練

指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関、防災上重要な施設を管理する機関は、各機関の定めるところにより、効果的な訓練を実施する。

(7) 訓練への参加、協力

市、消防、大阪府警察及びその他の関係機関は、相互に協力して防災訓練の実施に努めるとともに、他の関係機関が行う防災訓練にも積極的に参加し、協力する。

4. 実践的な防災訓練の実施

毎年定期的に行われている通常の防災訓練に加えて、訓練される側が事前にシナリオを知らされないまま行う形式の図上訓練や災害の発生が想定される現地での実践的訓練等の導入を図る。

5. 防災訓練の実施

市をはじめ消防団等の防災関係機関は、地域防災計画の習熟、連携体制の強化（「顔の見える関係」の構築）、市民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期すことを目的として、要配慮者や女性の参画を含め多くの市民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。実施にあたっては、各種災害に関する被害想定を明らかにする。

大規模広域災害時の円滑な広域避難のため、関係機関と連携した実践型防災訓練を行い、必要に応じた交通規制の実施や、感染症対策に配慮した避難所開設・運営を行うなど、実践的な内容とすることで、平常時からの連携体制を構築する。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させるよう努める。

第3節 自主防災体制整備計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

事務局、消防局

地震、風水害、火災等の災害を未然に防止し、また、被害を軽減するためには、防災関係機関の対策のみでは不十分であり、何にもまして地域における初期の自主防災活動が極めて重要である。

このため、事務局及び消防局が共同して、校区自治連合会に対し自主防災組織の育成を積極的に働きかける。

第1 自主防災組織の育成

市は、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、市民組織の防災活動への取組について啓発し、自主防災組織の育成及び支援に努める。その際、女性の参画の促進に努める。

1. 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

- ア. 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催、地域版ハザードマップの作成、[地域版]避難所運営マニュアルの作成）
- イ. 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の資料の周知、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- ウ. 災害発生への備え（要配慮者の把握、[地域版]避難所運営マニュアルの作成、指定緊急避難場所（緊急避難場所）・避難路・指定避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）
- エ. 災害発生時の活動の修得（情報伝達・避難・消火・救急処置・指定避難所の運営・炊き出し訓練など）

(2) 災害時の活動

- ア. 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者をはじめとする要配慮者への援助など）
- イ. 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ウ. 出火防止、初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）
- エ. 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救護情報などの市民への周知など）
- オ. 物資配分（物資の運搬、給食、分配）
- カ. 指定避難所の自主的運営

2. 自主防災組織の育成方法

市は、地域の実情に応じた自主防災組織の育成に努める。

- (1) 自主防災組織の必要性の啓発
- (2) 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- (3) 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
- (4) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (5) 防災資機材の整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- (6) 防災訓練、応急手当訓練の実施

(7) 避難所配備職員との連携を図るための避難所運営訓練の実施

3. 各種組織の活動促進

女性防火クラブ、幼年消防クラブなど防災・防火に関する組織のほか、自治会女性部、青年団、防犯組織、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

第2 事業所による自主防災体制の整備

市は、事業所（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む）に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止を図るため、自主防災体制の整備を啓発し、支援を行い防災力の向上を促す。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

また、事業者の地域貢献といった観点から、本市との災害時応援協定の締結促進に努めるとともに、定期的に相互の連絡先等確認を行う。

1. 啓発の内容

(1) 平常時の活動

ア. 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）

イ. 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備、二次災害の防止など）

ウ. 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認、など）

エ. 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）

オ. 複数の発災時間帯を想定した従業員の行動パターン（社内待機、施設内待機、自宅待機等々）を示す事業所内ルール整備

カ. 事業所による事業継続計画（BCP）の策定

キ. 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）

(2) 災害時の活動

ア. 避難誘導（安否確認、避難誘導、避難行動要支援者をはじめとする要配慮者への援助など）

イ. 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）

ウ. 出火防止等（会社・工場においては、液状危険物等の流出防止、発火し易い薬品、電気、ガス等の保安措置を講じてから避難）

エ. 初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）

オ. 情報伝達（地域内での被害情報の市への伝達、救援情報などの周知など）

カ. 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放等）

2. 啓発の方法

市は、大阪府、経済団体と連携して、事業所による自主防災体制の整備について指導・助言する。

(1) 広報紙（誌）などを活用した啓発

(2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）

第3節 自主防災体制整備計画

- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等実施
- (4) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言
- (5) ケーブルテレビ、市ウェブサイト、SNS等の活用

第3 救助活動の支援

市及び関係機関は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要な場所に救助・救急用資機材を整備する。

第4節 ボランティア支援計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

公民連携協働室、人権文化部、市民生活部、福祉部、健康部、建築部、東大阪市社会福祉協議会、他関係機関

大規模災害時において、被災地内外から参集する様々なボランティアの円滑な活動が行えるよう、市は市社会福祉協議会が設置・運営する「災害ボランティアセンター」をボランティア支援の活動拠点と位置付け、支援・連携し、大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用するなど、その活動の環境整備を図るものとする。

1. ボランティア等の育成

ボランティア等の育成のために、次のことを行う。

(1) 協力依頼

各機関は、平常時から業務を通じ、また市社会福祉協議会等と協議して、市民団体や関係団体に対し、災害時におけるボランティア活動支援が円滑に行えるよう協力を依頼するとともに、災害時における連絡体制を構築する。

また、災害時に提供可能な技術や特定の資格を必要とする専門技術型ボランティアの事前把握に努める他、非組織ボランティアに対しても情報提供し、随時協力依頼できる仕組みを構築する。

(2) 防災教育

ボランティアに対する研修会の開催等により防災教育を行うとともに、要配慮者に対する防災教育を依頼する。

(3) 組織等の強化

ボランティアリーダー、ボランティアコーディネーターの育成を図る。

(4) 市社会福祉協議会「常設型災害ボランティアセンター」との連携支援体制の構築

市は、市社会福祉協議会「常設型災害ボランティアセンター」の運営を支援し、災害時における連携支援体制を構築する。市社会福祉協議会「常設型災害ボランティアセンター」は平常時において次の業務を行い、ボランティア等の育成に係る施策を推進する。

ア. 災害支援ボランティアの募集・育成及びグループ登録

イ. ボランティアリーダーの育成及び教育・訓練

ウ. 市民団体、関係団体、NPO等との連携体制の整備及び連絡調整

エ. 災害支援ボランティア活動の広報啓発

オ. 地域における防災教育・訓練の普及や地域での避難支援等のあり方についての検討

第4節 ボランティア支援計画

力、その他災害時のボランティア活動や防災・減災に対する取り組みについての調査・研究等

2. 発災時の対応

市社会福祉協議会は次のとおり「災害ボランティアセンター」を開設し、ボランティアの受入れや調整等の支援活動を行う。市は、運営に必要な情報の提供、拠点及びボランティアの滞在場所の確保、人材及び資機材の提供などの支援を行う。

また、市社会福祉協議会は災害ボランティアセンターの円滑な運営を図るため、福祉部を通じて、市災害対策本部等との緊密な情報交換と連携を図る。

(1)「災害ボランティアセンター」の業務

- ア. 市災害対策本部等との連絡調整
- イ. ボランティアの募集、登録、コーディネート・派遣の実施
- ウ. 被災状況や支援ニーズの情報収集とボランティアの需給調整
- エ. ボランティア支援活動に必要な資機材等の調達及び管理
- オ. 市民団体、関係団体、企業、NPO等との連携による支援体制の整備等

(2)「災害ボランティアセンター」の開設

災害の規模、被害状況等の様々な情報を総合的に勘案し、市社会福祉協議会と市との協議により、「災害ボランティアセンター」を開設する。

(3)「災害ボランティアセンター」設置場所

角田総合老人センターを発災時における本市ボランティア支援の活動拠点と位置づけ、隣接するスポーツホールかがやき、角田西公園も併合し「災害ボランティアセンター」を設置する。

- ア. 「角田総合老人センター」：総務部門や広報部門、ニーズの受付部門等の本部機能

※市社会福祉協議会災害対策本部も角田総合老人センターに設置

- イ. 「スポーツホールかがやき」：ボランティアの受付・コーディネート機能
- ウ. 「角田西公園」：活動資材・物資、車輛・道案内等の活動支援機能

ただし、当該施設が災害により使用が困難な状態や被災地域が遠隔地となる場合、サテライトの設置が必要となる場合等、ボランティアの活動拠点の確保については災害の規模、被害状況を勘案し、市社会福祉協議会と市との協議により適切に対応する。

(4)「災害ボランティアセンター」設置期間

応急対応が終結し地域の復興を見据えた継続的な支援へと移行するにあたり、市社会福祉協議会と市との協議により決定する。

3. ボランティアとの連携

府、市、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、災害中間支援組織※を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握関係者と積極的に共有するものとする。

第4節 ボランティア支援計画

※災害中間支援組織：おおさか災害支援ネットワーク、NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織。

(1) 一般労務提供型ボランティア

災害発生と同時に、被災地内外からボランティアの申し出がなされる。

このようなボランティア活動としては、下記のことが考えられる。

ア．炊き出し、物資の仕分け・配給への協力

イ．避難所の運営維持管理等に関する協力

ウ．安否情報、生活情報の収集・伝達

エ．清掃等の衛生管理

(2) 専門技術型ボランティア

専門技術型ボランティアは、次のような公的資格や特殊技術を持つ者であり、災害支援、目的及び活動範囲が明確である。専門技術型ボランティアが組織化されている場合には、行政が十分に対応できない分野への協力者として期待される。

ア．災害支援ボランティア講習修了者

イ．アマチュア無線技士

ウ．医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、獣医師等

エ．建築物の応急危険度判定技術者、被災宅地危険度判定技術者、建築士

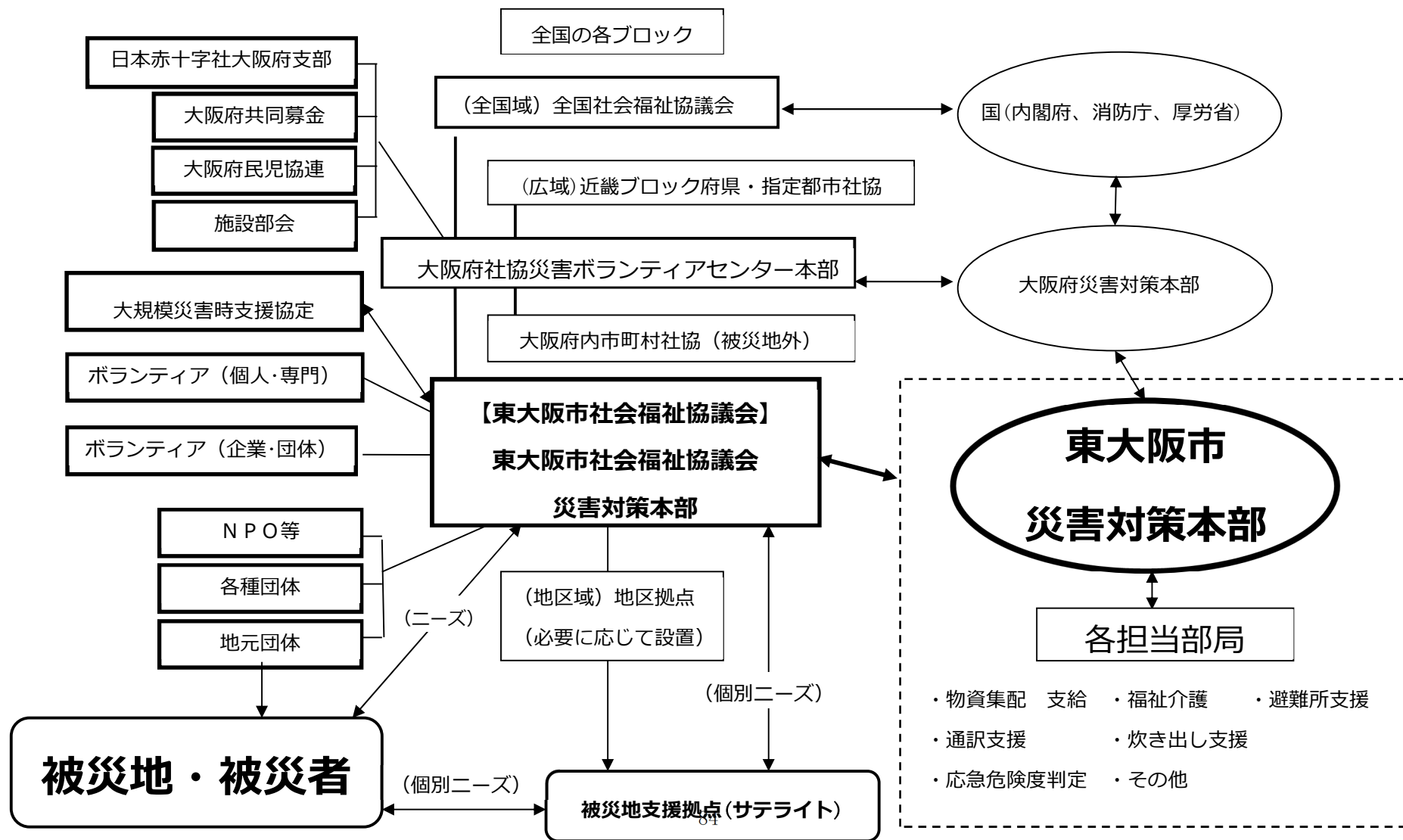
オ．航空機、特殊車両等の操縦、運転の資格者

カ．通訳（外国語、手話）

第2編 災害予防対策編【共通】第2章 災害に即応できるひとづくり

第4節 ボランティア支援計画

○民間団体、ボランティアにかかる対応



第2編 第3章 災害に強いシステムづくり

第1節 災害に対する事前周知計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

全部局

第1 職員に周知させる事項

行政組織の所属長は平常時から服務心得について周知徹底を図るとともに、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、市民の安全を第一とし、迅速かつ円滑に災害応急対策活動を実施するために、本部設置基準、動員基準、個人参集票の作成・非常参集の基準、所属部局の事務分掌及び職員各自の行うべき事務等について周知徹底を図ることとする。あらかじめ職員に周知徹底を図るべき事項は、次のとおりである。

1. 服務規律

(1) 職責の自覚

ア. 職員は、本部の一員であるとの強い自覚のもと、市民の窮状に対して、積極的な役割を果たさなければならない。

イ. 職員は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、常に全体の奉仕者であるという自覚のもと、最善を尽くさなければならない。

(2) 動員及び参集の義務

職員は、上司の指揮に従って防災並びに救助活動に従事しなければならない。また、勤務時間外においても万難を排して、可能な方法により直ちに参集して業務に従事しなければならない。

(3) 服務の厳正

災害時は、常に果敢即決をもって最善を要求されるため、特に服務の厳正を期さなければならない。

(4) 責任分担の的確な履行

災害時における各部局・班の分担業務は、責任をもって適切な処理を行わなければならない。

(5) 関係機関との連絡協調

災害時には、各関係機関と常に密接な連絡調整を行い、問題の解決に当たらなければならない。

(6) 被災者に対する応接

被災者に対する応接には、急を要するので要点を簡潔に、しかも迅速に処理するとともに常に温かい配慮で接しなければならない。

2. 災害応急対策活動（周知項目一覧表）

次の周知項目一覧表に基づく災害応急対策活動周知項目一覧表

第1節 災害に対する事前周知計画

周 知 項 目	周 知 内 容
本部の設置基準	地震 ・ 震度 5 弱以上 風水害等 ・ 本市に災害が発生し、または発生するおそれがある場合
本部の設置時期 及び本部会議の開催	・ 市長または副市長、危機管理監、市長が予め指名した者のいずれかの到着または本部員 2 名以上の参集により、本部を設置し、本部会議が開催できる。
本部長臨時代行	・ 市長、副市長、危機管理監または市長が予め指名した者が到着するまでは、参集した本部員 2 名のうち上席者（注）が本部長臨時代行を務める。
配備体制	地震（震度 5 弱以上の場合） ・ 危機管理監及び危機管理室員 ・ 各部次長級以上の職員、総務担当課長、避難所配備職員、要配慮者調査員及び開設する第 1 次避難所の施設管理者等 ・ 都市計画室長、交通戦略室長、土木部長、建築部長及び上下水道事業管理者から、それぞれあらかじめ指名された職員 ・ 全職員の 2 分の 1 程度の職員による非常配備 A 号配備とする。 ・ 震度 6 弱以上の場合、全職員による非常配備 B 号配備とする。 風水害等 ・ 発生または発生のおそれのある災害の規模により配備体制が定められている。非常配備は、上記地震時と同様の職員による A 号配備、全職員による B 号配備とする。
地震 自主参集	地震 ・ 震度 5 弱及び震度 5 強の場合は、該当する職員の自主参集、震度 6 弱以上の場合、全職員の自主参集とし、あらかじめ決められた参集場所に緊急集合する。 ・ 自主参集しない者は、連絡があるまでまたは地震発生から 3 時間以内 は自宅待機とする。
地震 非常参集	・ 震度 5 弱以上の場合、避難所配備職員及び要配慮者調査員は、勤務時間内外にかかわらず、速やかに担当の避難所に緊急集合する。
風水害等 非常参集	風水害等 ・ 配備指令を受けた職員は、あらかじめ決められた参集場所に緊急集合する。
原子力災害	・ あらかじめ指名された職員は、「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」に基づき緊急集合する。
職員個人の 災害時の事前確認	・ 人事異動毎、各部局で協議し、職員個人の災害時の役割、参集場所、緊急出動の要否を定め、これと所属班に与えられた事務分掌等を個人参集票に記載し、所属部長に提出する。
参集情報の収集	・ 参集の途上の被害状況を参集と同時に緊急・応急被災状況報告書等に記入し、所属する部・班または参集場所の長に報告する。
災害時活動マニュアル	・ 部局の災害時活動マニュアルを周知させること。

（注）上席者：東大阪市事務分掌条例及び東大阪市機構図の定める順序による組織順の本部員をいう。

第2 個人参集票

職員は、行政組織の所属長に様式 1 個人参集票を作成し、提出すること。人事異動等により参集場所が変更するたびに、同表を作成し提出するものとする。所属長は、所属員の個人参集票を総務担当課へ提出すること。

第3 緊急・応急被災状況報告書

1. 応急被災状況報告

参集の途上において把握した被害状況は、参集と同時に様式2 緊急・応急被災状況報告書等（消防局については、別途局内で定めた様式とすることができる。以下同様。）にとりまとめ、所属する部・班または参集場所の長に報告する。

2. 報告作成要領

被害状況等は、次の被害状況等報告基準によって収集する。

被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することはできないが、死亡したことが確実なものとする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化または避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	負傷者 （重傷者） （軽傷者）	災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治癒できる見込みの者とする。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。
住家の被害	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	住家 （全焼） （全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または、住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊は甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。 具体的には損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床または天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。

第2編 災害予防対策編【共通】第3章 災害に強いシステムづくり

第1節 災害に対する事前周知計画

被 害 項 目			報 告 基 準
非 住 家 の 被 害			非住家（住家以外の建物）のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。「公共建物」とは、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
そ の 他 の 被 害	田畑の 被害	流 失 埋 没	耕土が流出し、または砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		冠 水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文 教 施 設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	道 路		「道路」とは、道路法（昭和27年法律第 180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	橋 梁		「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。「橋梁流失」とは、橋梁の一部または全部が流出し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	河 川		「河川」とは、河川法（昭和39年法律第 167号）が適用若しくは準用される河川、若しくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。「堤防決壊」とは、河川法にいう 1 級河川及び 2 級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂 防		「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための設備または同法 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
清 掃 施 設		「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。	

被 害 項 目			報 告 基 準
住 家 の 被 害	準 半 壊		住家が半壊または半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	準半壊に至らない （一部損壊） 住 家		住家の損壊の程度が、準半壊に至らないもので、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の10%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のものとする。現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	住 家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	床 上 浸 水		その住家の床上以上に浸水したもの及び全壊または半壊には該当しないが、土砂竹木などのたい積のため一時的に居住することができないもの。
	床 下 浸 水		床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。

（注）

（1） 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

（2） 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

（3） 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

そ の	鉄 道		「鉄道不通」とは、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	電 話		「電話」とは、通信不能となった加入回線数のうち最大時の回線数をいう。
	電 気		「電気」とは、停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。

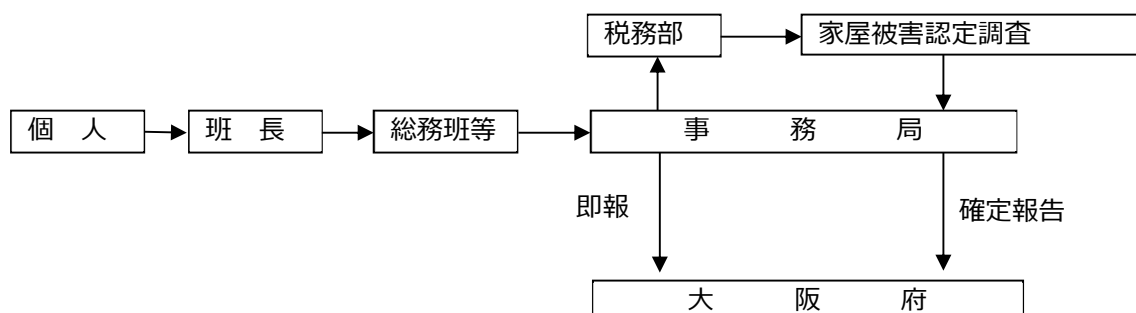
第1節 災害に対する事前周知計画

他の被害	水道	「水道」とは、上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀または石塀の箇所数をいう。
罹災者	罹災世帯	「罹災世帯」とは、災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹災者	「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。
被害金額	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、河川、海岸、砂防設備、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。

「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日 消防防第246号消防庁長官）」

第4 報告の流れ

- (1) 参集の途上において個人が把握した被害状況は、参集と同時に緊急・応急被災状況報告書等によりまとめ、各部局の総務班また総務班の設置されていない部局にあつては総務担当課（以下「総務班等」という。）を通じて、事務局に報告する。
- (2) 現場活動で、各部局が調査した各種被害状況は、防災情報システムまたは活動報告様式を活用し、各部局の総務班等を通じて事務局に報告する。
- (3) 事務局は、被害状況を取りまとめ、「火災・災害等即報要領」に定める即報基準に該当する場合は、事案に応じた即報様式により、大阪府防災情報システムを通じて、逐次大阪府に報告する。また、直接即報基準に該当する場合は、第一報を大阪府に加え、消防庁に対しても報告する。
- (4) 家屋被害認定調査は、原則として税務部が行い、総務担当課を通じて事務局に報告する。
- (5) 応急対策が終了し被害が確定した場合、事務局は、「災害報告取扱要領」により災害確定報告を大阪府に行う。



第5 防災体制部局長等の選出

行政組織の部局長は、防災体制を確立するため、防災体制部局長に就くものとする。部局長は、副部長及び班長並びに副班長を選出し、総務担当課を経て危機管理室へ連絡するものとする。人事異動等により変更が生じた都度これを行う。

第6 指揮の代行順位

防災体制部局の長が不在の場合または参集が遅れる場合は、次のいずれかの者が指揮を代行し、以後、上席者が到着するたびに、部局長代行は交代し、部局長の到着をもって指揮代行は終了する。上席者が不在の場合または参集が遅れる場合は、行政組織の代行順に準じる。

第7 災害時活動マニュアル（特別非常時優先業務・非常時優先業務）

部局長は、部局において、次に掲げる事項を定めた災害時活動マニュアル（特別非常時優先業務・非常時優先業務）を作成し、事前に職員に周知する。

- (1) 部内連絡体制
- (2) 部内動員体制
- (3) 参集場所
- (4) 所管施設設備の被害状況確認体制
- (5) 特別・非常時優先業務の内容、必要人員、担当者、実施時期
- (6) 災害対策活動内容の詳細（具体の活動内容・手順等）

第2節 緊急情報収集伝達計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

全部局、関係機関

第1 情報収集伝達

災害発生時の本部がとるべき対策及び応急活動総合調整担当者が的確な判断のできる情報の収集、連絡、伝達体制を確立する。

また、様々な環境下にある市民に対し、警報等必要な情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）、Ｌアラート（災害情報共有システム）おおさか防災ネット、ケーブルテレビ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、情報収集体制の強化を進める。また、府及び市町村、事業者は、避難者等のニーズを十分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

1. 緊急情報収集等の必要のある災害事案の発生にかかる連絡体制等

- (1) 災害事案発生にかかる連絡体制は、下図のとおりとする。

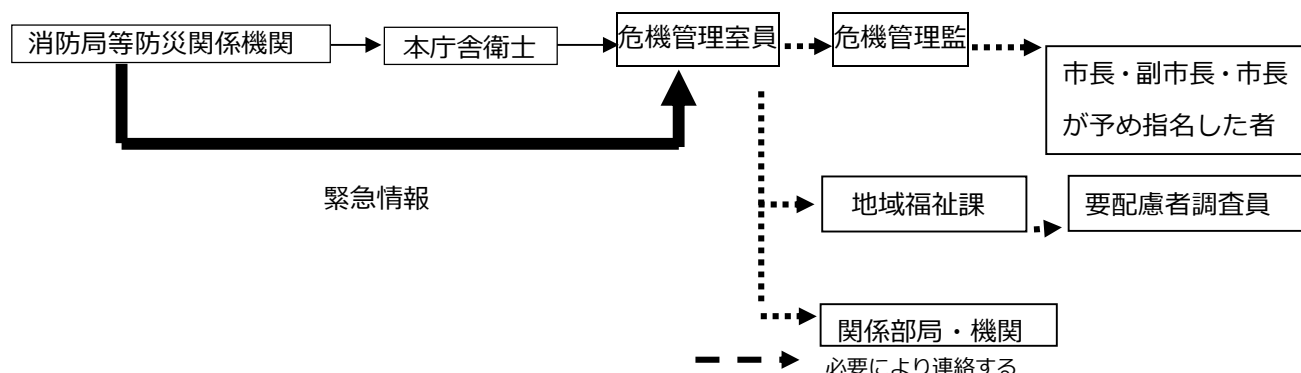
休日・勤務時間外の気象連絡及び災害事案発生連絡は、本庁舎衛士を介して危機管理室員へ連絡するが、勤務時間中または参集後の連絡及び緊急情報は、危機管理室員へ直接連絡するものとする。

- (2) 前号により連絡を受けた危機管理室員は、事実を勘案し、時機を逸することなく上司に報告すると

第2節 緊急情報収集伝達計画

ともに必要な措置をとること。

休日・勤務時間外の気象連絡及び災害事案発生連絡



2. 緊急情報収集等の必要のある災害事案

消防局等防災関係機関（以下「防災関係機関」という。）は、次に掲げる事案を受信したときは、速やかに前項により危機管理室員へ連絡するものとする。

- (1) 救出までに長時間要すると予測される救助救急事故の場合
- (2) 多数の傷病者が発生する救助救急事故の場合
- (3) 多数のものの安全、財産等に被害が出る場合または被害が出るおそれのある場合
- (4) 報道機関に取り上げられ、または取り上げられる可能性がある事案
- (5) 社会的に関心が高いと予想される特異な事案
- (6) その他 危機管理室から要求するもの

3. 緊急被害状況等の把握

- (1) 前項により災害事案発生の連絡をした防災関係機関が、何らかの防災活動を実施する場合及び実施した場合は、速やかに危機管理室長に災害の概要及び活動状況を連絡するものとする。
- (2) 前号の連絡を受けた危機管理室長は、第1項第2号に準じて対応するものとする。
- (3) 前号のほか、市長は、必要と認めるときは、防災関係機関に被害状況の調査及び活動状況の報告をするよう指示することができる。
- (4) 前号の指示を受けた防災関係機関は、速やかに調査を行い報告しなければならない。
- (5) その他災害の規模により、危機管理室長は、要配慮者調査員に調査のための出動を指示することができるものとする。

4. 要配慮者調査員の任命

- (1) 要配慮者調査員は、福祉部・生活支援部・子どもすこやか部の職員の中から本部長が任命する。

5. 要配慮者調査員の活動

要配慮者調査員は、危機管理室長からの指示により、調査活動にあたる。

- (1) 要配慮者調査員

ア. 指定避難所において、避難している要配慮者の状況を把握するとともに、避難行動要支援者の名簿等に基づき、自主防災組織等と協同・連携し、安否等の確認を行い事務局にその結果を報告する

第2節 緊急情報収集伝達計画

ものとする。（一次調査報告）

イ. 一次調査報告後、自主防災組織等の協力を得ながら、二次、三次の調査にあたるものとする。

ウ. 危機管理室長の指示により、保健班等とともに被災者等の心のケア等を行うものとする。

エ. 調査上、緊急に報告すべき情報等があったときは、速やかに事務局へ報告するものとする。

6. 調査・把握すべき情報

(1) 要配慮者調査員

ア. 指定避難所に避難している要配慮者の状況

イ. 避難行動要支援者名簿等に基づく避難行動要支援者の安否及び支援等の状況

7. 調査範囲等

(1) 要配慮者調査員の一次調査及び二次調査以降の調査範囲は、避難行動要支援者を登載した名簿に基づく区域とする。

8. 調査時の留意事項

(1) 調査にあたっては、徒歩、自転車またはバイクにより行うものとする。

(2) 調査にあたっては、一の箇所にとどまることなく広く担当区内の状況調査に努めるものとする。

9. 災害を想定した訓練及び研修等の実施

災害発生とともに、災害及び被災等の状況を緊急かつ的確に把握し、併せて重点的に行うべき活動の種類または活動すべき地域を把握し、あるいは、これらを迅速に伝達できるようにするため、災害を想定した情報収集、整理、伝達、広報等の災害情報処理訓練及び研修等を定期的に行ない、発災時に備えるものとする。

第2 水害の場合の特務

下記の情報収集等を水害の場合の特務とする。

(1) 被害地域の範囲が限定されているときは、土木部・上下水道局が調査・報告を行う。

(2) 被害の範囲がさらに広いときは、原則として税務部が調査・報告を行う。

(3) 被害報告のとりまとめは、事務局が行う。

第3 地震観測体制の整備

市は、大阪府の実施する地震等観測体制の整備に協調し、市における地震観測体制、情報収集伝達体制及び災害組織等の充実を図り、地震災害に備えるものとする。また、地震発生の場合、本庁舎内に大阪府が設置した計測震度計により、地震情報を収集し、近隣市町または大阪府内市町村の状況を把握し、大阪府及び他市町村と協調して、市の震災対策の指針を構築する。

また、緊急地震速報は、極めて短い時間であっても強い揺れが到達する前に地震発生の旨を知らせ、防災対応を早めることにより被害の軽減を図るための情報であり、その特徴や限界、情報を受信したときの行動のあり方などが広く認知されて初めて混乱なくかつ有効に機能する情報である。

このため、市民がこの情報の特徴を理解して的確な行動を取れるよう、知識の普及啓発を進める。

第4 放射性物質及び放射線監視体制の状況把握

原子力事業者に対し、敷地境界付近におけるガンマ線を測定するための放射線測定設備及び中性子線の測定を行うために必要な可搬式測定器等の整備状況や排気筒での放出放射性物質の測定等に必要な測定器についての定期検査の実施状況についての報告を求め、放射性物質及び放射線監視体制の状況把握に努める。

第5 情報通信体制の整備

あらゆる災害の場合において、防災関係機関は、通信を円滑かつ迅速に行うため、平常時から、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努め、通信系統（衛星通信含む）、通信施設等を整備する。また、緊急対策やその後の復旧対応を迅速に進めるための行政機能支援システムの早期稼働体制を整備する。

また、効果的・効率的な災害対応業務を遂行するため、AI・IoT・クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、デジタル化の積極的な活用にも努める。さらに、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（内閣府）」等の取組を通じて、民間企業等が持つ先進技術とのマッチング等を行うことにより、災害対応における先進技術の導入を促進する。

1. 災害通信施設の現況

系 統	所 管	設 置 場 所
大阪府防災行政無線	大阪府危機管理室	中河内府税事務所 大阪府八尾土木事務所 寝屋川水系改修工営所 東部流域下水道事務所 東大阪市危機管理室、消防局
大阪府警察無線	大阪府警察本部	枚岡・河内・布施警察署
東大阪市防災行政無線	東大阪市危機管理室	本庁舎、上下水道局、消防局 枚岡・河内・布施警察署
東大阪市消防救急無線	東大阪市消防局 警防部指令課	消防局、各消防署、分署、出張所
西日本旅客鉄道列車無線	西日本旅客鉄道株式会社	鉄道本部
近畿日本鉄道列車無線	近畿日本鉄道株式会社	鉄道本部 大阪統括部
大阪ガス業務用無線	大阪ガスネットワーク株式会社	北東部事業部

2. 無線通信施設の整備

防災関係機関は、災害時における有線通信の混乱を防止するとともに、情報連絡体制の確立を図るため、無線通信施設の整備充実にも努める。特に今後は、防災関係機関相互の情報伝達体制を確保するための無線施設の整備を図るものとする。

3. 災害用通信施設及び機器の整備

災害に係る通信連絡を正確かつ迅速に行うため、平常時において機器の管理者は、定期点検、予備点検等の維持補修を行い、災害時における最良の通信状態が保持できるよう努める。

4. 情報の安全対策

市が保有するコンピュータ、行政デジタル情報、個人情報の取り扱い等に関する安全対策基準を作成し、必要な措置を講じる。また、事業者に対しても安全対策の実施についての啓発、指導を行う。

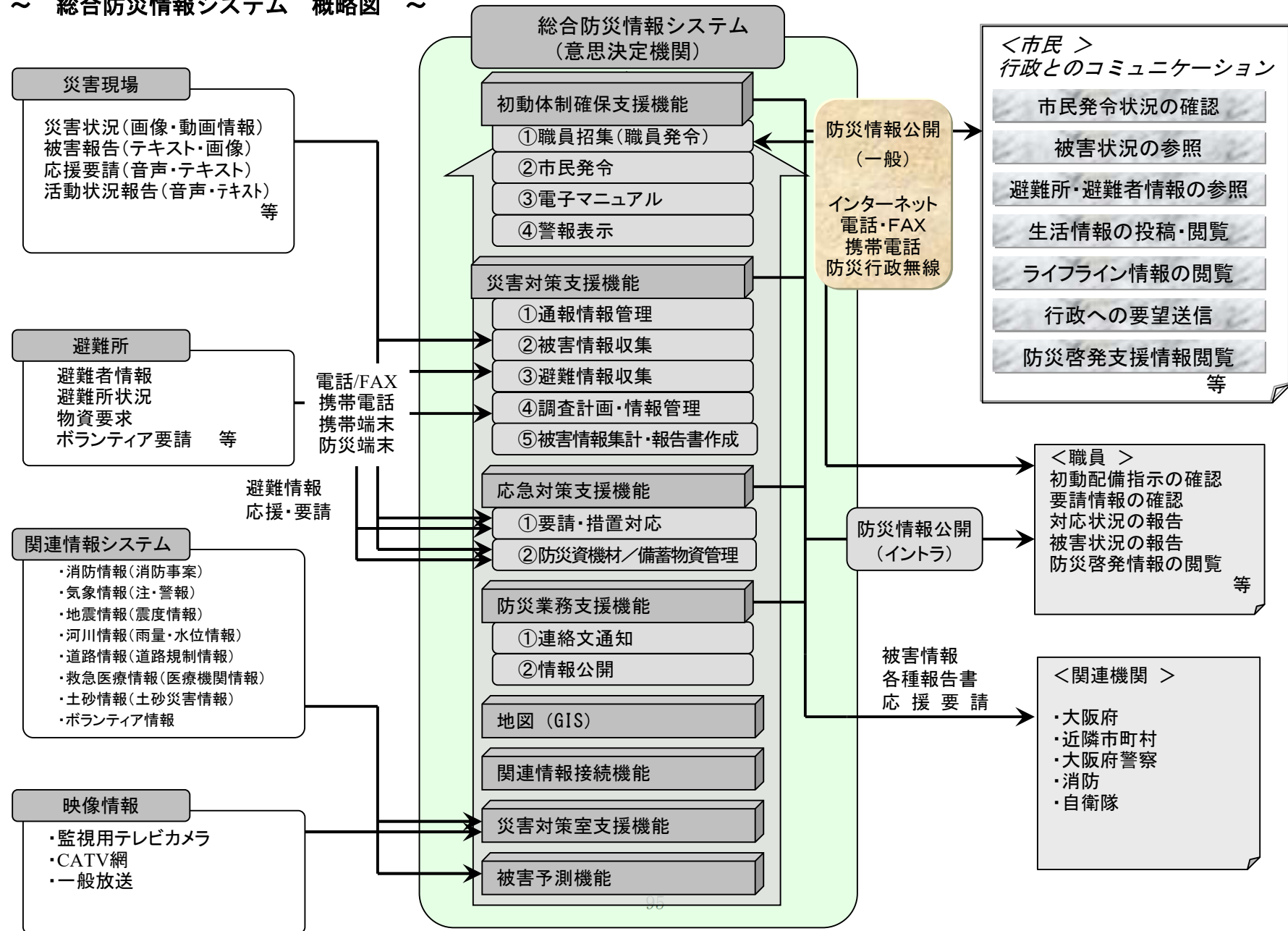
併せて、コンピュータの安全対策（昭和62年7月6日付自治情52号自治大臣官房情報管理官「地方公共団体コンピュータ・システム安全対策研究会報告書」について（通知））に基づき、次の対策を行う。

- (1) 重要磁気テープの耐火保管庫への二重保管、及び本庁舎以外の場所への保管
- (2) コンピュータ室ドアの非常時における開閉可能な措置
- (3) フリーアクセス床の耐震補強措置
- (4) 間仕切壁、天井及び照明器具の落下防止及び損傷防止措置
- (5) コンピュータ・システム構成機器の転倒、移動及び震動に対する措置
- (6) 電源設備機器の移動、配線の短絡及び切断防止措置
- (7) 空気調和機の転倒及び移動防止措置
- (8) 磁気テープの保管設備の移動及び落下防止措置
- (9) 自動消火設備の設置及び耐震措置
- (10) 電源設備の地震発生時における手動遮断機能の措置
- (11) コンピュータ室窓ガラスの破損、飛散及び落下防止措置
- (12) コンピュータ室備品の移動及び転倒防止措置

5. 防災情報システムの整備

災害対策活動で、最も重要な事項は「市民への迅速かつ的確な対応」である。「市民への迅速かつ的確な対応」を実施するには、防災情報収集伝達手段の自動化及びシステム化が必要となる。市の保有するパトロールカー、災害対策車等の情報収集・連絡用の車両、地震計、雨量計、監視用テレビカメラ、観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等について、情報収集（情報空白期も含む）のための必要な整備を推進するとともに、大阪府防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）を含め、機能的連携を図り、意志決定の支援が図れる、防災情報システムの充実に努める。また、国、公共機関、府及び市町村の間で情報の共有化が図られるよう、国は各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるものとする。また、国は、本システムを中核に防災情報を共有し災害対応を行うことができる「防災デジタルプラットフォーム」の構築を図るものとする。

～ 総合防災情報システム 概略図 ～



第6 災害広報体制の整備

市及び防災関係機関は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

1. 広報体制の整備

(1) 災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ災害広報責任者を選任する。

(2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

(3) 広報文案の事前準備

ア. 地震情報（震度、震源、地震活動等）・気象・水位・放射線量等の状況

イ. 市民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ

ウ. 出火防止、初期消火の呼びかけ

エ. 要配慮者への支援の呼びかけ

オ. 地下空間管理者等に対する浸水の危険性に関する呼びかけ

カ. 災害応急活動の窓口及び実施状況

(4) 要配慮者にも配慮した多様できめ細かな広報等手段の確保

特に、府及び市は、障害者に関し、障害の種類及び程度に応じて防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。併せて、障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2. 緊急放送体制の整備

放送事業者は、災害対策基本法の規定に基づく緊急放送体制の整備に努める。

3. 報道機関との連携協力

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

4. 災害時の広聴体制の整備

市民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、相談窓口を設置するとともに、専用電話・ファクシミリ・メールによる受付も行うなどの体制の整備を図る。また、電気事業者とともに停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

5 居住地以外の市町村に避難する市民への情報提供

市、府、防災関係機関は、市外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

6. 原子力災害広報に係る国との連携

原子力災害に係る広報について、市民に無用な不安や混乱を与えることのないよう国、大阪府と連携して

適切な情報提供に努める。

第3節 要配慮者配慮計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

事務局、都市魅力産業スポーツ部、人権文化部、福祉部、生活支援部、子どもすこやか部、教育委員会事務局、関係部局、関係機関

市は、高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人等、災害時に自らが迅速かつ適切な行動が取りにくいと考えられる「要配慮者」、およびそれらの要配慮者のうち自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する「避難行動要支援者」の多様なニーズに配慮を行った福祉のまちづくりに努めるとともに、地域ぐるみの支援体制の構築を推進する。

1. 福祉のまちづくりの推進

地域ぐるみの支援体制づくりを推進するため、市は、市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会の相互の連携に努める。あわせて、公共施設の整備・改善を推進し、バリアフリー化を図るとともに、高齢者や障害者の積極的な社会参加を促進し、誰もが住みよいまちづくりの推進を図る。また、民間の施設についても、市民、企業、関係機関との連携を図り、都市環境の整備にあわせた防災環境の整備促進を図る。

2. 社会福祉施設等における対策

(1) 防災活動マニュアルの策定

災害発生時には、社会福祉施設等の入所者・通所者の安全確保、避難行動が円滑に行えるよう、各施設の管理者は、職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携を図る体制について検討し、総合的な防災活動マニュアルを施設毎に策定する。

(2) 防災訓練の実施

施設毎に策定された総合的な防災活動マニュアルに基づき定期的に防災訓練を実施し、災害時において迅速、かつ適切な行動が取れる対応を図る。また、訓練により市地域防災計画が有効に機能し、円滑に消火や避難等が行えたかの確認を行い、必要に応じて見直すものとする。

(3) 施設・設備等の安全点検

災害時に施設自体が倒壊したり、二次的な災害である火災の発生や収容物の転倒等による負傷者の発生、避難の妨げとならないよう、施設に付属する危険物を常時点検する。また、火気については、日頃より安全点検を行う。

(4) 地域社会との連携

社会福祉施設の入居者は、自力での避難が困難であるものが多く、災害発生時の避難にあたっては、施設職員だけでは不十分である。よって、平常時から社会福祉施設等の入所者・通所者及び職員と地域住民との交流に努め、災害時には、地域住民等の協力が得られるよう、体制づくりを推進する。

(5) 緊急連絡先の整備

緊急時には保護者または家族と確実に連絡が取れるよう、緊急連絡先の整備を行う。

(6) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者及び管理者は、防災体制に関する事項、

第3節 要配慮者配慮計画

避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画を作成する。

(※上記内容は、本計画第2編第4章第1節及び同6節に掲載)

3. 在宅の高齢者、障害者等の要配慮者対策

(1) 避難行動要支援者の把握と名簿管理

市関係各課においては、災害対策基本法の改正および内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、市が作成する「東大阪市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に則して、在宅の高齢者や障害者等要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の安否確認や保健活動のため、予め名簿を作成し、対象者の状況把握を行うものとする。名簿の作成にあたっては、本人の意思及びプライバシーの保護に十分な配慮を行うこととし、同意があった場合は、民生委員や自治会をはじめとする地域の避難支援等関係者へ情報提供し、地域での避難支援活動に役立てる。また、名簿作成の際は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

ア. 名簿に登載する者の範囲及び記載事項

名簿には、要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要すると考えられる避難行動要支援者の要件を下記のとおり定め、該当者を登載する。生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

- ①総合等級が1級または2級の身体障害者手帳を所持する者
- ②療育手帳A（重度）を所持する者
- ③精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ④在宅で要介護区分3以上の認定を受けている者
- ⑤ひとり暮らしの高齢者で要介護区分1・2の認定を受けている者
- ⑥高齢者のみ（2人以上）の世帯で要介護区分1・2の認定を受けている者
- ⑦指定難病・特定疾患医療受給者証を所持する者
- ⑧①から⑦に準じる状態にあり、災害時において自力での避難に不安のある者で名簿登載を希望する者

なお、避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおりとする。

- ・氏名、年齢、性別、住所または居所、避難支援等を必要とする事由、電話番号その他連絡先
- ・その他、避難支援等の実施に関し必要と認める事項

イ. 避難支援等関係者

要配慮者の避難支援や安否確認等の実施は、消防局、民生委員、自治会、校区福祉委員、自主防災組織、市社会福祉協議会等の避難支援等関係者が連携して行う。

ウ. 名簿作成にかかる情報集約

市は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握する為、関係部課で把握している情報を集約する。

第3節 要配慮者配慮計画

エ. 名簿の更新

市は、市民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の情報を定期的に集約することにより名簿の情報を更新し、内容を最新の状態に保つよう努める。

オ. 名簿情報の提供および情報漏洩の防止

避難行動要支援者名簿の該当者のうち、情報提供の同意がある場合は、平常時より避難支援等関係者へ同意者の名簿を提供することとし、その際適正な情報管理を図るよう、情報の提供範囲の制限や名簿の取扱いに関する指導等、適切な措置を講ずるよう努める。

カ. 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

(2) 個別避難計画の作成と管理

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成と合わせ、平常時から、個別避難計画作成等関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

ア. 優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成の進め方

個別避難計画の作成にあたっては、地域におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度、独居等の居住実態、社会的孤立の状況等に留意し、優先度の高い者から計画を作成するものとする。なお、個別避難計画に記載する事項は次のとおりとする。

- ・ 氏名、生年月日、性別、住所または居所、電話番号その他の連絡先
- ・ 避難支援等を必要とする事由
- ・ 避難支援等実施者の氏名または名称、住所または居所及び電話番号その他の連絡先
- ・ 避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項
- ・ その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

イ. 個別避難計画作成等関係者

個別避難計画の作成は、市関係各課のほか、介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職、民生委員、自治会、校区福祉委員、自主防災組織、市社会福祉協議会等の個別避難計画作成等関係者が連携して行う。

ウ. 計画作成に必要な情報の把握

個別避難計画の作成にあたっては、関係部課で把握している情報を集約するとともに、避難行動要支援者本人や家族、関係者などから必要な情報を把握する。地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。

エ. 個別避難計画の更新

作成した個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更、訓練等により地区防災計画との一体的な運用が図られているかの確認等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。

オ. 個別避難計画の提供および情報漏洩の防止

第3節 要配慮者配慮計画

避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得て、あらかじめ個別避難計画を避難支援等関係者に提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際適正な情報管理を図るよう、情報の提供範囲の制限や個別避難計画の取り扱いに関する指導等、適切な措置を講ずるよう努める。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

力、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

キ、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合を図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(3) 防災についての指導・啓発

広報等によって在宅の高齢者、障害者等をはじめとして、家族、地域住民に対する啓発を行う。

ア、対象者及びその家族に対する指導

- ①日常生活において常に防災に対する理解を深め、また、日頃からの対策を講じておくこと。
- ②災害発生時には、近隣の協力が得られるよう日常的に交流を深めること。
- ③地域における防災訓練、講習会等が実施される場合には積極的に参加する。

イ、地域住民に対する指導

- ①自治会等において、地域居住の要介護者の把握に努め、その支援体制を日頃から整備すること。
- ②災害発生時には対象者の安全確保に協力すること。
- ③地域防災訓練や講習会等に対象者及びその家族が参加できるよう働きかけること。

(4) 情報連絡手段の整備

防災上、情報入手が困難な聴覚障害者に、日常生活用具の給付等を通じて情報伝達手段の整備を進める。また、視覚障害者に役立つケーブルテレビ、インターネットなど、多様なメディアを活用した情報伝達・システム構築を推進する。また、緊急通報装置、ファクシミリ・携帯電話メール等の情報伝達手段の整備を進める。

(5) 安全機器の普及促進

市は、災害時に、支援を必要とする対象者への防火指導とあわせて、簡易型の警報装置やスプリンクラー設備等安全機器の普及促進に努める。

(6) 避難収容対策

ア、市は、在宅の高齢者や障害者等要配慮者を対象とした避難スペースの設置や福祉避難所の選定を行う。

①福祉に配慮した避難スペース

市は、環境の大きな変化に耐えられない場合が多い要配慮者の為に、福祉に配慮した避難スペースを指定避難所内に区分して設ける。

②福祉避難所

市は、府と連携を図りながら、公的機関および民間の社会福祉施設等の管理者と協議し、指定避難所内

第3節 要配慮者配慮計画

の生活に適応し続けることが困難であると認められる要配慮者が、利用できる福祉避難所の選定に努める。

イ. 指定避難所等へ手話通訳、要約筆記、介助のボランティア等の派遣ができるよう、平常時から東大阪市社会福祉協議会との連携に努める。

ウ. 指定避難所の福祉的整備

市は、指定避難所において在宅の高齢者、障害者等要配慮者の生活に支障がないよう、大阪府地域防災計画に定められた「要配慮者に配慮した施設整備等」等に基づき、設備等の整備に努める。また、被災した社会福祉施設入所者等を社会福祉施設へ移送する体制についても整備に努める。

また、要配慮者への適切な支援が行われるよう、障害の種別等を記載する識別タグを整備するとともに、指定避難所内における要配慮者の避難スペースの確保に努める。

①指定避難所の整備

避難所に指定する施設において福祉仕様のトイレ、スロープ、手すりなどの整備及び仮設スロープの確保に努める。

②移送体制の整備

- ・入所可能な社会福祉施設を把握する。
- ・災害発生時の受入れについて、協力を依頼する。

(7) 防災情報の提供

要配慮者向けに、市役所、指定避難所、医療機関等の防災関連施設を記載した地図等や被災時の連絡先・相談窓口、要配慮者向け避難時注意事項及びその他防災に関する防災リーフレット等の広報印刷物の配布。多様な情報伝達手段の確保に努める。

(8) 福祉サービス継続体制の確立

市は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、府や国と密接に連絡を取り、福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。その際、市は、他の地方公共団体等から広域的な応援派遣も活用し、発災後も福祉関係部局や福祉サービス提供施設に必要な人員を確保し、関係者と密接な連携をはかるものとする。

4. 外国人等への対策

市は、市内在住の外国人と来訪外国人旅行者では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、市内在住の外国人に対する防災教育や訓練及び防災情報の提供に努めるとともに、市外からの来訪者等について、安心して行動できるよう、多言語に対応した情報提供や避難誘導等の、条件・環境づくりに努める。

(1) 防災情報の提供

外国人向けに、市役所、指定避難所、医療機関等の防災関連施設を記載した地図等や被災時の連絡先・相談窓口、避難時注意事項及びその他防災に関する防災リーフレット等の広報印刷物の配布に努める。

(2) 地域社会との連携

平時から地域での支援体制づくりに努め、指定避難所等に通訳の語学ボランティア等の派遣ができるよう、公益財団法人大阪府国際交流財団との連携に努める。

(3) 外国人旅行者等への支援

第3節 要配慮者配慮計画

外国人旅行者等が自ら身を守るために必要な情報を入手し適切な行動につなげられるよう、府や関係機関と連携し、外国人に配慮した支援に努める。

5. 避難誘導体制の整備

(1) 地域住民による避難誘導・避難介助

地震発生直後の避難行動要支援者の避難誘導等は、地域住民により行われることが第一であり、消防団、自治会組織、自主防災組織、民生委員、赤十字奉仕団等に対して、日頃からの防災訓練において避難行動要支援者の避難誘導・避難介助の徹底が図られるよう啓発する。

また、平常時から、市が作成する「東大阪市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に則して、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ、高齢者、障害者等要配慮者の所在・安否確認等の把握体制に努める。

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため体制を整備する。

(2) 避難行動要支援者に配慮したまちづくりの推進

市は、歩行器や車椅子等が容易に通行できるよう避難路となる道路の安全確保等、避難行動要支援者に配慮したまちづくりを推進する。

6. 大阪DWAT（ディーワット）(※)の体制構築

災害時の避難所において、高齢者や障害者、子ども等の地域の要配慮者が、長期の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じるといった課題が指摘されており、これらの方々の避難生活中における福祉ニーズへの対応が急務となっている。

このことから、府は「大阪府災害福祉支援ネットワーク」を設置し、災害時の支援ニーズについての情報共有や、福祉支援の連携した取り組み等について検討を行い、令和元年度に大阪DWATを被災市町村へ派遣できる体制を構築し、被災市町村からの要請に基づき、避難所の管理（責任）者等のもとで、要配慮者への支援を行う。

(※)【DWAT（ディーワット）】

災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で要配慮者（高齢者や障害者、子ども等）に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職で構成するチーム。

第4節 帰宅困難者等支援体制の整備

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

事務局、交通戦略室、都市魅力産業スポーツ部、人権文化部、福祉部、生活支援部、子どもすこやか部、教育委員会事務局、関係部局、関係機関

地震等の突発的な災害発生時には、道路や鉄道等の施設被害、交通規制等により、公共交通機関の途絶や道路の通行不能が生じ、多数の帰宅困難者の発生が予想される。このため、市は、府と連携し、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するための支援等について検討する。

市は、府や関西広域連合、大学等と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や「事業所における『一斉帰宅の抑制』対策ガイドライン 2018年9月帰宅困難者支援に関する協議会（事務局：大阪府危機管理室）」の周知、広報等を行うなど、交通機関の運行が停止した際に学生、来店者、従業員等を待機させることや備蓄等について働きかける。

第4節 帰宅困難者等支援体制の整備

また、助ける側になって可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、関西広域連合は、帰宅困難者を収容するため、大規模店舗及び大学等に協力を求め、その確保に努める。さらに府と連携し、事業者団体に対し一時滞在施設の提供について協力を求めるなど、一時滞在施設確保に努める。

1. 帰宅困難者等対策の普及・啓発

災害発生後、事業所の従業員、店舗への来店者、大学の学生及び職員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は府、関西広域連合及び関係機関と連携して、企業や大学等に対して次のことについて普及啓発を行う。

- (1) むやみに移動を開始することは避ける
- (2) 事業所や大学内に滞在するために必要な物資の備蓄
- (3) 滞留者に対する情報入手、伝達方法の周知
- (4) 複数の発災時間帯を想定した行動パターン（施設内待機、自宅待機等々）を示した大学や社内ルールの確立
- (5) これらを確認するための訓練の実施

2. 駅周辺における滞留者の対策

市は、駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、平常時から民間事業者等との連携体制の確立を図る。

3. 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発

市は、府や関西広域連合と連携して主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有する仕組みを確立するとともに、市民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。

4. 代替輸送確保の仕組みの構築

市は、鉄道の代替としてバスによる輸送が円滑に実施できるよう、近畿運輸局、道路管理者、交通管理者、各事業者等の防災関係機関と情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図る。

5. 徒歩帰宅者への支援

市は府と連携して、大規模地震等により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、民間事業者等との連携のもと、円滑な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

(1) 給油取扱所における徒歩帰宅者への支援

府域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、徒歩帰宅者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

ア. 一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供

イ. 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

(2) コンビニエンスストア・外食事業者による徒歩帰宅者への支援

関西域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者は、徒歩帰宅者支援「協力店」のステッ

第4節 帰宅困難者等支援体制の整備

カーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

- ア. 一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供
- イ. 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

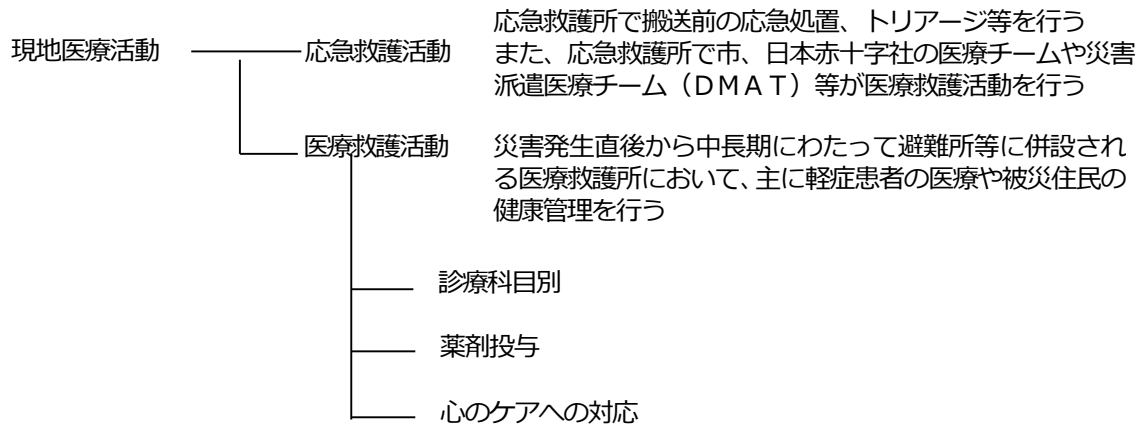
また、市は、府が民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が、十分に機能するよう府等とも連携する。

第5節 災害時医療体制の整備計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等
事務局、福祉部、生活支援部、健康部、土木部、消防局、医師会・歯科医師会・薬剤師会等関係機関

災害により、多数の負傷者が発生した場合に、医療救護活動を迅速かつ的確に行うため、医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、大阪府等と連携して、市内全ての医療機関及び可能な限り市外も含めた多数の医療機関に協力を求められるよう、災害時医療体制を平常時からあらかじめ整備しておくものとする。

第1 災害医療の体系



後方医療活動：現地医療活動で対応できない患者の二次または三次医療（助産含む）を、災害医療機関（災害拠点病院、市災害医療センター、災害協力病院）を中心に被災を免れた全ての医療機関で実施する。

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

医師会や医療関係機関の協力を得て、医療関係機関の施設、設備の被害状況及び診察科目並びに診察可能体制を被災後に把握するため、次に掲げる医療情報の収集伝達体制を構築する。

1. 広域災害・救急医療情報システムの整備

市及び災害医療関係機関は、災害時の医療情報を迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、府が実施する広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の入力操作等の研修や訓練に参加し、職員及びスタッフへの周知を図る。また、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、多重化、多様化による非常用通信の確保に努める。

2. 連絡体制の整備

(1) 市及び災害医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。

(2) 情報収集伝達手段が麻痺した場合を想定し、保健医療情報が収集できるように、災害医療情報連絡体制を整備する。

3. その他

(1) 市は、医療機関等との情報連絡手段を確保する。

(2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保するよう努める。

第3 現地医療体制の整備

健康部は、現地医療活動を行うための応急救護所及び医療救護所を設置するとともに、現地医療活動体制を整備する。活動は医療班、衛生班、保健班、福祉班等が連携して行い、医療関係機関にも協力を求める。

(1) 応急救護活動

災害発生直後の短期間、災害現場またはその付近において災害現場付近に応急救護所を設置し、主に搬送前の応急手当あるいは一次医療を実施する。

ア.医療班が救急隊等と協力してトリアージ等を行う。被災状況によりトリアージデントを設置する。

イ.医療班、救急隊、派遣された日本赤十字社の医療チーム及び災害派遣医療チーム(DMAT)等が搬送前の応急処置等応急救護活動を行う。

(2) 医療救護活動

災害発生後中長期にわたって、避難所等に医療救護活動の拠点となる臨時の診療所(=医療救護所)を併設し、主に軽傷患者の医療や被災市民等の健康管理等を行うため、医療班、衛生班、保健班、福祉班が中心となり活動を行う。さらに医療関係機関(災害支援ナース及び災害薬事コーディネーター(※)等)の応援を得て医療救護チームの派遣による医療救護活動を行う。

また、歯科、眼科、耳鼻咽喉科等については、休日急病診療所等、場所を決めて開設する。医療機関を医療救護所と指定する場合は、開設者と調整を行い医療救護・物資の供給を行う。健康部は医療救護所について、一定の方針をあらかじめ定めておく。

(※) 災害薬事コーディネーター・・・災害時における医薬品の確保が円滑に行えるよう、平時からそれぞれの本部において調整を担う薬剤師。必要な医療機関等との連携を図るため助言を求める。

2. 医療救護チームの種類と構成、派遣方法等

健康部は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病・傷病に対応する医療救護活動を行うため、医療関係機関に協力を求め、診療科目・職種別に医療救護チームを構成する。医療救護チームは医師、看護師、薬剤師、保健師、PTSD(※)等に対応するカウンセラーや災害派遣精神医療チーム(DPAT)、災害支援ナース及び災害薬事コーディネーター等により、災害規模に合わせて複数班編成し、医療救護所への派遣による活動を行う。また、災害等が発生した場合において、必要とされる医療や医薬品調達を迅速かつ的確に提供できる体制の構築を図るための災害医療コーディネーターに対して適宜助言及び支援を求める。

健康部は、災害の状況に合わせて医療救護チームの編成数、構成、参集場所、派遣方法等を定める。

(※) 【PTSD】(ピーティーエスディ) Post Traumatic Stress Disorder

PTSD(心的外傷後ストレス障害)は心的外傷体験をした結果として生じる精神障害であり、心的外傷後に次の3つの特徴的な症状が生じた場合にPTSDの診断が下される。①心的外傷を繰り返し思い出す。②生理的過覚醒状態を呈する。③鈍麻、引きこもり、回避といった症状を呈する。

3. 医療関係機関による応援の受入れ

「災害時受援計画」に基づき、健康部は予め災害時の円滑な医療関係機関応援受入れのための個別計画を策定するなど、医療救護チームの編成や救護所への配置調整を行う体制・窓口を整備する。

また、災害の種類や時間経過に伴い、医療ニーズは量的・質的に変化することから、対応する医師の専門性を生かした医療救護に努める。

第4 後方医療体制の整備

1. 後方医療活動

現地医療活動で対応できない患者の二次または三次医療（助産含む）を、災害医療機関（市災害医療センター、地域災害拠点病院、災害医療協力病院）を中心に被災を免れた市内市外を問わず全ての医療機関で実施する。

- (1) 災害が甚大であればあるほど、医療機関での後方医療活動を優先する。
- (2) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受入体制を確保する。
- (3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また、重症患者であればあるほど、可能な限り（市外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

市内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機等の航空機等の出動を要請し、可能な限り早く対応可能な医療機関へ搬送・治療を行う。

2. 災害医療機関での診療体制の確保

健康部は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するため、直近の市内医療機関での診療体制を確保するとともに、第2「医療情報の収集・伝達体制の整備」のとおり健康部が収集した情報及び大阪府が設定する「災害医療機関」の情報を活用し、被災を免れた災害医療機関での診療体制を確保する。

この体制の確保により救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）全ての医療機関で実施する。

(1) 市災害医療センターの確保・充実

市は、市立東大阪医療センターを災害時における医療救護活動の拠点となる市災害医療センターとして位置づけ、災害時医療体制の整備・充実を図る。また、大阪府指定の災害医療機関（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院、特定診療災害医療センター）との連携を進め、後方医療体制の整備を図る。

(2) 災害医療協力病院

患者の受け入れを行う救急告示病院等を災害医療協力病院として位置づけ、市災害医療センター、地域災害拠点病院等の協力により患者の受入れ体制を確保する。

3. 病院災害対策マニュアルの作成

医療機関は、防災体制や災害時の避難、応急対応策などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

第5節 災害時医療体制の整備計画

市内災害医療機関

	医 療 機 関 名
市災害医療センター	市立東大阪医療センター
地域災害拠点病院	市立東大阪医療センター、大阪府立中河内救命救急センター
災害医療協力病院	池田病院、小阪病院、喜馬病院、河内総合病院、石切生喜病院、恵生会病院、若草第一病院、阪本病院、東大阪山路病院、八戸の里病院

市外災害医療機関

	医 療 機 関 名
基幹災害拠点病院	大阪急性期・総合医療センター
地域災害拠点病院	大阪市立総合医療センター、国立病院機構大阪医療センター、大阪赤十字病院、大阪公立大学医学部附属病院、済生会千里病院、大阪大学医学部附属病院、大阪医科薬科大学附属病院、関西医科大学総合医療センター、関西医科大学附属病院、近畿大学病院、堺市立総合医療センター、りんくう総合医療センター、大阪警察病院、多根総合病院、岸和田徳州会病院
特定診療災害医療センター	大阪国際がんセンター、大阪精神医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪母子医療センター

第5 医薬品等の確保供給体制の整備

市は、災害時における医薬品の確保が円滑に行えるよう、平時からそれぞれの本部において調整を担う災害薬事コーディネーターである薬剤師などの助言により、必要な医療関係機関、医薬品等関係団体、薬局等との連携・連絡体制を整え、医療関係機関及び医薬品等関係団体等の協力を得て、医薬品及び医療用資機材等の確保体制を整備する。

1. 病院備蓄

市は、災害の発生時に必要となる医薬品及び医療用資機材について、備蓄すべき品目、数量を定め、市立東大阪医療センターにおいて備蓄を推進する。

2. 医薬品供給業者との協力

市は、平常時から枚岡・河内・布施薬剤師会や医薬品供給業者との協力体制の整備に努め、災害時における円滑な医薬品等の確保を図る。

3. その他の備蓄

医療機関や薬局等で備蓄されていない医薬品及び医療用資機材については、保健所での備蓄に努める。

(1) 備蓄品目

区 分	品 名
医薬品	抗生物質、消毒薬、鎮痛薬、湿布薬、生理食塩水、慢性疾患治療薬
衛生材料	ガーゼ、サージカルテープ、包帯、絆創膏、輸液セット等
器具・機材	舌圧子、血圧計、体温計、ディスポガウン、マスク及び手袋、トリアージタグ等
非常用備品	発電機、投光器セット、担架、簡易ベッド、保温用シート等

(2) 備蓄場所

市は、市災害医療センターとしての市立東大阪医療センターでの備蓄のほか、市内拠点防災倉庫及び保健所での備蓄と共に、市内各医療機関、枚岡・河内・布施薬剤師会等での流通備蓄に努める。

●資料1-21：東大阪医療センターの医薬品等備蓄一覧

第6 患者等搬送体制の確立

市は、災害時における患者、医療班、医療関係機関の医療救護チーム及び医薬品等の大量かつ迅速・適切

第5節 災害時医療体制の整備計画

な派遣及び搬送のため、陸路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制等の確立を図る。

1. 患者搬送

特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）の受け入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2. 医療班等の搬送

市及び医療関係機関は、救護所等における現地医療活動を行うための医療班及び医療救護チームの派遣手段・方法を確立する。

3. 医薬品等物資の輸送

医薬品等の受け入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

4. 緊急輸送手段の確保

(1) 病院を中心とする道路の整備

病院と緊急交通路を結ぶ道路の整備に努めるほか、ヘリコプター発着指定地とを結ぶ道路の整備に努める。

(2) 取締り等の強化

病院を中心とする主要道路においては、大阪府警察の協力を得て通行妨害等となっている駐車車両を排除し、偶発的災害に備えるものとし、広報等で市民に十分な理解を得ることとする。

第7 個別疾病対策

専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

第8 関係機関協力体制の確立

1. 地域医療連携の推進

地域保健医療協議会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

2. 相互応援協定

近隣市町村、広域市町村との災害医療、患者の収容、医薬品、医療資機材等に関する相互応援協定の締結に努める。

3. 大規模な地震への備え

特に大規模な地震に備え、災害規模に応じた医療班・医療救護チームの編成基準及び後方病院のあり方、府及び他市町村への支援の要請、関係機関との連携、情報交換・共有する場を迅速に設置できるように計画を策定する。

第9 医療関係者に対する訓練等の実施

市、大阪府及び災害医療関係機関等は、災害時の医療関係者の役割、特徴的な傷病・治療等についての研修会を実施するとともに、地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。



第6節 緊急輸送体制の整備計画

阪府は、大阪府警察及び道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき地域緊急交通路を選定する。（第2次交通規制）

大阪府警察及び道路管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、大阪府及び市に連絡する。道路管理者は、緊急車両の妨げとなる車両その他の物件の占有者、所有者または管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずることができる。また、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、または竹林その他の障害物を処分することができる。

市域の広域緊急交通路一覧

		路 線 名	管 理 主 体	備 考
広域緊急交通路	高速道・自専道	阪神高速道路	阪神高速道路(株)	
		近畿自動車道	西日本高速道路(株)関西支社	
		第二阪奈道路	NEXCO西日本 (西日本高速道路株式会社)	
	一般道	大阪中央環状線	大阪府	重点14路線
		国道308号	大阪府	重点14路線
		国道170号	大阪府	
		市道稲田本庄線	東大阪市	

(2) 地域緊急交通路（市選定）

市は、災害に備えて、広域緊急交通路と本庁舎、消防局、大阪府警察、災害用臨時ヘリポート、災害拠点病院、指定避難所、物資配送センター等の主要防災拠点とを連絡し、ネットワークを形成するため、次に掲げる道路を地域緊急交通路として指定する。

- ア. 府道 石切大阪線
- イ. 府道 大阪枚岡奈良線
- ウ. 府道 八尾茨木線
- エ. 府道 大阪東大阪線
- オ. 府道 大阪八尾線
- カ. 国道（旧）170号
- キ. 市道 加納玉串線
- ク. 府道 八尾枚方線
- ケ. 府道 （旧）中央環状線
- コ. 市道 柳通線
- サ. 市道 太平寺寺前線

上記以外に、第1次避難所への避難経路及び物資搬送路となる道路について、道路啓開を主眼とした（準）地域緊急交通路として指定するものとする。

なお、緊急交通路等については、資料に示す。

●資料2-1：地域緊急交通路

2. 緊急交通路の整備

道路管理者は、多重性、代替性を考慮した緊急ネットワークを確保するため、あらかじめ選定された緊急交通路の効率的な整備に努める。

ア. 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急

の運行に関する対応として、鉄軌道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放(注)する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。

(注) 優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」を言う。

イ. 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。

ウ. 道路管理者は、道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。また道路管理者は、作業に当たっては府警察、消防機関、自衛隊、他の道路管理者等と相互に協力し、必要な措置をとるものとする。

3. 緊急交通路の周知

市、大阪府、大阪府警察及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から市民へ緊急交通路線の周知に努める。

4. 障害物除去等の体制整備

- (1) 緊急交通路等障害物の除去を優先する道路と、担当部署における障害物除去のあり方をあらかじめ協議し、定めておく。
- (2) 道路管理者、大阪府警察等の関係機関と災害時のためにあらかじめ協議する。
- (3) 建設用重機を所有する民間団体との災害時応援協定の締結に努める。
- (4) 障害物除去に必要な資機材の備蓄や整備を図る。
- (5) 道路の障害物除去の実施責任者を定める。
- (6) あらかじめ障害物除去優先道路順位を指定する。
- (7) 放置自転車、廃材等の集積場所を確保しておく。
- (8) 被害情報収集体制を整備する。

第2 災害時用臨時ヘリポート

災害時の救出・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる災害時用臨時ヘリポートの選定、整備に努める。

1. 災害時用臨時ヘリポートの選定基準

災害時用臨時ヘリポートの選定場所として、学校の校庭、公共の運動場等から、次の事項に留意して選定

第6節 緊急輸送体制の整備計画

するものとする。

- (1) 地盤堅固な平坦地（コンクリート、芝生は最適）
- (2) 地面斜度6度以内のこと。
- (3) 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること。

〔必要最小限度の地積〕

- ◎ 大型ヘリコプター …… 100m四方の地積
- ◎ 中型ヘリコプター …… 50m四方の地積
- ◎ 小型ヘリコプター …… 30m四方の地積

- (4) 車両等の進入路があること。
- (5) 二方向以上から離着陸が可能であること。
- (6) 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。
- (7) 林野火災における空中消火基地の場合
 - ア. 水利、水源に近いこと。
 - イ. 複数の駐機が可能なこと。
 - ウ. 補給基地を設けられること。
 - エ. 気流が安定していること。

なお、受入れにあたっては次の事項に留意すること。

- ① 風向風速を上空から確認判断できるように、ヘリポート近くに吹き流しまたは旗を立てること。これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す対策（例：発煙筒）をとること。
- ② 着陸点にはHを表示すること。
- ③ 状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備すること。

2. 災害時用臨時ヘリポートの選定

- (1) 現行指定場所は、6ヶ所（東石切公園、生駒山上駐車場、大阪市消防局高度専門教育訓練センター、花園中央公園、本庁舎屋上、市立東大阪医療センター屋上）である。
- (2) 災害の規模によっては、市域に相当数の災害時用臨時ヘリポートが必要と考えられるため、適地を選定する。
- (3) 私立学校園、企業等のグラウンド等で、災害時用臨時ヘリポートの条件を整えているものは、緊急時に活用できるよう、あらかじめ協議を行うものとする。
- (4) 災害時用臨時ヘリポートの新たな選定に努め、特に西部地域において新たなヘリポートの選定に努める。

3. 大阪府への報告

新たに災害時用臨時ヘリポートを選定した場合、大阪府に報告するものとする。また、報告事項に変更が生じた場合も同様とする。

4. 付帯設備等

- (1) 傷病者・物資の輸送を円滑にするため、必要な建築物等の施設を確保する。建築物等がない場合には、仮設テント、エアーテント等を準備する。

(2) 本部または担当部局・班との通信施設を備える。

5. 災害時用臨時ヘリポートの管理

選定した災害時用臨時ヘリポートの管理について、平常時から当該ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮しなければならない。

●資料1-10：災害時用臨時ヘリポート

6. ヘリサインの整備

災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

第3 輸送体制の整備

1. 輸送手段の確保

輸送手段を確保するため、平常時より、次の事項を行う。

- (1) 車両・特殊車両等の確保・調達計画(市所有車両、支援協定市町村、業者等)
- (2) 燃料の確保・調達計画(市所有車両、支援協定市町村、業者等)
- (3) 車両確保等のため、あらかじめ業者と協定を行う。
- (4) 道路の障害物の除去・交通規制・災害時用臨時ヘリポート等の要員については、担当職員のほか、自主防災組織、ボランティア、自治会等の協力を得るため、あらかじめ協力・依頼を行う。
- (5) 緊急輸送用車両は、毎年調査し、緊急に備えるものとする。
- (6) 市町村相互協定に、輸送手段確保の内容を入れる。
- (7) 大災害の場合、緊急輸送車両の代替のためのバイク、自転車の整備を行う。

2. 鉄道の利用

鉄道は、ＪＲ学研都市線、ＪＲおおさか東線、大阪メトロ中央線、近鉄奈良線、近鉄大阪線、近鉄けいはんな線を利用する。災害により道路に大きな被害があった場合で、鉄道の全部または一部の運行が可能な場合に備え、時間外の一部等を物資等の輸送にあてることについて協定の締結に努める。

3. その他

災害時のために、緊急時において確保できる車両、航空機等の配備や運用計画を検討しておくものとする。

また、重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づく、車両避難等の措置を講ずるものとする。

第4 緊急通行車両確認標章等の交付

防災関係機関は緊急通行車両等として使用する計画のある車両について緊急通行車両確認申出を行い、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることで、災害時における緊急輸送体制の整備を図る。

1. 対象車両

次のいずれにも該当する車両であること。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。

- (1) 防災計画に基づき、災害応急対策を実施するための車両。
- (2) 指定行政機関等の保有・契約車両または災害発生時の調達予定車両。
- (3) 使用の本拠の位置が大阪府内にある車両。

2. 緊急通行車両等届出済証の返還

次の場合、速やかに大阪府警察を経由して緊急通行車両確認証明書及び標章を返還する。

- (1) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けた車両が、緊急通行車両等として使用する車両に該当しなくなったとき。
- (2) 当該車両が廃車となったとき。
- (3) その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき。

- 資料1-11:市有自動車所属別保有台数
- 資料1-26:運搬車両台数（ごみ収集処理活動）
- 資料2-3:緊急通行車両確認証明書及び標章

第7節 避難体制の整備計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

事務局、公民連携協働室、都市魅力産業スポーツ部、人権文化部、市民生活部、福祉部、生活支援部、子どもすこやか部、健康部、交通戦略室、土木部、建築部、上下水道局、教育委員会事務局

災害から市民を安全に避難させるため、指定緊急避難場所、指定避難所等を選定し、市民に周知するなどの避難体制の整備に努めるものとする。

第1 指定緊急避難場所の整備

災害が発生し、または発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、安全な避難先を確保する観点から、洪水など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設または場所を指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）として選定する。

1. 災害の種類別基準

(1) 地震

建築基準法の新耐震基準に適合するもの。

(2) 洪水

浸水想定区域外または浸水深2.0m未満の浸水想定区域内に立地しているもの。ただし、以下の条件を満たしている場合は、浸水想定区域内に立地しているものでも可能とする。

ア. 浸水深2.0m以上の浸水想定区域内に立地しているが、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者等受入れ用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。

イ. 河川氾濫に対して安全な構造であるもの。

(3) 土砂災害

土砂災害防止法の警戒区域及び特別警戒区域、土砂災害防止法の区域指定がされていない箇所については、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所以外に立地されているもの。ただし、以下の条件を満たしている場合は、危険区域内に立地しているものでも可能とする。

土砂災害防止法の警戒区域及び土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所に立地しているが、建築基準法の新耐

第7節 避難体制の整備計画

震基準を満たしており、尚且つ2階建て以上の建物であり、避難上有効な階段その他の経路について、物品の設置または地震による落下などにより避難上の支障を生じさせないものであること。

(4) 大規模火災

火災の延焼から安全を確保できるスペースがあること。

2. 指定緊急避難場所及び避難路の選定

(1) 避難場所

それぞれの地域の実情及び災害特性に応じ、安全な避難場所を選定する。

(2) 避難路

ア. 指定緊急避難場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

イ. 避難者の移動が安全に行われるよう、幹線道路や生活道路の整備により、総合的な避難路の確保を図る。

①沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

② 落下・倒壊物対策の推進

③ 誘導標識・誘導灯の設置

④ 段差解消、誘導ブロックの設置等

⑤ 周辺部に避難を行う上で危険な施設がある場合には、避難者に周知する。

●資料1-12：緊急避難場所（公立小中高校等）一覧表

●資料1-13：緊急避難場所（公園・緑地）一覧表

3. 避難場所及び避難路の安全性の向上

関係機関と協力し、緊急避難場所及び避難路を避難行動要支援者にも配慮して幅員整備するとともに、標識の整備、消防水利の確保などの総合的な安全性の向上を図る。

第2 大規模延焼火災時の避難場所の選定等

1. 大規模延焼火災時等の避難場所及び避難路の選定

緊急避難場所のうち、激しい地震の直後や大規模延焼火災等の際に身の安全を守るため、一旦避難する場所を一時（いつとき）避難場所、広域避難場所として選定する。

(1) 一時(いつとき)避難場所

激しい地震の直後や火災発生時に市民が一時的に避難できるよう、緊急避難場所のうちおおむね1ha以上の面積がある場所を一時(いつとき)避難場所として選定する。

(2) 広域避難場所

緊急避難場所のうち、火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から市民の安全を確保できる場所を広域避難場所として選定する。

ア. 延焼火災に対し有効な遮断ができる10ha以上の空地。ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場所は、広域避難場所として選定する。

イ. 想定される避難者1人当たり、概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人当たり概ね2㎡以上の避難者

第7節 避難体制の整備計画

有効面積を確保できること)

ウ. 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時において避難上必要な機能を有すると認められるもの（イに該当するものを除く。）

(3) 避難路

広域避難場所へ通じる次の条件を満たす避難路を選定する。

ア. 原則として幅員が16m以上の道路(ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路)及び幅員10m以上の緑道

イ. 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路または緑道(①に該当するものを除く。)

ウ. 落下物、倒壊物による危険など避難の障害の恐れが少ないこと

エ. 危険物施設等に係る火災、爆発などの危険性が少ないこと

オ. 水利の確保が比較的容易なこと

●資料1-14：一時(いつとき)避難場所一覧表

●資料1-15：広域避難場所一覧表

2. 一時(いつとき)避難場所・広域避難場所、避難路の安全性の向上

関係機関と協力し、一時(いつとき)避難場所、広域避難場所及び避難路を避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保などの総合的な安全性の向上を図る。

(1) 一時(いつとき)避難場所

ア. 標識等による市民への周知

イ. 周辺の緑化の促進

ウ. 複数の進入口の整備

(2) 広域避難場所

ア. 避難場所標識の設置

イ. 非常電源付きの照明施設・放送施設の整備

ウ. 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

エ. 複数の進入口の整備

(3) 避難路

ア. 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

イ. 落下・倒壊物対策の推進

ウ. 誘導標識・誘導灯の設置

エ. 段差解消、誘導ブロックの設置等

オ. 周辺部に避難を行う上で危険な施設がある場合には、避難者に周知する。

第3 避難所の整備等

1. 指定避難所の選定等

災害が発生した場合において、避難のために必要な間滞在させ、自ら居住の場所を確保することが困難な被災

第7節 避難体制の整備計画

者を一時的に滞在させるための政令で定める基準に適合する施設を指定避難所として選定する。

(1) 地震

建築基準法の新耐震基準に適合するもの。

(2) 洪水

浸水想定区域外または浸水深2.0m未満の浸水想定区域内に立地しているもの。ただし、以下の条件を満たしている場合は、浸水想定区域内に立地しているものでも可能とする。

ア. 浸水深2.0m以上の浸水想定区域内に立地しているが、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者等受入れ用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。

イ. 河川氾濫に対して安全な構造であるもの。

(3) 土砂災害

土砂災害防止法の警戒区域及び特別警戒区域、土砂災害防止法の区域指定がされていない箇所については、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所以外に立地されているもの。ただし、以下の条件を満たしている場合は、危険区域内に立地しているものでも可能とする。

土砂災害防止法の警戒区域及び土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所に立地しているが、建築基準法の新耐震基準を満たしており、尚且つ2階建て以上の建物であり、避難上有効な階段その他の経路について、物品の設置または地震による落下などにより避難上の支障を生じさせないものであること。

(4) 大規模火災

火災の延焼から安全を確保できるスペースがあること。

2. 指定避難所の指定

避難者の収容は、第1次避難所から行うものとし、不足する場合は、第2次避難所、第3次避難所の順に開設、収容する。

(1) 第1次避難所

市立小学校49校及び義務教育学校（前期課程）2校、市立中学校24校（布施中学校夜間学級含む）及び義務教育学校（後期課程）2校、その他1施設の体育館、教室等を指定する

(2) 第2次避難所

日新高校、ドリーム21、リージョンセンター(市民プラザ)7ヶ所を避難所として開設するとともに、
府立高校の体育館、教室等のうち避難所として承諾された施設を避難所として指定する。

(3) 第3次避難所

私立高校・大学の体育館、教室等のうち避難所として承諾された施設を指定する。

●資料1-16：指定避難所（第1次避難所）一覧表

●資料1-17：避難所（第1次・第2次・第3次）一覧表

3. 指定避難所の整備

(1) 大災害等により、多数の避難者が発生する場合に備え、初動期における指定避難所の管理・運営に関するマニュアルを配備し、災害発生時には施設の安全性を確認するとともに円滑な開所が行われるよう準備に努める。

第7節 避難体制の整備計画

また、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。市民へは平常時から、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を用い、指定避難所の場所や受け入れ人数について、周知を徹底する。

(2) 避難所に指定する各市立施設については、補強、建替えや避難者の生活環境の改善及び感染症対策等に関わる施設整備の計画的実施に努める。感染症対策については、感染患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、必要な措置を講じるように努める。また、指定避難所の不燃化促進も図るものとする。

(3) 延焼防止のため防火樹を植栽するなど、火災の延焼防止対策に努める。

(4) 災害時に要配慮者が利用しやすいよう、次の基準により施設の福祉的整備を図るものとする。

ア. 多人数の避難に供する施設の管理者は、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づいた整備・改善に努める。

イ. 多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める（ただし、障害者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）。または、障害者用簡易便所等の備蓄を推進する。

ウ. 施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。

エ. 施設管理者の協力を得て、大阪府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）。

オ. 男女のニーズの違い等、男女双方の視点を考慮のうえ、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとし、必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に努める。

(5) 放射性物質及び放射線の放出により避難等が必要となる事態に備えて、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備を図る。

(6) 電話回線の被災による交信不能等に備えるとともに、避難所における防災無線・庁内LAN、また第1次避難所においては、特設公衆電話、Wi-Fi等通信情報伝達手段の確保に努める。

(7) 災害のために飲料水が枯渇または汚染されることにより、飲料水を得ることが困難になる場合に備え、次の給水等施設の整備事項について検討する。

ア. 飲料水の確保

イ. 水道施設の耐震構造化

ウ. 井戸の所在の調査及び水質調査の実施

エ. プール等の貯水可能な施設への貯水

オ. 貯水槽等の耐震化

カ. 濾水器、浄水用薬品の備蓄

キ. 耐震性を有する防火水槽や耐震性貯水槽の広域避難場所または公園への設置

4. 指定避難所の管理運営体制の整備

指定避難所の管理運営は、発災直後の初動期以降は、避難者が主体となることで円滑な避難所運営が期待できることから、あらかじめ自主防災組織等地域団体を核とするマニュアルの作成や管理運営体制の整備を促進するとともに、市民参加による訓練・研修等を通じて必要な知識等の普及に努め、市民等が主体的に運営できるよう体制整備の確立に配慮する。

また、避難所運営が長期にわたる（概ね3日以上）場合は、避難所はそこに滞在する被災者と避難所以外に滞る被災者を含め「被災者の生活再建の地域拠点」としての機能を持ち、水・食料・物資などの配給や情報提供など被災者の生活支援を行う。さらに長期間の被災生活において、実情に応じ災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）を実施する等、被災者の精神的安定に努める。

(1) 避難所の開設体制の整備

ア. 避難所の避難所配備職員は、総括主幹以下の職員の中から本部長が任命する。

イ. 避難所の避難所配備職員は、夜間や休日など、勤務時間外においても開設できるよう体制の整備を図る。

ウ. 避難所の開設については、地域住民や自主防災組織と十分な連携を図るものとする。

エ. 避難所の管理者不在時の開設体制を整備しておくものとする。

(2) 本部との連絡体制

(3) 災害発生直後の混乱が一定落ち着いた時期における管理運営体制の整備

大災害等により避難所生活が長期化する場合、開設から時間が経過し、避難所の状況が一定落ち着く時期には、避難者による自主的な管理運営体制を整備する。受け入れについては、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(4) 要配慮者の避難

避難所に収容された避難者のうち、要配慮者は、環境の大きな変化に耐えられない場合が多い。このため、避難所の中に、必要に応じてこれら要配慮者のための避難場所を区分して設けるものとする。避難が長期化する場合等、要配慮者が避難所内の生活に適応し続けることが困難であると認められるときは、ふさわしい医療施設、福祉施設等または福祉避難所への移転に努めるものとする。この場合、市域に適当な施設のない場合は、本人若しくは介助者の意向を打診の上、大阪府を通じまたは直接他市町村に協力を求める。

(5) ペット同行避難（※）

盲導犬、介助犬以外のペットを同行する避難者にあつては、スペースを確保し、受入れ・把握を行う。他の避難者に迷惑がかからないようにし、避難所の入所に際しては、管理責任者等の指示に従うものとする。また、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から適切な医療、ペットの飼養に関する資材等必要な支援が受けられるよう、連携に努める。これらについて、市民への周知徹底を図る。

（※）【同行避難】

災害の発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、指定緊急避難場所等まで避難すること。同行避難とは、ペットと共に移動を伴う避難行動をすることを指し、避難所等において飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではない。（「環境省 人とペット災害対策ガイドライン 平成30年3月」から）

第7節 避難体制の整備計画

(6) 運営マニュアルの作成

避難者による円滑な管理・運営のため、市は地域の自治会・自主防災会等を中心とする[地域版]避難所運営マニュアルの作成を支援する。

(7) 避難者の状況把握に向けた準備

保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について配慮する。

5. 指定避難所等の周知

(1) 指定避難所等を市政だより等に掲載する。

(2) 指定避難所等を記したハザードマップ等を作成し、各戸に配布する。

(3) 指定避難所及び避難路等の案内標識、誘導標識の整備を図る。

(4) 指定避難所及び避難路等の案内標識、誘導標識は、要配慮者に配慮したものになるように、整備に努める。

6. 指定避難所からの連絡体制

大災害時には、電話回線等が被災し交信が不能となる可能性が高いので、指定避難所には無線設備を設置するとともに、庁内LAN等の活用を図るなど電力容量を確保し連絡体制の確立に努める。

7. 要配慮者に配慮した避難施設・設備の整備・確保

市は、要配慮者が利用しやすいように、避難所に指定した各市立施設のバリアフリー化に努めるとともに、特に福祉的配慮が必要な者に対するスペースをあらかじめ確保し福祉物品の備蓄に努める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、避難所における介護・ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。

8. 福祉避難所の選定・指定・整備

大阪府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談及び必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の確保に努める。

(1) 福祉避難所の選定については、随時社会福祉施設等と災害時における福祉避難所の設置・運営にかかる協定を結び、災害時の避難所として、要配慮者への福祉的配慮に努める。また、選定の際には、次の項目を満たしているものとする。

ア. 原則として、耐震・耐火構造の建築物であるなど、施設自体の安全性が確保されていること。

イ. 原則として、バリアフリー化されているなど、施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。

ウ. 要配慮者の特性を踏まえ、要配慮者の避難生活に必要な空間（概ね2～4㎡/人）が確保されていること。

エ. 開設後に、要配慮者に対する日常生活に必要な支援、相談援助等を行うため、概ね10人に1人の生活相談職員を確保できること。

(2) 福祉避難所として選定する施設には福祉避難所開設・運営マニュアルを配備し、要配慮者が第1次避難所等の福祉的な避難スペースにおける避難所生活にも適応し続けることが困難な場合など、災害発生時には円滑な開所が行われるよう協力を求める。

(3) 協定等による福祉避難所のうち、後述する受入れ対象者の特定など必要な調整を終えたものについて、

第7節 避難体制の整備計画

指定福祉避難所として指定し公示する。

- (4) 指定福祉避難所として指定する際は、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、受入れ対象者を特定して公示するとともに前述の公示を活用しつつ、個別避難計画等の作成プロセスを通じて、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- (5) 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

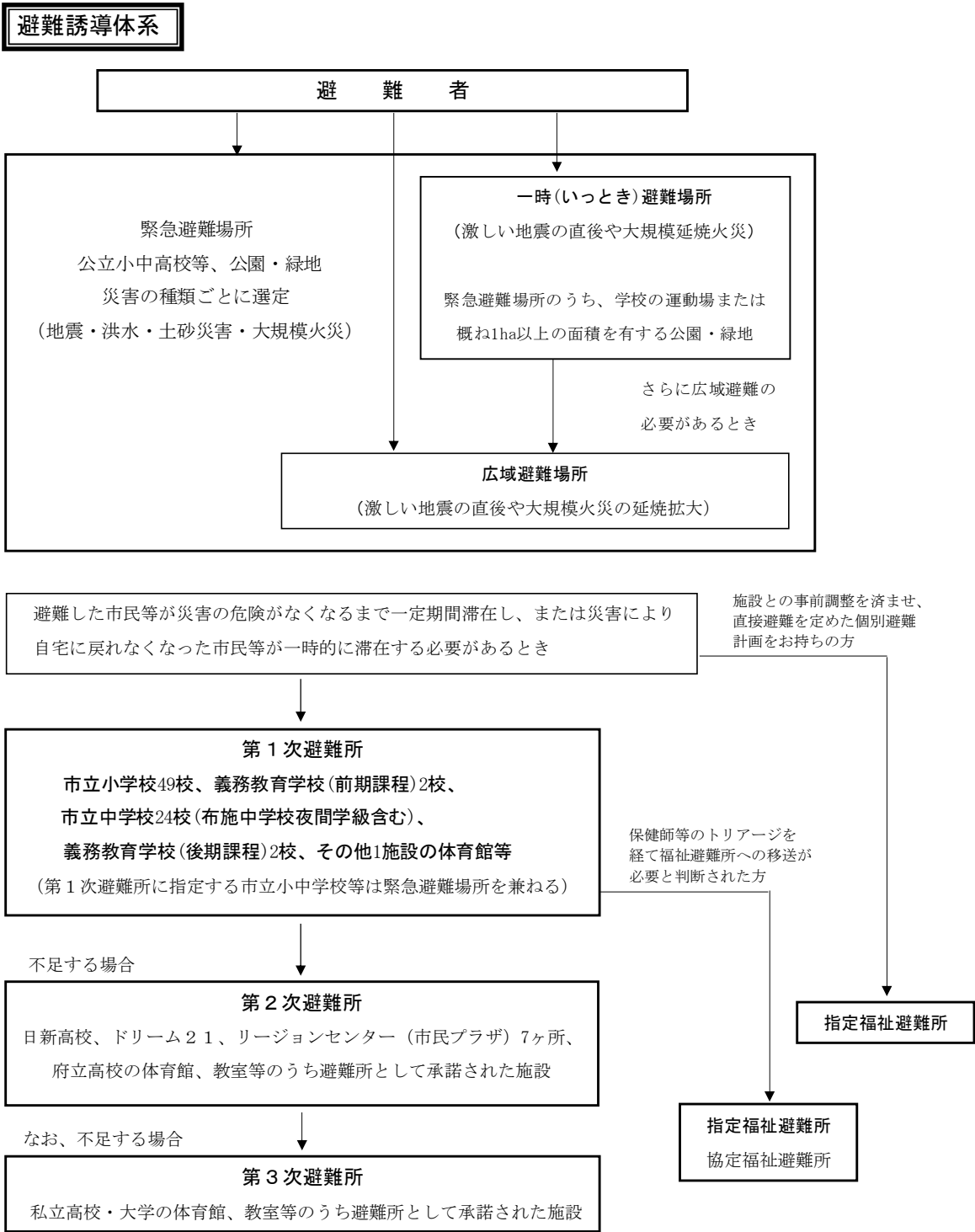
第4 避難誘導体制の整備

- (1) 避難または避難誘導は、防災関係機関と地域住民の協力により行うことが必要であるため、広報、防災訓練、地域ごとのハザードマップの作成、研修、話し合い等を通じて、避難の場合の心得、地域住民との役割分担等について、理解を得ることとする。また水害と土砂災害、台風と河川洪水との同時発生等複合的な災害が発生すること、さらには避難の際には災害種別に応じた緊急避難場所・指定避難所を選択することの重要性についても考慮し、市民への周知徹底を図る。また、市は避難場所・避難路の指定にあたり、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- (2) 地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会など地域住民組織と連携した体制づくりを図る。
- (3) 大阪府が示す指針に基づき、避難行動要支援者の所在等について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ把握できるマニュアル作成に努め、円滑な避難誘導体制の整備を図る。
- (4) 大阪府と連携を図りながら、福祉避難所等において、要配慮者の相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。
- (5) 観光客、外国人等地理に乏しい者に対する避難または避難誘導の方法についても検討する。
- (6) 国、大阪府及び原子力事業所と連携して、放射性物質及び放射線の放出形態により、周辺住民の避難等が必要となる事態に備えて、屋内退避及び避難誘導計画等を作成する。
- (7) 学校、病院、社会福祉施設等多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるための体制を整備する。

第5 在宅避難等

- (1) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所（第1次避難所等）に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう配慮する。
- (2) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄について配慮する。

第7節 避難体制の整備計画



第8節 災害時の基本生活環境の整備計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

事務局、都市魅力産業スポーツ部、福祉部、生活支援部、健康部、環境部、土木部、建築部、上下水道局、教育委員会事務局

大災害が発生した場合、多くの避難者が想定され、これを保護するために食料品、生活必需品等の物資の確保と供給が不可欠である。このため、市は新物資システム（B-PLo）を活用し、これに対処するため備蓄、市民の協力、大阪府への要請、他市町村の相互応援等、物資の総合的な確保体制を確立するものとする。

第1 物資確保体制

広域交通及び市内交通に大きな被害が生じ、支援ルートが遮断されることに備えて、次のことを行う。

1. 物資の確保

- (1) 市民の防災意識の高揚に努め、災害時のための食料、生活必需品等の物資備蓄の必要性について、平常時より広報等による指導、啓発を行い、広域的な大規模災害による長期間に及ぶ物流の途絶を想定し、最低3日間から1週間分以上の備蓄を促進し、市民自身による災害時の自給化を図る。
- (2) 市内外の業者に対し、食料、生活必需品等の速やかな確保と緊急手配による調達等にかかる災害時応援協定の締結に努めるとともに、定期的に災害時を想定した連絡先の確認や要請手続きの確認を行うなど、実効性の確保にも留意する。
- (3) 大阪府外を含め、広域の市町村と物資の相互備蓄及び供給その他についての相互応援協定の締結に努めるものとする。
- (4) 緊急時には、大阪府並びに物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省、消防庁）または非常本部等へ要請を行い、大阪府による物資調達協力を得るほか、大阪府を通じて他府県も含めた広域の他市町村への協力要請を行う。
- (5) 市は、東日本大震災において、多数の孤立集落や孤立地区が発生したことを踏まえ、指定された避難場所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- (6) 仮設トイレが設置するまでの間、避難者の生活に支障が生じることのないよう必要に応じ、簡易トイレ、組立式洋式トイレ等を速やかに利用できるよう努める。

2. 補給ルートの確保

- (1) 国、大阪府に要請して、広域道路網の耐震化に重点をおいた整備の促進を要望する。
- (2) 備蓄倉庫、避難所及び物資配送センターを含めた市内各防災拠点を結ぶ道路網の耐震化を促進し、ネットワーク化を図る。
- (3) 必要に応じ緊急輸送を行うため、災害時臨時ヘリポートと幹線道路のアクセス道路の整備を図る。
- (4) 大災害の場合の物資補給ルートを確保するため、都市計画道路等の整備を図る。
- (5) 大阪府の中部物資拠点（八尾空港）から本市物資配送センター（東大阪市防災倉庫）への配送は、原則として、府道2号線（大阪中央環状線）のルートによる。ただし、被災状況に応じて、各関係機関との協議により変更される場合がある。

また、被災状況に応じて物資配送センターを東大阪アリーナとする場合の配送については、府道2号線（大

第8節 災害時の基本生活環境の整備計画

阪中央環状線）及び府道24号線のルートによる。東大阪市花園ラグビー場とする場合の配送については、国道170号線（外環状線）及び府道702号線のルートによる。ただし、被災状況に応じて、別途、各関係機関と協議する。

3. 情報の交換

大阪府、協定市町村、近隣市町村との情報交換を行い、飲料水、食料、生活関連物資等の備蓄状況について把握を行う。

第2 食料・生活必需品の確保

市で備蓄する物資は、「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について（大阪府域救援物資対策協議会）」のほか、次に掲げる物資について、大阪府をはじめ防災関係機関と相互に協力して確保に努める。また、備蓄物資の調達にあたっては、可能な限り要配慮者、女性、子どもに配慮する。さらに、民間事業者との災害協定締結などにより、災害時における多様な物資の調達体制の構築に努める。

1. 重要品目の備蓄及び目標量

市の重要物資の備蓄について、大阪府が実施した被害想定に基づき算出された目標量は次の表のとおりであり、計画的に備蓄を進める。目標量に至らない物資については、早期の充足に努める。

備蓄品目	数量	備蓄品目	数量
食糧 (アルファ化米等)	166,630食	災害用トイレ(組立式) ※ トイレ用テント含む	975基
高齢者食	8,770食	災害用トイレ (洋式水洗組立式)	104基
粉ミルク 液体ミルク	375リットル 22,230グラム	凝固剤及び便袋 (簡易トイレ用)	1,304,160個
哺乳瓶	1,092本	トイレトーパー	365,415m
乳児・小児用おむつ	9,745枚	マスク	146,166枚
大人用おむつ	1,949枚	毛布	97,444枚
生理用品	9501枚		

2. 避難所生活の向上のための備蓄及び目標量

避難所生活のQOL向上が災害関連死の削減につながることから関連物資備蓄の重要性が高まっている。QOLの向上に資する物資に次に掲げる物資について、大阪府が実施した被害想定に基づき算出された目標量は次の表のとおりであり計画的に備蓄を進める。

備蓄品目	数	備蓄品目	数量
簡易ベッド	1,681基	ウェットティッシュ	4,873袋
簡易テント	1,681基	電灯類(ランタン)	104個
食器類(紙皿・紙コップ・)	4,873セット	ラップ類	5,116m

第8節 災害時の基本生活環境の整備計画

割箸等)		(30cm幅)	
口腔ケアセット	4,873セット	ブルーシート	3,086枚

3. 避難所における感染症対策に必要な物資

避難所における感染症まん延防止に必要なとなる物資について、感染症対策に必要なとなる物資を速やかに調達できるよう体制整備に努める。

4. その他の物資の確保

市は、アルファ化米や粉ミルクの調理用など必要最低限の飲料水確保のほか、災害時に必要となることが想定される物資等についての公的備蓄も進めており、これら備蓄品について品目や数量の維持に努める。また、災害発生時に次の物資を速やかに調達できるように平時から民間事業者との災害協定締結を進めるなど体制整備に努める。

- (1) 精米、即席麺などの主食
- (2) ボトル水・缶詰水等の備蓄
- (3) たんぱく質供給食品、野菜類などの副食
- (4) 要配慮者用食品（離乳食、食物アレルギー対応食品、食事制限を有する慢性疾患患者用食品等）
- (5) 被服（肌着等）
- (6) 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- (7) 光熱用品（ＬＰガス、ＬＰガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- (8) 日用品（石けん、タオル、マスク、消毒液、ティッシュペーパー、歯ブラシ、ラップ等）
- (9) 医薬品等（常備薬、救急セット）
- (10) 仮設風呂・仮設シャワー
- (11) ベッド・テント
- (12) 高齢者・障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、視覚障害者用つえ、補聴器、点字器等）
- (13) 棺桶、遺体袋
- (14) 電話機（特設公衆電話用） など

5. 備蓄倉庫の整備

第1次避難所として指定した施設での整備を進める。

6. 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努める。

- (1) 備蓄倉庫の確保
- (2) 備蓄物資の点検及び更新

第8節 災害時の基本生活環境の整備計画

(3) 定期的な流通在庫量の調査の実施

(4) 供給体制の整備

●資料1-18：備蓄物資一覧表

●資料1-19：備蓄物資の備蓄状況

●資料1-20：大阪府災害用備蓄物資一覧

第3 物資配送センター

1. 方針

大災害時に、多くの避難者が発生した場合は、避難所ごとに備蓄品、食料、生活必需品等の物資を蓄え、保管することは、多くの労力を要し管理も不十分となるため、物資配送センターを開設し、食料、生活必需品等の集中管理体制をとることとする。

2. 開設予定場所

東大阪市防災倉庫を物資配送センターの予定場所とする。また、被災状況に応じ東大阪アリーナや東大阪市花園ラグビー場を物資配送センターの候補地として検討する。

なお、不足すると考えられる場合は、必要に応じて、民間事業者の管理する施設の活用も含め、他の場所を選定し、物資配送センターを開設する。

3. 取扱物資

物資配送センターでの取扱品は、次のとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品、生活用資機材等の備蓄品
- (2) 要配慮者に係る食料、生活必需品、生活用資機材等の備蓄品
- (3) 大量一括購入した食料、生活必需品等
- (4) 救援物資、義援物資
- (5) その他

第4 給水体制の整備

1. 給水体制の整備

大阪府及び大阪広域水道企業団と相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3Lの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

(1) 給水拠点の整備

ア. 緊急遮断弁及び自家発電設備を有するポンプ設備〔拠点給水設備〕の整備

イ. 空気弁付き消火栓〔あんしん給水栓〕の整備

ウ. 飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

エ. 応急給水用資機材収納倉庫の建設

オ. 応急給水用資機材の整備

(2) 給水車等の配備、給水用資機材の備蓄、陸路・空路による調達及びその情報交換等の体制の整備

(3) バック水・缶詰水の備蓄

第8節 災害時の基本生活環境の整備計画

(4) 応急給水マニュアルの整備

(5) 相互応援体制の整備

ア. 迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、市、日本水道協会、大阪府、大阪広域水道企業団は情報共有及び支援体制の確立に努める。

イ. 都道府県域を越えた広域的相互応援体制を整備する。

2. 井戸水による生活用水の確保

市は、災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保に努める。

●資料1-22：給水施設の現況

●資料1-9：あんしん給水栓設置箇所一覧及び位置図

第5 資機材等の確保

(1) 応急給水用資機材の備蓄

給水タンク、給水容器、水質検査機器・試薬。市の応急給水用機器を資料に示す。

●資料1-23：応急給水用機器

(2) 生活関連器材

簡易トイレ、発電器、投光器、簡易風呂等

(3) その他

スコップ、のこぎり、ハンマー、バール、シート、ゴム・ビニール手袋、担架、車イス等

第6 災害時の廃棄物処理体制の確保

災害廃棄物の処理について、環境省の指針（平成26年3月環境省「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月改定））に基づき、平成29年3月「大阪府災害廃棄物処理計画」（令和元年7月修正）及び本計画との整合性をとりながら、適正かつ円滑・迅速に処理を行うため、「東大阪市災害廃棄物処理計画」を策定した。

実行計画において、災害廃棄物の仮置場の確保や運用、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理、大阪府（府が締結する公益社団法人大阪府産業資源循環協会及び一般社団法人大阪府清掃事業連合会）やエリア幹事市等への支援要請及び受援体制を含み、下記の事項にも留意して、災害時の廃棄物処理体制の確保に努める。

さらに、府と連携し、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組み等に関しても、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

1. ごみ収集処理体制

(1) あらかじめ市域の被災者や避難者の生活に伴い発生する生活ごみ、避難所ごみ、凝固剤で固めた排泄物等の適正、円滑・迅速な処理に関する体制を整備する。

(2) 焼却炉等の既存施設での災害廃棄物の処理を検討する。

(3) 災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアル等を整備し、

第8節 災害時の基本生活環境の整備計画

補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料・薬剤等）を一定量確保するよう努める。

(4)ごみ処理施設等が被災した場合に備え、大阪府及び東部ブロック市町村との協力体制の整備に努める。

2. し尿収集処理体制

(1) 市域の被災者や避難者の生活に伴い発生するし尿の適正、円滑・迅速な処理に関する体制を整備するため、必要な計画を作成する。

(2) 災害が長期化した場合には、災害用仮設トイレの貯留量に限界が生じることも予想されるので、し尿の収集及び処理方法についての体制を整備する。

3. がれき処理体制

(1)災害廃棄物の一次仮置場及び仮設処理施設となる二次仮置場の選定や運用方針、及び最終処分までの処理ルートをあらかじめ検討し、市域の被災者や避難者の生活に伴い発生する災害廃棄物の適正、円滑・迅速な処理に関する体制を整備する。

(2) 仮置場等の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等必要な備蓄に努める。

(3) 災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。

第7 応急危険度判定制度の整備

市民の安全確保を図るため、大阪府、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の危険度を判定するための制度を整備する。

1. 被災建築物応急危険度判定制度の整備

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

建築関係団体との連携により、大阪府が実施する応急危険度判定講習会の開催、応急危険度判定士の養成、登録に協力するとともに、登録された市内在勤の判定士を対象に模擬訓練を定期的に実施する。

(2) 実施体制の整備

判定主体として、資機材の整備、職員の判定コーディネーター養成、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。

(3) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

大阪府、建築関係団体と協力し、市民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2. 被災宅地危険度判定制度の整備

(1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

大阪府が実施する危険度判定講習会の開催並びに被災宅地危険度判定士の養成、登録に協力する。

(2) 実施主体の整備

大阪府の被災宅地危険度判定士の派遣体制に基づき、被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備及び実施体制の整備を図る。

第8 応急仮設住宅等の事前準備

あらかじめ、都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。

第9 斜面判定制度の活用

土砂災害から市民を守るため、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等の斜面判定制度の活用を図る。

(1) 実施主体の整備

府は、市、砂防関係団体との連携によって、斜面判定制度の整備を図る。

(2) 斜面判定士の登録

NPO法人大阪府砂防ボランティア協会は、斜面判定士の登録を行う。

(3) 斜面判定制度の普及啓発

市及び府は、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等と連携して、制度の趣旨について市民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

第9節 交通確保体制の整備計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

大阪市高速電気軌道（株）、西日本旅客鉄道（株）、近畿日本鉄道（株）、近鉄バス（株）、大阪バス（株）

第1 鉄道施設

鉄道施設管理者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。また、災害時における乗客の安全確保並びに施設の防護復旧のため、鉄道施設等の被害状況把握及び安全点検等の措置が迅速かつ的確にとられる応急点検体制を整備し、万全を期する。

1. 大阪市高速電気軌道株式会社（大阪メトロ）の対策

地下鉄施設（中央線）の災害防止対策については、線路諸設備の実態を把握するとともに周囲の諸条件を調査して、災害時においても常に健全な状態が保持できるよう諸施設の整備を行うものとするが、おおむね次に掲げる内容について整備強化を図るものとする。

(1) 施設の維持改良強化

- ア. 橋梁の維持補修及び改良強化
- イ. 河川改修に伴う橋梁改良強化
- ウ. 法面、土留め維持補修及び改良強化
- エ. 建物等の維持補修及び改良強化
- オ. 電線支持物の維持補修及び改良強化
- カ. その他防災上必要な設備の改良強化

(2) 災害警備体制の確立

- ア. 気象観測機器及び地震計の整備
- イ. 災害時の配備体制の確立
- ウ. 警備計画、要注意箇所の警備方法の確立
- エ. 列車運転規則計画
- オ. 防災訓練の計画、実施

第9節 交通確保体制の整備計画

(3) 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画

ア. クレーン車、モーターカー、ライトバン、ジャッキ、発電機、レール、枕木、電線類、非常用通信機器、その他資機材

イ. 重機械類その他必要な資機材

関係企業から緊急調達するための体制の確立と活用計画

2. 西日本旅客鉄道株式会社の対策

JR施設（学研都市線及びおおさか東線）の災害防止対策については、線路諸設備の実態を把握するとともに周囲の諸条件を調査して、災害時においても常に健全な状態が保持できるよう諸施設の整備を行うものとするが、おおむね次に掲げる内容について整備強化を図るものとする。

(1) 施設の維持改良強化

ア. 橋梁の維持補修及び改良強化

イ. 河川改修に伴う橋梁改良

ウ. 法面、土留め維持補修及び改良強化

エ. 建物等の維持補修及び改良強化

オ. 電線支持物の維持補修及び改良強化

カ. その他防災上必要な設備の改良強化

(2) 災害警備体制の確立

ア. 気象観測機器及び地震計の整備

イ. 災害時の配備体制の確立

ウ. 警備計画、要注意箇所の警備方法の確立

エ. 列車運転規則計画

オ. 防災訓練の計画、実施

(3) 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画

ア. クレーン車、モーターカー、ライトバン、ジャッキ、発電機、レール、枕木、電線類、非常用通信機器、その他資機材

イ. 重機械類その他必要な資機材

関係企業から緊急調達するための体制の確立と活用計画

3. 近畿日本鉄道株式会社の対策

近鉄奈良線、大阪線及びけいはんな線の災害防止対策については、線路諸設備の実態を把握するとともに周囲の諸条件を調査して、災害時においても常に健全な状態が保持できるよう諸施設の整備を行うものとするが、おおむね次に掲げる内容について整備強化を図るものとする。

(1) 施設の維持改良強化

ア. 橋梁の維持補修及び改良強化

イ. 河川改修に伴う橋梁改良

ウ. 法面、土留め維持補修及び改良強化

第9節 交通確保体制の整備計画

- 工. 建物等の維持補修及び改良強化
- オ. 電線支持物の維持補修及び改良強化
- カ. その他防災上必要な設備の改良

(2) 災害警備体制の確立

- ア. 気象観測機器及び地震計の整備
- イ. 災害時の配備体制の確立
- ウ. 警備計画、要注意箇所の警備方法の確立
- エ. 列車運転規則計画
- オ. 防災訓練の計画、実施

(3) 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画

- ア. ユニック車、モーターカー、ライトバン、ジャッキ、発電機、レール、枕木、電線類、非常用通信機器、その他資機材
- イ. 重機械類その他必要な資機材

関係企業から緊急調達するための体制の確立と活用計画

第2 バス路線

災害時における被害を最小限に防止するため、平常時から道路状況を把握するとともに被害を受けやすい箇所等が発見された場合は、直ちに管理者に通報するなど運行の安全を期して適切な措置をとるものとする。また、関連施設及び車体等の整備を行うとともに運行に支障のないよう整備充実を図る。

第2編 第4章 災害の予防と減災対策

第1節 水害予防計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

事務局、都市魅力産業スポーツ部、福祉部、生活支援部、子どもすこやか部、土木部、上下水道局、教育委員会事務局、大阪市高速電気軌道(株)、近畿日本鉄道(株)、関係機関

第1 水害防止対策の推進

洪水予報及び浸水想定区域に基づいて、洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制の整備を行う。

1. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

国、大阪府及び市が行う洪水予報、浸水想定区域の公表に基づき、浸水想定区域ごとに、下記のとおり必要な事項についてハザードマップ等により、市民への周知に努める。

また、タイムライン防災に対する備え、防災意識の向上を図る。

(1) 洪水予報等の伝達方法

広報車、防災行政無線、電話・FAX、電子メール、市ウェブサイト、SNS等とともに、自治会・自主防災組織等を通じて伝達する

(2) 指定避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

ア. 指定避難所は、浸水の際に想定されている水深及び浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえ、洪水時の避難所を指定する。

イ. 避難路については、基本的には市民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が終わるよう避難勧告等を発表する。また、地域特性を考慮した避難指示体制の整備に努めるとともに、高齢者、障害者等要配慮者の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織や自治会等の協力が得られるよう体制づくりを推進する。なお、避難行動要支援者の避難については、「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」等に沿った避難支援に努める。

ウ. 洪水等、土砂災害等の大規模な災害に対し、市民の生命を守り、被害を最小化するため、自主防災組織、ライフライン関係機関等が連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。さらに、災害対応の検証等を踏まえ必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

エ. 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）または主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設で当該施設の利用者の洪水等発生時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地並びに当該施設への洪

第1節 水害予防計画

水予報等の伝達方法の整備に努める。

オ. 洪水リスクをわかりやすく市民に周知するため、ハザードマップの作成・公開・配布を行う。

また、ハザードマップの作成にあたっては、浸水深の大きい区域等を「早期の立退き避難が必要な区域」と明示するなど、円滑かつ迅速な避難の確保に努める。

(3) 避難確保・浸水防止計画及び避難確保計画の作成等

上記工により下記の施設の所有者または、管理者は、単独または、共同して、当該地下街等の利用者の洪水等発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を、国土交通省令で定めるところにより作成し、これを市長に報告するとともに、公表しなければならない。

また、市は、下記の避難確保・浸水防止計画、避難確保計画及び各避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

ア. 地下街における避難確保・浸水防止計画の作成等

本計画に示す浸水想定区域内の地下街等の所有者及び管理者は、単独または共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに当該計画に基づき自衛水防組織を設置する。

なお、当該計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。また当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施し、その訓練結果を市長に報告する。

イ. 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等

本計画に示す浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者及び管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。なお計画は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含むものとする。当該計画に基づき、自衛水防組織の設置に努めるものとする。また作成した計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告する。また、市は、当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

●資料1-24：浸水想定区域内の地下街等

●資料1-25：要配慮者利用施設一覧

(4) 都市型水害対策、(2)工 に示す地下街等について、浸水の際は、地上の浸水深の大小にかかわらず地下駐車場、地下街（地階）等では大きな浸水被害を生じるため、地下空間対策が必要となる。地

第1節 水害予防計画

下空間の管理者等は、災害時に利用者等が迅速かつ的確に避難できるよう、情報の伝達体制（利用者等への案内放送等）の確立に努めるとともに、気象警報等に基づいて浸水の発生について判断できるように、気象に関する情報等の入手に努める。なお、浸水の危険性及び対応方法について、ハザードマップや広報紙等により周知する。また、地下空間において、浸水被害が発生し、または発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に避難勧告等を行えるよう体制を整備するとともに、平時から利用者に対する避難誘導体制を整備し、非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努める。

(5) 特定都市河川浸水被害対策法に基づき、府は寝屋川流域を「特定都市河川流域」に指定しており、これに基づき寝屋川流域において、1,000㎡以上の開発（雨水浸透阻害行為）を行う場合、開発者は、市長の許可を受けなければならない。開発者には、雨水浸透阻害行為を行う際の対策工事が求められ、市（土木部、下水道部等）と流域住民等が一体となって浸水被害の解消を目指す。

また、市は、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域の指定があった場合は、市地域防災計画において、当該浸水区域ごとに、次に掲げる事項について定めるとともに市民に周知するよう努める。

ア. 都市洪水または都市浸水の発生または発生のおそれに関する情報（以下「洪水等情報」という。）

イ. 避難場所その他円滑迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ. 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）がある場合には、当該施設の利用者の円滑な避難を確保するための洪水等情報伝達方法

第2 水害減災対策

洪水等に対する事前の備えと洪水等の迅速かつ的確な情報伝達・避難により、水災の軽減を図るため、洪水予報、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）等の到達情報の発表、水防警報の発表、想定しうる最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の周知とともに、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。

1. 洪水予報及び水防警報等

(1) 洪水予報

ア. 近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川、その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（淀川・大和川）について、気象庁と共同して洪水予報を行い、知事及び市長に通知するとともに報道機関の協力を求めて一般に周知する。

イ. 府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川として第二寝屋川、恩智川、寝屋川、楠根川を洪水予報河川として指定し、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行い、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(2) 洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、警戒水位（氾濫注意水位）等の設定及び到達情報の発表

ア. 府は、管理河川のうち、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川〔水位周知河川（水位情報周知河川）〕において、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、警戒水位（氾濫注意水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者等に通知するとともに一般に周知

第1節 水害予防計画

する。（本市に関係する河川には該当しない）

イ、市は、公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した下水道（水位周知下水道）において、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（雨水出水特別警戒水位）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関等の協力を求めて一般に周知する。（本市に関係する公共下水道には該当しない）

(3) 水防警報の発表、水位情報の公表

ア、近畿地方整備局及び府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川（水防警報河川）において、洪水のおそれがあると認めるときは、水防警報の発表を行い、直ちに水防管理者等に通知するとともに、水位観測所を設置した河川においては、その水位状況の公表を行う。本市では、淀川、大和川、第二寝屋川、恩智川、寝屋川が該当する。また、洪水予報河川の水位を予測する過程で取得した予測水位情報についても、府及び大阪管区气象台に提供するものとする。

イ、近畿地方整備局及び府は、管理河川のうち、水位観測所を設置した河川においては、その水位状況の公表を行う。本市では、淀川、大和川、第二寝屋川、恩智川、寝屋川が該当する。

(4) 浸水想定区域の指定、公表

近畿地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表し、府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川（水位情報周知河川）が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。市は、想定し得る最大規模の降雨により、内水氾濫した場合（外水氾濫は含まない）に浸水が予想される区域を雨水出水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

(5) 浸水想定区域における避難の確保

市は、浸水想定区域が指定・公表された場合、当該浸水想定区域ごとに、洪水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報の伝達方法、指定避難所等の水害に対する避難処置について、市民への周知徹底を推進するとともに、よりきめ細かな対応を図るため、浸水想定区域内の地下街等または高齢者等が利用する要配慮者施設（本計画に施設名称及び所在地を定めたものに限る。）へ洪水予報等を伝達する。

(6) 水防と河川管理の連携

市は、河川・下水道・ため池における洪水、雨水出水等による災害を未然に防止するため、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を実施する。

国や府が組織する複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした会議体の中で、本市は「淀川管内水害に強い地域づくり協議会」、「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「寝屋川流域協議会」

第1節 水害予防計画

「中河内地域水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

第3 浸水対策の推進

市及び関係機関は、洪水または内水氾濫による水害の防止及び浸水被害の軽減を図り、被害を最小化するため、計画的な浸水対策の推進に努める。

1. 総合的な排水計画

市域の河川、水路等について、総合的な排水計画の策定をめざし、その事業の推進に努める。

2. 下水道施設の整備

公共下水道を整備充実し、浸水被害の軽減に努める。また国、府及び市は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

3. 水路施設の整備

水路の改修整備事業の実施を図るとともに、土地改良区、水利組合等の協力を得て、平常時から危険箇所 の把握に努める。

4. 雨水の流出抑制

集中豪雨等により、雨水が河川、水路等に急激に流入し排水能力を超えた場合に浸水が発生する。これを防止するため、次のような雨水の流出抑制対策を推進する。

- (1) 遊水池の整備
- (2) 防災調整池の整備
- (3) 公共公益施設等における雨水流出抑制施設の設置
- (4) 透水性舗装及び雨水浸透枳の施工・設置の推進
- (5) 雨水貯留施設の設置

5. 道路の冠水対策

交通路の確保を図るために、冠水した実績または冠水するおそれのある道路については、かさ上げ対策または円滑な排水を行う側溝等整備対策を講じる。

第4 地下空間浸水災害対策の強化

地下駐車場及びビルの地下施設等の地下空間の分布把握並びに気象予警報等の浸水の危険性に関する情報の入手に努めるとともに、市民、地下空間の管理者等に対し、市の防災行政無線等を通じて情報の提供に努める。また、地下空間の管理者等に対して、防水板、防水扉の整備、出入口のマウントアップ、土嚢の常備を促すとともに、利用者等の避難誘導體制を整備し、平常時から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努めるよう普及啓発する。

第5 河川の改修

本市の河川は、第二寝屋川、恩智川が主要な河川であり、国道旧170号以西は、ポンプによる強制排水が必要な状況である。その地域の雨水排除は下水道によらねばならないが、以東の地区は、概ね国道170号で遮集して河川に自然排水する計画である。第二寝屋川、恩智川等の一級河川の指定区間

第1節 水害予防計画

は大阪府が事業主体として、その他の河川は本市の事業として改修を進めているところである。

しかし、近年の都市化の進展により、降雨時の一時的な流量増加に対処するとともに災害を未然に防止するため、遊水池を設ける等計画的に事業の推進を図る。市の管理する河川の改修については、その必要箇所の調査を行い、昭和32年6月26～27日に八尾市で観測した降雨量である62.9mm/hに対応できるよう、防災上緊急性の高いものから整備に努める。なお、河川改修計画は、山地の開発、農地の宅地化等による出水状況の変化に対応できるよう検討する。「人命を守る」ということを最重視し、洪水による壊滅的な被害を未然防止に努める。

●資料3-1：河川改修状況

第6 ため池対策

本市、特に東部地域に多くのため池があるため、これらについては、常にその点検と整備及び水位等の観測に努めるとともに、豪雨または地震等による堤防の決壊など災害の発生が予想されるものについては、早期に改修計画を作成し、その事業の推進を図る。また地震時や大雨時におけるため池の点検結果や被害情報について、ため池防災支援システム等により、府、国、市等との速やかな情報共有に努める。

また、個人の所有池については、所有者等に対して定期的な点検整備、降雨時の水位の動向、非常時の応急措置及び改修等について啓発指導を行うとともに、災害の未然防止を図る。

●資料3-2：主要ため池一覧表

●資料3-11：ため池防災関係水防区域

第7 防災営農対策

災害時の病虫害による農作物の被害防止を図り防災営農を推進するため、防災営農技術の末端への浸透に努めるとともに、大阪府の援助を得て指導体制の確立とその普及に努めるものとする。

また、この計画のための関係機関、団体等の協力を要請するものとする。

1. 協力関係機関

- (1) 大阪府
- (2) 東大阪市内農業協同組合等
- (3) 東大阪市内土地改良区及び水利組合等

2. 防災営農技術の普及

営農指導に関し地域ごとに広報活動を行い、農地及び農業用施設の防災営農技術の普及を図る。

3. 災害予防

- (1) ため池、井せきのかんがい用水施設の整備
- (2) 病虫害防除事業の推進
- (3) 必要に応じた農業用施設の統廃合

第2節 火災予防対策の推進計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

建築部、消防局

市街地、林野等における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努めるものとする。

第1 住宅火災予防

1. 市民に対する指導、啓発

市民に対し、住宅用火災警報器の設置、消火器の使用方法、地震発生時の火気器具・電気器具の取り扱い方法、安全装置付ストーブの普及等の徹底を図るとともに、広報活動や消防訓練、防災学習センターでの体験学習や春秋の火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

2. 住宅防火診断の実施

住宅火災を防止するため、家庭防火診断を実施するほか要望に基づき、火気使用設備の使用実態及び住宅用火災警報器、消火器等の住宅用防火設備等の設置状況を検査し、設置の必要性等を指導する。

第2 一般建築物等の火災予防

一般建築物、高層建築物、地下街（地階）における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

1. 一般建築物

(1) 消防用設備等の設置

建物の新築、増改築時における建設計画の段階で防火に関する点検・指導を行い、人命及び財産を保護する立場から、消防用設備等を設置させ、建物自体の防火機能を向上させる。

(2) 火災予防査察の充実

当該区域内の一般建築物について、消防法第4条に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の設置及び管理の状況について改善指導する。

(3) 防火管理制度の推進

一般建築物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

ア. 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

イ. 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理

ウ. 火気取り扱いの監督、収容人員の管理など

(4) 防火対象物定期点検報告制度の推進

対象となる防火対象物の管理権原者等に対し、当該制度の取組みを推進する。

(5) 事業所に対する指導、啓発

事業所に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火気器具・電気器具の取り扱い方法、安全装置付ストーブの普及等の徹底を図るとともに、広報活動や消防訓練、春秋の火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

第2節 火災予防対策の推進計画

(6) 定期報告制度の活用

建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

2. 高層建築物、地下街

高層建築物、地下街（地階）については、前項の事項の徹底のほか、防災計画書の作成指導や統括防火管理体制の確立、防災規制など、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

(1) 対象施設

ア. 高層建築物

高さが31mを超える建築物

イ. 地下街（地階）

地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの及びこれに類するもの

(2) 防災計画書の作成指導

原則として高層建築物の新築に際し、出火防止・初期消火や避難安全性の確保等の観点から建築物の計画条件に即した総合的な防災計画書の作成を指導する。

(3) 統括防火（防災）管理体制の確立

管理の権限が分かれている高層建築物、地下街（地階）において、統括防火（防災）管理体制の確立を指導する。

(4) 防災規制

高層建築物、地下街（地階）において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

(5) 屋上緊急離着陸場等の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場または緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

(6) 地下街（地階）の防火・安全対策

地下街（地階）の新設・増設に際し、建築基準法・消防法等に基づき、防火・安全対策の確保、指導を行う。また、府、市及び関係機関は、消防法改正（平成19年6月）に伴い、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の建物で多数の者が出入りするものであり、かつ、大規模なものについては、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から、自衛消防組織を設置するとともに、防災管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画の作成や、防災対象物定期点検報告制度など、所有者等に対し、地震等による火災その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導する。

第3 林野火災予防

市及び林野の管理者は林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

1. 監視体制等の強化

第2節 火災予防対策の推進計画

- (1) 市民、事業所に対する啓発
- (2) 火災発生危険期における巡視の実施
- (3) 森林法に基づく火入れの許可

2. 林野火災特別地域対策事業の推進

市は、大阪府から林野火災対策を強化する必要がある地域として認められた場合、関係市町と共同で林野火災特別地域対策事業を実施する。

3. 林野火災対策用資機材の整備

市は、消防力強化のため、消火作業機器等の整備及び消火薬剤等の備蓄に努める。

第3節 消火・救助・救急体制の整備計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

消防局、関係機関

大規模火災などの災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の一層の充実に努める。

1. 消防力の充実

(1) 消防施設等の充実

防災活動拠点として必要な機能を備えた消防署所、指令システム、消防救急無線等の通信施設、多機能型の消防車両、高規格救急車、各種消防資機材、また消防団装備等の総合的消防力の計画的整備推進に努める。

(2) 市民による防災体制の育成

幼年消防クラブ、女性防火クラブ、事業所の自衛消防組織、自治会等の自主防火組織の育成を図り、火災発生時における初期消火活動等の指導に努める。また、消防局防災学習センターを通じ、広く市民に対し防火（防災）に関する知識の普及に努める。

(3) 消防水利の確保

有事に対応できる消防水利の確保に努めるため、「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に基づき、消火栓等を整備していくほか、その他有効となる消防水利の確保に努める。

(4) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防ぎょ活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

(5) 救助・救急体制の整備

ア. 救助

- ①国際消防救助隊員及び緊急消防援助隊のより高度な技術の習得に努める。
- ②実戦的救助訓練を強化推進し、救助技術の一層の向上を図る。

イ. 救急

- ①救急救命士を計画的に養成するとともに、就業後の研修体制の強化に努める。

第3節 消火・救助・救急体制の整備計画

②救急隊の計画的増強に努める。

(6) 消防団の充実強化

地域に密着した消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化を図るため、体制整備等の組織の活性化に努める。

ア. 体制整備

青年消防団員・女性消防団員の採用やリーダー育成を進めるほか、消防団に対する市民の理解をさらに深めるなど、より地域に根ざした消防団体制を整備する。また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

イ. 消防施設、装備の強化

大規模災害等に備え、ポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の防災資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備、拠点施設である消防団詰所の充実強化を図るため、消防団装備等を計画的に更新整備する。

ウ. 消防団員の教育訓練

業務の専門化、市民のニーズの多様化に対応できるよう安全管理マニュアル等の徹底や必要な資格の取得等、消防団員の教育訓練を充実する。

エ. 地域との交流

地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

2. 広域消防応援体制の整備

地震など大規模災害発生に備え、消防相互応援協定や広域応援が有事に円滑に運用できるよう体制の整備に努める。

3. 原子力事業者等

原子力事業者等は、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備を図るなど、救出救助体制の整備に努める。

4. 連携体制の整備

市は、大阪府、大阪府警察、自衛隊等の装備を考慮に入れ、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

●資料4-6：東大阪市消防局署所配置図

●資料4-7：東大阪市消防団組織

第4節 危険物等災害予防計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

環境部、健康部、消防局、教育委員会事務局、関係事業所等

第1 危険物災害予防対策

危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、官民一体となった自主的かつ積極的な事故防止対

第4節 危険物等災害予防計画

策の推進及び更なる安全意識の高揚を図り、自主保安体制を確立することが重要であることに鑑み、次の事項を重点として災害予防対策を講ずる。

1. 保安教育による技術の伝承及び人材育成の推進

危険物等を取り扱う設備等の自動制御化の進展や担当業務の細分化及び専門化に伴い、現場における総合的な危険予測・事故対応能力の低下が懸念されることを踏まえ、事業所内での保安教育により技術の伝承や人材育成に努めるよう指導する。

2. 設備等の安全性を向上させる取組み

危険物等を取り扱う設備等の経年劣化を踏まえた点検、整備を実施するよう推進し、設備等の安全性の向上を図る。

3. 立入検査及び指導の強化

危険物施設（消防法第3章に定める製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下同じ。）に対し、立入検査を通じて、次の事項について指導する。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する検査
- (2) 移動タンク貯蔵所の常置場所及び路上における検査
- (3) 他市で発生した重大事故を踏まえた検査
- (4) 危険物の貯蔵、取扱い方法等安全管理についての指導
- (5) 危険物保安監督者等に対する保安監督及び保安教育についての指導
- (6) 地震動による施設等の影響に対する安全措置の指導
- (7) 地震動による棚、器材の転倒・落下の予防に対する指導
- (8) 適正な定期点検及び日常点検の実施についての指導

4. 貯蔵タンクの流出事故防止対策

地下貯蔵タンクの老朽化による流出を防ぐため、設置年数を踏まえた計画的な指導の推進を図り、屋外タンクについては、防油堤の構造強化及び流出油防除資機材の整備等、流出防止についての指導を強化する。

5. 自主保安体制の確立

危険物施設で、専門知識を有する事業所員で構成された自衛消防隊の充実と事業所における役割と責任を明確にし、防災活動についての実証等を行い、その結果をもとに、管理運営面の改善、必要な資機材の整備、訓練を通じた活動技術の習熟・向上が図れるよう自主保安体制の強化に努める。

6. 施設の耐震化の促進

事業所の管理者に対し、消防法等関連法令に基づく構造、設備基盤の遵守はもとより液状化発生危険など設置地盤の状況についても調査を促し、耐震性の向上に努めるように指導する。

7. 指定数量以下の危険物等への安全対策

学校及び研究施設等は、指定数量以下の少量危険物、毒物・劇物等が貯蔵取扱いされており、地震動による転倒・落下で混触や酸化による発火、火災の発生の危険性があるため十分な対策を推進する。

8. 地震対策の推進

地震想定を踏まえたハード面及びソフト面双方における地震対策の再検証を行うとともに、被害を最小限にするため、復旧対応等を適切に実施することができるよう、平常時から、有事の際の対応について検討し、対応力の向上を図るよう指導する。

9. 事業者

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第2 高圧ガス及び火薬類等災害予防対策

高圧ガス、火薬類及びLPガス等による災害の発生及び拡大を防止するため、関係行政機関との連携のもとに保安意識の高揚、取り締まりの強化、自主保安体制の整備を重点に災害予防対策を推進する。

1. 立入検査及び指導の強化

保安3法施設（火薬類取締法、高圧ガス保安法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める施設をいう。以下同じ。）に対し、立入検査を通じて、次の事項について指導する。

- (1) 高圧ガス施設、火薬類施設及びLPガス貯蔵施設等の位置、構造及び設備の維持管理に関する検査
- (2) 高圧ガス施設の高圧ガスの製造方法に関する検査
- (3) 高圧ガス、火薬類及びLPガスの販売、貯蔵及び取り扱い方法等についての検査
- (4) 高圧ガス（LPガスを含む。）の積載方法及び移動方法についての検査及び指導
- (5) 高圧ガス製造事業所の保安統括者等に対する保安監督についての指導
- (6) 火薬類施設の火薬類取扱保安責任者に対する保安指導
- (7) LPガス販売店等の業務主任者、保安業務資格者等に対する保安指導
- (8) 保安3法施設における保安管理の徹底を図るため、保安教育実施の指導

2. 自主保安体制の確立

保安3法施設で、専門知識を有する事業所員で構成された保安管理組織の充実と事業所における役割と責任を明確にし、自主保安体制の整備に努める。また、自主保安活動の実施状況を把握し、事業者自ら保安に関する計画やその実施を効果的に行えるよう体制の強化に努める。

3. 高圧ガス施設の耐震化の促進

事業所の管理者に対し、高圧ガス保安法等関連法令に基づく構造、設備基盤の遵守はもとより、液状化発生危険など設置地盤の状況についても調査を促し、耐震性の向上に努めるように指導する。

4. 規制・指導

高圧ガスまたは火薬類を業務として製造、貯蔵若しくは取り扱おうとする者に届出させるとともに、災害発生時の消防活動の障害とならないよう指導する。

第3 毒物、劇物災害予防対策

1. 規制・指導

毒物、劇物による危害を防止するため、製造、貯蔵または取扱施設に対し、関係行政機関との連携のもとに、危害防止上適切な措置を講じるよう指導する。

- (1) 消防局は、毒物、劇物を業務として製造、貯蔵または取り扱おうとする者に届け出をさせるとともに、災害発生時の消防活動の障害とならないよう指導する。
- (2) 保健所は、毒物・劇物を業務上取扱う施設に対し、事故の未然防止のための監視指導を行う。

2. 施設の耐震化の促進

事業所の管理者に対し、消防法、高圧ガス保安法等関連法令に基づく構造、設備基盤の遵守はもとより液状化発生危険など設置地盤の状況についても調査を促し、耐震性の向上に努めるように指導する。

第4 管理化学物質災害予防対策

管理化学物質として大阪府生活環境の保全等に関する条例(以下、府生環条例)で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、府生環条例に基づく規制を行うとともに、他の関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生時の未然防止について意識の高揚を図る。

1. 規制

- (1) 管理計画書の策定・届出を徹底させる。

2. 指導

- (1) 管理化学物質が流出した際の被害の拡大防止等のための訓練、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (2) 管理化学物質を取扱う事業者等に対し、管理化学物質の流出により市民の健康に被害を生じるおそれがある際等には、応急措置を講じ、その状況を市へ通報するよう、指導する。
- (3) 管理化学物質取扱事業者等に対して、管理化学物質が流出した際の指揮命令系統及び連絡体制、避難誘導体制、事故対策本部、モニタリング体制その他の管理体制の整備を指導する。

第5節 原子力災害予防計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

事務局、健康部、消防局、近畿大学

原子力災害の特殊性に鑑み、防災関係機関及び原子力事業者等は、迅速かつ組織的に市民の安全確保対策を講じるものとする。市及び原子力事業者等は、原子力災害を防止するため、原子力災害対策指針を十分に尊重し、次の措置を講じるものとする。原子力災害対策指針においては、「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」の範囲について、原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮して設定することが基本としており、施設の種類に応じて、予防的防護措置を準備する区域(P A Z : Precautionary Action Zone)及び緊急防護措置を準備する区域(U P Z : Urgent Protective action planning Zone)が定めている。当該指針を踏まえると、近畿大学原子力研究所は敷

第5節 原子力災害予防計画

地外における重点区域の設定はない。しかし、本市では小若江1～4丁目、近江堂1丁目の一部・2～3丁目、新上小阪、南上小阪の住居表示地域についても、広報の充実を図るものとする。

第1 原子力事業所等に係る災害予防対策

市及び原子力事業者等は、連携して原子力事業所等に係る災害予防対策を推進する。

1. 原子力事業者の責務

(1) 安全確保の責務

原子力事業者は、原子力施設の使用、運転、管理等にあたって、関係諸法令を遵守し、安全管理に万全の措置を講じる。また、原子力事業所周辺の安全を確保する責務を有することを確認し、原子力事業所に起因する周辺環境放射線監視及び放射能防護など原子力事業所周辺等の安全確保に万全の措置を講じる。

(2) 原子力事業者防災業務計画の作成等

原子力事業者は、原災法第7条の規定により、当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び復旧対策その他の原子力災害の発生や拡大等の防止対策並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災業務計画を作成する。

ア. 原子力事業者は当該計画を作成または修正しようとする場合は、原災法の規定に基づき、作成または修正しようとする日の60日前までに大阪府及び市に協議する。

イ. 原子力事業者は、原災法第8条第4項、第9条第5項及び第6項、第11条第3項及び第4項に基づき、各種事由について市に届出る。

(届出内容)

①原子力防災要員現況届出書

②原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

③放射線測定設備現況届出書

④原子力防災資機材現況届出書

(3) 施設の防災対策

ア. 施設の耐震・不燃化対策を推進し、安全を確保する。

イ. 放射線による被ばくの予防対策を推進する。

ウ. 原子力事業所の環境放射線の測定を行い、常に放射線レベルを把握するとともに、その結果を公表する。

エ. 原子力防災組織及び原子力防災要員の充実改善を図る。

(4) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

原子力事業者は、原子力事業所内に放射線測定設備を整備する。また、放射線障害防護用器具、非常用通信機器、放射線計測器等の原子力防災資機材を整備する。

(5) 救急救助用資機材の整備

原子力事業者は、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の応急措置及び除染の実施に必要な救急救助用資機材の整備を図る等、救出救助体制の整備に努める。また、原子力災害時には、原子力事業者による

第5節 原子力災害予防計画

原子力事業所内の緊急被ばく医療施設における医療提供が困難になり得ることから、指揮命令、通報連絡及び情報伝達に係る体系的な整備を図り、医療機関、原子力規制委員会、文部科学省、厚生労働省、救助・救急関係省庁〔警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省〕、地方公共団体等の関係機関と通報連絡、被ばく患者や被ばく傷病者等の搬送、受入れ、救急医療に精通した医師等のネットワークを活用した医療従事者の派遣またはあっせんについて緊密な関係を維持するものとする。

(6) 緊急時活動レベル（EAL）の設定

原子力事業者は、原子力災害対策指針に定められたEALの枠組みに基づき、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定を検討し、その結果を原子力事業者防災業務計画に反映して原子力規制委員会に届け出る。

2. 立入検査と報告の徴収

(1) 市は、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われていることを確認するため、原災法第31条及び第32条に基づき、原子力事業者から定期的な報告の徴収及び立入検査を実施する。

(2) 立入検査を実施する市の職員は、知事または市長から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行う。

3. 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

市は、地域防災計画（原子力防災対策）の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、OFCの活用、市民に対する原子力防災に関する情報伝達、災害時の連絡体制、防護対策などの緊急時の対応等について、平常時より原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官と密接な連携を図る。

第2 情報の収集・連絡・分析体制等の整備

1. 情報収集・連絡体制の整備

市は、国と連携を図り、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うための体制等を整備する。

2. 情報の分析整理

市は、国、大阪府とともに原子力防災関連情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進を図る。

第3 原子力防災に関する知識の普及と啓発

1. 市民等に対する知識の普及と啓発

市は、国、大阪府と協力して、市民に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のために次に掲げる事項について、普及・啓発活動を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること

第5節 原子力災害予防計画

- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
 - (5) 緊急時に大阪府や市をはじめとした防災関係機関及び原子力事業者が講じる対策の内容に関すること
 - (6) 屋内退避、避難及び一時移転に関すること
 - (7) 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること
- 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他のいわゆる要配慮者に十分配慮する。
- (8) 避難退域時検査及び簡易除染の場所・方法に関すること

2. 研修への参加

市は、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修に積極的に参加する。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリング実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象観測に関すること
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- (7) 緊急時に大阪府や国等が講じる対策の内容に関すること
- (8) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (9) 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- (10) その他緊急時対応に関すること

第4 環境放射線モニタリング体制等の整備

市は、緊急時に大阪府が行うモニタリング活動に協力する派遣職員の体制とともに可搬型計測用機器等の資機材の整備に努める。

第5 原子力災害医療体制等の整備

市は、国、大阪府から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、日本赤十字社大阪府支部、原子力事業者及び医師会などと協力して、緊急時における迅速かつ的確な医療体制を確保するため、放射線測定資機材、除染資機材、ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材の整備に努める。

なお、国の判断を踏まえ、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう、大阪府の協力を得て、避難経路近傍等における備蓄及び緊急時の配布手段の準備等の必要な措置に努める。

第6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

1. 放射線防護資機材の整備

市は、国、大阪府と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

2. 情報交換の実施

市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より放射線防護資機材について、国、大阪府及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第7 原子力施設上空の飛行規制

大阪航空局は、航空機による原子力施設の災害の発生を防止するため、原子力施設上空の飛行に関し、次の措置を行う。

- (1) 原子力事業所付近の上空の飛行はできる限り避けさせる。
- (2) 原子力事業所上空に係る航空法第81条ただし書き（最低安全高度以下の高度での飛行）の許可は行わない。

第8 防災対策資料の整備

市は、大阪府と協力して応急対策の的確な実施に資するため、関係機関と連絡調整の上以下のような資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、大阪府防災センター、O F C等に備え付ける。

＜整備を行うべき資料の例＞

(1) 原子力施設（事業所）に関する資料

- ア. 原子力事業者防災業務計画
- イ. 原子力事業所の施設の配置図

(2) 社会環境に関する資料

- ア. 周辺地図
- イ. 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者の概要に関する資料）
- ウ. 周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）
- エ. 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）
- オ. 周辺地域の特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）
- カ. 原子力災害医療施設に関する資料（1次医療施設、2次医療施設それぞれに関する位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
- キ. O F Cへの飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

(3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

- ア. 周辺地域の気象資料（過去5年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
- イ. 線量推定計算に関する資料
- ウ. 平常時環境モニタリング資料（過去数年間の統計値）
- エ. 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

第5節 原子力災害予防計画

オ．農林水産物の生産及び出荷状況

(4) 原子力防災資機材等に関する資料

ア．原子力防災資機材の備蓄・配備状況

イ．避難用車両の緊急時における運用体制

ウ．ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

第9 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国、大阪府と連携して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

第10 放射性同位元素等に係る災害予防対策

原子力事業所以外の事業所等での放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）予防対策、応急対策及び事後対策について、他の関係法令等による定めのない範囲で、放射性同位元素取扱事業者（障防法第18条に規定する放射性同位元素の使用、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は、本計画に準じて必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講じるよう努める。

第6節 土砂災害予防計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

事務局、福祉部、生活支援部、子どもすこやか部、土木部、建築部、教育委員会事務局

土砂災害は、地震動または降雨等に起因する土砂による災害であり、定期的なパトロールの実施により被害を受けやすい箇所等の実態を調査、把握し、当該地域住民に周知するとともに災害防止工事の推進を行う。また、総合土砂災害対策推進連絡会等による円滑な警戒避難が実施できる体制の整備を図るものとする。

第1 急傾斜地対策

急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止し、法面の崩壊を防止するため、危険箇所の実態を調査し、必要に応じて法令による指定や崩壊防止措置を講じるとともに地域住民への周知徹底に努める。また、崩壊に対する警戒避難体制の確立に努める。

1. 急傾斜地崩壊危険箇所の把握

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定に基づき大阪府が指定した危険区域と、大阪府の急傾斜地崩壊危険箇所調査の結果、崩壊の危険があるとされる箇所を資料に示す。

●資料3-3：急傾斜地崩壊危険箇所と地域等

2. 災害危険区域の把握

建築基準法第39条第1項の規定に基づく大阪府建築基準法施行条例第3条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険区域外の箇所についても、急傾斜地の崩壊による危険が著しい箇所については、災害危険区域として大阪府が指定する。本市での当該箇所を資料に示す。

●資料3-4：建築基準法に基づく災害危険区域

3. 行為の制限

急傾斜地崩壊危険区域においては、大阪府は、がけ地の崩壊を助長または誘発する原因となる行為を禁止、制限するなどの規制を行う。また、災害危険区域において、市は、建築基準法第39条第2項の規定に基づく大阪府建築基準法施行条例第4条第2項の規定に基づき、住居の用に供する建築物について建築制限を行う。

土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域については、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

第2 土石流対策

土石流災害を防止するため、土石流危険渓流及び警戒区域等の実態を調査し、必要に応じて砂防工事の実施、予防措置の指導等を行うとともに地域住民に周知徹底する。また、土砂災害に備え、防災体制や情報連絡網の整備、災害発生時の避難体制の確立等に努める。

1. 土石流危険渓流の把握

土石流危険渓流とは、平成11年4月16日付建設省河砂発第20号による土石流危険渓流及び警戒区域調査等による土石流の発生の危険性があり、下流域に被害の恐れがあるとされた渓流である。

●資料3-5：土石流危険渓流一覧表

2. 防災体制の整備

土石流危険渓流については表示板を設置し、地域住民に周知するとともに、土石流予報警報装置等による監視体制を整備し、常に危険性の有無の把握とその資料の整理に努める。また、危険区域は広範囲にわたるため地域住民の協力が不可欠である。このため市民の防災意識の啓発・向上に努める。このほか、降雨に注意し、警戒雨量を超えた場合に備え、付近住民に周知する情報連絡網の整備を図るとともに、災害発生時には避難体制の確立に努める。

第3 山地災害対策

土砂の流出や崩壊を防止するため、山地災害危険地区の状況把握とともに地域住民への周知徹底に努める。また、土砂災害に備え、防災体制や情報連絡網の整備、災害発生時の避難体制の確立等に努める。

1. 山地災害危険地区の把握

近年、台風、集中豪雨、地震等に伴い山地災害が多く、人命・財産に大きな被害を与えているため、治山工事等を計画的に推進し、警戒体制の確立等、災害の軽減に努める。山地災害危険地区とは、平成18年7月3日付け18林整治第520号による山腹の崩壊、崩壊土砂の流出等により、現に災害が発生または発生するおそれのある森林で、その危害が人家または公共施設に直接及ぶおそれのある地区であり、大阪府の調査による本市での該当地区を資料に示す。

●資料3-6：山腹崩壊危険地区

●資料3-7：崩壊土砂流出危険地区

2. 防災体制の整備

大阪府及び関係機関と連携して災害情報の収集及び伝達、警戒や避難等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備・確立に努める。

第4 盛土防災対策

市は大阪府とともに、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、各法令に基づき既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行い、危険が確認された盛土等について、各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。また、当該盛土について対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発令基準等に見直しが必要になった場合には、大阪府に適切な助言や支援を求めるものとする。

第5 宅地防災対策

1. 宅地造成等工事規制区域の把握

府、指定都市及び中核市は、宅地造成等に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地若しくは市街地になろうとする土地の区域または集落の区域を「宅地造成等工事規制区域」（宅地造成及び特定盛土等規制法第10条）に指定し、その他の土地の区域を、「特定盛土等規制区域」（宅地造成及び特定盛土等規制法第26条）に指定する。本市では市全域が「宅地造成等工事規制区域」となっており、「特定盛土等規制区域」はない。また、本市は、大規模盛土造成地マップを作成し公表している。

また市では、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップの作成を検討する。

2. 行為の制限

市は、宅地造成等工事規制区域で行われる宅地造成等に関する工事等について、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、崖崩れまたは土砂の流出を防止するため必要な規制を行う。府及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の是正指導行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、府は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。また、市は宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。

第6 土砂災害警戒区域等における防災対策

大阪府が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行った場合、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を市民に周知させるよう努める。

1. 土砂災害警戒区域等の把握

土砂災害警戒区域とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第

第6節 土砂災害予防計画

1項の規定に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり大阪府が指定する。また、土砂災害特別警戒区域とは、同法第8条第1項の規定に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、大阪府が指定する。本市での該当箇所を資料に示す。

●資料3-9：土砂災害警戒区域等

2. 行為の制限

大阪府は、土砂災害特別警戒区域において、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害発生時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

3. 防災体制の整備

- (1) 市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項については、次の「第7 警戒体制等の整備」に定める。
- (2) 警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する要配慮者利用施設については、当該施設の利用者の円滑な避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法は、次の「第7 警戒体制等の整備」に定める。
- (3) 国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所及び避難路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知するため、土砂災害警戒区域が含まれる地域において、地域版ハザードマップの作成等、必要な措置を講じる。

4. 避難確保計画の作成等

本計画に示す土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。当該計画は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（土砂災害防止法等）により、自然災害からの避難を含むものとする。また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。市は、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難誘導等の訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

5. 土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知

ハザードマップ等の配布または回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人ままで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第7 警戒体制等の整備

1. 避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域等周辺の地域住民が安全な避難が行えるよう避難体制の整備を図る。

(1) 危険箇所の周知

土砂災害の危険箇所について、その危害が及ぶ地域の防災に関する総合的な資料（地域版ハザードマップ）を作成するとともに、当該地域における看板等の設置、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催等により地域住民に周知するものとする。また、危険地区の住民または土地所有者に対し、防災措置についての助言指導を行うものとする。

(2) 自主防災組織の育成

地域住民に対して、災害情報の収集伝達、避難、救助活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、当該住民の協力を得て、自主防災組織の育成に努める。

(3) 設備の設置・運用

危険箇所に雨量観測のため必要な雨量計を設置するとともに、その周辺の地域住民の避難が円滑に行われるよう当該地域に設置した防災行政無線等を適切に運用する。

2. 災害危険箇所等の防災パトロールの実施

市は、梅雨期及び台風期の前には定期的に、集中豪雨時には随時、被害を受けやすい箇所等の巡視、点検を実施し、土砂災害発生の前兆現象等についての的確に把握するものとする。

また、必要に応じて、大阪府を通じて大阪府砂防ボランティア協会に対し、斜面判定士の派遣要請を行い、土砂災害警戒区域等の早期巡視を実施する。

3. 情報収集及び伝達体制の整備

市は、気象予警報等の情報の収集に努め、その収集及び伝達が迅速かつ的確に実施できるよう、防災行政無線等の伝達機器の整備を進めるとともに、あらかじめ地域住民への伝達手段、手順、ルートを定めておく。なお、その場合に要配慮者への情報伝達にも十分配慮する。

4. 避難路等の整備

(1) 市は、災害危険箇所等ごとに、危害が及ぶ地域の人口、世帯数（老人ホーム、養護施設等の有無、避難行動要支援者の人数）等についてあらかじめ実態を把握し、地域住民が安全に避難できるよう、避難路、避難場所を選定するとともに、地域住民にそれを周知する。

(2) 避難路、避難場所の選定にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- ア. がけ崩れ、土石流等の被害を受けるおそれのないこと
- イ. 洪水氾濫等の水害を受けるおそれのないこと
- ウ. できるだけ近距離にあること

5. 防災知識の普及

市及び関係機関は、地域住民に対し、日頃から土砂災害に関する防災知識の普及に努めるとともに、特に土砂災害が発生するおそれのある時期（梅雨期、台風期）にさきがけ、防災行事や防災訓練の実

施に努める。普及すべき内容は、次のとおりである。

- (1) 土石流災害の特性
- (2) 警戒避難すべき土石流の前兆現象
- (3) 災害時の心得

第8 災害防止工事の実施

危険箇所における土砂災害防止のための工事は、基本的には当該土地の所有者、管理責任者または占有者が施工すべきであるが、一定の条件を具備し、関係法令に基づき危険区域に指定された場合は、国及び大阪府が事業主体として緊急性等を考慮し、災害防止工事を実施する。

第3編 地震災害対策編

第1章 初動期の活動

第1節 組織動員

《実施担当》防災体制部局等

全部局

地震が発生したとき、関係機関は相互連携のもとに的確かつ円滑に災害応急対策活動を実施するため、平常体制から本部体制に移行することとし、この場合の組織及び動員について定めるとともに、初動期、特に、勤務時間外の初動のあり方は、被害の発生及び拡大を大きく左右することから、その迅速かつ円滑な活動のあり方を定めることとする。

地震情報

地震発生後、気象庁は新たなデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表している。

地震情報	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・大津波警報・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村名毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 （地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	国外で発生した地震・大規模噴火について、発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※海外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で日本でも火山噴火等による潮位変化が観測される可能性がある旨を発表し、その後随時潮位変化や気圧変化の観測状況を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

第1節 組織動員

推計震度 分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方の格子毎に推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
-------------	---------	---

緊急地震速報

ア 発表等

気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（下表参照））に対して緊急地震速報（警報）を発表する。加えて、最大階級3以上の長周期地震動が発生すると予測された場合にも階級3以上が予想される地域に対して緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上またはマグニチュード3.5以上、長周期地震動階級1以上と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

区 域	市町村名
大阪府北部	大阪市、柏原市、八尾市、東大阪市、大東市、門真市、四條畷市、守口市、寝屋川市、交野市、枚方市、摂津市、吹田市、豊中市、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、島本町、豊能町、能勢町
大阪府南部	松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、忠岡町、田尻町、岬町

イ 伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、府、市町村等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。市町村は、全国瞬時警報システム（J－A－L－E－R－T）経路による市区町村の防災無線等を通して住民への提供に努める。日本放送協会及び放送事業者は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

第1 地震発生直後の対応

「業務継続計画」における特別非常時優先業務及び各部局の災害時活動マニュアルに基づき、迅速な対応を図る。

1. 勤務時間内に地震が発生した場合

勤務時間内に地震が発生した場合の活動は、次のとおりとする。

(1) 安全

来庁している市民の安全を第一とし、合わせて職員一同机の下にもぐる等、身の安全の確保

第1節 組織動員

に徹する。

(2) 緊急放送

緊急放送を行い、地震時の最も基本的な注意事項を繰り返し述べる。

- ・あわてて外に飛び出さないでください。窓ガラスなど、落ちてくる物があり危険です。
- ・どなたかケガをした人はいませんか。もし、いらっしゃいましたら、職員に申し出てください。
- ・職員が避難の誘導をしますので、職員の指示に従って下さい。

(3) 負傷者の救出

市民、職員等庁舎内での負傷者を速やかに救出し、病院へ搬送するなど必要な措置を行う。

(4) 緊急避難

地震の鎮静化を待ち、地震活動に備えて来庁している市民を応急避難させるため、危険な通路を避け、屋外の安全な場所に避難誘導を行う。

2. 勤務時間外に地震が発生した場合

勤務時間外に市域または隣接市町で震度（※）5弱以上を観測した場合の初動活動は、次のとおりとする。

(1) 参集

ア. 職員は、動員計画に基づいて、所属する防災体制部局であらかじめ定められた参集場所に集合する。

イ. 職員は、参集にあたって、災害応急対策活動にふさわしい安全な服装をする。

ウ. 参集の手段は、原則として、徒歩、自転車またはバイクとする。

エ. 職員は、参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、緊急に最低限必要な措置を行った上、速やかに定められた参集場所に集合する。ただし、あらかじめ緊急出動を定められている者は、参集することを優先しなければならない。

オ. 職員は、参集途上において被害の発生があれば状況を把握し、これを緊急・応急被災状況報告書等にとりまとめて、所属する防災体制部局・班または参集場所の長に報告する。

カ. 万一被災により道路交通の利用が不能で、あらゆる手段によっても定められた参集場所に参集することが困難な場合は、通信連絡等により所属する班長または事務局の指示を受けなければならない。

キ. 次の者については参集を要しないものとする。

- ① 心身の故障により許可を得て休暇中の者
- ② その他やむを得ず部局長が参集を要しないと認めた者

（※）【震度】勤務時間内にあっては大阪府が東大阪市本庁舎に取りつけた震度計が示す震度、勤務時間外にあってはテレビ、ラジオ等で放送される大阪管区気象台発表の「東大阪市及び隣接市町」の震度をいう。

3. 人員、施設の点検

(1) 施設の点検 様式3

所属長は、庁舎、施設、設備等の点検を行い、総務班等に報告する。

第1節 組織動員

(2) 人員点検 様式4

所属長は災害発生後、人員点検を行い総務班等に報告する。

4. 災害現状把握

(1) 応急整理

地震により混乱した事務室の応急処理は、通路を通れるようにすることや机の上で事務ができる状態にする程度の必要最低限にとどめ、活動計画の樹立、参集情報の作成等、緊急に処理を要する事務を優先して行う。ただし、緊急出動を定められた者は、参集と同時に出動準備を先行する。

緊急の事務の処理が一巡した段階で応急整理を行い、最終的な整頓は初動混乱期が終わった頃からとする。

(2) 独自の把握

ア. 防災体制部局長及び班長は、混乱した室内の応急整理の後、既に所属する防災体制部局・

班に到着している災害情報や指示を確認し、また、先に参集した職員から情報を得て、被災状況と所属する防災体制部局の活動状況を把握し、今後の方針を決定する。

イ. 各班長は、参集者からの緊急・応急被災状況報告書等を速やかに確認し、総務担当課長を通じて事務局に報告する。

ウ. 各班長は、所管施設等の被害状況を総務担当課長を通じて、様式3により事務局に報告する。

(3) 危機管理室からの庁内連絡

その他必要な情報、指示は、危機管理室からの庁内連絡による。

5. 組織的災害応急対策活動の開始

(1) 事務局からの指示

事務局からの指示を受けたとき、震度5弱以上のときは直ちに災害応急対策活動を開始する。

(2) 班長の指揮による活動

職員は、参集場所に集まり、班長の指示に従い、あらかじめ定められた各部局の災害時活動マニュアルに従って、災害応急対策活動を開始する。

(3) 応援職員等の動員

本部が設置され、災害応急対策活動の実施に際し、各部局長は、部内の職員で不足する場合、事務局に応援を要請する。行政管理部人事班長は、要請に基づき、その対応に努める。市の職員をもってしても不足するときは、事務局を通じて大阪府、近隣市町村、協定市町村、民間団体等に応援を要請・依頼する。

6. 動員状況報告

各部局の総務班等は、参集職員の状況を取りまとめ、様式4により、事務局の指示に従い、おおむね30分から1時間ごとに事務局に報告するものとする。ただし、参集状況に変更がない

第1節 組織動員

ときは口頭による報告とし、文書による報告は省略することができる。なお、報告は発災から1日目は必須とし、2日目以降3日目までについては事務局の指示に従うものとする。

第2節 連絡体制

《実施担当》防災体制部局等

全部局

第1 連絡体制

災害時における防災関係機関相互間の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、関係機関は、それぞれの通信連絡窓口を定め、通信連絡系統を明確にするとともに、非常時の通信連絡の確保を図るものとする。

1. 庁内の連絡体制

庁内の連絡は内線電話、災害時優先電話及び庁内LANにより行う。

2. 防災関係機関との連絡体制

防災関係機関の通信窓口は、次のとおりである。

(東大阪市)

機関名	通信窓口	所在地	電話番号	夜間直通電話
危機管理室	危機管理室	荒本北1-1-1	06-4309-3130	06-4309-3330
公民連携協働室	公民連携協働室		06-4309-3319	
市長公室	秘書課		06-4309-3100	
企画財政部	企画課		06-4309-3101	
行政管理部	法務文書課		06-4309-3121	
都市魅力産業 スポーツ部	産業総務課		06-4309-3174	
人権文化部	文化のまち推進課		06-4309-3155	
市民生活部	市民生活総務課		06-4309-3158	
税務部	税制課		06-4309-3131	
福祉部	地域福祉課		06-4309-3181	
生活支援部	生活福祉課		06-4309-3226	
子どもすこやか部	こどもまんなか政策課		06-4309-3194	
健康部	地域健康企画課	岩田町 4-3-22-300	072-960-3801	072-960-3881
環境部	環境企画課	荒本北1-1-1	06-4309-3198	06-4309-3330
都市計画室	都市計画室		06-4309-3211	
交通戦略室	交通戦略室		06-4309-3216	
土木部	道路管理課		06-4309-3219	
建築部	総務管理課		06-4309-3231	
消防局	警防部指令課	稲葉1-1-9	072-966-9665	072-966-9665
出納室	出納室	荒本北1-1-1	06-4309-3285	06-4309-3330
上下水道局	水道総務部総務課	若江西新町1-6-6	06-6724-1221	06-6724-1221
	下水道総務室	荒本北1-1-1	06-4309-3246	06-4309-3330
教育委員会	教育政策室		06-4309-3264	

第3編 地震災害対策編 第1章 初動期の活動

第2節 連絡体制

(指定地方行政機関)

機関名	通信窓口	所在地	電話番号
近畿総合通信局	総務部総務課	大阪市中央区大手前1丁目 (合同庁舎1号館)	06-6942-8503
近畿地方整備局	企画部防災課		06-6942-1141 06-6942-1575
近畿農政局 大阪府拠点	地方参事官室		06-6943-9691
大阪管区气象台	気象防災部予報課	大阪市中央区大手前4丁目 (合同庁舎4号館)	06-6949-6313
東大阪労働基準監督署	署長	永和2-1-1 東大阪商工会議所3階	06-7713-2025

(大阪府・警察署)

機関名	通信窓口	所在地	電話番号
大阪府	危機管理室	大阪市中央区大手前2丁目	06-6944-6021 06-6944-6022
八尾土木事務所	地域支援・企画課	八尾市荘内町2-1-36 (中河内府民センター内)	072-994-1515
八尾土木事務所	建設課		
中部農と緑の総合事務所	所長		
中部地域農業改良 普及センター	所長		
ハローワーク布施	所長	長堂1-8-37	06-6782-4221
大阪広域水道企業団 東部水道事業所	所長	下小阪4-1-27	06-6725-0081
寝屋川水系改修工営所	工務課	大阪市城東区東中浜4-6-35	06-6962-7661
中河内府税事務所	所長	御厨栄町4-1-16	06-6789-1221
枚岡警察署	警備課	桜町1-8	072-987-1234
河内警察署	警備課	稲葉1-7-1	072-965-1234
布施警察署	警備課	下小阪4-1-48	06-6727-1234

(隣接市町村)

機関名	通信窓口	所在地	電話番号
大阪市	危機管理室	大阪市北区中之島1-3-20	06-6208-7388
八尾市	危機管理課	八尾市本町1-1-1	072-924-9870
大東市	危機管理室	大東市曙町4-6	072-889-1511
生駒市	総務部防災安全課	生駒市東新町8-38	0743-74-1111
平群町	総務防災課	生駒郡平群町吉新1-1-1	0745-45-1001

(指定公共機関及び指定地方公共機関)

機関名	通信窓口	所在地	電話番号
地方独立行政法人 市立東大阪医療センター	事務局	西岩田3-4-5	06-6781-5101
枚岡郵便局	総務課	鷹殿町19-7	072-984-3001
河内郵便局	総務課	菱江1-14-29	072-961-2636

第2節 連絡体制

布施郵便局	総務課	永和2-3-5	06-6729-3203 06-6729-3207
西日本旅客鉄道(株) 阪奈支社	地域共生室	大阪市阿倍野区松崎町1-2-12	06-6627-8205
西日本旅客鉄道(株) 徳庵駅	駅長室	稲田上町1-1-19	0570-00-2486
NTT西日本株式会社関西支店	設備部災害対策室	大阪市都島区東野田町4-15-82 NTTWESTi-CAMPUS B棟10F	06-6490-1324
西日本高速道路(株) 関西支社	吹田管理事務所	茨木市大字小坪井572-12	06-6877-4855
阪神高速道路(株)	総務人事部	大阪市中央区久太郎町4-1-3	06-6252-8121 06-6252-2106
日本通運(株) 淀川支店	支店長	守口市八雲中町2-10-3	06-6906-0281
関西電力送配電株式会社	大阪南本部 東大阪配電営業所	小阪1-6-15	0800-777-3081
大阪ガスネットワーク株式会社北東部 事業部	緊急保安チーム	稲葉2-3-17	072-966-5314
東大阪市拾六個土地改良区	事務局	中野1-19-18	072-961-2673
築留土地改良区	事務局	柏原市上市2-7-32	072-972-0761
恩智川水防事務組合	事務局	八尾市荘内町2-1-36 (中河内府民センタービル内)	072-994-1515
淀川左岸水防事務組合	総務課	枚方市三矢町6-11	072-841-2310
大和川右岸水防事務組合	総務課	大阪市住吉区遠里小野7-8-18	06-6694-0271
近畿日本鉄道(株) 鉄道本部大阪統括部	運輸部運輸課	大阪市天王寺区上本町6-1-55	06-6775-3516
近畿日本鉄道(株) 布施駅	駅長室	長堂1-1-18	06-6783-2260
近畿日本鉄道(株) 東花園駅	駅長室	吉田6-9-18	072-961-3667
近畿日本鉄道(株) 生駒駅	駅務室	生駒市元町1-1-1	0743-74-2056
大阪市高速電気軌道(株)	駅務部 駅務課	大阪市西区九条南1-12-62	06-6585-6395
近鉄バス(株)	営業部	長栄寺19-17	06-6618-5300
近鉄バス(株) 布施営業所	所長	高井田中1-7-31	06-6781-3231
枚岡医師会	医師会館事務局	旭町3-2 喜里ビル内	072-985-7126
河内医師会	医師会館事務局	岩田町4-3-14-204	072-962-6205
布施医師会	医師会館事務局	宝持2-15-17	06-6721-1919

3. 通信設備による通信連絡

市は、災害時において自ら保有し、または、市に設置されている他の機関の無線設備を最大限に活用して通信連絡を行うほか、災害に関する情報伝達が緊急を要し、かつ、市の通信機能の麻痺または途絶等、特別の必要がある場合には、災害対策基本法第57条を始め、関係法令の定めるところにより、関係機関の協力を得て、当該機関の保有する有線電気通信設備、または無線設備を利用して、非常の際の通信連絡を確保するものとする。

(1) 本市保有の無線設備

ア. 防災行政無線

災害時における各種予警報や指令等の災害情報を伝達し、被害状況や応急復旧対策活動状況の情報を収集するための無線設備であり、同報通信方式による同報系、陸上移動局との複信通信方式による移動系の2系統を有機的に運用し、緊急時には統制制御することにより円

第2節 連絡体制

滑なる通信連絡を確保する。

イ. 消防救急無線

消防、救急活動を迅速かつ円滑に実施することを目的として、消防局に設置した無線設備であり、緊急かつ特別の必要がある場合には、この設備を利用して通信連絡を確保する。

(2) 他の機関の通信設備

ア. 大阪府防災行政無線

大阪府が災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、大阪府庁、大阪府の出先機関、大阪府内各市町村、国並びに防災関係機関に設置した無線設備であり、この設備を使用して設置機関との連絡を確保する。

イ. 大阪府警察無線

大阪府警察本部が各警察署等間に設置した無線設備であり、緊急かつ特別の必要がある場合には、枚岡、河内、布施の各警察署の協力を得て通信連絡を確保する。

ウ. その他の通信設備

災害時における通信連絡で、緊急かつ特別の必要がある場合は、西日本旅客鉄道、近畿日本鉄道、関西電力、関西電力送配電、大阪ガスの各社の協力を得て当該機関の保有する有線電気通信設備若しくは無線設備を利用して、通信連絡を確保する。

(3) 大阪府非常通信経路（市町村系）

大阪府内市町村防災対策協議会が定めた東大阪市の非常通信経路は、次のとおりである。

東 大 阪 市 (本 庁 舎)	―――	布施警察署 (警備課)	―――	府警本部 (通信指令室)	―――	府 庁 (危機管理室)
	―――	河内警察署 (警備課)	―――	府警本部 (通信指令室)	―――	府 庁 (危機管理室)
	―――	枚岡警察署 (警備課)	―――	府警本部 (通信指令室)	―――	府 庁 (危機管理室)
	―――	市消防局 (指令課)	―――	大阪市消防局 (指令情報センター)	―――	府 庁 (危機管理室)
	―――	市消防局 (指令課)	(地域衛星通信ネットワーク) (防T) :9-200-220-8921 (防F) :9-200-220-8821		―――	府 庁 (危機管理室)
	2.5km	J R 鴻池新田駅 (駅長室)	=====	J R 京橋駅 (駅長室)	1.4km	府 庁 (危機管理室)
	(地域衛星通信ネットワーク)		(防T) :9-200-220-8921 (防F) :9-200-220-8821		―――	府 庁 (危機管理室)
	(防災行政無線)		(防T) :188-200-8921 (防F) :188-200-8821		―――	府 庁 (危機管理室)

..... 使送区間 ===== 有線区間 ――― 無線区間

4. 電気通信設備の優先利用

防災関係機関は、災害に関する通信連絡が緊急を要し、かつ特別の必要がある場合には、関係法令の定めるところにより、NTT西日本株式会社関西支店に対し、非常、緊急扱いの電話を申し込み電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。また、あらかじめ指定された災害時

第2節 連絡体制

優先電話により通信連絡を確保する。

5. 放送の要請

市は、災害に関する予警報の伝達が緊急を要するとき、他の方法により通信連絡ができない場合または困難な場合において、その通信連絡のため特別の必要があるときは、関係法令の定めるところにより、放送局に対して放送を行うことを求めることができる。

なお、その場合、やむを得ない場合を除き、大阪府を通じて行うものとする。

The diagram illustrates the disaster response communication system in Osaka City, centered around the **東大阪市災害対策本部** (Osaka City Disaster Response Headquarters) and its **各部局 (出先事務所)** (Various Departments/Outpost Offices).

Top Level (Government/Police):

- 大阪府警察本部** (Osaka Prefecture Police Department) and **大阪府災害対策本部** (Osaka Prefecture Disaster Response Headquarters) are at the top, connected by a double-headed arrow.
- 大阪府警察本部** is connected to **布 施 警 察 署** (Fushicho Police Station) and **河 内 警 察 署** (Kawachi Police Station).
- 大阪府災害対策本部** is connected to **大阪管区気象台** (Osaka District Meteorological Station) via a **(専用回線)** (Dedicated Line).

Central Level (City Government):

- 東大阪市災害対策本部** (Osaka City Disaster Response Headquarters) is the central hub.
- It is connected to **東大阪市消防局** (Osaka City Fire Department) via **(府防災行政無線)** (Prefecture Disaster Administration Radio) and **(市防災行政無線)** (City Disaster Administration Radio).
- It is connected to **消防署** (Fire Station) via **(消防救急無線)** (Fire Emergency Radio).
- It is connected to **行政サービスセンター** (Administrative Service Center) via **(市防災行政無線)** (City Disaster Administration Radio).
- It is connected to **屋外拡声子局** (Outdoor Loudspeaker Sub-station) via **(市防災行政無線)** (City Disaster Administration Radio).

Bottom Level (Public/Service):

- 市民・指定避難所・避難場所・事務所等** (Citizens, Designated Evacuation Sites, Evacuation Sites, and Offices, etc.) are at the bottom.
- 放送・新聞** (Broadcasting and Newspapers) are connected to the central hub via **(一般回線)** (General Line).
- 屋外拡声子局** is connected to the central hub via **(一般回線)** (General Line).
- 行政サービスセンター** is connected to the central hub via **(一般回線)** (General Line).
- 消防署** is connected to the central hub via **(一般回線)** (General Line).

Other Entities:

- 自 衛 隊** (Self-Defense Forces) is connected to the central hub via **(府防災行政無線)** (Prefecture Disaster Administration Radio) and **(一般回線)** (General Line).
- 日本赤十字社** (Japanese Red Cross Society) is connected to the central hub via **(府防災行政無線)** (Prefecture Disaster Administration Radio) and **(一般回線)** (General Line).
- 関西電力送配電** (Kansai Electric Power Company) is connected to the central hub via **(府防災行政無線)** (Prefecture Disaster Administration Radio) and **(一般回線)** (General Line).
- 大 阪 ガ ス** (Osaka Gas) is connected to the central hub via **(府防災行政無線)** (Prefecture Disaster Administration Radio) and **(一般回線)** (General Line).
- 西日本電信電話(株)** (Nippon Telegraph and Telephone Company) is connected to the central hub via **(府防災行政無線)** (Prefecture Disaster Administration Radio) and **(一般回線)** (General Line).
- JR 西 日 本 大 阪 市 高 速 電 気 軌 道 近 畿 日 本 鉄 道** (JR West, Osaka Hanshin Electric Railway, and Keihan Electric Railway) is connected to the central hub via **(府防災行政無線)** (Prefecture Disaster Administration Radio) and **(一般回線)** (General Line).
- テ レ ビ ・ ラ ジ オ 各 放 送 局 各 新 聞 社** (Various Television and Radio Stations and News Companies) is connected to the central hub via **(府防災行政無線)** (Prefecture Disaster Administration Radio) and **(一般回線)** (General Line).

資料1-3：大阪府防災行政無線回線系統図

第3節 緊急出動

《実施担当》防災体制部局等

全部局

第1 緊急に実施する事務

1. 緊急情報収集伝達計画に基づく調査活動

あらかじめ緊急情報収集伝達計画に定められた緊急を要する事務に就く者は、緊急情報収集伝達計画に基づき、定められた所掌事務の処理のため出動する。（緊急情報収集伝達計画の履行）

各部局で情報収集を行った場合は、防災情報システムまたは活動報告様式を活用し、各部局の総務班等を通じて事務局に報告する。

2. 各部局が行うべき緊急情報収集活動

各部局が災害直後に自立的な緊急出動により、収集すべき主要な情報は、次の通りである。

第3節 緊急出動

担 当 部 署	応 急 情 報 収 集 活 動 内 容
要配慮者調査員	・ 指定避難所に避難してきた要配慮者の状況 ・ 避難行動要支援者の安否、避難状況
各 部 局 (総務担当課)	・ 所管施設の被害状況の事務局への報告 ・ 職員参集情報の取りまとめと事務局への報告 ・ 参集時及び現場活動時に収集した被害情報の報告 ・ 緊急情報及び異常事態等の緊急報告 ・ 事務局指示事項の調査・報告
市長公室	・ 本部長・副本部長の秘書 ・ 災害及び災害対策活動記録業務 ・ 報道資料の調査及び収集に関する業務 ・ マスコミ対応に関する業務 ・ 避難情報等に伴う対象地域への広報に関する情報
企画財政部	・ 防災関係機関（ライフライン関係）との連絡調整・活動状況の掌握 ・ 防災関係機関（輸送・交通関係）との連絡調整・活動状況の掌握
行政管理部	・ 職員の健康管理に関すること ・ 災害対策要員の確保に関すること ・ 災害対策要員の配分に関すること ・ 調達物資の購入契約、配送に関する情報 ・ 行政情報ネットワークシステム（庁内LAN）の運用に関すること ・ 住民情報系オンラインシステムの運用に関すること
公民連携協働室 市民生活部地域活動 支援室	・ 指定避難所の開設、運営及び安全確認に関すること ・ 指定避難所等への職員派遣に関する情報 ・ 避難情報の発令・開設避難所等にかかる自治会への伝達・広報に関する情報
市民生活部 (行政サービスセンター)	・ 市民の問合せ・通報・苦情等の受付・処理事項の情報化及び報告 ・ 住民サービス業務関連システムの維持管理業務 ・ 罹災証明書（火災を除く）の交付に関する情報
税務部	・ 家屋被害認定調査に関すること
都市魅力産業スポーツ 部	・ 物資配送センターの設置及び運営(物資の受入れ、検収、管理、仕分け、搬送等)に関する情報
福祉部	・ 避難行動要支援者の掌握及び支援に関すること ・ 要配慮者調査員の情報の取りまとめに関すること ・ 福祉避難所に関すること ・ 災害ボランティアセンターの開設、運営等連絡調整に関すること
生活支援部	・ 避難行動要支援者の掌握及び支援に関すること
子どもすこやか部	・ 保育園児の安全確保に関すること

第3節 緊急出動

健康部	・医療救護体制の確立のための情報収集 ・救護所の設置・運営に関する事 ・大阪府・災害拠点病院・日本赤十字社等への応援要請に関する事 ・負傷者搬送の総括に関する事 ・災害時医療体制の総括に関する事 ・指定避難所におけるトリアージに関する事 ・火葬業務、斎場管理業務
環境部	・仮設トイレの設置に関する事 ・被災地のし尿・ごみの処理に関する事 ・有害物質の排出状況の確認 ・東大阪都市清掃施設組合の被害調査・安全確認
交通戦略室	・公共交通機関との連絡調整及び活動状況の掌握に関する事
土木部	・重機、資機材、要員等の手配の総括に関する事 ・道路・橋梁等の応急復旧等に関する事 ・河川・水路・ため池・急傾斜地等の被害状況調査、安全確認及び応急復旧に関する事 ・土砂災害・水害に係る災害対応に関する事 ・道路交通情報の収集に関する事 ・緊急避難場所（公園・緑地）の安全確認 ・緊急避難場所（公園・緑地）における避難状況の確認及び避難者の指定避難所への避難誘導
建築部	・庁舎、指定避難所等の防災拠点施設及び市営住宅の被害調査・安全確認等に関する事 ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定活動に関する事
消防局	・建物倒壊、火災、負傷者、要救助者、死者等で消防活動に係る被害状況の調査及び報告 ・通報・出動・消火・救助・救急等の活動情報や被害情報の収集
上下水道局水道総務部	・応急給水の実施に関する事
上下水道局水道施設部	・水道施設の被害調査、安全確認、応急復旧等に関する事
上下水道局下水道部	・水害危険箇所の把握・調査及び水害被害状況の調査・対応 ・下水道施設等の被害状況調査、安全確認及び応急復旧に関する事
教育委員会教育政策室 みらい教育室 施設整備室	・避難所に指定された教育施設等緊急に把握を要するものの被害調査・安全確認等に関する事
教育委員会学校教育部	・児童、生徒、園児、教職員等の避難状況・安否に関する事
議会事務局	・議員との連絡に関する事

各部・班が収集した情報のとりまとめと報告は、次のとおり行う。

担 当 部 署	情 報 収 集 活 動 内 容
行政管理部情報管理班	・収集した応急情報を図面情報、データ情報として防災情報システムで整理 ・詳細情報の把握、整理、報告及び管理
行政管理部 企画財政部	・全体の職員の参集状況・活動状況 ・防災関係機関・民間諸団体等の活動状況の掌握及び本部への報告

3. 消火活動

消防局は、収集した情報に基づき消火活動を行う。

4. 指定避難所の開設

避難所配備職員は、震度5弱以上のときは自主的に、震度4以下で本部長が指定避難所を開設する必要があると判断したときは、指定避難所を開設するものとする。

5. 災害（避難）広報

避難の指示、勧告等及び避難先の伝達等の広報については、広報内容の一元化を図り、市民に混乱が生じないように配慮する。このため各部において広報を必要とする事項については、広報班が統轄し、市長公室長の責任のもとに、次の方法により適切な広報を実施する。

- (1) 防災行政無線、広報車、ハンドマイク等による広報
- (2) 自治会、自主防災組織、災害救助協力団体等を通じての広報
- (3) ケーブルテレビ、市ウェブサイト、SNS等の活用

6. 人命救助・救出及び避難誘導

市民の避難誘導は、「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」等に基づき、市、避難支援等関係者（自主防災組織、自治会、社会福祉協議会等）が協力し、できる限り集団避難により行うこととし、避難行動要支援者を優先するものとする。また、避難経路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所には誘導員の配置、誘導ロープの設置、また夜間においては、可能な限り照明器具等を使用して、避難中の事故防止に万全を期すものとする。職員は複数名で活動するものとし、可能な限り、市民の救助・救出及び避難誘導に努め、特別に救助資機材が必要であると思われる現場にあっては、事務局へ報告するものとする。

7. 道路状況調査・応急復旧

土木部は、道路の災害危険箇所、緊急交通路及び地域緊急交通路等、防災上重要な道路を調査するために緊急出動を行う。危険な箇所や障害物等が発見され、通行に支障をきたす場合は、事務局、大阪府、大阪府警察、道路管理者及びその他関係機関に連絡し、障害物の除去等応急復旧を行う。

第2 緊急出動に該当しない者

緊急出動を要しない事務を所管する部局は、本部長の指示があるまでは、業務継続計画に従い、災害応急対策活動の開始の準備を行う。

第3 出動にかかる留意事項

- (1) 災害が激しく、参集した要員では定められた事務が処理できないときは、事務局に必要人員、期間を定めて応援要請を行う。
- (2) 応援者は、必ず習熟者と共に活動させることとする。応援者を待たず緊急出動する場合でも、後発の応援者のための要員を待機させることとする。
- (3) 出動経路、出動先周辺の被害状況は、随時、事務局に報告する。
- (4) 総務班等は、所属する本部の部・班の出動者の状況、活動状況等を把握し、これを事務局に報告する。

第4節 本部中枢の動き

《実施担当》防災体制部局等

全部局

第1 本部員

1. 非常配備体制の立ち上げ（本部の設置）

(1) 設置基準

- ア. 震度5弱以上を観測したとき
- イ. 震度5弱に満たない場合であっても、相当規模の災害が発生し、市長が災害対策活動の推進を図るため必要があると認めたとき

(2) 本部設置の時期

市長の在席若しくは到着または副市長、危機管理監、市長が予め指名した者のいずれかの在席若しくは到着を持って、本部設置の時期とする。ただし、勤務時間外等において市長、副市長、危機管理監、市長が予め指名した者の到着が遅れる等のときは、本部員2名以上の本部会議室への参集によって本部設置の時期とする。

(3) 本部長及び副本部長

- ア. 市長を本部長とし、副市長及び危機管理監並びに市長が予め指名した者を副本部長とする。
- イ. 市長が不在の場合は、副市長、危機管理監または市長が予め指名した者を本部長臨時代行とすることができる。

(4) 本部長の代行者

- ア. 勤務時間外において市長の参集が遅れる等の場合の本部長臨時代行
最初に参集した2名の本部員の内、上席者を本部長臨時代行とし、市長、副市長、危機管理監及び市長が予め指名した者のいずれかが参集するまでその任にあたり、以後上席者が到着するたびに、本部長臨時代行は交替し、最後に市長の到着をもって、本部長臨時代行は終了する。
- イ. 本部長代行の指名
本部長は必要があるときは、副本部長の中から本部長代行を指名することができる。

(5) 設置場所

本部は、原則として本庁舎に置くこととする。本庁舎が震災により使用することが危険になるなど使用不能に陥った場合は、東大阪アリーナに置くこととする。東大阪アリーナが使用不能となったときは、適当な場所を別途定める。本庁舎以外の場所に本部を設置したときは、直ちに防災関係機関に設置場所を報告するものとする。本部を設置したときは本部入口に「東大阪市災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

(6) 本部の組織及び事務分掌

本部の組織及び事務分掌は、第1編第1章第8節第2「組織」及び第1編第1章第7節「防災体制部局、班の事務分掌」に定めるところによる。

(7) 本部の廃止基準

- ア. 災害発生のおそれが解消したとき。
- イ. 災害応急対策が概ね完了したとき。
- ウ. その他本部長が適当と認めたとき。

2. 本部を設置するに至らない場合の体制

(1) 準警戒配備体制

ア. 設置基準

(フェーズ1) 及び(フェーズ2)

市域で震度4または隣接市町で震度4以上を観測したとき

イ. 指揮及び体制

- ①危機管理監が指揮を行う。
- ②危機管理監不在の場合は危機管理室長が指揮を代行する。
- ③体制は本部体制に準じる

ウ. 廃止の時期

- ①災害発生のおそれがなく、調査等の事務が終了したとき。
- ②警戒配備体制または非常配備体制をとる必要が生じたとき。
- ③危機管理監が適当と認めたとき。

(2) 警戒配備体制

ア. 設置基準

市域または隣接市町で震度4を観測し、警戒対応の必要があるとき。

イ. 指揮及び体制

- ①担当副市長が指揮を行う。
- ②担当副市長不在の場合は他の副市長が、他の副市長が不在の場合は、危機管理監が、危機管理監が不在の場合は市長が予め指名した者が指揮を代行する。
- ③体制は本部体制に準じる。

ウ. 廃止の時期

- ①災害発生のおそれがなく、市民の問い合わせ等が解消し、調査等の事務が終了したとき。
- ②非常配備体制をとる必要が生じたとき。
- ③副市長が適当と認めたとき。

3. 動員配備基準

職員の動員に関しては、次に掲げる基準により行うこととする。ただし、被害の状況のほか、気象庁による南海トラフ地震に関する異常な現象が観測された場合の情報とその評価に応じて、市長（本部長）が特に必要と認めるときは、この基準と異なる動員配備体制をとることができる。

第4節 本部中枢の動き

配備区分		配備時期	配備内容	参集者	
準警戒配備	フェーズ1	震度4または隣接市町で震度4以上を観測したとき	通信情報活動に応じられる体制	・危機管理監、土木部長、建築部長及び上下水道事業管理者から、それぞれあらかじめ指名された職員 ・そのほか危機管理監が必要と認めた場合の担当職員	
	フェーズ2		震災に対する現地調査活動・避難者に対する避難所開設・要配慮者への対応・災害広報体制・災害対策本部事務局業務等	・危機管理監 ・危機管理室、公民連携協働室、市民生活部、福祉部、生活支援部、健康部、都市計画室、交通戦略室、土木部、建築部、上下水道局（水道総務部、水道施設部、下水道部）、施設整備室、市長公室、企画財政部、行政管理部、出納室、議会事務局 上記の各部局室の長、総務担当課長、秘書課長、広報課長及びそれぞれあらかじめ指名された職員（次長級以上の職員、等） ・開設する第1次避難所の施設管理者 ・そのほか危機管理監が必要と認めた場合の避難所配備職員や要配慮者調査員等担当職員（本庁舎以外で総務担当課が所在せず、災害応急活動のない所属は除く）	※参集困難に備え、あらかじめ代替職員を指名することができる
警戒配備		震度4または隣接市町で震度4以上を観測し、警戒対応の必要があるとき	震災による二次災害の発生を防御及び隣接市町への応援体制のため、通信情報活動、機器資機材の点検・整備を行う体制	・危機管理監及び危機管理室員 ・各部次長級以上の職員、総務担当課長、秘書課長、広報課長及び開設する第1次避難所の施設管理者、等 ・都市計画室長、交通戦略室長、土木部長、建築部長及び上下水道事業管理者から、それぞれあらかじめ指名された職員 ・そのほか危機管理監が必要と認めた場合の避難所配備職員や要配慮者調査員等担当職員	
非常配備	A号配備	震度5弱以上を観測したとき	災害対策本部を設置し、被害情報の収集とその対応活動にあたるための体制	・危機管理監及び危機管理室員 ・各部次長級以上の職員、総務担当課長、秘書課長、広報課長、避難所配備職員、要配慮者調査員及び開設する第1次避難所の施設管理者、等 ・都市計画室長、交通戦略室長、土木部長、建築部長及び上下水道事業管理者から、それぞれあらかじめ指名された職員 ・全職員の2分の1程度の職員	
	B号配備	震度6弱以上を観測したとき	市が全力をあげて対応しなければならない非常事態において防災活動を実施する体制	全職員	

(注)1. 消防局は、別途警防規程による体制とする。

2. 勤務時間外においてB号配備に至らない場合、参集しない者は連絡があるまで自宅待機とする。

●資料7-7：職員動員配備計画表

第2 事務局

1. 事務局の設置

(1) 設置場所

事務局は、本庁舎内に置き、情報収集のための機材を5階会議室に設置する。本庁舎が震災により使用することが危険になるなど使用不能に陥った場合は、東大阪アリーナに置くこととする。東大阪アリーナが使用不能となったときは、適当な場所を別途定める。

2. 事務局の情報収集伝達体制

(1) 情報の入手手段

ア. 職員情報

職員が行う収集情報は、次のものである。

- ①緊急情報収集伝達計画：緊急情報収集伝達計画により災害発生時に計画的に収集する情報
- ②応 急 被 災 情 報：職員が参集途上で得る情報
- ③現 場 活 動 被 災 情 報：道路活動、河川活動、避難所活動、配送活動等で得る被災情報（指定避難所外での被災者に係る情報を含む）、道中・現場周辺情報も合わせて収集
- ④現 地 調 査 情 報：被害状況調査や市民からの通報で得る情報
- ⑤問 合 せ 情 報：職員が電話等による問合せて得る情報

イ. 市民・企業等情報

救命・救助や障害物除去の要請、火災・家屋流失等の通報、苦情や相談等、市民等から各部に寄せられるものも活用して災害情報とする。

ウ. 報道情報等

テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、新聞等及び監視カメラ等から災害情報を得る。

エ. 関係機関情報

土 木 事 務 所 公共土木施設の被災状況、復旧見通し、水防警報等の状況等

大 阪 府 警 察 交通規制等の状況、死傷者数、治安状況等

関西電力、関西電力送配電 停電情報、被害の大きい地域、復旧見通し等

大 阪 ガ ス 供給停止区域、被害の大きい地区、復旧見通し等

NTT西日本株式会社 被害状況、回線使用状況、輻輳地帯とその状況、復旧見通し等

鉄 道 会 社 被害状況、運行状況、被害の激しい場所、復旧見通し等

放 送 局 災害情報、各地の状況等

その他の防災関係機関 各機関の処理すべき事務等に関係する災害情報、復旧見通し等

(2) 情報の整理

ア. 緊急情報収集伝達計画による情報

緊急情報収集伝達計画により職員が収集した情報は、事務局において迅速かつ的確に整理し、本部への報告、広報班及び必要な部局への連絡を行う。

イ. 職員個人が報告する情報

参集情報、現地活動被災情報、問合わせ情報または市民・企業情報等の個別情報は、原則として緊急・応急被災状況報告書等により、各部局の総務班等を通じて、事務局に報告する。

ウ. 部局での情報収集

各部局で情報収集を行った場合は防災情報システムまたは活動報告様式を活用し、各部局の総務班等を通じて事務局に報告する。

エ. 活動組織の報告

第4節 本部中枢の動き

- ①活動組織の班長は、総務班等を通じて、10時頃及び15時頃の定時に活動情報を報告する。
- ②災害初期の混乱期における情報は、迅速に収集・整理を行い、できるだけ頻繁に報告を行う。
- ③活動中に発生した重要な事態は直ちに総務班等に報告する。総務班等は、直ちに活動に関するものは、事務局に報告するとともに、部局内各班に連絡する。報告を受けた事務局は本部へ報告するとともに、必要な部局への連絡を行う。

3. 要配慮者調査員の動き

危機管理室長の指示により、各自受け持ち区域の指定避難所において、避難している要配慮者の状況を把握するとともに、避難行動要支援者名簿に基づき、自主防災組織等と協働・連携し避難行動要支援者の安否情報の把握にあたる他、震度5弱以上を観測した場合は、勤務時間内外にかかわらず、直ちに各自受け持ち区域の活動にあたる。把握した情報は、事務局に報告するとともに、消防局等が実施する救助活動に反映させるよう努める。調査・把握すべき情報は次のとおり。

- (1) 指定避難所に避難している要配慮者の状況（様式5）
- (2) 避難行動要支援者名簿等を活用した避難行動要支援者の安否および支援等の状況

●資料7-11：様式5

4. 大阪府への報告

(1) 報告の基準

災害対策基本法第53条に基づき、市が大阪府（危機管理室）に被害状況及びこれに対して執られた措置の概要を報告すべき災害は、原則として、次のとおりである。（災害に起因しない火災や事故の報告については、火災・災害等即報要領を参照。）

ア. 一般基準

- ①災害救助法の適用基準に合致するもの。
- ②市が本部を設置したもの。

イ. 個別基準

震度4以上を観測したもの

ウ. 社会的影響基準

ア. 一般基準、イ. 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(2) 報告要領

事務局は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次の区分により大阪府に報告するものとする。被害状況等の報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う。大阪府（危機管理室）に対しての第一報は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

ア. 発生報告

災害発生直後に、「被害状況等報告様式」に沿って情報収集できた範囲において報告するとともに、避難、救護の必要性及び災害拡大のおそれ等、災害対策上必要と認められる事項についてその概況を報

第4節 本部中枢の動き

告する。

イ. 中間報告

発生報告を行ってから被害状況の詳細が判明した場合、または被害状況等に大きな変化があった場合、直ちにその内容を報告する。

ウ. 確定報告

応急措置が完了した場合は、被害状況等報告様式に掲げる全項目について報告するとともに、事後速やかに文書により報告する。

(3) 大阪府及び国への報告

ア. 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を大阪府及び国（消防庁）に通報する。

イ. 大阪府への報告が通信の途絶等でできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。この場合、事後速やかに大阪府に報告を行う。

(4) 報告の方法

報告は、大阪府防災情報システム、大阪府防災行政無線、電話・ファクシミリ等による。

(5) 直接即報基準に該当した場合の報告

即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報を大阪府に対してだけでなく国（消防庁）に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。災害即報のうち直接即報基準に該当するものは、地震が発生し、市の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない）である。

●資料6-1：被害状況等報告様式

5. 広報

大地震が発生した場合は、人心の安定と速やかな復旧作業の推進に資するため、市及び関係機関は、市民に対して迅速かつ適切な広報を行う。

(1) 広報内容の一元化

災害時における広報については、広報内容の一元化を図り、市民に混乱が生じないように配慮する。このため各部において広報を必要とする事項については、広報班が統轄し、市長公室長の責任のもとに災害広報責任者が適切な広報を実施する。

(2) 広報の内容

災害の広報は、警戒、避難、救援、復旧等の各状況に応じた情報の提供を行う。特に、震災時には流言飛語による混乱が発生しやすいため、迅速かつ的確な広報により、市民の人心安定に努める。

ア. 避難の指示及び避難先の伝達等

イ. 警戒区域の設定

ウ. 出火防止、初期消火、要配慮者への支援の呼びかけをはじめ災害時における市民の心構え

エ. 地震の規模・地震活動・気象等に関する情報及び災害危険箇所等に関する情報

オ. 被害状況及び二次被害の危険性

第4節 本部中枢の動き

カ. 安否情報

キ. 生活関連情報（医療機関、給食・給水・生活必需品等の供与状況、ゴミの収集・運搬等）

ク. 電気、ガス、電話、水道等の供給状況、復旧の見通し

ケ. 交通規制及び交通機関の運行状況

コ. その他災害応急対策の実施状況

サ. 災害復旧の見通し

シ. その他（それぞれの機関が講じている施策に関する情報等）必要な事項

(3) 広報の方法

広報は、広報内容、方法を的確に判断して効果的に行う。

ア. 防災行政無線、広報車、ハンドマイク等による広報

イ. 指定避難所等における広報

ウ. 自治会、自主防災組織、災害救助協力団体等を通じての広報

エ. ポスター等の掲示による広報

オ. チラシ、広報誌等印刷物による広報

カ. 航空機等による広報

キ. テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関の協力による広報

ク. ケーブルテレビ、市ウェブサイト、SNS等による広報

ケ. メール、ファクス等による広報

コ. Lアラート（災害情報共有システム）

(4) 市民からの問い合わせに対する対応

市民からの問い合わせに対しては、発災後速やかに、問い合わせ専用電話・ファクシミリの設置とともに、専用メールアドレスを設定するなど円滑な対応を図る。安否不明者等の氏名等については、大阪府が定めた公表基準の要件を満たす場合、住民基本台帳の閲覧制限の措置の有無等を確認し、大阪府へ報告し、その後大阪府が公表することとし、安否不明者等の届け出窓口を事務局、避難所等に設け、その内容を掲示する。また、国は被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。

また、被災者の安否について、市民等から照会があったときは、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう、配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、必要と認めるときは、大阪府、関係地方公共団体も消防機関、大阪府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待、配偶者等からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

●資料7-15：災害時における安否不明者等の氏名等照会リスト

(5) 報道機関に対する情報の発表

第4節 本部中枢の動き

ア. 報道機関への発表

災害の状況や応急活動の実施状況等を必要に応じ報道機関に発表する。報道機関に対する情報の提供は、情報内容の一元化を図る。

なお、情報等の提供・発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知して発表する。また、定期的な発表を行う。

イ. 緊急警報放送について

避難の指示等で緊急を要する場合、災害対策基本法第57条に基づき、放送局を利用する必要があるときは、止むを得ない場合を除き、原則として大阪府に次の事項を明らかにしたうえで放送を依頼する。

- ①放送要請の理由
- ②放送事項
- ③希望する放送日時及び送信系統
- ④その他必要な事項

(6) 広報資料の収集

ア. 各部及び関係機関でとりまとめた資料を最大限に利用し、災害現場における現地取材も行う。

イ. 災害写真の撮影

- ①現場に写真撮影員を派遣して、災害・被害写真を直ちに撮影する。
- ②他の機関が撮影した写真の収集にも努める。
- ③災害写真は、速やかに引き伸ばし、掲示するなどして速報に用いるほか、他の機関から依頼があった場合は、提供するものとする。

(7) 防災関係機関における広報活動

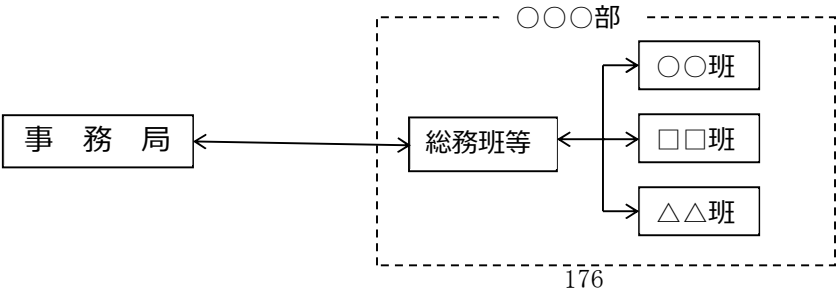
防災関係機関は、各防災計画に定めるところにより、災害の様態に応じて適宜適切な災害広報を実施するとともに、広報事項を広報班に報告する。

第5節 活動組織の動き

《実施担当》防災体制部局等
全部局（消防局については、別途警防規程による体制とする。）

第1 各部局総務班等の動き

総務班等は事務局との連絡調整を行う。事務局からの連絡は総務班等をとおして、部局内の各班に伝達される。部局内の各班からの報告は総務班等をとおして事務局に報告される。また、各部局総務班等の連絡会議により、各部局間の防災情報共有、相互協力の調整を図る



第2 避難誘導

災害から市民の安全を確保するため、市は防災関係機関等と相互に連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。その際、市は、自ら定めた「東大阪市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

1. 避難の指示

(1) 実施責任者

実施責任者	指示内容	根拠法規
市長	市民の生命または身体を災害から保護し、災害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。	災害対策基本法第60条
知事	市が事務の全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部または一部を市長に代わって行う。	災害対策基本法第60条
知事またはその命を受けた職員または水防管理者	地すべり、洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
警察官	市長による避難の指示ができないと認めるときまたは市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。	災害対策基本法第61条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講じる。	自衛隊法第94条

(2) 対象者

災害により現に被害を受けまたは受けるおそれのある者

(3) 避難指示等の区分及び伝達

避難指示等は、実施責任者が事態に応じ、次の区分により行うものとする。

避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。

なお、実施責任者は、避難の指示等の発令に際しては、原則として関係機関との連絡協議のもとに行うものとする。また、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用するなどして、適切に判断を行うものとする。ただし、緊急を要し、その時間がない場合は、それぞれの実施責任者において行い、事後速やかにその旨を関係機関に報告するものとする。また、市長は、自ら避難の指示等を行った場合及び他の実施責任者からそれを行った旨の報告を受けた場合には、速やかにその旨を知事に報告するものとする。

ア. 高齢者等避難【警戒レベル3】

発令時の状況	災害発生の可能性があり、避難指示を発令することが予想される状況
市民に求める行動	・ 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難する。 ・ それ以外の人も状況に応じて避難の準備を始めるとともに、以後の防災気象情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。 ・ 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域では、避難準備が整い次第、当該災害に対応した緊急避難場所（市立小中学校、義務教育学校及び

第5節 活動組織の動き

	東大阪市教育センター）や他の安全な場所へ立退き避難する。
伝達内容	(1) 指示者 (2) 避難準備をすべき理由 (3) 危険地域 (4) 避難する場合の避難先、経路、その他必要事項 (5) 高齢者等以外の者へ必要に応じ普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難の促し
伝達方法	防災行政無線、広報車、市ウェブサイト等によって行うほか、必要に応じ当該地域の赤十字奉仕団、自治会または自主防災組織の応援による伝達や個別訪問等による伝達を行う。また、放送局に放送の要請等を行う。

イ. 避難指示【警戒レベル4】

条 件	災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった状況
市民に求める行動	・ 予想される災害に対応した緊急避難場所（市立小中学校、義務教育学校及び東大阪市教育センター）へ速やかに立退き避難する。 ・ 緊急避難場所（市立小中学校、義務教育学校及び東大阪市教育センター）への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難で少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・ 「危険な場所から全員避難」する（避難に関する情報の理解の促進）
伝達内容	(1) 指示者 (2) 避難すべき理由 (3) 避難すべき場所、経路、その他必要事項
伝達方法	高齢者等避難の伝達方法によるほか、必要に応じ戸別に口頭伝達を行う。また、災害が 全市的に及ぶ場合は、テレビ、ラジオ放送により伝達を行う。

ウ. 緊急安全確保【警戒レベル5】

条 件	災害がすでに発生または切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要がある状況。
市民に求める行動	・ 既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した緊急避難場所（市立小中学校、義務教育学校及び東大阪市教育センター）へ緊急に避難する。 ・ 緊急避難場所（市立小中学校、義務教育学校及び東大阪市教育センター）への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難で少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・ 津波災害が想定される場合には、立退き避難する。
伝達内容	避難指示と同じ
伝達方法	避難指示の伝達方法に加えて、警察官の協力を要請し、避難を拒否する者に避難を勧める他サイレン・警報（水防第4信号）を併用する。

(4) 避難指示等の市民への周知

市長は、避難指示及び緊急安全確保の発令にあたっては、判断に必要な情報を関係機関から確実に取得し、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫するとともに、対象者を明確にし、自主防災組織、自治会等の協力を得て、避難の指示等が出された地域名、避難先、避難理由等を明示し、対象者に警戒レベルに対応した避難行動がわかるよう、防災行政無線、広報車などにより周知徹底を図り、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、周知にあたっては、要配慮者に配慮したものとする。

(5) 広域避難

1 府内市町村間の広域避難の協議等

第5節 活動組織の動き

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに他の自治体との応援協定の締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生または発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

2 都道府県外の広域避難の協議等

市は、他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。

府は、市から協議要求があった場合、他府県と協議を行うとともに、市から求めがあった場合は適切な助言を行う。

2. 避難の方法

(1) 避難の考え方

避難者は、避難者の心得(※)を遵守するものとし、緊急避難場所（一時（いつとき）避難場所を含む）へ避難する。ただし、大規模火災延焼等で緊急避難場所が危険と判断される場合は、広域避難場所に直接避難する。その後、必要に応じて第1次避難所での滞在避難とする。避難行動の種類として、自宅に危険がある場合は緊急避難場所やその他安全な場所への立退き避難（水平移動）が推奨されるが、自宅で安全が確保できる場合は、自宅の2階以上の高い所などに避難（垂直移動）して屋内安全確保を行う。

なお、自宅などで安全確保が可能な場合は、必ずしも避難所に行く必要はないことから、災害時における感染症のリスク軽減等を考慮し、避難所以外での分散避難の検討を推進する。

【避難者の心得】

- (1) 火の元の点検、消火をする。
- (2) 危険物の始末、電気のブレーカーを切る。
- (3) 避難時に携帯する荷物は最小限にする。
食料、水、処方薬、おくすり手帳、保険証、タオル、マスク、歯ブラシ、消毒液、体温計、ティッシュペーパー、最低限の着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、モバイルバッテリー等。必要に応じ防寒雨具を携行する。
- (4) 身近に危険が迫ったときは、市民は避難指示等を待たずに自主的に（できるだけ集団で）避難する。
- (5) 自主避難者は、災害及び災害状況から判断し、安全な避難路を選定する。
- (6) 自家用車による避難は行わない。
- (7) 会社・工場においては、液状危険物等の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じてから避難すること

(2) 避難順位

緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は、次の順位による。

- ① 避難行動要支援者をはじめとする要配慮者及びそれらの者に必要な介助者
- ② 防災従事者
- ③ ①、②以外の人

(3) 避難者の誘導

市民の避難誘導は、「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」等に基づき、市、避難支援等関係者（自主防災組織、自治会、社会福祉協議会等）が協力し、できる限り集団避難により行うことと

第5節 活動組織の動き

し、避難行動要支援者を優先するものとする。

避難経路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所には誘導員の配置、誘導ロープの設置、また夜間においては、可能な限り照明器具等を使用して、避難中の事故防止に万全を期すものとする。職員は複数名で活動するものとし、可能な限り、市民の救助・救出及び避難誘導に努め、特別に救助資機材が必要であると思われる現場にあつては、事務局へ報告するものとする。学校、大規模事業所、病院、社会福祉施設等にあつては、あらかじめ避難計画を作成し、原則として施設管理者が避難誘導を実施する。

3. 指定避難所の開設等

(1) 指定避難所の開設

ア. 指定避難所開設

震度4以下のときは、被災の状況により第1次避難所の中から、適宜避難所を開設する。震度5弱以上のときは、すべての第1次避難所を開設する。なお不足する場合は、第2次避難所、第3次避難所の順に開設する。避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討する。

イ. 指定避難所の開設方法等

①勤務時間内に避難所を開設する場合

事務局の指示により、第1次避難所の施設管理者及び避難所配備職員が避難所を開設する。震度5弱以上のときは、自主的に開設する。

②勤務時間外に避難所を開設する場合

事務局の指示により、避難所配備職員が、施設管理者等と協力して第1次避難所を開設する。震度5弱以上のときは、自主的に開設する。

ウ. 指定避難所開設基準

指定避難所の開設基準については、災害救助法が適用された場合同法により、また同法が適用されない場合でも、同法に準じるものとする。

エ. 指定避難所開設の報告

指定避難所を開設したときは、直ちに次の事項を知事に報告し、大阪府警察に通報するものとする。

①避難所開設の日時及び場所

②箇所数及び収容人員

③開設期間の見込み

④避難対象地区名（急傾斜地崩壊危険箇所または土石流危険渓流名所等）

(2) 指定避難所等が不足する場合

災害が激しく、避難者が多い場合、避難所が被害を受ける等のため市域内で避難者を収容しきれないときは、近隣市町、協定市町村または大阪府に要請し、市域外に避難所の開設を行う。

第3 救急医療

市及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施する。

1. 医療救護活動に関する市の組織体制

市内の医療救護活動全体の調整を行うため、市災害対策本部の下に健康危機管理対策本部を保健所内に設置し、東大阪市災害医療対策会議において、大阪府、医師会、医療関係機関等との連携及び情報交換等についての調整を図る。

2. 医療情報の収集・提供活動

医療関係機関、医師会等の協力を得て、災害医療情報連絡員を活用し、人的被害、医療機関の被災状況及び活動状況並びに医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また、市民にも可能な限り医療情報を提供する。

3. 現地医療対策

(1) 応急救護所の設置

収集した情報に基づき、被災現場付近の安全な場所に応急救護所を設置する。なお、応急救護所を設置したときは、その旨標識を掲示する。応急救護所の主な候補地は次のとおり。

ア. 公園

イ. 学校

ウ. 市の施設

(2) 医療救護所の設置

指定避難所その他適当な場所に医療救護所を設置する。

(3) 医療班・医療救護チームの編成・派遣

市は、災害の状況に応じ、速やかに医療班及び医療関係機関の医療救護チームを編成し、応急救護所、医療救護所及び病院等に派遣する。なお、医療班及び医療救護チームは、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資機材等を携行する。

(4) 応急救護所での医療班の業務

医療班は、応急処置、トリアージ等のほか、状況に応じた処置を行う。

(5) 医療救護所での医療救護チームの業務

医療救護チームは、軽症患者の医療や被災住民の健康管理を行う。

(6) 患者の医療機関への搬送

患者の搬送は、原則として市が所有する救急車で行う。救急車が確保できない場合は、市が搬送車両を確保する。

第4 土木部・建築部

1. 道路、橋梁等の調査・報告

(1) 調査及び報告

第5節 活動組織の動き

ア. 緊急出動による調査

震度4以下で危機管理室長の指示があったときまたは震度5弱以上の時は、班長の指揮のもと道路の災害危険箇所、広域緊急交通路及び地域緊急交通路等、防災上重要な道路を調査するために緊急出動を行う。防災上、主要な道路の調査にあたっては、民間業者に所在地周辺の防災上重要な道路の状況報告、職員との共同または単独調査等の協力を依頼する。

災害危険箇所の調査後も大阪府警察と協力して、幹線道路を中心に引き続きパトロールを行う。

イ. 調査結果の報告

調査により次のようなものが発見された場合、事務局、大阪府、大阪府警察、道路管理者及びその他関係機関に連絡する。

- ①車両等の通行が危険な箇所が発見された場合
- ②障害物が道路上に存在し、通行の妨げとなっている場合
- ③車両が多く、緊急輸送活動に支障をきたす場合
- ④その他、道路通行上、支障のある箇所が発見された場合

(2) 通行の制限

道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、大阪府警察と協議し、区間を定めて道路の通行を制限する。また、交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講じる。

2. 道路通行障害物の除去

障害物が道路上に存在し通行の妨げとなっている場合は、次に掲げる実施責任者及び除去の方法に基づき、これを除去する。

(1) 実施責任者

- ア. 国道308号及び170号にあつては大阪府
- イ. 府道にあつては大阪府
- ウ. 市道にあつては東大阪市
- エ. 電柱架線等はNTT西日本株式会社関西支店、電力機関
- オ. 建設中の現場工作物等は、その業者

(2) 除去の方法

- ア. 実施責任者は、災害発生後被害状況を調査し、状況に応じ、自らの組織、労力、機械器具等を用い、または必要に応じ実施責任者間の相互支援並びに土木建設業者の協力を得て速やかに行う。
- イ. 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

3. 施設の調査等

市営住宅等施設利用者のある施設の調査・安全確認・報告を行う。

4. 公園の調査等

一時（いつとき）避難場所になっている公園の調査・安全確認・報告を行う。

5. 河川の調査等

河川、ため池等の堤防等の調査・安全確認・報告を行う。

6. 防災拠点施設等の被害調査等

本庁舎、避難所等の防災拠点施設等の被害調査・安全確認・報告を行う。

7. 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定活動の実施要否の判断

本部長は、地震発生後の概略的被害情報等をもとに所管室長の意見を聞いて、被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定実施の必要性の検討を行い、判定の必要があると判断したときは、判定実施本部の設置と所管室長の判定実施本部長への任命を行う。判定実施本部は原則として、別館2階第1入札室及び第2入札室に置き、判定拠点は被災状況に応じ、リージョンセンター内の一部を活用することとする。

第5 消防局

1. 消防局

(1) 地震発生時の非常警備体制

ア. 非常警備

消防局長は、大規模地震が発生し、通常の警防体制では対応が困難であると認めるときは、非常警備を発令及び市長への報告並びに次に掲げる事項を実施するものとする。なお、大規模地震とは市域または隣接市町で震度4以上の地震のことをいう。

①非常招集による人員の確保

②特設隊の編成

③その他必要と認める処置

イ. 警防本部の編成及び事務分担

●資料4-8：警防本部の編成及び事務分担表

ウ. 非常警備時の配置

非常警備を実施するときの消防隊等の配置は「非常警備の配置基準」のとおりとする。

エ. 非常招集

非常警備を実施するにあたり、必要な人員を確保するため、次のとおり消防職員を招集する。消防団員については、消防団長の指示に基づき、分団屯所等に参集するものとする。

①第1号非常招集

- a. 消防局長、総務部長、警防部長、総務部次長、警防部次長、総務課長、人事課長、
予防課長、警防課長、救急課長、指令課長及び消防署長
- b. 毎日勤務者及び交替制勤務者で非番日に該当する者のうち、所属長があらかじめ指定した者

②第2号非常招集

毎日勤務者及び交替制勤務者で非番日に該当する消防指令長以下の者のうち、おおむね2分の1の者

③第3号非常招集

第5節 活動組織の動き

毎日勤務者及び交替制勤務者で非番日に該当する者

④第4号非常招集

全職員

⑤大規模地震発生時の参集

a. 本市域で震度4または隣接市町で震度4以上の地震が発生したとき

消防司令長以上の階級にあるもの

b. 本市域において震度5弱以上の地震が発生したとき

全職員

オ. 応援部隊の誘導

大火災または特殊火災の発生により、他市に応援部隊を要請する場合は、次の点に留意し、誘導する。

①応援部隊の集結場所の明示

②所要の車両台数及び車種の明示

③所要の誘導員の派遣

④最高指揮者の意図の徹底

⑤水利への誘導

⑥防御部署の指定

(2) 救出活動

震災による建築物の倒壊等のため生命、身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者の救出を実施する。

ア. 救出体制

①消防は、救助隊を編成し救出に必要な資機材を投入して迅速に救出作業にあたるものとする。大型重機（バックホウ等）等については、土木部との連携を図り救助、搜索活動を円滑に行なう。

また、必要に応じ大阪府警察、自衛隊等の協力を得て、または関係機関に連絡し、合同で救出作業にあたるものとする。

②関係機関等の機能による救出作業が困難で応援を必要とする場合は、知事または隣接市町長に応援を要請する。

③救出した負傷者は、直ちに、救急車及び応援者によりその症状に適合した病院等へ搬送する。また、遠隔地へ緊急に負傷者を搬送する必要があるときは、大阪府等の関係機関にヘリコプターの応援を要請する。

④②で対応できない規模の災害が発生したときは、救出作業に要する人員及び資機材等を大阪府を通じて、緊急消防援助隊及び自衛隊等に応援を要請する。

⑤上記①～④のうち、関係機関に応援を要請した場合は、事務局に報告するものとする。

2. 消防団

消防団員は、通常の災害にあつては消防団長の招集により出動するが、震度5弱以上の地震発生時にあつては、自発的に消防団屯所に参集する。消防団の編成及び配置を資料に示す。

●資料4-7：東大阪市消防団組織

第6 上下水道局

災害発生時における上下水道施設の被害に対し、応急措置を講じるとともに機能の回復に万全を期すものとする。

1. 緊急調査

- (1) 地震が発生したとき、直ちに民間業者に協力を要請し、被害を受けやすい箇所等の緊急調査を行う。特に、勤務時間外等で、本部の設置が遅れる場合であっても、本部長の指示を待たず、職員は、緊急出動するものとする。
- (2) 重要な被害を発見したときは、直ちに班長に通報し応急措置等必要な措置をとる。
- (3) 施設に被害が生じた場合は、事務局及び大阪府に報告する。

2. 災害時の応急措置

- (1) 民間業者に協力を依頼し、必要な応急措置をとる。
- (2) 取水、導水、浄水、送・配水各施設及び給水装置の各部門にわたり、被害状況を調査する。
- (3) 部門毎の被害の発生状況に応じて、送水の停止等必要な措置を講じる。
- (4) 市は、民間工事業者の協力を得て、被害箇所の応急措置に全力をあげる。市の力では円滑な応急措置が困難な場合は、関係機関、協定市町村、日本水道協会、大阪広域水道企業団または大阪府に応援を要請し、被害箇所の応急措置を行う。
- (5) 関係機関等に応援を要請した場合は、事務局に報告するものとする。

3. 下水道施設の調査・報告

- (1) 災害時緊急調査
 - ア. 地震が発生したとき、直ちに民間業者に協力を要請し、被害を受けやすい箇所等の緊急調査を行う。特に、勤務時間外等で本部の設置が遅れる場合にあっては、本部長の指示を待たず、職員は緊急出動するものとする。
 - イ. 重要な被害を発見したときは、直ちに班長に報告し応急措置等必要な措置をとる。
 - ウ. 施設に被害が生じた場合は、事務局及び大阪府に報告する。
- (2) 災害時応急措置
 - ア. 災害により施設に被害を受けたときは、民間業者に協力を依頼し、必要な応急措置をとる。
 - イ. 管路の損傷等による路面の陥没がある場合には、一般道路では、安全柵、標識等を設置し、本復旧までの間、通行人、車両等の転落事故を防止する。
 - ウ. 鉄道横断箇所等の重要箇所において管路の損傷等による鉄軌道面の陥没があった場合は、電車を停止させるなどの緊急措置をとった後、関係機関と連絡をとる。
 - エ. 複数配管している場合、他の下水管またはループ配管を利用して、緊急排水を行う。

第7 行政サービスセンター

1. 周辺部の被害状況の収集

地震発生後、速やかに周辺地域の被害情報を収集する。

2. 市民相談等

市の窓口となり、市民からの相談に応じる。

3. 報告

市民からの相談で得た情報は、内容ごとの活動報告様式で総務班を通じて事務局に報告する。

第6節 その他の機関

《実施担当》防災体制部局等

自主防災組織、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、NTT西日本(株)、原子力事業者等、指定地方行政機関等、東大阪市防災会議、医師会、歯科医師会、薬剤師会、危険物等施設管理者、ため池管理者

第1 自主防災組織の活動

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に救助・救急活動を実施する。また、消防機関、大阪府警察など防災機関との連携に努める。

第2 指定公共機関の活動

1. 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社は、感電事故、漏電事故など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講じるとともに、本部との連絡を密にし、市及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害の発生するおそれがある場合または市・大阪府等から要請があった場合は、送電中止等の危険予防措置を講じるとともに、直ちに事務局、消防局及び大阪府警察への通報並びに付近住民への広報を行う。

(2) 非常災害時の体制

非常災害が発生した場合は、規模、その他の状況により、非常災害に係る復旧対策を推進するために非常災害対策本部等の対策組織を設置し、被害復旧等応急対策を実施する。

(3) 応急供給及び復旧

ア. 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

イ. 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車等により応急送電を行う。

ウ. 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

エ. 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

オ. 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

(4) 災害広報

ア. 二次災害を防止するため、被災地における電気施設及び電気機器の使用上の注意等について広報活動を行う。

イ. 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを、関係機関、報道機関に伝達し市民に広報する。

2. 大阪ガス株式会社

大阪ガス株式会社は、ガスの漏えいによる二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック

第6節 その他の機関

毎の供給停止等の危険予防措置を講じるとともに、市本部との連絡を密にし、市及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

(1) 応急措置

都市ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロックごとの供給停止等の危険予防措置を講じるとともに、直ちに事務局、消防局及び大阪府警察への通報並びに付近住民への広報を行う。

(2) 災害対策組織の設置

供給エリア内で災害の発生が予想される場合は、供給エリアの事業本部内に災害対策組織を設置する。

(3) 応急供給及び復旧

ア. 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

イ. 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。

ウ. 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

エ. 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

(4) 災害広報

ア. 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項について広報活動を行う。

イ. 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを、関係機関、報道機関に伝達し市民に広報する。

3. NTT西日本株式会社

災害に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、網措置、災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講じるとともに、非常・緊急通話を一般の通話に優先して取り扱う。

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア. 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。

イ. 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ. 非常・緊急通話は、一般の通話に優先して取り扱う。

(2) 災害対策組織の設置

災害が発生しまたは発生のおそれがあると認められるときは、災害対策組織を設置し、本部長に支店長が当たる。

(3) 特設公衆電話の設置

覚書に基づき、市からの要請により第1次避難所に避難者が利用する特設公衆電話の利用を提供する。

第6節 その他の機関

(4) 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(5) 設備の応急復旧

ア. 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ. 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当を行う。

ウ. 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(6) 災害広報

ア. 災害に伴う電気通信設備等の復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通が出来ないことによる社会不安の解消に努める。

イ. テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行う。

ウ. 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トーク案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、市等との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

第3 原子力事業者等の活動

原子力事業所または放射性同位元素使用施設に係る災害が発生または発生するおそれがある場合、施設の設置者、関係機関は放射線災害の特殊性に鑑み、迅速かつ組織的に市民の安全確保対策を講じるものとする。

第4 指定地方行政機関等の防災活動体制

各指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他防災上重要な施設の管理者等は、法令、それぞれの作成する防災業務計画または防災に関する計画等に基づき、各災害対策本部を設置し、災害時における各機関の防災関係事務または業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行うこととする。

第5 東大阪市防災会議の活動

(1) 本市の地域に災害が発生した場合において、災害情報収集等の活動のため、防災会議委員の要請のあった場合等で特に必要と認めるときは、防災会議会長が防災会議を招集する。

(2) 前項の情報収集等の活動を円滑に推進するため、防災会議会長は必要により本部長に、連絡責任職員の任命を求めることができる。

第6 大阪府の現地災害対策本部との連携

大阪府が府民センタービルまたは本庁舎に現地災害対策本部を設置した場合、事務局がこの組織との連携に努める。

第7 その他公共団体及び防災上重要な施設の管理者の活動

1. 医師会、歯科医師会、薬剤師会

会員医療機関の施設の被害状況を調査し、健康部総務班に連絡する。

2. 危険物等施設管理者

所管施設の被害状況調査を行い、保安措置を徹底するとともに、異常が発見された場合は、速やかに消防局に連絡する。

3. ため池管理者

ため池施設の被害状況調査を行い、堰堤等に異常が発見された場合は、速やかに土木部工営所班に連絡するとともに、付近住民への連絡等、適切な応急措置を行う。

第7節 交通の緊急確保

《実施担当》防災体制部局等

事務局、交通戦略室、土木部、大阪府警察

1. 交通規制の範囲及び実施責任者

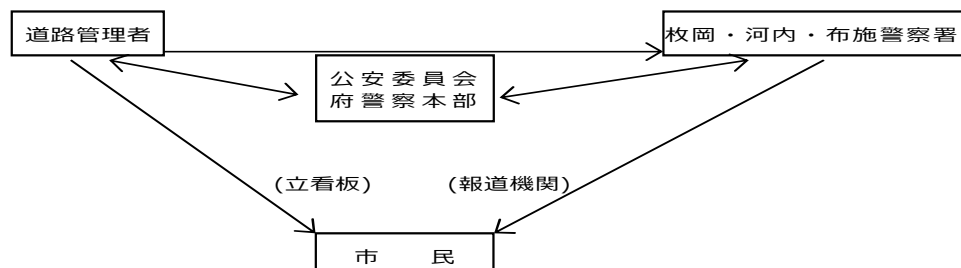
市は下表の道路管理者として、交通危険防止のために、大阪府警察と協議の上、市道の交通規制を実施する。国道、府道等については、該当する道路管理者及び大阪府警察が協議の上交通規制を実施する。緊急交通路確保のための交通規制は大阪府警察が実施する。

区 分	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 府 知 事 市 長	道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合	道路法 第46条第1項
警 察	公安委員会	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法 第76条第1項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、または交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1項
	警 察 官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合、道路の破損、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項第4項

2. 交通規制連絡系統図

交通規制の連絡の流れは、次のとおりである。

第7節 交通の緊急確保



3. 交通規制標識等の設置

道路管理者及び大阪府警察は、車両の通行を禁止しまたは制限する措置を講じた場合は緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

●資料2-2：災害対策基本法に基づく交通標識

4. 緊急交通路の交通確保

(1) 被害状況の収集

市の道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。

市、大阪府警察及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

(2) 緊急交通路の確保及び交通規制

ア. 大規模災害発生直後の緊急交通路の確保（第1次交通規制）

市域において、大阪府警察は、あらかじめ選定された大阪府の「重点14路線」のうち、大阪中央環状線と国道308号について、緊急通行車両等（大阪府が確保した民間緊急輸送車両等を含む）以外の通行禁止・制限の交通規制を行う。

イ. 災害応急対策実施のための緊急交通路の確保（第2次交通規制）

市は、大阪府、大阪府警察、道路管理者と協議し、災害応急対策を迅速かつ的確に行う必要があると認める場合には、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、広域緊急交通路、地域緊急交通路の中から緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

①選定された緊急交通路の道路管理者は、民間建設業者等の協力を得て道路機能の確保を行う。

②大阪府警察は、緊急通行車両等の通行を確保するため、交通規制を行う。

a. 道路の区間規制

必要に応じて緊急交通路重点路線の交通規制の見直しを行うとともに、重点路線以外に選定された緊急交通路の交通規制を実施し、その結果を道路管理者に連絡する。

b. 区域規制の実施

被災地の状況等に応じて、市、大阪府、道路管理者と協議して区域規制を行う。車両の通行

第7節 交通の緊急確保

禁止区域は、次の区域を基準として拡大または縮小する。

被害集中地域	規制区域
東大阪区域	淀川、大和川に囲まれた区域のうち、大阪中央環状線の東側区域

c. 交通管制

被災地区への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

5. 緊急交通路の周知

市は、報道機関を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、市民への周知を行う。

6. 通行禁止区域における措置命令

通行禁止区域における緊急通行車両の通行確保のため、警察官、自衛官及び消防吏員による措置等については、災害対策基本法に基づき次のとおり実施する。

実施責任者	範 囲	根 拠 法
警察官	1 通行禁止区域内において緊急通行車両の通行妨害車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 2 措置命令に従わないとき、または相手が現場にいないとき、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法 第76条の3
自衛官 消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、上記措置を行うことができる。	
道路管理者	災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、または著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生ずるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者または管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずることができる。	災害対策基本法 第76条の6 第1項

7. 道路管理者の権限

以下の場合、道路管理者は、災害が発生し指定した区間で緊急車両の通行を確保する必要がある時、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

- (1) 移動の命令を受けた緊急車両の妨げとなる車両の運転者等が命令に従わない時
- (2) 緊急車両の妨げとなる車両の運転手等が不在の時
- (3) 道路状況等により、緊急車両の妨げとなる車両の運転手等に移動措置をとらせることができないと認め、命令をしないと判断した時

また、緊急車両の妨げとなる車両の移動や破損の措置をとるため、やむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分することができる。

8. 高速道路等が緊急交通路等に指定された場合の措置

災害対策基本法またはその他関係法令の規定に基づき、高速道路が関係機関から緊急交通路に

第7節 交通の緊急確保

指定されたときは、西日本高速道路株式会社または阪神高速道路株式会社はこれに対処すべき必要な措置を行い、道路交通の確保に協力するものとする。この場合において、料金を徴収しない車両の取扱等、料金収受業務に関し、適切な措置を講ずるものとする。

9. 道路関係者による障害物除去等の対策

1. 実施責任者

- (1) 国道及び府道にあっては大阪府
- (2) 市道にあっては東大阪市
- (3) 電柱架線等はNTT西日本株式会社、電力機関
- (4) 建設中の現場工作物等は、その業者

2. 除去の方法

- (1) 実施責任者は、災害発生後速やかに被害状況を調査し、状況に応じ自らの組織、労力、機械器具等を用い、または必要に応じ実施責任者間の相互支援及び土木建設業者の協力を得て速やかに除去作業を行う。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

第8節 輸送体制の確保

《実施担当》防災体制部局等

事務局、各部局、大阪府警察、西日本旅客鉄道（株）、近畿日本鉄道（株）、大阪市高速電気軌道（株）

第1 緊急輸送

1. 緊急輸送の範囲

- (1) 罹災者避難
- (2) 傷病人の収容
- (3) 医療従事者及び医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- (4) 消防・水防活動等の災害拡大防止のための人員及び物資
- (5) 救助用資機材、災害応急対策要員
- (6) 飲料水の供給
- (7) 食料の供給
- (8) 遺体の搜索及び処理
- (9) 生活必需品の供給
- (10) 復旧用資機材及び災害復旧対策要員

2. 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

第2編 災害予防対策編【共通】第3章 災害に強いシステムづくり 第6節 緊急輸送体制の整備計画 第4 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付に準じる

第2 輸送力の確保

1. 自動車による輸送

- (1) 自動車による輸送は、原則として市有自動車によるものとする。
- (2) 市において必要数の確保が困難な場合は、大阪府と連絡のうえ調達する。

●資料1-11：市有自動車所属別保有台数

2. 鉄道による輸送

道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき、あるいは他都市等遠隔地で物資資材を確保したときで鉄道による輸送が適当なときは、それぞれの実施機関において行う。

3. 航空機による輸送

地上輸送がすべて不可能な場合、被災地域への輸送手段として自衛隊ヘリコプター等の要請を行う。

第3 交通施設応急対策

1. 鉄道施設

鉄道の管理者は、乗客等の安全確保のため、必要な措置を実施するとともに、所管施設の被害に対して、災害応急対策により、交通機能の維持を図るものとする。

(1) 西日本旅客鉄道株式会社阪奈支社災害応急対策

災害時において鉄道本部が実施する災害応急対策は、次のとおりとする。

ア．事故対策本部等の種別、設置標準及び招集範囲

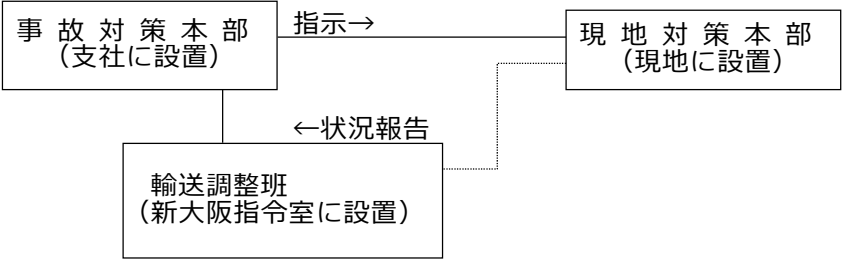
種 別	設 置 標 準	招 集 範 囲
第1種体制	・重大な列車事故が発生したとき ・旅客が死亡したとき ・多数の負傷者が生じたとき ・主要な本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・特に必要と認めたとき	招集可能者の全員 (A招集)
第2種体制	・列車事故が発生したとき ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき又は長時間影響を及ぼすとき	招集可能者の半数 (B招集)
	・その他必要と認めたとき	必要最小限の数 (C招集)

※ 招集範囲は、本部員の班別構成標準による。

※ 上記を標準として関係室課長、鉄道部長及び駅区所長は、種別毎の招集者を定めておくこと。

第8節 輸送体制の確保

イ. 事故対策本部等の設置箇所



ウ. 災害時における列車の運転方法

災害時における列車の運転方法は、災害の程度により列車の抑止または徐行運転を行う。

エ. 列車の運転規制

気象状況により、列車の抑止または徐行運転を行う。

- ①降雨及び河川の増水のと
- ②強風のと
- ③地震のと
- ④濃霧または吹雪のと

(2) 近畿日本鉄道災害応急対策

災害時において近畿日本鉄道株式会社が実施する災害応急対策は、次のとおりとする。市内の近畿日本鉄道軌道において重大運転事故・災害等により多数の死傷者が生じたとき、または、列車運行に多大の影響を及ぼす事態が発生したときの応急処理及び復旧については「災害救助規程」、「運転事故処理規程」等の定めるところにより、情報の収集、伝達及び広報活動を円滑に行うとともに、死傷者の救護、輸送の回復を図るものとし、その概略は次のとおりである。

ア. 警戒態勢

①輸送統括部長は、気象に関する警報等により、災害発生のおそれがあることを予知したときは、次の基準により警戒態勢をとるものとする。

警戒区分		第1種警戒	第2種警戒	第3種警戒
		災害の程度が最悪の状態を予想されるときに行う警戒	災害の程度が最悪の状態までに至らないが、相当の被害を予想されるときに行う警戒	第2種警戒に至らないが、列車の運転に影響を及ぼすおそれのあることを予想されるときに行う警戒
警戒員	運輸部	列車区長 駅長 検車区長 検修職場長 増加要員	列車区長 駅長 検車区長 検修職場長 増加要員	列車区長 駅長 検車区長 検修職場長
	工機部	検車区長 鋼索線区長 検修職場長	検車区長 鋼索線区長 検修職場長	検車区長 鋼索線区長 検修職場長

第8節 輸送体制の確保

	増加要員	増加要員	
施設部	保線区長 機械軌道区長 建築管理センター長 電力指令区長 電路区長 信号区長 電気管理センター長 通信管理センター長 各区・各センター所属員の全員 (指令業務に従事する者を除く。)	保線区長 機械軌道区長 建築管理センター長 電力指令区長 電路区長 信号区長 電気管理センター長 通信管理センター長 各区・各センター所属員の半数 (指令業務に従事する者を除く。)	保線区長 機械軌道区長 建築管理センター長 電力指令区長 電路区長 信号区長 電気管理センター長 通信管理センター長 各区・各センター所属員の一部 (指令業務に従事する者を除く。)
その他	運輸統括部事務所勤務者の一部	運輸統括部事務所勤務者の一部	—

表中職名をもって表示されていない警戒員については、輸送統括部長が別に指示するものとする。

②輸送統括部長は、災害発生のために列車の運行が不能となるおそれがあると認めたときは、他の鉄道線による振替乗車または自動車業者による代替輸送の準備を要請するものとする。

③輸送統括部長は、本件の趣旨に従い、当該輸送統括部の実情に応じた警戒体制に関する細則を定め、所属員に周知させるものとする。

イ. 組織

①災害により非常事態が発生した場合は、その情報収集、業務の連絡、関係先への報告、非常措置及び応急復旧計画を行うため、必要に応じ本社に「非常本部」を、輸送統括部に「非常支部」を、現地に「復旧本部」を設置する。

②各部の組織、職務、任務については、災害救助規程の定めるところによる。

③異例事態対策本部が設置された場合、非常本部は異例事態に集約する。

ウ. 代替輸送

列車運行不能の場合の代替輸送については「振替・代行輸送取扱規程」に基づき実施する。

(3) 大阪市高速電気軌道(株)災害応急対策（大阪メトロ中央線）

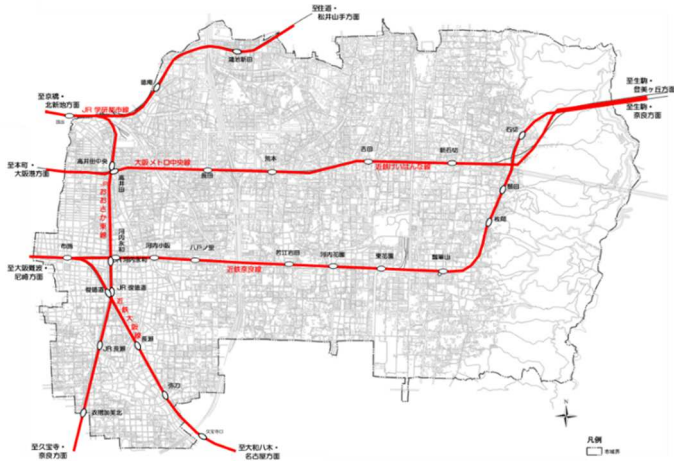
災害時において大阪市高速電気軌道(株)が実施する災害応急対策は、次のとおりとする。

ア. あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは、速度制限を行う。

イ. 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて、消防局、大阪府警察に通報し、出動の要請を行う。

ウ. 乗客の混乱を防止するため、適切な社内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

第8節 輸送体制の確保



第9節 安全管理

《実施担当》防災体制部局等
全部局、大阪府警察

第1 安全管理の原則

活動組織の職員は、二次災害防止のため、次に掲げる次項に配慮する。

- 1. 災害対策活動は職員単独ではなく必ず複数以上のグループで行う。
- 2. 怪我を予防し、災害対策活動にふさわしい服装等の着用に努める。

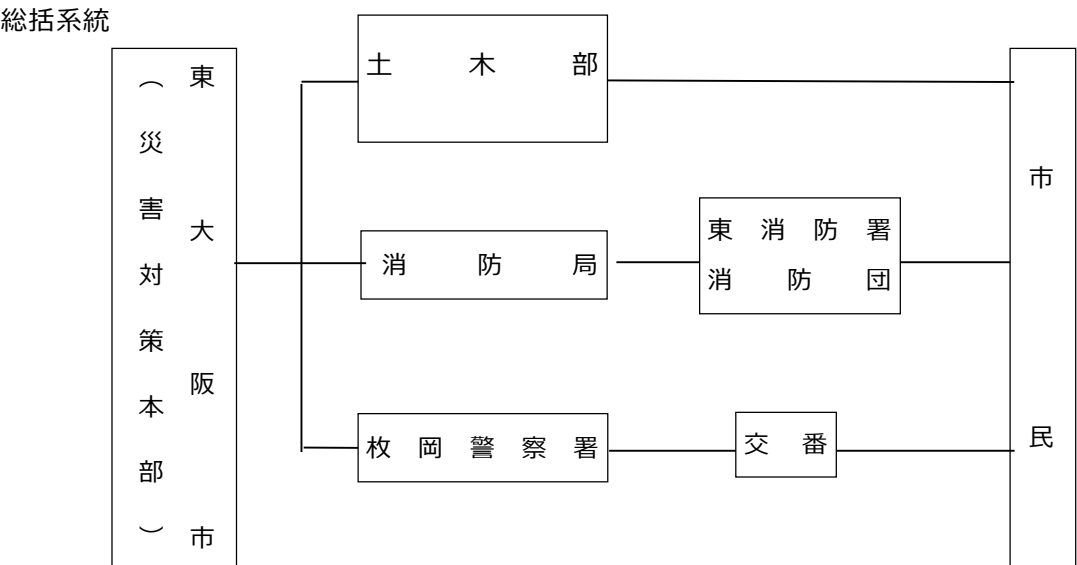
第2 二次災害の防止

1. 土砂災害に備えて

市は、震災と重なって急傾斜地崩壊や土石流、地すべり等の土砂災害が発生し、若しくは発生の恐れがある場合に、その被害の拡大を防御し軽減を図るため、必要な情報の収集・伝達や雨量の測定、避難の指示等警戒避難対策を的確に実施するものとする。

(1) 情報の収集・伝達系統

土砂災害警戒区域等に関する情報の収集・伝達系統は、次のとおりである。



第9節 安全管理

●資料3-3：急傾斜地崩壊危険箇所と地域等

(2) 伝達情報の内容

土砂災害警戒区域等の地域住民に対し、伝達する情報は、次のとおりとする。

ア．気象予報警報等の情報

イ．降雨量の状況

ウ．前兆現象の監視、観測状況の報告

エ．避難の指示

オ．その他応急対策に必要な情報

(3) 前兆現象等の把握

市は土砂災害の発生が予想される場合には、自主防災組織、地元住民及び緊急被害状況調査員等の協力を得て、被害を受けやすい箇所等のパトロールを実施し、次の前兆現象その他必要な情報の収集に努める。また、大阪府に対して、適宜斜面判定士の派遣を要請して危険度判定を行い、二次災害の防止に努める。

ア．危険箇所及びその周辺の降雨量

イ．斜面の地表水、湧水（濁り、枯渇等）、亀裂状況

ウ．斜面及び斜面上下段の竹木等の傾倒状況

エ．斜面の局部的崩壊

オ．溪流、ため池、水田等の急激な減水

カ．人家等建物の損壊状況

キ．住民及び滞留者数

ク．その他必要な情報

(4) 対応

ア．災害救助活動

土砂災害による人的被害が発生した場合、直ちに消防機関等による救助隊を編成し、救助活動にあたるものとする。なお、救助活動が本市のみでは困難であると判断されるときは、枚岡警察署長または知事に応援を要請する。

イ．災害発生時の報告

土砂災害が発生した場合、被害状況の報告を大阪府に対して行うとともに、土砂災害警戒区域等における崩壊等が発生した場合も大阪府八尾土木事務所に次の様式により報告を行う。

●資料6-2：「がけ崩れ災害報告」様式

●資料6-3：「土石流災害報告」様式

2. 建築物の倒壊に備えて

(1) 公共建築物

建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ応急措置を行うとともに、二次災害

第9節 安全管理

を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

(2) 民間建築物

被害状況を大阪府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて応急危険度判定を実施する。実施にあたっては、必要に応じ大阪府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請し、その協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその危険性を周知し、二次災害の防止に努める。

3. 危険物等

(1) 危険物災害応急対策

ア. 消防局は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講じる。

イ. 消防局は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

①災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立

②危険物による災害発生時の自衛消防隊と活動要領の確立

③災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動の確立

ウ. 消防局は、施設の管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施するとともに事務局に報告する。

エ. 応援の要請

市長及び消防局長は、災害の状況や災害規模から判断して、必要に応じて相互応援協定により協定締結市等に対し応援を要請する。

(2) 高圧ガス・火薬類災害応急対策

消防局は、施設の管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施するとともに事務局に報告する。

(3) 毒物劇物災害応急対策

ア. 消防局は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施するとともに事務局に報告する。

イ. 消防局は、毒物劇物の施設が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散漏えい、または地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、またはそのおそれがある場合は、必要に応じて健康部に危害拡大防止の協力を求めるとともに、大阪府、大阪府警察等関係機関と連携して、交通

第9節 安全管理

規制、避難誘導及び広報活動等の必要な措置を行う。

ウ、健康部は、消防局より協力要請があった場合には危害拡大防止のために必要な技術的助言を行う。

4. 原子力事業所等

地震により原子力事業所または放射性同位元素使用施設に係る災害が発生または発生するおそれがある場合、第6編原子力災害応急対策編に適応した対応が必要となる。

第10節 警戒区域の設定

《実施担当》防災体制部局等

全部局、大阪府警察

市民の生命または身体に対する危険を防止するため、特に、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

1. 実施責任者

- (1) 市長は、市民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。（災害対策基本法第63条）
- (2) 知事は、市が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべきこの応急対策の全部または一部を代行する。（災害対策基本法第73条）
- (3) 警察官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む）が現場にいないとき、または、市長から要請があったときは、警戒区域を設定する。（災害対策基本法第63条）
- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。（災害対策基本法第63条）
- (5) 消防吏員または消防団員は、火災等の現場において、消防警戒区域を設定する。（消防法第28条、第36条）
- (6) 消防長、消防署長またはこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員は、ガス、火薬または危険物の漏えい等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命または財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。（消防法第23条の2）

2. 規制の内容及び実施方法

警戒区域を設定したときは、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講じるとともに、大阪府警察の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

3. 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示の伝達と同様に速やかに警戒区域

の解除を指示する。

第3編 第2章 応急復旧期の活動

第1節 応援の要請

《実施担当》防災体制部局等

事務局、都市魅力産業スポーツ部、健康部、消防局

第1 消防相互応援協定

市単独では十分に消火・救助・救急活動等が行えない場合または資機材の増強が必要な場合は、消防組織法第39条の規定に基づき締結している消防相互応援協定により、応援を要請し、迅速かつ的確に対応する。

●資料4-9：消防相互応援協定の締結状況

第2 緊急消防援助隊

大規模災害時に、消防庁長官のもと消防活動を行う緊急消防援助隊に対して、市長から知事を通じ直ちに派遣要請を行う。

1. 受入れ体制

「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、円滑かつ適切な受入れを行う。

応援隊の受入体制は、次のとおりとする。

- (1) 情報提供体制の整備
- (2) 応援部隊の集結場所、被災地への到達ルート及び燃料補給体制の整備
- (3) ヘリコプターの離着陸場及び給油体制の整備
- (4) その他必要な事項

2. 活動掌握

消防局長は、消防に関する受援各隊の活動を掌握し、必要により指揮するものとする。

【緊急消防援助隊】

緊急消防援助隊は、先行調査や現地消防本部の指揮支援を行う指揮支援部隊及び都道府県隊指揮隊をはじめ、消防活動を行う消火部隊、救助部隊、救急部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊、特殊装備部隊のほかに、応援部隊が被災地で活動するために必要な食料などの補給業務を行う後方支援部隊で編成される。

第3 地方公共団体、指定地方行政機関等に対する応援要請

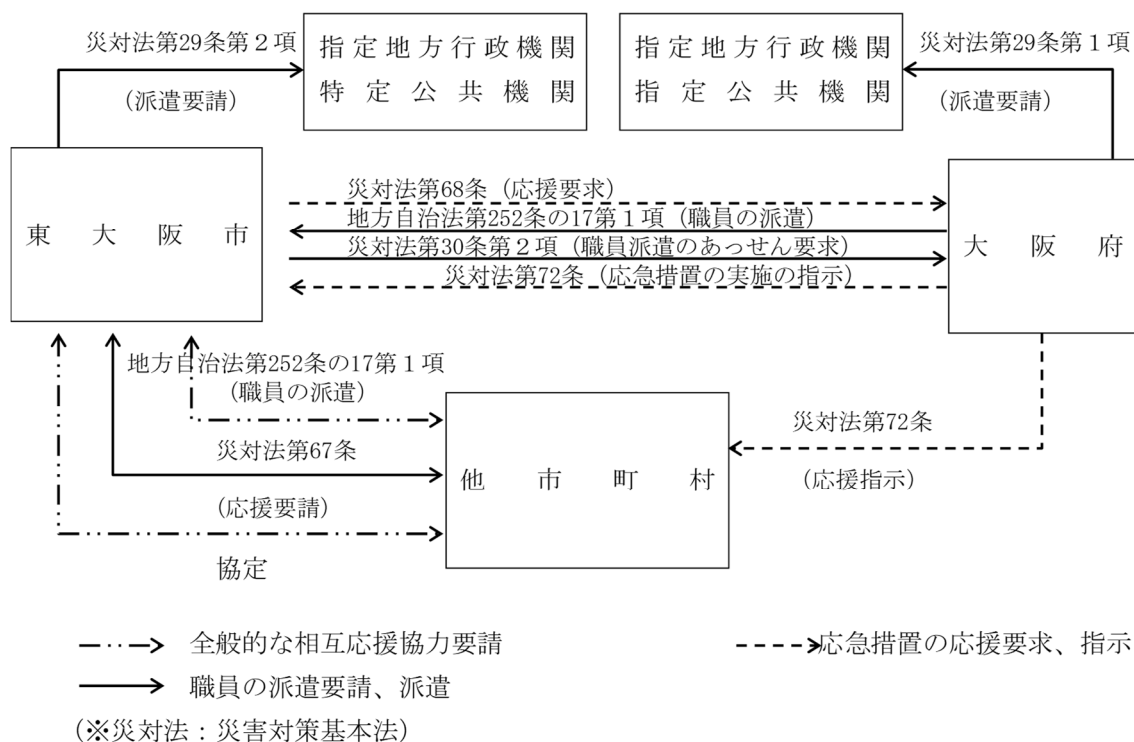
「災害時受援計画」に基づき地方公共団体、指定地方行政機関等に対し、円滑かつ適切な応援要請及び受入れを行う。

1. 広域的な応援体制

法律、協定に基づく応援協力の要請系統は次図のとおりである。

第1節 応援の要請

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



2. 応援要請

(1) 大阪府への応援要請

市長は、災害応急対策または災害復旧のために必要があると認めたときは、知事に対して次の必要事項を記載した文書をもって、応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話または口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。

ア. 災害の状況

イ. 応援を要請する理由

ウ. 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量

エ. 応援を必要とする活動内容

オ. その他必要な事項

(2) 大阪府内市町村への応援要請

市長は、大阪府への応援要請のほか、必要に応じ大阪府内市町村に対し次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話または口頭により要請し、事後速やかに文書を提出するとともに、要請した旨を知事に報告する。

ア. 災害の状況

イ. 応援を要請する理由

第1節 応援の要請

ウ. 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量

エ. 応援を必要とする活動内容

オ. その他必要な事項

(3) 相互応援協定市への応援要請

市長は、必要に応じて相互応援協定を締結している市町村に対し、電話または口頭等により応援を要請し、後日、協定に定めた必要事項を記載した文書を提出する。

3. 職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策または災害復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応ができないと認めた場合に、他の地方公共団体、指定地方行政機関の長、特定公共機関に対する職員派遣要請または知事等に対する指定地方行政機関、特定公共機関等の職員派遣のあっせん要請を、次の必要事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣または派遣のあっせんに要請する理由
- (2) 派遣または派遣のあっせんに要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣または派遣のあっせんを必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

4. 応援の受入れ

大阪府や大阪府内市町村、指定地方行政機関、協定市等に応援を要請した場合、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を事務局が確認し、応援を要する部局へ速やかに連絡する。応援を要する部局は、応援部隊の受入れについて次の措置を講じる。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、後方支援活動拠点、被災地等へ誘導する。また、必要に応じて案内者を確保する。

(2) 連絡窓口の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じて連絡窓口を設置する。

(3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材等を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

(4) 災害時用臨時ヘリポートの準備

ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポートを直ちに離発着できるように準備する。

5. 応援時の体制整備

広域応援等の要請に応じ派遣された応援職員等を受け入れるにあたり、事前に定めた応援・受援計画に基づき、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者を選定し、応援職員等の集合・配置体制や役割分担を定めるなど、応援職員が円滑に業務を実施するための体制整

第1節 応援の要請

備に努める。

6. 応援職員派遣

災害発生により他自治体等から応援要請を受けた際は、地域や災害の特性及び職員の健康状態等を考慮し応援派遣職員の選定に努めるものとする。また、応援職員を派遣するにあたり、環境整備・装備等の充実、応援派遣職員の身体的負担・精神的負担への配慮等に留意するよう努める。

7. 応援派遣職員の環境整備・装備等の充実

市は、要求に応じ、応援職員を派遣するにあたり、環境整備・装備等の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際は、男女ともに活動することに配慮するものとする。また、府内市町村間で派遣を実施する場合も同様とする。

- (1) 応援派遣職員等の宿泊場所の確保
- (2) テントや間仕切り等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保に向けた資機材の配備
- (3) 感染症対策のため、応援派遣職員の健康管理やマスク着用等の徹底
- (4) 衛星通信機器等、その他、応援派遣職員等の円滑な執務に向けた資機材の確保
- (5) テレビ会議などを活用した応援派遣職員と府との円滑な連携
- (6) 応援派遣職員間での適切な引継ぎ等情報共有体制の確保
- (7) 帰阪後の産業医面談等、応援派遣職員の身体的・精神的負担への配慮

第4 自衛隊の災害派遣要請

1. 災害派遣要請要求の基準

(1) 災害派遣要請の基準

災害に際し、人命または財産を保護するため自衛隊の出動が必要であると認められる場合に派遣要請をする。この際、派遣要求に当たっては、災害派遣の基準となる三要件（緊急性、公共性、非代替性）の適合に留意し要求する。

(2) 災害派遣要請の要求

震災が発生した場合で、本部長が本市、大阪府及び関係機関の機能をもってしても、なお応急措置に万全を期し難いと判断した場合、または事態が急迫し緊急措置を要する場合、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定により、部隊等の派遣要請を知事に要求するものとする。ただし、知事に派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び市域に係る災害の状況を、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、防衛大臣または陸上自衛隊第3師団長あるいは直接第36普通科連隊に通知する。その場合通知した旨を速やかに知事に連絡する。

なお、派遣要請の決定に当たっては、大阪府、大阪府警察等と連携の上、迅速に行うものと

第1節 応援の要請

する。

2. 派遣要請

(1) 市長の派遣要請の要求

ア. 市長は、知事に自衛隊の派遣要請の要求を行う。

イ. 市長は、知事に通信途絶等により要求できない場合は、自衛隊に直接通知する。

※原則として文書にて行うが、いとまのないときは電話、口頭で行いその後速やかに文書を提出する。なお、要請する場合は、次項3(2)に準じる。

(2) 知事の派遣要請

ア. 知事は市長等から派遣要請の要求があり必要な場合、自衛隊に要請する。

イ. 知事自らの判断で必要と認めた場合、要請する。

3. 災害派遣要請の要求手続き

(1) 派遣要請の要求にあたっては、大阪府警察等関係機関の長と連携の上、迅速に行う。

(2) 派遣要請の要求は、次の事項を要請要求文書に明記し、口頭または電話等で知事(大阪府危機管理室)に要請要求する。なお、その後速やかに要請要求文書を提出するものとする。

ア. 災害の情况及び派遣を要請する理由

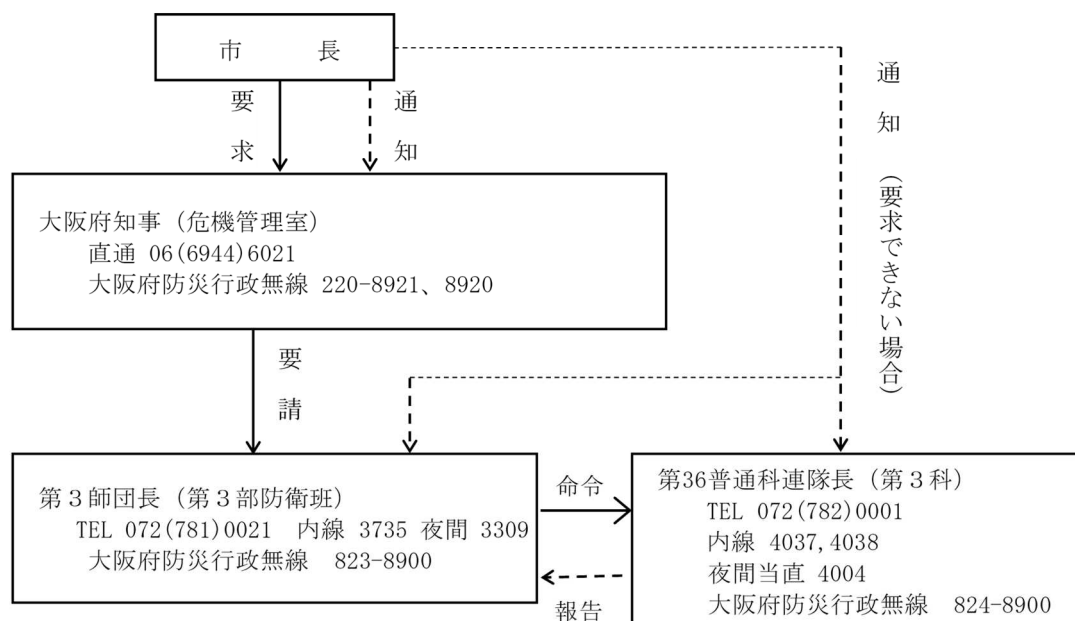
イ. 派遣を希望する期間

ウ. 派遣を希望する区域及び活動内容

エ. その他参考となるべき事項

(3) 本市の担当部隊は、陸上自衛隊第3師団第36普通科連隊であり、派遣要請要求の連絡系統は、以下のとおりである。

自衛隊派遣・撤収要請要求系統図



(4) 自衛隊との連絡及び情報の共有

第1節 応援の要請

市本部及び自衛隊は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、各種情報を迅速かつ、的確に把握するとともに、相互に連絡し情報を共有する。

4. 自衛隊の自主派遣

突発的災害が発生し、緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、次に示す自らの判断基準により部隊を派遣する。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長、大阪府警察等から災害に関する通報を受け、または部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置を取る必要が認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

5. 派遣部隊の受入れ体制

派遣要請を要求したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入れ体制について、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるよう、次のことを実施する。

(1) 派遣部隊の誘導

自衛隊の派遣要請を行ったときは、必要により大阪府警察等に対して派遣部隊の誘導について依頼する。

(2) 受入れ体制

ア. 連絡調整

市は、派遣部隊の指揮官と連絡調整にあたる。

イ. 受入体制

①本部長は、派遣部隊が到着後直ちに作業に着手できるよう、あらかじめ受入れ地区の責任者を定め、宿泊施設及び資機材や車両等の保管場所を提供し、必要機材等を整備するとともに、災害地の地図を準備して作業計画を作成するものとする。

②受入責任者は、派遣部隊の責任者と連絡を密にし、作業の進捗状況を把握して逐次本部長に報告するものとする。

③市本部に自衛隊の連絡所を設置するとともに、自衛隊連絡班の受入れに必要な準備をする。また、必要に応じ災害対策本部会議へ自衛隊連絡班の参加を要請する。

④派遣部隊が到着したときはその旨、派遣部隊の活動状況について適宜、大阪府に連絡するものとする。

ウ. 作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業計画を作成するとともに、作

第1節 応援の要請

業実施に必要な資機材を準備する。

エ. ヘリポートの開設等

災害に際し、ヘリコプター使用の要請を行った場合については、本部長の指示により、あらかじめ指定した候補地を災害用ヘリポートとして開設する。もしくは、大阪府のヘリポートの使用を申請する。

(3) 受入れ場所

自衛隊の活動拠点を、本庁舎及び東大阪市花園ラグビー場とする。

(4) 支援ニーズの具体化

大規模災害発生時の状況不明下においては、人命救助活動を最優先とし、その他の活動は、自衛隊側からの自発的な提案も受けつつ、派遣部隊への支援ニーズを具体化する。

(5) 自衛隊の活動内容

自衛隊には、次の内容について災害の態様に応じた活動を要請する。

ア. 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。

イ. 避難の援助

避難の命令が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ. 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

エ. 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

オ. 消防活動

「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。

カ. 道路または水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、これらの機能確保または除去にあたる。

キ. 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

ク. 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

第1節 応援の要請

ケ. 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

コ. 物資の無償貸与または譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、または救じゅつ品を譲与する。

サ. 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

シ. その他災害応急対策の支援

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(6) 宿泊施設

災害派遣部隊の宿舎は、公共用地等とし、本部において決定する。

(7) 知事への報告

自衛隊到着後及び必要に応じて、次の事項を知事に報告する。

ア. 派遣部隊の長の官職、氏名

イ. 隊員数

ウ. 到着日時

エ. 従事している作業の内容及び進捗状況

オ. その他参考となるべき事項

6. 派遣部隊等の撤収要請の要求

本部長は、活動の進捗状況を把握し、派遣の目的を達成したとき、またはその必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、速やかに口頭または電話により知事に対して撤収の要請を要求する。なお、事後速やかに要求文書を提出する。

●資料6-4：災害派遣要請要求書

●資料6-5：災害派遣撤収要請要求書

7. 災害派遣に伴う経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容は下記を基準とする。

(1)派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

(2)派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

(3)派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話、入浴料等

(4)派遣部隊の救援活動の実施に際して発生した（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償

(5)災害派遣部隊輸送のための運搬費（フェリー料金等）

第1節 応援の要請

(6)その他、救援活動の実施に要する費用で負担区分に疑義が生じる場合は、市と自衛隊で協議する

第5 医療活動の応援要請

災害の状況に応じ、本市医療班だけでは十分な医療（助産）活動が実施できない場合は、「災害時受援計画」に基づき、現地医療活動にかかる医療救護チームの派遣等、大阪府、日本赤十字社、枚岡、河内、布施医師会、薬剤師会及び大阪府助産師会等々各種医療機関に応援要請を行い、健康部は円滑かつ適切な受入れを行う。

第2節 災害救助法の適用計画

《実施担当》防災体制部局等

事務局

災害発生に際して、災害救助法を適用し、応急的、一時的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

1. 法の適用

知事は、災害により住家が滅失した世帯数が災害救助法に定める基準以上に達し、または、多数の者が生命または身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって政令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）

2. 適用基準

災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本市の適用基準は、次の(1)～(5)のいずれかに該当する災害とする。

両方の要件に該当している場合に適用される		
	大阪府の区域内の被害	本市の区域内の被害
(1)	—	住家の滅失世帯数が150世帯以上 (人口が30万人以上の市町村に該当するため)
(2)	住家の滅失世帯数が2,500世帯以上	住家の滅失世帯数が75世帯以上 (人口が30万人以上の市町村に該当するため)
(3)	住家の滅失世帯数が12,000世帯以上	住家の滅失世帯数が多数
(4)	—	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること
(5)	—	多数の者の生命または身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき

3. 住家滅失世帯数の算定基準

(1) 住家滅失世帯数の算定基準等

- ア. 全壊（焼）、流出世帯は、1世帯とする。
- イ. 半壊（焼）、著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とする。
- ウ. 床上浸水、土砂たい積等で一時的居住困難世帯は、3世帯をもって1世帯とする。

(2) 住家の滅失等の認定

ア. 住家の全壊（焼）全流出により滅失したもの

①住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも

②住家の主要構造部（壁、柱、はり、屋根または階段をいう）の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のも

イ. 住家の半壊または半焼する等著しく損傷したもの

①住家の損壊または焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満の場合で、その部分を補修すれば元通りに再使用できる程度のも

②住家の主要構造部の被害が、住家のその時価の20%以上50%未満のもの

ウ. 住家の床上浸水、土砂たい積等で一時的に居住困難状態となったもの

①ア、イ、に該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のも

②土砂、竹木等のたい積等により、一時的に居住する事ができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の単位

ア. 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

イ. 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、公団住宅やアパート等の場合は、各世帯が居住のため利用している部分が、他と遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、これらの各部分をもって1住家として取り扱う。

4. 適用手続

(1) 市長は、東大阪市における災害が適用基準のいずれかに該当し、または、該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を知事に情報提供するとともに、被害者が現に救助を要する状態にある場合は、法の適用を要請しなければならない。

(2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つ時間がない場合は、市長は、災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置について、知事の指示を受けなければならない。

5. 救助の内容

(1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与

第2節 災害救助法の適用計画

- (2) 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害により住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

6. 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（災害救助法第30条）

なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は、知事が行う救助を補助するものとする。

7. 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を資料に示す。救助の期間については、災害の規模、被害の程度等災害の状況により、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣の承認を得て、知事が延長することがある。

- 資料5-1：大阪府災害救助法施行細則（別表 救助の種類・程度及び方法・期間等）
- 資料5-2：大阪府災害救助法施行細則（別表 救助事務従事者の区分及び実費弁償の額）

第3節 民間協力団体との連携

《実施担当》防災体制部局等

事務局、東大阪市自治協議会他関係団体

災害時に応急対策を実施するにあたり、民間組織の応援を求め、民間団体の協力により、その万全を期する。

第1 民間協力団体の組織

本市の民間協力団体は、東大阪市自治協議会、東大阪市赤十字奉仕団及び枚岡・河内・布施防犯協議（委員）会の組織がある。

第2 協力の要請

本部長は、応急救助業務を円滑に行うため、必要に応じ民間協力団体に対し、救助活動の奉仕協力を依頼する。なお、各部は、応急救助の実施にあたって民間団体の協力を必要とするときは、次の事項を本部事務局に連絡するものとし、事務局は、協力依頼をとりまとめの

第3節 民間協力団体との連携

上、各団体との連絡調整にあたる。また、実施にあたって、各部は協力団体と緊密な連携をとりながら、応急救助業務を行うものとする。

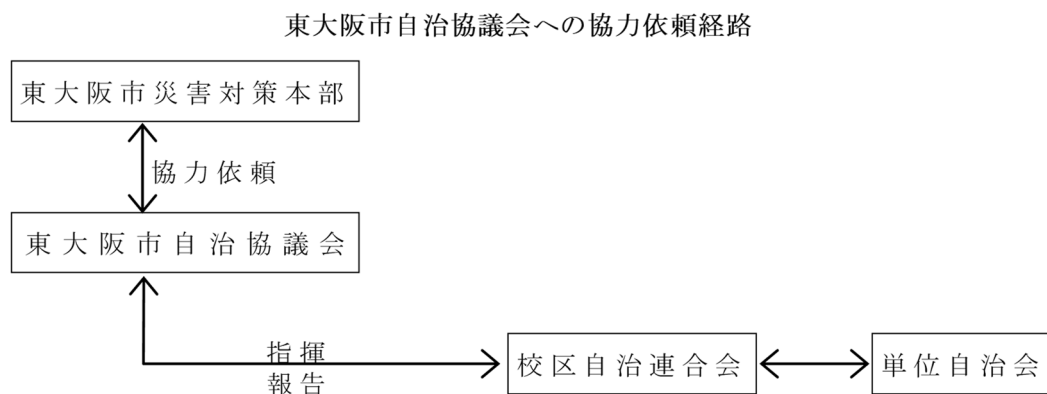
- (1) 依頼する地域の団体名
- (2) 依頼する地域名または場所
- (3) 応援を必要とする理由
- (4) 協力業務の内容
- (5) 所要人員
- (6) 応援を必要とする機関

第3 協力の内容

協力を求める活動の内容は、次のとおりとする。

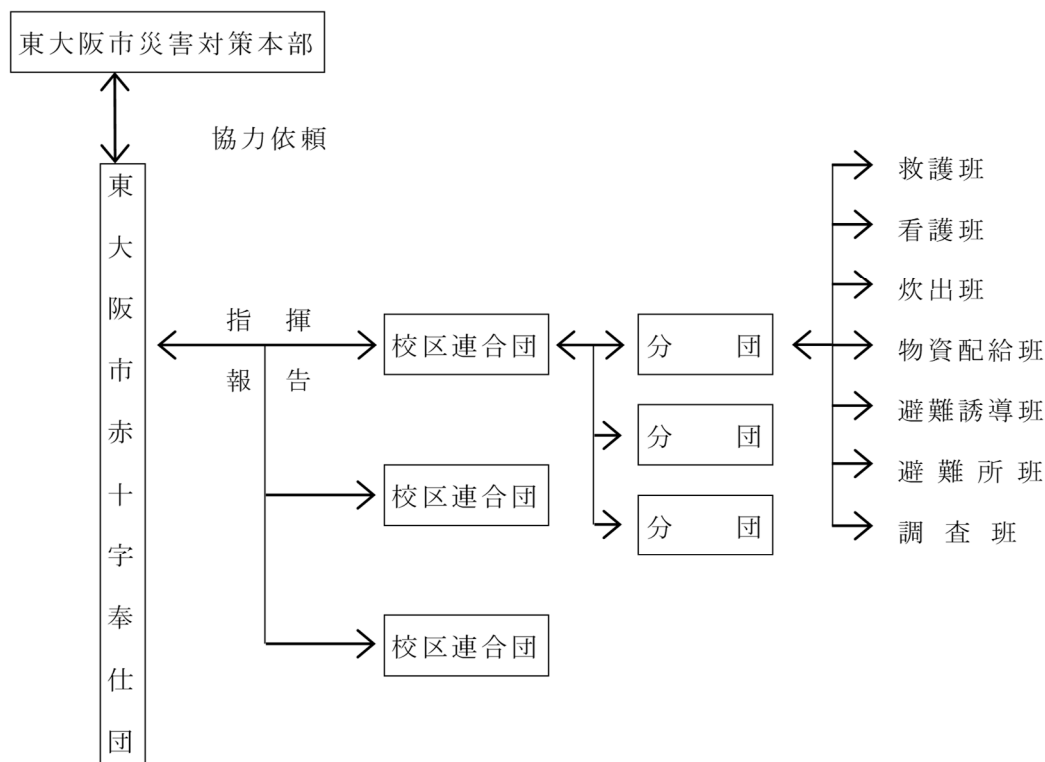
- (1) 被害調査……………地区内の被害状況に係る業務
- (2) 避難行動要支援者安否確認…地区内の避難行動要支援者の安否確認に係る業務
- (3) 避難者の誘導……………避難所等への誘導に係る業務
- (4) 指定避難所の運営……………指定避難所の運営に係る業務
- (5) 炊き出し……………被災者のための炊き出しに係る業務
- (6) 医療……………被災者の医療、負傷者の応急救護及び助産等の協力に係る業務
- (7) 防疫……………地区内の防疫、消毒に係る業務
- (8) 飲料水の供給……………被災者への飲料水の供給に係る業務
- (9) 救援物資の配給……………救援物資の整理及び配分に係る業務
- (10) 防犯活動……………被災地及び避難地域の盗難等の予防警戒に係る業務
- (11) その他……………災害応急対策の応援

東大阪市自治協議会への協力依頼経路



東大阪市赤十字奉仕団への協力依頼経路

第3節 民間協力団体との連携



防犯協議（委員）会への協力依頼経路



第4 災害対策要員の確保

1. 要員の確保

(1) 災害対策を実施するために必要な労働者及び技術者の動員、雇上げは、各応急対策実施機関において行うものとするが、労働者については、公共職業安定所に供給斡旋を依頼し、または大阪府労働部を通じ他府県の労務供給の協力を要請して、その確保を行う。

技術者については、関係機関が、自己の災害対策に支障を及ぼさない範囲で応援を実施する。

(2) 市の災害対策における必要な労働者は、各部において確保を行う。

第3節 民間協力団体との連携

2. 要員確保の方法

(1) 公共職業安定所の労働者供給

自らの労働者確保が困難な場合は、ハローワーク布施に必要な労働者の供給を依頼し、可能な限り確保に努める。

ア. 依頼する場合の連絡事項

- ①必要労働者数 ⑥労働時間
- ②男女別内訳 ⑦作業場所の所在
- ③作業の内容 ⑧残業の有無
- ④作業実施時間 ⑨労働者の輸送方法
- ⑤賃金の額 ⑩その他必要な事項

イ. 賃金の額

原則として、同地域における同職種に支払われる額とし、その額は関係機関と協議して定める。

ウ. 労働者の輸送

災害応急対策実施機関は、労働者の毎日の作業就労に際し、労働者の住所と作業現場との距離、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による労働者の輸送就労を考慮する。

エ. 供給の不足

労働者の供給に不足を生じる場合にはハローワーク布施を通じ、隣接市の職安からの供給を依頼し、その確保に努める。

(2) 労働者等の強制従事

緊急時のため、従事命令または協力命令を発し、要員の確保に努めることとし、その種類、執行者及び対象者は、次のとおりである。

ア. 強制命令の種類と執行者

対 策 作 業	種 類	根 拠 法 律	執 行 者
災害応急対策事業 〔災害救助法に基づく救助 を除く応急措置〕	従事命令	災害対策基本法71条	知事、委任を受けた市町村長
災 害 救 助 作 業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令 協力命令	災害救助法7条 災害救助法8条	知 事
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法65条1項災害対 策基本法65条2項	市町村長 警察官
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警 察 官 職 務 執 行 法 第4条第1項	警察官
消 防 作 業	従事命令	消防法29条5項	消防吏員・消防団員
水 防 作 業	従事命令	水防法17条	水防管理者・水防団長・ 消防機関の長

第3節 民間協力団体との連携

イ. 命令対象者

命 令 区 分（作業対象）	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 （災害応急対策及び救助作業）	1. 医師、歯科医師、薬剤師 2. 保健師、助産師、看護師 3. 土木技術者、建築技術者 4. 大工、左官、とび職 5. 土木、建築業者及びこれらの従業者 6. 地方鉄道業者及びその従業者 7. 軌道経営者及びその従業者 8. 自動車運送業者及びその従業者 9. 船舶運送業者及びその従業者 10. 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 （災害応急対策及び救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官の従事命令 （災害応急対策全般）	市町村区域内の住民または、当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 （災害応急対策全般）	その場に居合わせた者、その物件の管理者及びその他の関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令 （消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者または水防の現場にある者

ウ. 公用令書の交付

従事命令または協力命令を発するとき及び発した命令を変更し、または、取り消すときは公用令書を交付するものとする。災害対策基本法に定める公用令書の様式を資料に示す。

●資料6-6：公用令書

エ. 費 用

市長は、災害対策基本法第71条の規定に基づいて発した従事命令により、災害応急対策に従事した者に対して実費を弁償するものとする。

オ. 損害賠償

従事命令または協力命令により、災害応急対策に従事した者が、そのことにより死亡、負傷しまたは疾病にかかった場合には、条例の定めるところによりその損害を補償するものとする。

第4節 医療体制

《実施担当》防災体制部局等

福祉部（要配慮者調査班）、健康部、医師会・歯科医師会・薬剤師会

第1 現地医療対策

1. 医療救護チームの派遣

(1) 災害発生後、直ちに医療関係機関の医療救護チームを派遣し医療救護活動を実施する。市単独では十分対応できない程度の災害が発生した場合は、府を通して日本赤十字社大阪府支部に

第4節 医療体制

医療チームの派遣要請を行う。

(2) 次の医療関係機関は、市の要請があったとき、または自ら必要と認めたときは、医療救護チームを派遣して医療救護活動を実施する。

ア. 市災害医療センター、地域災害拠点病院

イ. 枚岡・河内・布施医師会

ウ. 枚岡・河内・布施薬剤師会

エ. 東・西歯科医師会

2. 医療救護チームの搬送

医療関係機関の医療救護チームは、原則として、医療関係機関が所有する緊急車両等を活用し、移動する。医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市が搬送手段を確保し、搬送を行う。

3. 応急救護所及び医療救護所の設置・運営

(1) 応急救護所

被災現場付近の安全な場所に応急救護所を設置し運営する。応急救護所では医療班（医師、看護師、事務職員等で編成）が応急救護活動を行う。

(2) 医療救護所

指定避難所その他適当な場所に医療救護所を設置し運営する。医療救護所では医療関係機関の医療救護チーム及び保健班、衛生班、福祉班（薬剤師、保健師、PTSD等のカウンセラー等で編成）が医療救護活動を行う。また、医療機関の開設者から承諾が得られた場合、当該医療機関を医療救護所として指定する。

(3) 設置・運営における連携

応急救護所及び医療救護所の設置・運営においては、大阪府や災害拠点病院等と連携して行う。

4. 医療救護チームの受入・調整

医療救護チームの受入窓口を設置し、府の支援・協力のもと、救護所への配置調整を行う。

第2 現地医療活動

1. 救護所における現地医療活動

(1) 応急救護所における現場救急活動

災害状況により、応急救護所が設置された場合、派遣された医療救護チームが応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

(2) 医療救護所における臨時診療活動

府・市・各医療関係機関等から派遣される医療救護チームは、主に医療救護所で軽傷患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

2. 医療救護チームの業務

(1) 患者に対する応急処置

(2) 医療機関への搬送の要否及びトリアージ

第4節 医療体制

- (3) 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
- (4) 助産救護
- (5) 被災住民等の健康管理
- (6) 死亡の確認
- (7) その他状況に応じた処置

3. 現地医療活動の継続

被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整にあたっては、東大阪市災害医療対策会議を設置し、これを活用する。その際、医療救護チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。

4. 被災者の健康維持について

災害時において、被災者等に対する効果的な食品の供給及び栄養補給を図るため、炊出し等給食施設に対し、栄養士による指導を行い被災者の健康保持に努める。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

(1) 巡回相談等の実施

ア. 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。

イ. 被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士及び栄養士会や在宅栄養士などの協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等において、巡回栄養相談を実施する。

ウ. 在宅療養者や要配慮者を把握し、適切な指導を行う。

エ. 保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等について指導する。

(2) 心の健康相談等の実施

ア. 災害によるPTSD、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

イ. 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断に対応するため、医療救護所を設置し心のケアへの対応を確保する。

第3 後方医療対策

1. 後方医療体制の確保

発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、医療関係機関と協力して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）から得られる情報等をもとに、被災を免れた市内全域の災害医療機関で患者の受入病床を確保する。さらに必要に応じて、市外にも患者の受入病床の確保を要請する。また、確保した受入病床の情報を速やかに消防局に提供する。

第4節 医療体制

2. 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため、継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度に応じて受入治療を行う。また、災害のため助産の途を失った者についての助産救護も行う。

(1) 受入病院の選定と搬送

広域災害・救急医療情報システム（E M I S）から得られる患者受入情報等に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう医師会等と連携調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア. 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として市が所有する救急車で行う。

救急車が確保できない場合は、府と連携し、搬送手段を確保する。

イ. 航空機搬送

航空機搬送を必要と認めたときは、府に、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機等、航空機を保有する関係機関への搬送要請を依頼する。

ウ. 広域医療搬送

市内で対応困難な重症患者については、府と調整し、広域搬送拠点臨時医療施設（S C U）へ搬送し、被災地外への搬送を行う。

3. 災害医療機関の役割

(1) 地域災害拠点病院

ア. 24時間緊急対応により、多発性外傷、挫滅症候群、溺水等の災害時に多発する救急患者の受け入れと高度医療の提供

イ. 医療救護チームの受け入れ、災害派遣医療チーム（D M A T）の派遣

ウ. 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整

エ. 地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出し等の支援

(2) 市災害医療センター

ア. 市の医療拠点としての患者の受け入れ

イ. 災害拠点病院等と連携した患者受け入れに係る地域の医療機関間の調整

ウ. 医療救護活動に必要な医薬品、医療資機材の供出

(3) 災害医療協力病院

災害拠点病院及び市災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。

●資料1-27：東大阪市病院一覧表

4. 医薬品等の確保・供給活動

医療関係機関及び枚岡・河内・布施薬剤師会等の協力を得て、医療（助産）救護活動に必要な医薬品、医療資機材の調達、供給活動を実施する。また、不足が見込まれる場合は、大阪府

第4節 医療体制

に供給要請及び緊急手配を行う。なお、ガス壊疽抗毒素及び破傷風抗毒素については、一般財団法人大阪防疫協会に対して、調達、斡旋を要請する。

5. 個別疾病対策

専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター及び各専門医会関係団体と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第5節 指定避難所の運営等

《実施担当》防災体制部局等

公民連携協働室、人権文化部、市民生活部、福祉部、生活支援部、建築部

1. 指定避難所の管理・運営

指定避難所の開設にあたっては、避難所班が該当施設管理者の承諾を得て、あらかじめ指名している避難所配備職員を派遣するものとし、避難所配備職員は、自主防災組織・自治会等の協力を得て、指定避難所を開設し、避難者を収容し保護するなど、その管理運営にあたるものとする。また災害発生直後の混乱が一定落ち着いた時期には、避難者、避難所利用者及び自主防災組織等による自主運営を基本とし、市は運営を支援するものとする。また、避難所は、避難所以外に避難する避難者も対象とする「地域防災の拠点」としての機能を有するものとする。

- (1) 避難所には、「避難所運営委員会」を設置する。
- (2) 避難所運営委員会の長は、避難所の管理運営を総括する。また、避難所配備職員、要配慮者調査員は、適宜避難所の状況を避難所班を通じて事務局に報告する。
- (3) 避難所の管理・運営の留意点（個人情報の保護については別途定めるもの。）

ア. 避難者の把握

イ. 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

ウ. 食物アレルギーに配慮した食料の確保

エ. 要配慮者の把握及び配慮

オ. 避難者の自主・自立を目指す。

カ. 生活環境への配慮

キ. 個人情報の保護については留意する。

ク. 避難の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

ケ. 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）

コ. 家庭動物のためのスペース確保に関する配慮

第5節 指定避難所の運営等

サ. 家庭動物飼養者の周辺への配慮の徹底

シ. 安否不明者の届け出窓口を設置及びその内容の掲示

ス. 避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置

セ. 夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発

(4) 避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握及び府への報告、簡易ベッド、パーテーション等の活用状況の把握、男女ペアによる巡回警備、性暴力・DVの発生防止対策や感染症対策、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は保健福祉担当部局と連携すること。

(5) 保健福祉担当部局は感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局と連携して、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、保健福祉担当部局は防災担当部局等との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

2. 指定避難所の通信

地震による通信被害で、電話回線による通話が困難な場合は、防災行政無線及び防災情報システムにて本部との交信を行う。

3. 指定避難所の広報

避難所の一室または一隅に広報コーナーを設け、広報事項、尋ね人、行方不明者等の掲示を行う。

4. ボランティア活動に対する支援

市社会福祉協議会が設置する「災害ボランティアセンター」及びそのサテライト拠点等と連絡を図り、ボランティアの受給調整や活動支援を行う。

5. 避難者が多数発生した場合の処置

避難者の収容は、まず第1次避難所で行うが、不足する場合は、第2次避難所、第3次避難所の順に使用する。

(1) 第1次避難所

市立小学校49校及び義務教育学校（前期課程）2校、市立中学校24校（布施中学校夜間学級含む）及び義務教育学校（後期課程）2校、その他1施設の体育館、教室等を開設する。

(2) 第2次避難所

日新高校、ドリーム21、リージョンセンター(市民プラザ)7ヶ所を避難所として開設するとともに、府立高校の体育館、教室等を避難所として提供を依頼する。

(3) 第3次避難所

私立高校・大学の体育館、教室等を避難所として提供を依頼する。

6. 指定避難所の福祉的配慮

指定避難所に収容された避難者のうち、要配慮者は、環境の大きな変化に耐えられない場合が多い。このため、避難所の中に、必要に応じてこれら要配慮者のための避難場所を区分して設けるものとする。避難が長期化する場合等、保健班や医療班のトリアージにより、要配慮者が、指定避難所内の生活に適応し続けることが困難であると認められるときは、要配慮者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉施設等の福祉避難所への移転に努めるものとする。この場合、市域に適当な施設のない場合は、本人若しくは介助者の意向を打診の上、大阪府を通じまたは直接他市町村に協力を求める。

7. ペット同行避難の対応

盲導犬、介助犬以外のペットを同行する避難者にとっては、受入れを行う。他の避難者に迷惑がかからないようにし、避難所の入所に際しては、管理責任者等の指示に従うものとする。

8. 指定避難所の閉鎖

災害の危険が解消し、避難者が帰宅できる状態になったとき、本部会議等の決定に基づき、指定避難所を閉鎖する。

(1) 避難者への避難所閉鎖の周知

避難所運営委員会の長は、事務局の指示により、避難者に対して、災害の危険が解消し、帰宅できる状態になったため避難所を閉鎖することを周知するものとする。

なお、避難者の全てが帰宅し、避難所を閉鎖したときは、直ちにその旨避難所班を通じて事務局に報告する。

(2) 避難所閉鎖の報告

避難所を閉鎖したときは、直ちに閉鎖の日時及び場所を事務局及び知事に報告し、関係警察署長に通報する。

9. 指定避難所の早期解消のための取組み

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の家賃等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

第6節 物資の供給

《実施担当》防災体制部局等

事務局、公民連携協働室、都市魅力産業スポーツ部、人権文化部、市民生活部、上下水道局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局

第6節 物資の供給

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水及び生活必需品等の調達について、大阪府及び関係機関等と協力して行い、ニーズに応じた迅速な救援を実施する。

第1 備蓄の状況

市の災害用備蓄を資料に示す。

- 資料1-18：備蓄物資一覧表
- 資料1-19：備蓄物資の備蓄状況
- 資料1-20：大阪府災害用備蓄物資一覧

第2 食料の供給

災害時に住家の被害等により自宅で炊飯等のできない被災者及び応急対策要員等に対する炊き出し、その他による食料の供給と、それに必要な食料の確保を期する。

1. 実施責任者

災害時における応急食料の供給は、その必要があると認めたときに市長の責任で実施する。また、災害救助法が適用されたときは、知事がこれを実施するが、知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（災害救助法第13条）なお、このほか市長は知事が行う救助を補助するもの。

2. 食料の調達

災害時の応急食料は、備蓄食料及び市内等の業者からの調達により提供することとする。災害が激しく、さらに不足する場合または調達不能の場合は、大阪府及び他の自治体等に対し応援を要請する。

なお食料にかかる救援物資の要請、物資調達等については、「災害時受援計画」に基づき行う。

3. 食料の供給

食料の供給は、被災者に不安を抱かせないよう迅速に、また、不公平が生じることのないよう適切に実施する。

(1) 供給対象者

ア．指定避難所（福祉避難所を含む）等に収容された者

イ．住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼または床上浸水等であって、炊飯できない者

ウ．市内を旅行中の者または一時滞在者で供給を行う必要がある者

エ．被災により食料品の販売機構等が、一時的に麻痺あるいは混乱し、主食の確保ができない者

(2) 供給食料

備蓄食料は、アルファ化米、高齢者用お粥、粉ミルク、液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）であり、数量は資料のとおりである。

第6節 物資の供給

- 資料1-18：備蓄物資一覧表
- 資料1-19：備蓄物資の備蓄状況

(3) 炊き出し

炊き出し施設を活用した炊き出しは、教育委員会事務局総務班が、赤十字奉仕団等の協力を求めて実施する。なお同施設のうち、単独調理校の施設における炊き出しは、教育委員会事務局教育救援班が避難者等の協力を求めて実施する。炊き出し施設を資料に示す。

- 資料1-28：炊き出し施設

(4) 供給費用

炊き出し、その他による食料の供給を実施するために支出する費用は、災害救助法の適用前にあつては本市の負担、またその適用がされた場合は「大阪府災害救助法施行細則」に定める限度内において大阪府が負担する。

第3 衣料等生活必需品の供給

災害時において、被災者に対し供給する衣料その他の物資について、これらの確保と供給の適切な実施を期する。

1. 調達方法

災害の状況に応じて備蓄物資及び市内関係業者から調達し、なお不足する場合は、知事に対し大阪府の備蓄物資の出庫及び調達斡旋を要請する。

なお衣料等生活必需品にかかる救援物資の要請、物資調達等については、「災害時受援計画」に基づき行う。

2. 配分の方法及び配分経路

(1) 配分方法

被服、寝具、その他生活必需品の迅速かつ的確な配分を行うため、次のように基準を定めておく。

ア. 対象者

住家の被害を受けたもので、その被害の程度が全焼、全壊、流失、半壊及び床上浸水世帯をもって対象者とする。なお、床下浸水及び非住家は、対象とならない。

イ. 配分基準（限度額）

災害救助法の基準に準じて配分する。（本編第2章第2節「災害救助法の適用計画」参照）

(2) 配分経路

市長は、生活必需品等の配分経路を定めておき、必要に応じて、自治協議会等各種団体及び諸機関の協力を得て配分する。

3. 生活必需品の品目

- | | | |
|-------|---|--------------------|
| (1) 寝 | 具 | 就寝に必要な最小限度の毛布及び布団等 |
| (2) 外 | 衣 | 洋服、作業衣、子供服等 |

第6節 物資の供給

- | | |
|-----------|---|
| (3) 肌 着 | シャツ、ズボン下、パンツ等 |
| (4) 身の回り品 | タオル、手拭い、スリッパ、運動靴、かさ等 |
| (5) 炊事道具 | 鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等 |
| (6) 食 器 | 茶碗、皿、汁碗、はし等 |
| (7) 日 用 品 | 石けん、マスク、消毒液、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯みがき、衛生用品、簡易トイレ等 |
| (8) 光熱材料 | マッチ、薪、木炭等 |

第4 給水活動

震災時に飲料水の枯渇、汚染、給水施設の被害等により現に飲料水に適する水を得ることができない市民に対し、飲料水を供給する。

1. 給水の実施

上下水道局は、災害時の給水計画を作成し、市民に対する飲料水の確保及び給水を実施する。また、被害が甚大で本市のみでは困難な場合は、関係機関、協定市町村、日本水道協会、大阪広域水道企業団及び大阪府等に応援を要請するとともに事務局に報告する。

2. 給水施設の現況

給水施設、あんしん給水栓及び重要給水施設を資料に示す。

- 資料1-22：給水施設の現況
- 資料1- 9：あんしん給水栓設置箇所一覧及び位置図
- 資料1-33：重要給水施設一覧

3. 応急給水活動

給水を必要とする重要給水施設（防災活動拠点、主要医療機関、指定避難所）においては、給水担当が給水車等で迅速に給水する。

- 資料1-23：応急給水用機器

4. 水道施設の応急復旧及び汚染防止

(1) 災害による水道施設の損壊、水質汚染及びそれらの発生のおそれがあるときは、必要な技術要員の待機、資材の確保を図り、保全対策を次のように実施するとともに事務局に報告する。

ア．緊急修理資器材及び消毒剤を集結し、出動体制を整備する。

イ．施設を巡回し、事故発生の有無を確認する。

(2) 水道施設が被災し、または水道水源が汚染する等の被害を受けたときは、直ちに次の措置をとる。

ア．施設の損壊、漏水箇所を応急復旧する。

イ．水道水が汚染され、飲料水として使用することが不適当なときは、直ちにその使用禁止、停止及び制限等の措置を行うとともに事務局に報告する。

第6節 物資の供給

(3) 水道施設の損壊等により飲料水の供給が広範囲に不可能となった時は、関係機関、協定市町村、日本水道協会、大阪広域水道企業団及び大阪府等に応援を要請しその協力を得て、応急復旧を行うとともに事務局に報告する。

第5 物資配送センター

地震が発生し多くの避難者が発生した場合には、指定避難所ごとに備蓄品、食料、生活必需品等の物資を蓄え、これを保管することは、多くの労力を要し、管理も不十分となるため、物資配送センターを開設し、食料、生活必需品等の集中管理体制をとることとする。

1. 開設予定場所

東大阪市防災倉庫を物資配送センターの予定場所とする。また、被災状況に応じ東大阪アリーナや東大阪市花園ラグビー場を物資配送センターの候補地として検討する。

なお、不足すると考えられる場合は、必要に応じて、民間事業者の管理する施設の活用も含め他の場所を選定し、物資配送センターを開設する。

2. 取扱物資

物資配送センターでの取扱品は、次のとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品、生活用資器材等の備蓄品
- (2) 高齢者、障害者等要配慮者に係る食料、生活必需品、生活用資器材等の備蓄品
- (3) 大量一括購入した食料、生活必需品等
- (4) 救援物資、義援物資
- (5) その他

3. 物資配送センターの運営

- (1) 指定避難所、その他の防災拠点及び緊急輸送路、不通箇所等交通情報を収集し、指定避難所等への物資搬送計画を作成する。
- (2) 救援物資、調達物資等を受入れ、検収、在庫管理、仕分け等を行い、指定避難所等への搬送を行う。
- (3) ボランティア等の協力を得て、品種別の仕分け等を行い、可能な限り早期に分配・搬送を行う。
- (4) 搬送にあたっては、必要な車両を確保するとともに、バイクまたは自転車も活用する。
- (5) 物資の管理・搬送等にあたっては、民間事業者のノウハウや能力等も活用しながら、迅速かつ効果な運営に努める。

4. 分配についての留意事項

- (1) 救援物資等は、原則として公平に配分する。
- (2) 配分に当たっては、できるだけ早期にこれを行う。
- (3) 数量不足や均質なものが必要量確保されない場合であっても早急に配分するものとし、(乳) 幼児・子ども・高齢者・障害者等要配慮者、被害の著しい者等に優先して配分を行う。

第7節 福祉活動等

《実施担当》防災体制部局等

事務局、人権文化部、福祉部、生活支援部

災害により、要配慮者が被害を受けたときは、被害状況やニーズの把握に努めるとともに、適切な処置を行う。

第1 要配慮者の被災状況等の把握

1. 避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握

(1) 災害発生直後には、「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に則して、避難行動要支援者の名簿情報等を活用し、消防等の救援専門機関による活動に加えて、民生委員や自主防災組織等による地域での支援活動、また災害の状況に応じて地域住民や救援ボランティアの協力を得て、避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。また、被災により保護者を失う等の要保護児童の速やかな発見、保護に努める。

(2) 社会福祉施設の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2. 福祉ニーズの把握

被災した要配慮者、社会福祉施設等に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、指定避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した要配慮者への支援活動

1. 在宅福祉サービスの継続的提供

被災した要配慮者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日用生活具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。また、被災した者のPTSD等に対応するため、心のケア対策に努める。

2. 要配慮者の施設への緊急入所等

住宅、指定避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意志を尊重した上で、保健班や医療班のトリアージにより、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。社会福祉施設は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

3. 支援要請

被害規模が大きく、被災した要配慮者の支援に市の力の及ばない状況が生じた場合は、介護職員等の福祉関係職員や災害派遣福祉チーム（DWA T）、災害支援ナースの派遣や要配慮者の他の地域の社会福祉施設等への入所について、大阪府または近隣市町村に要請する。

第3 被災した外国人への支援活動

1. 情報の提供

被災した外国人のため、気象庁をはじめとする国の防災機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図ることから、国や大阪府等関係機関との連携により、次のような情報の提供に努める。

(1) 情報の内容

ア. 被害の状況

イ. 避難指示等による避難情報

ウ. 医療救護情報

エ. 安否情報

オ. 避難所情報

カ. 炊出し、給水、生活必需品等の供給情報

キ. その他

(2) 情報提供手段

ア. 放送局との連携による外国語放送

イ. 本庁舎、交通ターミナル、商業集積地等における情報の掲示

ウ. 広報誌、ミニコミ紙等

2. 支援サービス

被災した外国人の支援のため、上記の情報提供とともに、必要なサービスの提供に努める。

(1) 物的サービス

ア. 食料、生活必需品等の提供

イ. 外国人の居住環境に配慮した避難空間等の提供

(2) 精神的サービス

ア. 相談窓口の開設

イ. ボランティア等による通訳支援等

第8節 防疫、保健衛生活動

《実施担当》防災体制部局等

健康部

災害時において、生活環境の衛生確保に関する指導、感染症発生及び流行の未然防止、感染症患者の応急的救助や防疫を迅速かつ強力に実施し、被災地域における飲食等に起因する危害発生の防止に努め、市民生活の安全を図るものである。また、震災においては避難が長期化するおそれがあるため、被災者の健康維持のための健康状態把握や、福祉部局と連携し精神的安定のための支援の実施を行うなどの必要な措置を講ずるよう努める。保健衛生活動

第8節 防疫、保健衛生活動

の拠点となる保健所において、災害応急対策に備えるため、BCPの視点も踏まえライフラインをはじめ必要な資機材（自家発電機・ポータブル電源の整備等）の準備や環境整備（支援チームの執務室や駐車場等の確保）を行うなど、体制が整ったところから順次必要な措置を講ずるものとする。

第1 防疫活動

(1) 災害発生後、感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症（※）のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。

(2) 一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。

(3) 次の防疫活動を実施する。

ア. 消毒措置の指導（感染症法第27条）

感染症発生時の患者の家屋、立ち寄り先等の消毒を指導する。

イ. ねずみ族及び昆虫等の駆除指導（感染症法第28条）

ウ. 指定避難所の防疫指導

避難所内の防疫指導を行い、感染症の早期発見、給食等施設の衛生管理及び防疫知識の普及徹底を図る。必要箇所には、消毒薬及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つよう指導を行う。

エ. 衛生教育及び広報活動

パンフレット及びリーフレット等を利用して、災害時における感染症予防に関する注意事項を周知させる。災害発生時において、あらゆる機会を捉え、被災者に対して衛生指導を行う。

オ. ゴミ仮置場の衛生指導等

ゴミの仮置場及び腐敗ゴミについては、必要に応じ消毒を指導する等衛生管理に努める。

(4) 防疫に必要な消毒薬を調達、確保する。

災害の状況により、被災地の各戸に自治協議会等の協力を得て、消毒薬の配布及び散布機器の貸出を行う。

(5) 大阪府の指示により、臨時予防接種を行う。（予防接種法第6条）

災害の状況及び被災地の感染症発生状況により、予防接種を対象地域及び期間を定めて迅速に実施する。

(6) 感染症検索のため、患者家族及び飲食関係業者等の検便を早急に実施するとともに、病原菌汚染の疑いのある飲食物等の試験検査を行い、感染症のまん延防止に努める。

(7) 防疫活動が十分でないと認められるとき、またはそのおそれがあるときは、大阪府に協力を要請するものとする。

第8節 防疫、保健衛生活動

(8) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、自ら措置を行う。

(9) 災害関連死の防止の観点から、長期化する避難生活により、持病等が悪化し、災害関連死に至ることがないように、医療的ケア等のニーズを把握し、関係者間で情報等を共有する仕組みを構築することにより、速やかに医療につなげるよう努めるものとする。

(※) 【一類感染症】

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

【二類感染症】

急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1またはH7N9であるものに限る。）

【三類感染症】

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

第2 食品及び環境衛生監視

1. 活動方針

災害時において、飲食に起因する危害の発生を防止し、また生活環境の衛生を確保するため、食品及び環境関係営業者等に対する監視指導を迅速かつ円滑に行い、被災地における食品並びに環境衛生の保持に努める。

2. 食品および環境衛生監視組織

災害時の状況に応じ、衛生監視員による監視指導を行う。

3. 監視指導業務

衛生班は、関係機関と緊密な連絡のもとに、次の業務を行う。

- (1) 指定避難所、炊出しの給食施設等の衛生監視及び救護用食品の監視指導
- (2) 食品の製造施設、運送、販売業者の食品の取扱い及び監視、指導
- (3) 食品関係業者の監視・指導及び不良食品等の供給の排除
- (4) 飲料水の衛生指導
- (5) 被災地区住民に対する衛生指導
- (6) その他食品に起因する危害発生の防除

第3 動物保護等の実施

市は「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1. 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、市獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2. 指定避難所における動物の適正な飼育

- (1)飼い主とともに避難した動物の飼養について、府、市獣医師会等関係団体等と協力して、適正飼育の指導を行う。
- (2)動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、府、市獣医師会等関係団体等と協力して、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
- (3)指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。
- (4)府、他の自治体との連絡調整及び応援要請を行う。

3. 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、警察等の関係者と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第4 保健衛生活動における連携体制

府及び市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

また発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制や設備等の整備、災害対応マニュアルの整備・充実及び保健師等に対する研修・訓練の実施等により災害時の体制整備に努める。

第9節 社会秩序の維持

《実施担当》防災体制部局等

事務局、都市魅力産業スポーツ部、大阪府警察

災害時において市民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、市民への呼びかけ、所要の警備活動、経済の安定対策を講じるものとする。

第1 市民への呼びかけ

地震発生時に、被災地や隣接地域の市民に対し、市民が適切な判断による行動がとれるよう、防災関係機関と協調して広報活動を積極的に行うとともに、災害状況、各種の応急対策の推進及び市の災害応急対策活動方針等の周知を図る。更に、民心の安定、市民間の協調関係の育成及び復興意欲の高揚を図るとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警備活動

大阪府警察は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連携協力のもと、犯罪防止対策を重点として警備活動を実施する。

第3 暴力団排除活動の徹底

大阪府警察は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開すること

が予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

第4 物価の安定及び物資の安定供給対策

市及防災関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と経済の復興の促進を図る。

1. 物価の監視

大阪府や他の市町村と協力して物価の動きを調査、監視するとともに、不当な価格で販売する業者に対し勧告・公表等を含む適切な措置を講じる。

2. 消費者情報の提供

生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに心理的パニックの防止に努める。

3. 生活必需品等の確保と物価抑制

生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県市、事業者等と協議し、必要な物資を確保する。また、流通経路の回復を促進して、生活必需品等の供給を回復させ、それらが速やかに市場に流通し、物価が安定するように努める。

第10節 ライフライン応急対策

《実施担当》防災体制部局等

土木部、上下水道局、大阪ガス（株）、関西電力（株）、関西電力送配電（株）、NTT西日本（株）

道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第1 ガス施設災害応急対策

応急復旧期の活動は、初動期の活動に準じる。

第2 電気施設災害応急対策

応急復旧期の活動は、初動期の活動に準じる。

第3 通信施設災害応急対策

応急復旧期の活動は、初動期の活動に準じる。

第4 上水道施設の応急対策

災害発生時における上水道施設の被害に対し、応急措置を講じるとともに、機能の回復に万全を期すものとする。

1. 応急給水

(1) 必要に応じて仮設配管を実施し、応急給水に努める。

第10節 ライフライン応急対策

- (2) 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、重要給水施設（防災活動拠点、主要医療機関、指定避難所）へ優先的な応急給水を行う。
- (3) 給水拠点を設け、給水車、給水タンク車により応急給水を行う。
- (4) あんしん給水栓を利用し、仮設給水用具により応急給水を行う。
- (5) 応急給水は、自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を依頼して行う。
- (6) 市の力では円滑な応急給水が困難なときは、関係機関、協定市町村、日本水道協会、大阪広域水道企業団及び大阪府等に応援を要請し、迅速に給水体制を確立する。
- (7) 関係機関等に応援を要請した場合は、事務局に報告するものとする。

2. 復旧活動の実施

- (1) 被害状況を的確に把握し、復旧計画を作成する。
- (2) 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、重要給水施設（防災活動拠点、主要医療機関、指定避難所）へ優先的な復旧を行う。
- (3) 基幹施設の復旧を優先に行い、逐次末端の施設の復旧を行う。
- (4) 市は、被害箇所の復旧に全力をあげる。市の力では円滑な復旧が困難なときは、関係機関、協定市町村、日本水道協会、大阪広域水道企業団及び大阪府等に応援を要請し、復旧活動に万全を期すものとする。
- (5) 上記(1)～(4)については、逐次事務局に報告する。

3. 応急復旧資機材、人員等の確保

応急復旧に必要な資機材、人員等については、市は業者の協力を得、全力をあげてこれを行う。市の力では円滑な復旧が困難な場合には、関係機関、協定市町村、日本水道協会、大阪広域水道企業団及び大阪府等に応援を要請するとともに事務局に報告する。

4. 災害時の広報

市民に対し、破損箇所、復旧作業の状況、復旧の時期及び供給再開時の注意事項等を広報する。

- (1) 破損箇所
- (2) 給水拠点設置場所
- (3) 給水不能地域
- (4) 被害状況
- (5) 給水できない場合の措置
- (6) 復旧作業の状況
- (7) 復旧見込
- (8) 供給再開時の注意事項
- (9) その他

5. 応援要請

災害の規模によって、市指定給水装置工事事業者等の協力を得ても、なお応急復旧体制を整えることが不可能な場合は、日本水道協会、大阪広域水道企業団及び大阪府等に応援を要請する。

第5 下水道施設の応急対策

災害発生時における下水道施設の被害に対し、速やかに応急措置または応急復旧を講じ、機能の回復を図るものとする。

1. 復旧活動の実施

- (1) 被害状況を的確に把握し、復旧計画を作成する。
- (2) 管路施設では、排水機能の確保に努める。
- (3) 市は、被害箇所の復旧に全力をあげる。市の力では円滑な復旧が困難なときは、関係機関、協定市町村、近隣市町への応援を要請し、復旧活動に万全を期す。

2. 応急復旧資機材、人員等の確保

応急復旧に必要な資機材、人員等については、市は業者の協力を得、全力をあげてこれを行う。市の力では円滑な復旧が困難な場合には、防災関係機関、協定市町村、近隣市町等に応援を要請するとともに事務局に報告する。

3. 災害時の広報

被害情報の早期把握に努め、常に被害全般を掌握し、広報車等により、次の内容の周知に努める。

- (1) 破損箇所
- (2) 排水禁止地区
- (3) 被害状況
- (4) 排水できない場合の措置
- (5) 復旧作業の状況
- (6) 復旧見込
- (7) 排水再開時の注意事項
- (8) 生活水の節水

第11節 自発的支援の受入れ

《実施担当》防災体制部局等

事務局、人権文化部、福祉部他関係部局、東大阪市社会福祉協議会

第1 ボランティアへの活動支援

市、市社会福祉協議会、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携し、ボラン

第11節 自発的支援の受入れ

ティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、連携のとれた支援活動を展開するため、情報共有会議の整備・強化を研修や訓練を通じ推進に努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

1. 受入体制の整備

市は、市社会福祉協議会「災害ボランティアセンター」と連携し、「災害時受援計画」及び市社会福祉協議会が事前に整備するマニュアル等に基づき、次のとおり受入体制の整備を行う。

(1) 市域ボランティアに要請

大規模災害発生と同時に、市社会福祉協議会は災害ボランティアセンターを開設する。

(2) ボランティアのための活動計画

ア. ボランティア活動を必要とする場所、活動内容等についての情報を収集し、ボランティアのための活動計画を作成する。

イ. 受入れ計画を定め、応援を求める作業内容を明示するとともに、応援活動に必要な物資・資器材を確保する。

(3) 窓口の設置

市社会福祉協議会は、市域ボランティアの協力を得て、「災害ボランティアセンター」及びサテライト拠点等に、外来ボランティアのための窓口を設ける。

(4) 窓口業務の役割

ア. 市災害対策本部との連絡調整

イ. ボランティアの募集、登録、コーディネート、派遣の実施

ウ. 被災状況や支援ニーズの情報収集とボランティアの需給調整

エ. ボランティア支援活動に必要な資機材等の調達及び管理

オ. ボランティアの活動状況把握、相談、指導

2. ボランティア等に協力を依頼すべき主要な事項

「災害ボランティアセンター」が、ボランティアの災害応急対策への協力の申し出に対して、依頼すべき活動の主要な内容と時期は、おおむね次のとおりである。

活 動 内 容	明 細	初動混乱期	混乱脱却期	安定期
救 助 救 急 活 動	被災現場	◎	△	－
配 送 ・ 物 品 拠 点 支 援	配 送	△	◎	◎
	入 出 庫	△	◎	◎
	在庫管理	△	◎	◎
	受入事務等	△	◎	◎
給 水 活 動 支 援	注水・積載	○	◎	○
	配 送	○	◎	○
	給水現場活動	○	◎	○
避 難 所 支 援	開設等初動補助活動	◎	△	－
	運営補助活動	△	◎	△
	避難者支援活動	◎	◎	－

第11節 自発的支援の受入れ

指定避難所以外の 避難者への支援	被災現場	◎	◎	◎
災害ボランティアセンター 支援	災害ボランティアセンター、 サテライト拠点	○	◎	○
要配慮者支援	避難所 被災現場	◎	◎	◎
清掃等	避難所 被災現場	○ ◎	－ ◎	－ ◎
障害物除去・がれき処理等	被災現場	◎	◎	○
各種専門技能による支援 ・医療関係 ・福祉関係 ・建築関係 ・無線関係 ・その他	避難所 被災現場	◎	◎	◎

(注) 上記中 ◎ は必要度の非常に高いもの △ は必要度のあるもの
○ は必要度の高いもの － は必要度の少ないか、無いもの

3. 協力者への保険

団体組織、ボランティア等、市の災害対策活動への協力者の事故に備えて、傷害保険をかけることを検討する。

第2 海外からの支援の受入れ

市をはじめ防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講じる。

1. 大阪府との連絡調整

市は、海外からの支援が予想される場合、大阪府と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また国からの照会に迅速に対応する。

2. 支援の受入れ

(1) 市は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

ア. 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

イ. 被災地のニーズと受入れ体制

(2) 市は、海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

ア. 案内者、通訳等の確保

イ. 活動拠点、宿泊場所等の確保

第12節 ごみ収集処理

《実施担当》防災体制部局等

環境部

災害時に排出された一般廃棄物を迅速かつ確実に処理し、被災地の環境衛生に万全を期する。

1. 初期対応

(1) 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

(2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

2. 収集方法

(1) 被災地の状況を考慮して、緊急処理を必要とする地域からごみの収集・搬送を行う。収集を行う際には、あらかじめ収集地域、収集日時を広報する。

(2) 効率的な収集活動を行うため、交通状況を考慮した収集ルートを設定する。

(3) 災害発生後、直ちに、作業が効率的に行えるよう災害の状況などを把握するとともに、現有人員、機材を投入し、なお不足する場合は、許可業者の人員、機材を投入し、収集するものとする。

(4) 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う等の環境整備に努めるものとする。

(5) ごみ集積所

被災地の実情に応じて公園、事業予定地等、一時的な集積場所を各所管と協議の上定める。

●資料1-26：運搬車両台数（ごみ収集処理活動）

3. 処理活動

ごみの処理は、東大阪都市清掃施設組合で行うが、必要に応じ他市へごみの受入れを要請する。

(1) 被災地の生活に支障が生じないようにごみの収集処理を適切に行う。

(2) 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。

(3) 衛生管理上、生活ごみは、早急に収集処理する。

(4) 殺虫剤、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。

●資料1-29：ごみ処理施設

第13節 し尿処理

《実施担当》防災体制部局等

環境部

指定避難所の常設トイレが使用できなくなった場合に備え、仮設トイレの供給及びし尿の処理体制を整備する。

1. 初期対応

(1)し尿処理の関係者から、し尿処理に必要な施設及び体制に係る被害状況と復旧見込みの情報を収集する。

(2)上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを関係部局から聴取し、指定避難所ごとの必要な仮設トイレの数量等に関する情報を収集する。

2. 仮設トイレの設置

1の情報を精査した上で、必要数に応じ災害時協定に基づき、仮設トイレの供給を要請する。

3. 収集運搬

仮設トイレを設置した場合は、災害時協定に基づき、し尿の収集運搬を要請する。

4. 処分

東事業所でし尿を処分できない場合は、大阪府及び相互支援基本協定締結市にし尿の受入れを要請する。

第14節 がれき収集処理

《実施担当》防災体制部局等

環境部、土木部

地震により倒壊した家屋や転倒、落下によりがれきとなった障害物については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に解体撤去作業及び収集・処理し、がれきの適正な分別処理を行う。

1. 初期対応

(1)損壊建物数等の情報を収集し、発生するがれきの全体量を把握する。

(2)がれきの選別・保管等のために、長時間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、大量のがれきの最終処分までの処理体制の確保を図る。

2. 収集処理活動

(1)市が行う損壊建築物等の解体撤去作業は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先する。

(2)がれきは、適正な分別・処理・処分を行い、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用に努め、最終処分量の低減を図る。

第14節 がれき収集処理

(3)アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止、市民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

(4)必要に応じて、大阪府、近隣市町村、関係団体に応援を要請するとともに事務局に報告する。

(5)広域的な体制が必要な場合は、大阪府と東部ブロック市町村との協力体制の整備に努める。

第15節 遺体対策

《実施担当》防災体制部局等

事務局、市民生活部、健康部、上下水道局、関係機関

被災地において、災害に関連して死亡者が発生した場合の遺体の処理及び埋火葬について、遺族等が行うことが困難もしくは不可能である場合は市が代わって実施する。

第1 遺体の処理及び火葬等

1. 遺体の安置及び処理

地震に関連して亡くなった可能性のある人の遺体の処理等について、必要に応じて市が実施する。

(1)遺体安置所は、指定避難所等とは異なるものとし、寺院、公共建築物等での設定に努める。建物内に安置できないときは、テント等を備える。

(2)遺体安置所には責任者を配置するほか、大阪府警察等と連携を図り、隣接する場所に、警察による検視（死体調査）及び医師による検案のための検視場所及び検案場所を確保する。また、検案医師が不足する場合は、大阪府警察と調整し、医師会、日本赤十字社等の支援を要請する。

(3)遺体の洗浄には大量の水が必要となることから、遺体安置所への給水タンク車等の確保に努める。

(4)検視及び検案を行った後、身元が確認された遺体については、遺品とともに遺族に引き渡す。

(5)身元が不明な遺体については、遺品等とともに遺体安置所に安置し、大阪府警察等と連携した身元確認調査を実施する。

(6)身元確認のための写真撮影をして、人相、着衣、所持品、特徴などの掲示または手配を行う。

(7)遺体の安置場所までの搬送に使用する車両は、市有車両で対応できない場合も想定し、民間からの借上げも考慮する。

(8)遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を実施する。

(9)棺、ドライアイス等の埋葬用品の手配・確保を行う。

(10)遺体対策に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてあらかじめ検討する。

第15節 遺体対策

2. 火葬

- (1) 事前に処理能力、場所、交通手段等を把握しておく。
- (2) 施設の被害状況の他、周辺部及び道路等の被害状況の把握を行う。
- (3) 遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講じる。
- (4) 遺族の都合で納骨できない場合、身元不明者の多数の焼骨の保管が必要な場合等のため、応急的な納骨場所の確保を行う。
- (5) 警察官の検視（死体調査）を経て、検視調書（本籍等不明死体調査書）の作成された身元が判明しない遺体、または確認できない遺体については、身元確認の資料、遺品等を保存の上、市長の判断で火葬許可証を交付し、火葬を行い、火葬後の遺骨は寺院等の協力を得て一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。

第2 応援要請

1. 大阪府への応援要請等

自ら遺体の処理、火葬の実施が困難な場合、大阪府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、大阪府に対して必要な措置を要請する。また、大阪府からの応援要請に応じることができる場合は、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。

2. 協定締結団体への応援要請

遺体の搬送、遺体の安置・搬送等に必要な資機材及び消耗品の調達、遺体の安置に必要な施設の提供等について、協定締結団体に要請し、葬儀取扱店等の協力を得て対応する。

第3 火葬場の現況

市立火葬場を資料に示す。

- 資料1-30：市立火葬場

第16節 応急教育等

《実施担当》防災体制部局等

教育委員会事務局

地震発生後、児童、生徒の保護及び市立教育施設の保全措置を講じるとともに、施設の被害または児童、生徒の被災により、通常の教育が行えない場合に対処し、教育施設の応急復旧と被災児童、生徒に応急教育等の措置を行う。

第1 緊急保護対策

1. 園児・児童・生徒の保護

- (1) 地震発生後、教育長若しくは校園長の状況判断により、休校措置等を行うなどの臨機の処置をとる。
- (2) 授業開始後にあつては、注意事項を徹底させ早急に帰宅させる。ただし、保護者不在の

第16節 応急教育等

者、または居住区域に危険のおそれがある者は、校園で保護する。

(3) 登校前に休校措置を決定したときは、直ちにその旨を確実な方法で保護者、児童、生徒等に周知する。

(4) 校園長の判断で休校措置をとった場合は、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

2. 教育施設の保全

教育施設の被害を最小限に防止するため、施設の長は、施設の防災措置を講じるとともに、特に火災の予防、停電、断水等の事故に対する措置を講じる。

第2 教育施設応急復旧対策

(1) 教育施設に被害が発生した場合、施設の長は、教育委員会に速やかにその状況を報告する。

(2) 教育委員会は被害状況を十分に把握し、速やかに施設の応急復旧工事計画を作成し、建築班と協力しながら、復旧資材を確保して、復旧工事を実施する。

(3) 夜間・休日等に災害が発生した場合は、教職員は災害状況に応じあらかじめ定める基準に基づき所属の学校園に参集し、市が行う災害応急・復旧対策に協力するとともに、応急教育の実施及び校園舎の管理のための体制の確立に努める。

第3 応急教育

(1) 学校園長は、災害により通常の授業が実施できないと判断した場合は、施設の応急復旧の状況、教員、園児・児童・生徒及びその家族の被災程度や所在地を確認するとともに交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、市教育委員会または大阪府教育庁と協議し、応急教育実施のための措置を講じる。

ア. 校園舎が指定避難所として利用されている場合の市との協議

イ. 校区外に避難した園児・児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 市は、災害により校園舎が損壊または被災者の指定避難所となっている場合、残存施設の活用や近隣公共施設及び近隣の学校園により、保育・授業を実施する。また、学校が避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

(3) 校舎の全部または一部が破損し、教育を実施する施設の確保が困難となった場合は、代替校舎の確保及び破損校舎の応急修理等適切な措置をとる。

(4) 被災地区の児童、生徒に対しては、その被害状況により被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所・子ども家庭センター等の機関と連携を図りながら、健康の保持及び感染症の予防に万全の措置を講じる。

第4 教職員の確保

災害により教職員の不足を生じたときは大阪府教育庁に調整を求める。

第5 教材、学用品の調達

(1)学用品の給与は、災害救助法に基づき、住家の災害により学用品を失うなど就学上支障のある児童・生徒に対して行う。なお、災害救助法が適用されない場合、速やかに被害状況を調査し、適切な措置を行う。

(2)学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア. 教科書及び教材

イ. 文房具

ウ. 通学用品

(3) 学用品の給与を必要とするとき、学校長は、補給を要する学用品の実数を直ちに教育委員会に報告し、この報告に基づき、教育委員会が認定を行い、業者から調達し供給する。

第6 給食の措置

学校長は、給食施設等に被害があった場合、市教育委員会に報告し、対策について協議し、給食の可否について決定する。この場合、次の事項に留意する。

(1) 被害が発生してもできる限り継続実施するように配慮するとともに、給食施設等の被害のため実施困難な場合は応急措置をとり、速やかに実施できるよう努めること。

(2) 避難場所として使用されている学校については、その給食施設は、被災者炊出し用に利用されている場合も想定されることから、学校給食と被災者炊出しとの調整に留意すること。

(3) 被災地においては、感染症発生のおそれが多いので、衛生については特に留意すること。

(4) 災害により、学校給食の運営が困難になった場合及び給食用物資の確保が困難な場合は、関係機関と協議し適切な対応を行うこととする。

第7 指定避難所としての措置

学校は、非常災害時に避難所として使用されるなど重要な役割を担っているが、基本的には教育施設であり、教育活動の場であることに留意しなければならない。

避難所として使用される学校について、本来の学校機能を早期に回復させるため、学校機能部分と避難所部分との区域を明確に区分するとともに、行政、地域、学校等による避難所運営委員会等を設置し、避難所の運営のあり方を検討する。

第17節 義援金品の受入・配分

《実施担当》防災体制部局等

事務局、都市魅力産業スポーツ部、福祉部、生活支援部、郵便局

市は、被災者あての義援金品の受付窓口を開設して受け付けるとともに、関係機関と協議して配分する。

第17節 義援金品の受入・配分

1. 義援金

(1) 受付

ア. 市に寄託される義援金は、窓口を開設して受付ける。

イ. 義援金の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、市指定金融機関で保管する。

(3) 配分

関係機関等と次の項目について協議の上決定し、配分する。

ア. 配分方法

イ. 被災者等に対する伝達方法

(4) 支給

義援金を支給する。

2. 義援物資

(1) 受付

ア. 市に寄託される義援物資は窓口を開設して、事前申出による調整を行い、受付ける。ただし、原則として個人からの義援物資は受け付けないものとする。

イ. 義援物資の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 保管

義援物資は、被災者に配分するまでの間、物資配送センター等で保管する。

(3) 配分

義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め、早期に配分する。

3. 日本郵便株式会社の援護対策等

日本郵便株式会社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人または団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分

第17節 義援金品の受入・配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配分する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

第18節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理

《実施担当》防災体制部局等

建築部、大阪府

市及び大阪府は、災害救助法第2条で定める区域において、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者を収容するための応急仮設住宅の設置等を行い、また、災害により住家が半焼または半壊し自らの資力では修理出来ない者に対して、日常生活に欠くことの出来ない部分の応急処理を行い、一時的な居住の安定を図る。

第1 住宅関係障害物除去対策

1. 住宅障害物の除去

大阪府は、地震により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去ができない者に対して障害物の除去を行う。

なお、必要に応じ、市に委任することができる。

2. 大阪府への要請

住宅障害物の除去について大阪府から市に委任があった場合、大阪府地域防災計画に基づき、市は要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等、大阪府に対して必要な措置を要請する。

第2 応急仮設住宅の供与等

1. 対象者

住家が全焼、全壊または流出して居住する住家がなく、自らの資力では、住宅を確保することができない被災者で、次のような者とする。

入居者の選考にあたっては、被災者の資力その他生活条件等十分調査するとともに、必要に応じ、民生委員の協力を得て行うものとする。

- (1) 生活保護法の被保護者及び要保護者
- (2) 特定の資産のない失業者
- (3) 特定の資産のない寡婦及び母子世帯
- (4) 特定の資産のない老人、病弱者及び障害者
- (5) 特定の資産のない勤労者
- (6) 特定の資産のない小企業者

第18節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理

(7) 前各号に準じる経済的弱者

2. 応急仮設住宅の設置

(1) 設置場所

設置する用地は、大阪府と十分調整したうえで、市が提供する。被災者が相当期間居住することを考慮し、保健衛生、交通、教育等についても十分に考慮して、市保有の都市計画公園その他公有地を選定する。やむを得ない場合は、私有地を利用するものとし、所有者等と十分協議して選定する。

(2) 設置方法等

大阪府が実施者となり、市はその委任を受けて行う場合もある。大阪府の定める応急仮設住宅設計を基準とし、請負により行うものとする。設置戸数、規模及び費用の限度、着工期限、供与期間等に関しては、災害救助法の基準によるものとし、併せて以下の事項に留意する。

ア. 大阪府と協力して、建設型応急住宅の管理を行う。

イ. 大阪府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。

ウ. 入居者に建設型応急住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。

エ. 高齢者・障害者に配慮した建設型応急住宅の設置に努める。

(3) 運営管理

市は、各建設型応急住宅の適切な運営管理を行う。この際、府と連携して、建設型応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、建設型応急住宅における家庭動物の受入に配慮する。

3. 応急仮設住宅

市域において民間賃貸住宅の空家等が存在する地域における災害の場合、「大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度(借上型仮設住宅)マニュアル」に基づき、民間団体等の協力を得ながら被災した市民自らが選定した民間賃貸住宅を大阪府が借り上げて、供与する応急仮設住宅(賃貸型応急住宅)を積極的に活用する。

4. 市営住宅等への一時入居

市は建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市営住宅等の空き家への一時入居の措置を講じる。

5. 不足する場合

市域に建設した応急仮設住宅が不足し、または不足する見込みがあるときは、これを大阪府に要請し、他市町村または他府県に建設型応急住宅を建設する。

第3 住宅の応急修理

1. 個人住宅の応急修理

(1) 対象者

住宅が半焼または半壊し、そのままでは当面の日常生活が営めず、かつ、自らの資力では修理が出来ない被災者であること。例示については応急仮設住宅に準じる。

(2) 修理方法

住宅の居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分を請負により現物給付をもって実施する。

(3) その他

修理戸数、費用の限度、実施期間等に関しては、災害救助法の基準によるものとする。

2. 公営住宅の応急修理

公営住宅の被害については、公営住宅法に定められているとおり、それぞれの管理者において迅速に復旧修理し、居住の安定を図るものとする。

第4 建築物の応急危険度判定活動

地震活動による二次災害を軽減し、建築物の安全性に対する市民の不安を解消するために、応急危険度判定を地震直後から実施する。

1. 被災建築物応急危険度判定士の派遣要請

判定実施本部長は必要に応じて大阪府に対して判定士等の支援要請を行う。

2. 判定作業の準備

判定作業実施にあたり、あらかじめ以下の準備を整える。

(1) 判定区域地図の準備、判定区域の割当

(2) 被災建築物応急危険度判定士受入名簿の作成、判定チームの編成

(3) 判定実施マニュアル、判定調査票、判定ステッカー、その他判定資機材

3. 輸送手段、宿泊施設、食事等の確保

被災建築物応急危険度判定士の輸送手段、宿泊施設、食事等を確保する。

4. 判定作業の広報

応急危険度判定の実施に関する内容や判定結果に対する注意事項等危険度判定作業に関して被災者へ広報する。

5. 判定作業の実施

判定作業は、判定実施マニュアルに基づいて実施する。

第5 住宅に関する相談窓口の設置等

1. 住宅相談窓口の設置

応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

第18節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理

また、大阪府は専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。

2. 民間賃貸住宅への円滑な入居のための措置

大阪府及び市は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、被災の前後における家賃の状況の継続的把握、貸主団体及び不動産産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第3編 第3章 災害復旧・復興対策

第1節 生活の安定

《実施担当》防災体制部局等

全部局

第1 復旧事業の推進

市をはじめ防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざすことを基本として、復旧事業を推進する。

被災時においては、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

1. 公共施設の復旧

被災した公共施設の災害復旧については、単に原形復旧にとどまらず、再度の災害の発生を防止するため、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して必要な施設の新設または改良等を行うものとする。

(1) 河川、砂防設備等の復旧

河川、砂防設備等の管理者は、管理する施設及び設備が災害により被害を受けた場合に、安全を確保し、速やかな復旧に努める。

(2) 交通施設の復旧

ア. 鉄道施設

各鉄道管理者は、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、被害の状況に応じ重要度の高い線区から速やかに本復旧を図る。

イ. 道路

各道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物等が災害により被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件及び沿道等の復旧計画と調整の上、被害を受けた施設を復旧する。

また市は府に対し、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、府道または府が管理する道路と交通上密接である市町村道について、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって災害復旧等に関する工事を府が行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度を要請する。

(3) その他の公共、公益施設の復旧

次の公共、公益施設について、緊急度に応じて、速やかに復旧を図る。

第1節 生活の安定

医療施設、通信施設、上水道、工業用水道、下水道、農林施設、電気施設、ガス施設、社会福祉施設、教育施設、その他の施設。

2. 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業の決定は、知事、市長の報告、資料及び実施調査の結果等に基づき決定されるものであるが、法律または予算の範囲内において国が全部または一部を負担し、または、補助して行われる災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき援助される事業は、次のとおりである。これらについて、査定実施が速やかに行われるよう、関係書類の作成に努める。

(1) 法律により一部負担または補助するもの

ア. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

イ. 公立学校施設災害復旧費国庫負担法

ウ. 公営住宅法

エ. 土地区画整理法

オ. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

カ. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

キ. 予防接種法

ク. 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

ケ. 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(2) 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づくもの

ア. 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

イ. 農林水産業に関する特別の助成

ウ. 中小企業に関する特別の助成

エ. その他の財政援助及び助成

① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

③ 市町村が施工する感染症予防事業に関する負担の特例

④ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例

⑤ 水防資材費の補助の特例

⑥ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

⑦ 産業労働者住宅建設資金融通の特例

⑧ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

第2 被災者の生活確保

1. 金融措置等

災害により被害を受けた市民が、その痛手から再起更生するように被災者に対する租税の徴収猶予

第1節 生活の安定

及び減免、資金の融資等について定めることにより被災者の生活の確保を図る。

(1) 市税の納税緩和措置

市は、被災した納税義務者または特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という）に対し、地方税法または市税条例等により市税の納税緩和措置として、期限延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して適宜適切な措置を講じる。

ア．期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出または納付若しくは納入することができないと認めるときは、当該期限を延長する。

イ．徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき徴収を猶予する。

ウ．減 免

被災した納税義務者等に対し、必要と認める場合は、該当する税目について減免を行う。

エ．滞納処分の執行停止等

災害により滞納者が無財産になる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講じる。

(2) 災害弔慰金等の支給と災害援護資金等の貸付

ア．市

①市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、次の支給及び貸付を行う。

- a 災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。
- b 災害により精神または身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金を支給する。
- c 災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

②市緊急小口生活資金貸付金基金条例に基づき、天災その他不慮の災害による生活困窮者に対して速やかに自力更正させるため緊急小口生活資金の貸付を行う。

イ．大阪府

生活福祉資金の災害援護資金貸付

災害により被害を受けた低所得者に対して速やかに自力更正するよう、大阪府社会福祉協議会は生活福祉資金貸付制度により、民生委員・市の社会福祉協議会の協力を得て災害援護資金を予算の範囲内において貸付を行う。ただし、ア、① c の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍以下）を対象とする。

(3) 被災者生活再建支援金

市は、被害状況を取りまとめ、大阪府を通じて、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

第1節 生活の安定

ア. 被災者生活再建支援制度の概要

①被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

②対象となる自然災害

地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害等その他の自然現象により生じる被害で、対象となる災害の程度は次のとおりである。

a 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号に該当する被害（同第2条のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害。

b 大阪府全域で100世帯以上の住居が全壊する被害が発生した自然災害及び本市において10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

③支給対象世帯

自然災害により、

a 住宅が全壊した世帯

b 住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

c 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯

d 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

e 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

④支給金額

支給額は、以下の「a」「b」の合計額となる。

a 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

・上記③ a～cの世帯 100万円

・上記③ dの世帯 50万円

※世帯人数が1人の場合は、それぞれ3／4の額となる。

b 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

・住宅を建設または購入した場合

上記③ a～dの世帯 200万円

上記③ eの世帯 100万円

・住宅を補修した場合 100万円

上記③ a～dの世帯 100万円

上記③ eの世帯 50万円

・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く）

第1節 生活の安定

上記③ a～dの世帯 50万円

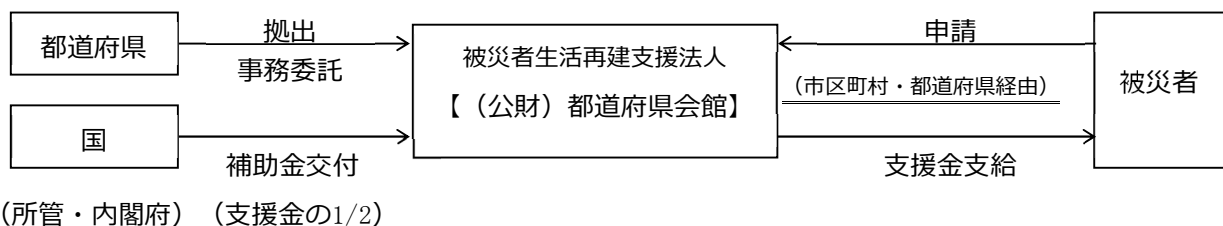
上記③ eの世帯 25万円

※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。(中規模半壊世帯は1/2)

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

⑤ 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは次図のとおり。



2. 住宅の確保

住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行い、災害用応急仮設住宅から恒久、良質の住宅に切り替えることにより、被災者の住環境の改善を図る。

(1) 公共住宅の供給促進

ア. 市営住宅の修繕と供給

損壊市営住宅を速やかに修繕するとともに、被害の程度に応じて市営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

イ. 府営住宅、公社・都市再生機構住宅の既存の空き家活用

府営住宅、公社・都市再生機構住宅の既存の空き家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

ウ. 特定優良賃貸住宅の供給

良質な民間賃貸住宅の借上げ等を行い、自力での住宅確保が困難な中堅所得層等に対して供給する。

(2) 住宅の修理、建設の融資

大規模災害(災害救助法の適用を受ける災害)によって住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構から災害復興住宅の建設資金または補修資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

(3) 罹災都市借地借家臨時処理法の適用申請

建物の復興に伴い、借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の

第1節 生活の安定

安定が阻害されるおそれのある場合は、大阪府を通じて国に法の適用申請を行う。

3. 流通機能の回復

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

(1) 商品の確保

ア. 生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不足量については、国、大阪府、企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させる。

イ. 各鉄道、道路等管理者は、速やかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

(2) 物価の監視

消費生活関連物資価格の動きを調査・監視するとともに、不当な価格で販売する業者に対しては、勧告、公表等を含む適切な措置を講じる。

(3) 消費者情報の提供

生活関連物資等の在庫量、適正価格、販売場所等の必要な消費者情報を提供し、消費者の利益を図るとともに、心理的パニックを防止する。

(4) 営業再開の指導

市場、大型量販店、小売店等が、営業を再開するとともに、施設、設備の復旧を図るよう指導する。

4. 雇用機会の確保

国や府の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、避難住民等に対する被災地域等の実情に応じた雇用の支援に努める。

第3 中小企業の復興支援

被災した中小企業の再建を促進するため、資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、国・大阪府に要請するとともに、関係各部局、関係機関、団体等の協力を得て、必要な広報活動を積極的に実施する。

1. 資金需要の把握・調査

大阪府が行う中小企業関係の被害状況の調査及び資金需要の把握等について協力する。

なお、市は、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

2. 資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

(1) 政府系金融機関の融資

ア. 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

第1節 生活の安定

イ. 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

(2) 大阪府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等に対し、災害復旧や経営安定のための制度融資を活用するなどにより、融資を実施する。

第4 農林業関係者の復興支援

被災した農林業関係者の施設の復旧及び経営の維持安定を図るため、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、国・大阪府に要請するとともに、関係各部署、関係機関、団体等の協力を得て、必要な広報活動を積極的に実施する。

1. 資金需要の把握・調査

大阪府が行う農林業関係者等に対する被害状況の調査及び資金需要の把握等について協力する。

2. 資金の融資

農業協同組合等の協力を得て、大阪府と協力・連携して被災した農林業関係者に対する資金の融資が、迅速かつ円滑に行われるよう支援する。

(1) 天災融資資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）

ア. 融資機関は、経営、事業に必要な資金を融資する。

イ. 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇される。

(2) 農林水産事業資金

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林漁業等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

(3) 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林業者に対して、経営資金を融資する。

第2節 復興の基本方針

《実施担当》防災体制部局等

全部局

被災者の生活再建を支援し、災害の再発防止に配慮した施設復旧を図り、より安全に配慮した地域復興のための基礎的な条件づくりに努める。

1. 災害復興方針の策定

被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災市民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、大阪府等関係機関と協議を行い、現状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興等の検討を行い、災害復興方針を策定する。方針を策定した後、速やかに大阪府等関係機関に通知するとともに、市民に周知する。

2. 災害復興計画の策定

- (1) 災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的かつ速やかな復興に努める。
- (2) 災害復興方針が、現状復旧を基本とする場合は、災害の再発を防止できるよう可能な限り改良復旧を行う計画とする。
- (3) 市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、市民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画策定段階で復興後のあるべき姿を明確にして、市民の理解を求めつつ策定する。

3. 住宅復興計画の策定

市及び大阪府は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災者の実情に沿った施策を推進する。

4. 生活再建に対する支援

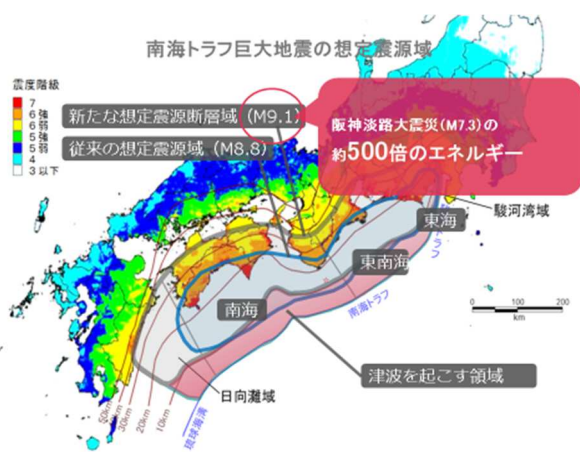
市及び大阪府は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第3編 付編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総 則

第1 推進地域の指定

南海トラフ法において、本市は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれがある「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されていることから、南海トラフ法第5条の規定に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進計画」を作成する。



第2 推進計画の目的

本計画は、東大阪市防災会議が国の基本計画や府の推進計画を基本として、南海トラフ法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における総合的な南海トラフ地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第3 推進計画の役割

本計画は、南海トラフ地震による災害に関し市、府、その他の防災関係機関の役割と責任を明らかにするとともに防災関係機関の業務等についての基本的な事項を示し、市その他の防災機関、事業者が防災計画等の作成にあたっての指針となり、市民の参考となるものである。

第4 防災関係機関が災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策として行う事務または業務の大綱

第1編 総則編【共通】 第1章 第6節 防災関係機関が災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策として行う事務または業務の大綱に準じる

第5 基本的な考え方

地震発生等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難である。地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、

第1章 総 則

「より安全な防災行動を選択」することが重要であり、市民の日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるため、平時からの突発地震に備えた事前対策の推進を基本とする。

1. 大規模地震の発生可能性が高まったと判断できる3つのケース

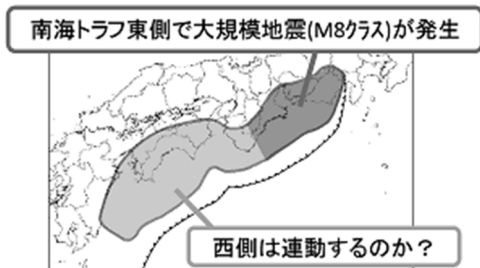
地震発生時期・規模・位置等についての確度の高い予測は困難であるとの現時点の科学的な知見を踏まえつつ、本計画では、大規模地震の発生可能性が平常時より高まったと評価された場合の防災対応を対象とする。

なお、「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（令和7年8月改定 内閣府）」では、南海トラフ沿いで観測される異常な現象のうち、「半割れケース」「一部割れケース」「ゆっくりすべりケース」の典型的な3つのケースが示されている。

(1) 半割れケース

南海トラフの想定震源地内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が高まったと評価された場合を想定する。

【半割れケースのイメージ】



南海トラフ地震の想定震源地内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下、「M」という）8.0以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が高まったと評価する。想定震源地の7割程度以上が破壊された段階で、おおむね想定震源地全体が破壊されたとみなす。

(2) 一部割れケース

南海トラフ沿いで大規模地震に比べて一回り小さい地震（M7クラス）が発生した場合を想定する。

【一部割れケースのイメージ】

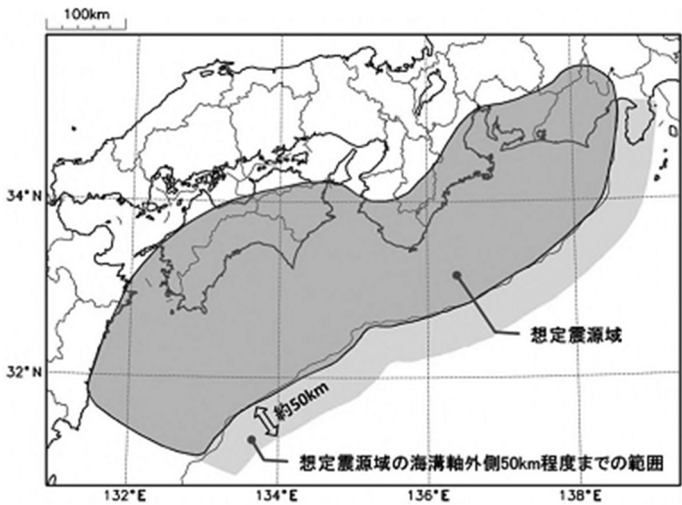


南海トラフ地震の想定震源地内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が高まったと評価する。

第1章 総 則

また、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km 程度までの範囲で発生したM7.0 以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱う。

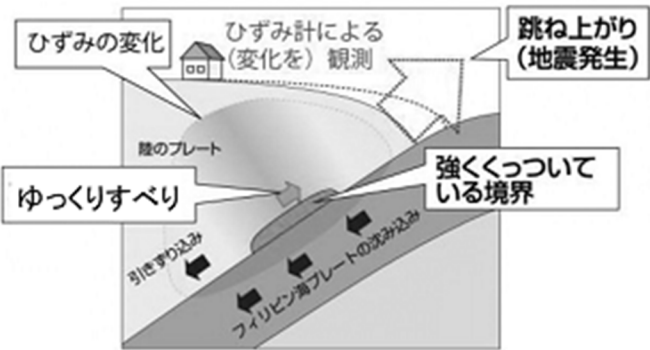
【南海トラフ地震の想定震源域及び海溝軸外側50km程度までの範囲】



(3) ゆっくりすべりケース

ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合を想定する。

【ゆっくりすべりのイメージ】



上記の現象が観測された場合、大規模地震発生の可能性が高まったと評価する。南海トラフでは前例のない事例であり、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっているといった評価はできるが、現時点において大規模地震の発生の可能性の程度を定量的に評価する手法や基準はない。

(4) 各ケースの防災対応の考え方

以下に、3つのケースの概要を示す。

	半割れケース	一部割れケース	ゆっくりすべりケース
特性	・南海トラフ沿いにおける「半割れケース」を含む大規模地震の発生頻度は100～150年程度に1度 ・南海トラフ沿いの大規模地震のうち直近2事例は、それぞれ約2年、約32時間の時間差をもって連続してM8以上の地震が発生 ・世界の事例では、M8.0以上の地震発生後1週間以内にM8クラス以上の地震が発生	・南海トラフ沿いの発生頻度は15年程度に1度 ・南海トラフ沿いの「一部割れケース」に相当する地震の直近7事例では、その後大規模地震が発生した事例はない ・世界の事例では、M7.0以	・南海トラフでは前例のない事例 ・現時点において大規模地震の発生の可能性の程度を定量的に評価する手法や基準はない

第1章 総 則

	する頻度は十数回に1回程度	上の地震発生後1週間以内にM8クラスの地震が発生する頻度は数百回に1回程度	
社会の状況	・被災地域では、応急対策活動を実施 ・被災地域以外では、大きな被害は発生しないものの、沿岸地域では大津波警報・津波警報が発表され、住民は避難	・震源付近の地域では大きな揺れを感じるとともに、一部の沿岸地域では避難 ・「半割れケース」と比較して、大きな被害は発生しない	・南海トラフでは前例のない事例として学術的に注目され、社会的にも関心を集めている
住民の対応	沿岸域等の避難を前提とした防災対応を実施 ・地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難 ・地震発生後の避難では間に合わない可能性がある地域の要配慮者は避難し、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ・それ以外の地域の住民は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる	地震への備えの再確認等を中心とした防災対応を実施 ・日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	地震への備えの再確認等を中心とした防災対応を実施 ・日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる
企業の対応	・不特定多数の者が利用する施設や、危険物取扱施設等については、出火防止措置等の施設点検を確実に実施 ・大規模地震発生時に明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合には、それを回避する措置を実施 ・それ以外の企業についても、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる ※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨	・日頃からの地震への備えを再確認する等 ※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨	・日頃からの地震への備えを再確認する等 ※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨
最も警戒する期間	・1週間を基本 ・その後、「一部割れケース」の防災対応を1週間取ることを基本	・1週間を基本	・すべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまで

（南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（令和7年8月改定 内閣府）から）

第6 南海トラフ地震臨時情報の発表

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出された気象庁マグニチュード6.8程度以上の地震が発生、または南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等に、大規模地震発生との関連性について調査を開始または調査を継続している旨を知らせる「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件

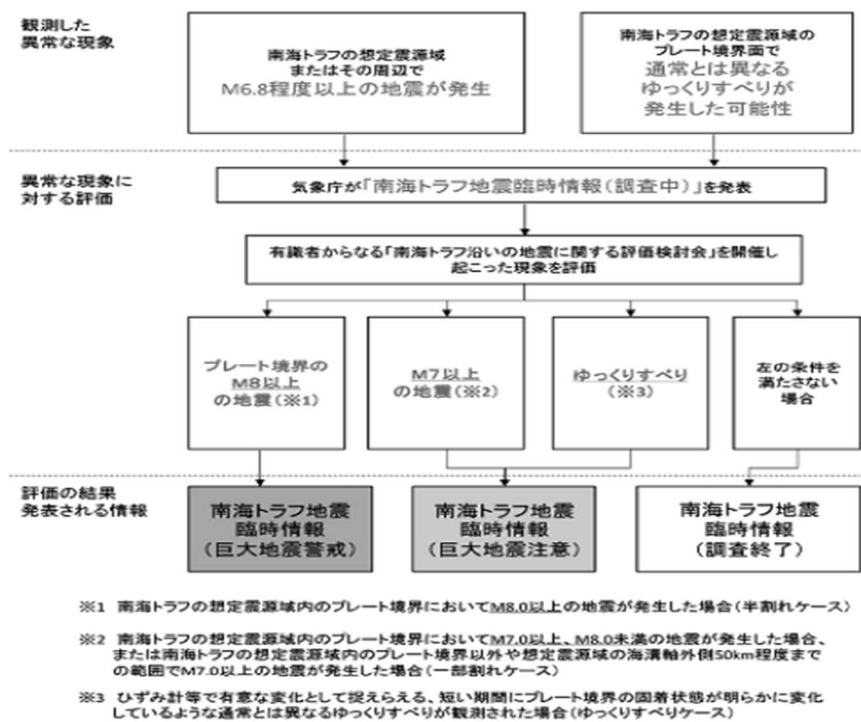
情 報 名	情 報 発 表 条 件
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード（※）8.0以上の地震が発生したと評価した場合に発表

第1章 総 則

南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード(※)7.0以上M8.0未満またはプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でモーメントマグニチュード(※)7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生もしくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合に発表
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	上記いずれの発表条件も満たさなかった場合

(※)【モーメントマグニチュード】断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

南海トラフ地震臨時情報に関する基本的流れ



(南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン(令和7年8月改定 内閣府)から)

第7 南海トラフ地震臨時情報等発表時の措置

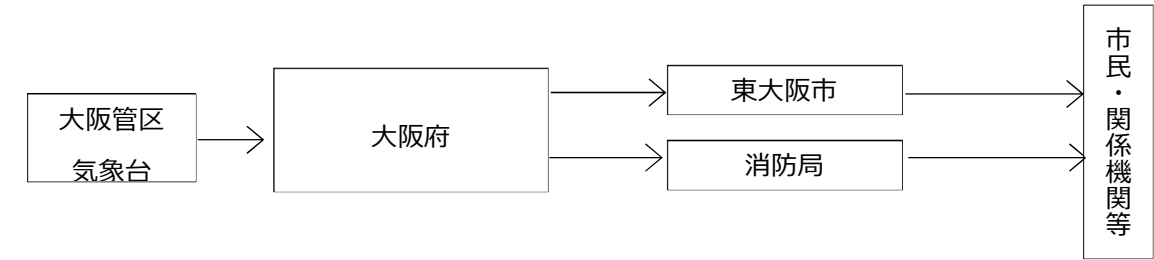
南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、災害応急対策業務を踏まえ、速やかな対応ができるよう準備するものとする。また、南海トラフ地震関連解説情報の発表に留意するものとする。

1. 伝達系統及び伝達事項

大阪管区気象台が発表する南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連解説情報及びその他、関連する必要な留意事項等をLアラート(災害情報共有システム)、市ウェブサイト、SNS等により伝達する。

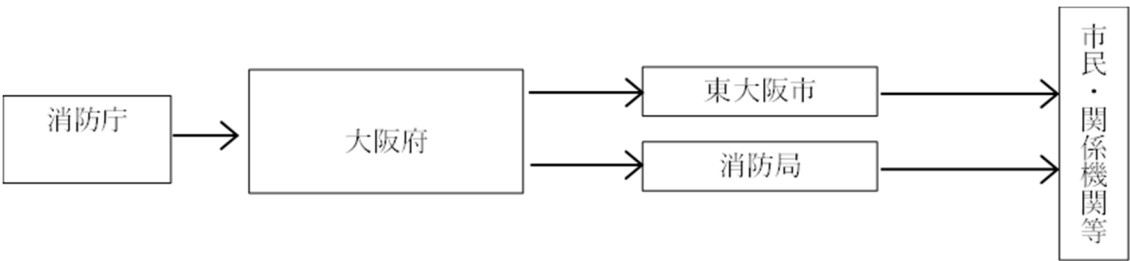
第1章 総 則

南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報が発表された場合は、市は速やかに市民への呼びかけ等の対応を実施する。



南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、国における会議の結果は消防庁から一括して伝達されるため、市は速やかに市民への呼びかけ等の対応を実施する。



第1章 総 則

防災対応の流れ

	プレート境界のモーメントマグニチュード8以上の地震 ※1	モーメントマグニチュード7以上の地震 ※2	ゆっくりすべり ※3
発生直後 「ゆっくりすべりケース」は検討が必要と認められた場合	●個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		●個々の状況に応じて防災対応を準備・開始
(最短) 2時間 程度	<u>巨大地震警戒対応</u> ●日頃から地震への備えを再確認する等 ●地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ●地震発生後の避難では明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	<u>巨大地震注意対応</u> ●日頃から地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	<u>巨大地震注意対応</u> ●日頃から地震への備えを再確認する等
1週間			
2週間 ※4	<u>巨大地震注意対応</u> ●日頃から地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
すべりが収まったと評価されるまで	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震発生まで			●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

上表内の対応は標準を示したものであり、個々の状況に応じて変わるものである。

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード7.0以上、モーメントマグニチュード8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

※4 2週間とは、巨大地震警戒対応期間（1週間）+巨大地震注意対応期間（1週間）

・「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（令和7年8月改定 内閣府）」の概要より抜粋

2. 配備体制及び市民への周知内容

第1編 総則編【共通】 第1章 総則 第9節 会議の動員体制及び会議の開催基準（南海トラフ地震臨時情報発表時）に基づいた体制をとるとともに、国、大阪府（南海トラフ地震臨時情報への対応（呼びかけ内容等）に関するガイドライン）に準じ、市民に対して次の内容を基本とする呼びかけを行う。

(1) 巨大地震注意が発表された場合

第1章 総 則

ア 基本的な呼びかけ事項

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されました。大規模地震が発生する可能性は平時に比べて数倍程度高い状況です。大規模地震はいつ発生してもおかしくありません。あわてず落ち着いた行動をお願いします。

〈日頃からの地震の備えの再確認〉

- ☐安全な避難場所・避難経路の確認 ☐家具の固定（L字金具・家具転倒防止板）
- ☐家族との連絡手段の確認 ☐非常食など備蓄の確認
- ☐ハザードマップ（土砂災害等）で、お住まいの地域のリスクを確認

〈臨時情報発表に伴う特別な備え〉

- ☐就寝時に非常持ち出し品や靴等を必ず枕元に置き、すぐに逃げられる体制を常時維持してください
- ☐非常持ち出し品を必ず常時携帯してください
- ☐旅行、帰省等外出先の情報を必ず確認してください

〈その他注意事項〉

- ☐国や市町村等の公式な情報源からの情報を確認し、偽・誤情報に惑わされないようにしてください
- ☐過度な買いだめ・買い急ぎは自粛してください

〈事業者等が取るべき対応〉

- ☐すぐに避難できるよう避難場所、避難経路、避難誘導手順の再確認を徹底してください
- ☐従業員や利用者へ正確・迅速な情報伝達を行ってください

イ 地域の特性に応じた呼びかけ

（ア）土砂災害の恐れのある地域への呼びかけ内容

- ☐いつ大規模地震が発生するか分かりません。斜面の反対側や家屋の2階で就寝・生活してください。
- ☐いつ大規模地震が発生するか分かりません。危険な場所（＊）に近づかないでください

＊土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等

（イ）その他の特性に応じた呼びかけ内容

- ☐ため池 対象：住民、事業者等

内容：ため池の決壊による浸水想定を確認してください

- ☐観光地 対象：観光客、事業者等

内容：避難経路の確認をしてください

- ☐過疎地域 対象：住民、事業者等

内容：避難経路の確保をしてください

- ☐密集市街地対象：住民、事業者等

内容：避難経路の確保、倒壊の危険性がある建物へ近づかないでください

ウ 要配慮者・外国人などに対する呼びかけ

- ☐避難行動要支援者等

第1章 総 則

内容：避難支援者との連絡先等の確認をしてください。モバイルバッテリーや非常用持ち出し袋の確認をしてください。

□在留外国人および旅行者

手法：やさしい日本語による呼びかけ、多言語での情報発信化や、やさしい日本語による表記

エ 呼びかけの頻度

毎日1回以上

オ ツール

ウェブサイト・SNSを基本とし、公用車・青パト等を活用

(2) 巨大地震警戒が発表された場合

ア 基本的な呼びかけ事項

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました。大規模地震が発生する可能性は平時に比べて百倍程度高い状況です。大規模地震はいつ発生してもおかしくありません。（〇〇で発生した地震により、〇〇地方では（大津波警報・津波警報・津波注意報の発令や）被害も発生しています。）あわてず落ちついた行動をお願いします。

〈日頃からの地震の備えの再確認〉

□安全な避難場所・避難経路の確認 □家具の固定（L字金具・家具転倒防止板）

□家族との連絡手段の確認 □非常食など備蓄の確認

□ハザードマップ（土砂災害等）で、お住まいの地域のリスクを確認

〈臨時情報発表に伴う特別な備え〉

□就寝時に非常持ち出し品や靴等を必ず枕元に置き、すぐに逃げられる体制を常時維持してください

□非常持ち出し品を必ず常時携帯してください

□旅行、帰省等外出先の情報を必ず確認してください

〈その他注意事項〉

□国や市町村等の公式な情報源からの情報を確認し、偽・誤情報に惑わされないようにしてください

□過度な買いだめ・買い急ぎは自粛してください

〈事業者等が取るべき対応〉

□すぐに避難できるよう避難場所、避難経路、避難誘導手順の再確認を徹底してください

□従業員や利用者へ正確・迅速な情報伝達を行ってください

イ 地域の特性に応じた呼びかけ

(ア) 土砂災害の恐れのある地域への呼びかけ内容

□いつ大規模地震が発生するか分かりません。命を守るために斜面の反対側や家屋の2階で就寝・生活してください

□いつ大規模地震が発生するか分かりません。危険な場所（＊）に近づかないでください

第1章 総 則

*土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等

(イ) その他の特性に応じた呼びかけ内容)

□ため池 対象：住民、事業者等

内容：ため池の決壊による浸水想定を確認してください

□観光地 対象：観光客、事業者等

内容：避難経路の確認をしてください

□過疎地域 対象：住民、事業者等

内容：避難経路の確保をしてください

□密集市街地対象：住民、事業者等

内容：避難経路の確保、倒壊の危険性がある建物へ近づかないでください

ウ 要配慮者・外国人などに対する呼びかけ)

□避難行動要支援者等 内容：避難支援者との連絡先等の確認をしてください。モバイルバッテリーや非常用持ち出し袋の確認をしてください

□在留外国人および旅行者 手法：やさしい日本語による呼びかけ。多言語での情報発信化や、やさしい日本語による表記。

エ 呼びかけの頻度

在住者、滞在者へ漏れなく伝わるよう毎日2回以上

オ ツール

ウェブサイト・SNSを基本とし、公用車・青パト等を活用

(3) 日頃からの周知・広報の実施

ア 周知・広報すべき内容

① 南海トラフ地震の概要

- ・最大クラスの地震により想定される震度や津波高等
- ・最大クラスの地震により想定される被害（人的・物的被害等）
- ・地震発生度における迅速避難等の防災行動の徹底による減災効果等

② 平時から実施すべき地震への備え

- ・自治体における地震への備え（避難施設や避難路の整備、ハザードマップの整備、避難所の整備等）
- ・住民における地震への備え（家具の固定、備蓄の準備・確認、避難経路や避難場所の確認等）
- ・事業者等における地震への備え（災害発生時の職員の役割分担や連絡手段の確認、什器の固定等）

③ 臨時情報の概要と情報発表時にとるべき防災対応

- ・情報を発表する目的や内容、伝達の手段や流れ等
- ・情報に関する留意事項（『南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン』（内閣府、令和7年

第1章 総 則

8月)を参照)

- ・情報が発表された際にとるべき防災対応の基本的な考え方
- ・情報が発表された際にとるべき防災行動
- ・自治体における防災行動（関係機関や職員への正確かつ迅速な情報伝達等）
- ・住民における防災行動（揺れを感じたり津波警報等が発表されたりした際に、直ちに避難できる態勢の確保、身の安全を確保する備え等）
- ・事業者等における防災行動（従業員や施設利用者への正確かつ迅速な情報伝達等）

イ 周知・広報手段

- ・広報紙への掲載やチラシの折り込み
- ・市庁舎や集客施設等におけるポスター掲載
- ・情報に関するチラシやリーフレット、マンガ冊子等の配布
- ・ウェブサイトでの周知（内閣府や気象庁のウェブサイトへのリンクバナー等）
- ・X（旧Twitter）等のSNS

臨時情報の制度や発表時の防災対応については、要配慮者や外国人に正しく理解してもらうことも重要であり、やさしい日本語や多言語化等による情報発信などについて、地震防災上必要な教育及び広報に当たり留意する。

第2章 災害対策本部等の設置等

第1 災害対策本部等の設置

南海トラフ地震または当該地震と判断される規模の地震(震度5弱以上を観測)が発生したときは、災害対策基本法第23条及び東大阪市災害対策本部条例(昭和42年3月30日東大阪市条例第97号)に基づき設置する。

第2 災害対策本部等の組織及び運営

非常配備体制の組織は、災害が発生した場合、または「南海トラフ地震臨時情報」の内容に応じて、本市に大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合、通常業務を中断し、緊急に情報の収集及び市域の被害の実態を把握し、効果的に災害対策を実施する組織であり、本部中枢組織及び活動組織からなる。非常配備体制がとられたときは、行政組織から防災体制部局へ移行する。

1. 本部長

- (1) 本部は市長を本部長とし、副市長及び危機管理監並びに市長が予め指名した者を副本部長とする。
- (2) 市長が不在の場合は、副市長、危機管理監または市長が予め指名した者を本部長臨時代行とすることが出来る
- (3) 勤務時間外において市長の参集が遅れる等の場合の本部長臨時代行は、最初に参集した2名の本部員の内、上席者を本部長臨時代行とし次のいずれかの者が参集するまでその任にあたり、以後上席者が到着するたびに本部長臨時代行は交替し、最後に市長の到着をもって本部長臨時代行は終了する。

2. 組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、『東大阪市地域防災計画 総則編【共通】第1章 第7節 防災体制部局・班の事務分掌、及び第8節 第2 組織』に定めるところによる。

第3 災害応急対策要員の参集

地震が発生したとき、関係機関は相互連携のもとに的確かつ円滑に災害応急対策活動を実施するため、平常体制から本部体制に移行することとし、この場合の組織及び動員について定めるとともに、初動期、特に、勤務時間外の初動のあり方は、被害の発生及び拡大を大きく左右することから、その迅速かつ円滑な活動のあり方を定めることとする。

1. 動員配備基準

第1編 総則編【共通】第1章 総 則 第9節 会議 動員体制及び会議の開催基準(自然災害他)に準じる。

2. 地震発生直後の対応

第3編 地震災害対策編 第1章 初動期の活動 第1節組織動員 第1地震発生直後の対応に準じる。

第3章 地震発生時の応急対策等

第1 地震発生時の応急対策

1. 情報の収集・伝達

災害発生後、大阪府や防災関係機関と相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、津波警報等、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。また、あらかじめ緊急情報収集伝達計画に定められた緊急を要する事務に就く者は、緊急情報収集伝達計画に基づき、定められた所掌事務の処理のため出勤する。

（緊急情報収集伝達計画の履行）各部局で情報収集を行った場合は防災情報システムまたは活動報告様式を活用し、各部局の総務班等を通じて事務局に報告する。

被災の状況により通常の情報伝達網が寸断されることを考慮し、一つの手段に支障がでても対応できるようにバックアップ体制、多ルート化を検討する。

情報連絡系統図は第3編 地震災害対策編 第1章 初動期の活動 第2節 連絡体制 情報連絡系統図のとおり

(1)各部局が行うべき緊急情報収集活動

第3編 地震災害対策編 第1章 初動期の活動 第2節 連絡体制 2. 各部局が行うべき緊急情報収集活動に準じる

(2)大阪府への報告

第3編 地震災害対策編 第1章 初動期の活動 第4節 本部中枢の動き 第2事務局員 4. 大阪府への報告に準じる。

2. 施設等の緊急点検・巡視

所属長は、東大阪市地域防災計画 地震災害対策編 第1章 第1節 第1 3. 人員、施設の点検に定めるところにより、公共施設等、防災活動の拠点施設、避難場所に指定されている施設や土砂災害危険場所の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努める。

3. 二次災害の防止

地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について必要な措置をとるものとする。

4. 救助・救急・消火・医療活動

救助・救急・消火活動については、東大阪市地域防災計画 地震災害対策編 第1章 第5節 第5 消防局に定めるところによる。

医療活動については、東大阪市地域防災計画 地震災害対策編 第1章 第5節 第3 救急医療、及び第2章 第4節 医療体制に定めるところによる。

第3章 地震発生時の応急対策等

5. 物資調達

- (1) 市その他の防災関係機関は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために必要な食糧、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄計画を作成することとする。
- (2) 市は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画をあらかじめ作成しておくこととする。
- (3) 市は、災害発生後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他市との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を大阪府に供給要請する。

6. 輸送活動

輸送活動については、東大阪市地域防災計画 地震災害対策編 第1章 第8節 輸送体制の確保の定めるところによる。

7. 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、東大阪市地域防災計画 地震災害対策編 第2章 第4節 医療体制、及び第2章 第8節 防疫・保健衛生活動の定めるところによる。

第2 資機材、人員等の配備手配

1. 物資等の調達手配

各担当部は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材の確保に努め、府に対し、物資等の確保状況を速やかに報告する。また、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び旅行者やドライバー等（以下「旅行者等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のために必要な物資等が不足する場合は、府が保有する物資等の払出等の措置及び市町村間のあっせん等の措置をとるよう要請する。

2. 人員の配備

市本部は、人員の配備状況を府に報告する。

3. 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

各担当部及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、東大阪市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。具体的な措置内容は、各機関において別に定める。

第3 他機関に対する応援要請

「災害時受援計画」に基づき、災害対策基本法や各種協定等により、他の地方公共団体、防災関係機関等に対し応援を要請し、円滑な応急・復旧活動を行う。緊急消防援助隊、地方公共団体・指定地方行政機関等及び自衛隊に対する応援要請については、東大阪市地域防災計画 地震災害対策編 第2章 第1節 応援の要請の定めるところによる。

第4章 防災訓練計画

1. 目的

市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び市民、自主防災組織との協調体制の強化を図ることを目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

2. 実施目標

1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。

3. 災害応急訓練

1の防災訓練は、避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報または南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。

4. 訓練内容

市は、大阪府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

- (1) 職員参集訓練及び本部設置、運営訓練
- (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 津波警報または南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
- (4) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に大阪府及び防災関係機関に伝達する訓練

第5章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、東大阪市地域防災計画 災害予防対策編【共通】第2章 第1節 防災知識普及計画の定めるところによるほか、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、市民への地震に関する情報提供、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

また、本市は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」であり、南海トラフ地震が発生した場合、著しい地震災害が生ずるおそれがあることから、市職員に防災知識の普及を図るとともに、南海トラフ地震臨時情報が発表された際にも、できるだけ冷静に日常生活・事業活動を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間、地震発生に注意した行動をとるため、南海トラフ地震の発生に対する備えの重要性を市民・事業所に啓発する。

1. 市職員に対する防災知識の普及

市は、地震災害応急対策に従事する職員を中心に必要な防災教育を行うものとする。防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合、「地域防災計画」、「業務継続計画」、「災害時受援計画」、「災害時活動マニュアル」等に基づき、職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震等の広域的な大規模地震にかかる防災対策に関する知識
- (6) 今後南海トラフ等の広域的な大規模地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容
- (8) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

2. 市民に対する啓発

市は、防災関係機関と協力して、市民に対する防災啓発を実施するものとする。防災啓発は、地域の実態に応じて行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時

第5章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

(4) 正確な情報入手の方法

(5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

(6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

(7) 避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法等の取り決め

(8) 避難生活に関する知識（避難所開設の長期化も見据えた避難者による管理運営体制に関する啓発を含む）

(9) 平素市民が実施しうる応急手当、水・食料・生活物資等の備蓄、家具の固定、非常持ち出し袋の配備、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容

(10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(11) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動に関する知識

(12) 地震が発生した場合にも個々の状況に応じてできるだけ安全な部屋で就寝するなど平素から安全を意識した行動をとること

3. 事業所に対する啓発

市は、事業所の減災・縮災のために防災啓発を実施するものとする。防災啓発は、特に以下の内容について実施するものとする。

(1) 南海トラフ地震に関するBCPの確認

(2) 後発地震に備えて、人的・物的被害の軽減を図るための防災対応力の強化

第6章 南海トラフ地震等の時間差発生による災害拡大防止

第1 南海トラフ地震が時間差発生した場合への対応指針

1. 対応指針

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合、第1章から第3章に定める情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置及び各部局が行うべき緊急情報収集活動などを行うこととする。

2. 応急危険度判定の迅速化等

市は、府の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物や土砂災害警戒区域等が次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や土砂災害警戒区域等の応急危険度判定を早急に実施するとともに、危険な建築物への立ち入り禁止や警戒区域の設定等を行うものとする。

第2 東海地震発生の場合への対応

従来は東海地震の直前予知が可能との考えのもと、予知情報に基づく警戒宣言が発令されるときがあるとされてきた（下記のとおり）。しかし、平成25年度の「南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会」の報告では「現在の科学的見地からは、確度の高い地震の予測は難しい」とされた。その後、平成29年9月、国の中央防災会議防災対策実行会議において、「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の検討結果が報告された。

これを受け、気象庁では、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始（平成29年11月1日）することとし、これに伴い、東海地震のみに着目した情報の発表は行わないとした。しかし、東海地震発生の可能性については、従来とは変わらないものであり、東海地震の後には、南海トラフ地震の発生も懸念されることから、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとし、南海トラフ地震が連続して発生した場合に生じる危険について市民に周知する。

東海地震は、わが国で直前予知が可能な唯一の地震であり、直前予知に基づく的確な防災体制の整備は、東海地震対策の中でも極めて重要な位置づけとなっている。地殻変動の変化により東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合には、「東海地震注意情報」が、東海地震が発生するおそれが高まったときは「東海地震予知情報」が発表される。

内閣総理大臣は、「東海地震予知情報」を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

第4編 風水害対策編 第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の収集伝達

《実施担当》防災体制部局等

全部局

市及び防災関係機関は、大阪管区气象台等の発する気象予警報等を、あらかじめ定めた伝達経路により、関係機関及び市民に伝達し、周知徹底を図る。災害が発生するおそれがある場合は、気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や、災害の危険性の予測を早期に行うための措置を講じるものとする。また、一旦被害が発生したときには、正確で詳細な情報収集を行い、被害規模を可能な限り早期に把握する。

1. 気象予警報等

(1) 注意報【警戒レベル 2】 ※早期注意情報【警戒レベル 1】

災害が起こるおそれのあるときに注意を呼びかけるために発表する。

種 類	発 表 基 準
レベル2 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合や、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれない場合に発表
レベル2 大雨注意報	表面雨量指数、流域雨量指数またはその両方を組み合わせた基準のいずれかがレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合に発表
レベル2土砂災害注意報	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル2土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合に発表
レベル2高潮注意報	水位又は潮位がレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合に発表（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね18時間前までに発表）
大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表
強風注意報	落雷等により被害が予想される場合
風雪注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。气象台において実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下になると予想される場合
波浪注意報	高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表
雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表 具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表
なだれ注意報	なだれによる災害が発生するおそれがあると予想したときに発表 山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表 具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が発生するおそれのあるときに発表

第1節 気象予警報等の収集伝達

着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表 雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温0℃付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表 具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると発表
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表 具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表 温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあると発表

(2) 警報【警戒レベル 3相当】

重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけるために発表する。

種 類	発 表 基 準
レベル3 氾濫警報	氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合や、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表
レベル3 大雨警報	表面雨量指数、流域雨量指数またはその両方を組み合わせた基準のいずれかがレベル3 大雨警報の基準値に到達することが予想される場合に発表
レベル3 土砂災害警報	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル4 土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね3～6時間先に基準値に到達することが予想される場合）に発表
レベル3 高潮警報	水位又は潮位がレベル4 高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合に発表（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね18時間前までに発表）
大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表 暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける ただし「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪警報を発表
波浪警報	高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表

(3) 危険警報【警戒レベル4相当】

重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況であることを警告するために発表する。

種 類	発 表 基 準
レベル4 氾濫危険警報	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合や、氾濫危険水位に到達した場合に発表
レベル4 大雨危険警報	表面雨量指数がレベル4 大雨危険警報の対象となる1km格子において、レベル4 大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合や、流域雨量指数がレベル4 大雨危険警報の対象となる河川の1km格子において、レベル4 大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合に発表
レベル4 土砂災害危険警報	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル4 土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合）に発表
レベル4 高潮危険警報	水位又は潮位がレベル4 高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合に発表（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね6時間前までに発表）

第1節 気象予警報等の収集伝達

(4) 特別警報【警戒レベル 5相当】

予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きいことを警告するために発表する。

種 類	発 表 基 準
レベル5 氾濫特別警報	台風や集中豪雨等により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合に発表※
レベル5 大雨特別警報	台風や集中豪雨等により浸水害の起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合に発表
レベル5 土砂災害特別警報	台風や集中豪雨等により土砂崩れの起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合に発表
レベル5 高潮特別警報	台風や温帯低気圧等に伴う海面の異常上昇により浸水害の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合に発表
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表

第 1 節 気象予警報等の収集伝達

特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表

東大阪市	府県予報区	大阪府		
	一次細分区域	大阪府		
	市町村等をまとめた地域	東部大阪		
特別警報	レベル 5 大雨	表面雨量指数基準	レベル 5 大雨特別警報の基準値 ¹ 以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合	
		流域雨量指数基準	レベル 5 大雨特別警報の基準値 ¹ 以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合	
	レベル 5 土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	基準値 ¹ 以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合	
	レベル 5 高潮	水位（高潮予報区間）		
	暴風	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
	暴風雪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大雪	県府程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度続くと予想される場合		
	波浪			
危険警報	レベル 4 大雨	表面雨量指数基準	対象格子 ¹ においてレベル 4 大雨危険警報の基準値 ¹ に到達することが予想される場合	
		流域雨量指数基準	対象河川の格子 ¹ においてレベル 4 大雨危険警報の基準値 ¹ に到達することが予想される場合	
	レベル 4 土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	レベル 4 土砂災害危険警報の基準値 ¹ に到達することが予想される場合（おおむね 2 時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）	
	レベル 4 高潮	水位（高潮予報区間）		
警報	レベル 3 大雨	表面雨量指数基準	レベル 3 大雨警報の基準値 ¹ に到達することが予想される場合	
		流域雨量指数基準	レベル 3 大雨警報の基準値 ¹ に到達することが予想される場合	
		複合基準 ^{*2}	レベル 3 大雨警報の基準値 ¹ に到達することが予想される場合	
	レベル 3 土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	レベル 4 土砂災害危険警報の基準値 ¹ に到達することが予想される場合（おおむね3～6 時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）	
	レベル 3 高潮	水位（高潮予報区間）		
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm
			山地	12時間降雪の深さ20cm
波浪	有義波高			
注意報	レベル 2 大雨	表面雨量指数基準	レベル 2 大雨注意報の基準値 ¹ に到達することが予想される場合	
		流域雨量指数基準	レベル 2 大雨注意報の基準値 ¹ に到達することが予想される場合	
		複合基準 ^{*2}	レベル 2 大雨注意報の基準値 ¹ に到達することが予想される場合	
	レベル 2 土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	レベル 2 土砂災害注意報の基準値 ¹ に到達することが予想される場合	
	レベル 2 高潮	水位（高潮予報区間）		
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm
			山地	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	規程	100m	
	乾燥	最小湿度40％で実効湿度60％		
	なだれ	①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上		
		②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの高温 ^{*2}		
	低温	最低気温-5℃以下		
	霜	晩霜期 最低気温4℃以下		
	着氷			
	着雪	24時間降雪の深さ：平地20cm以上 山地40cm以上 気温：-2℃～2℃		
レベル 5 氾濫特別警報・レベル 4 氾濫危険警報・レベル 3 氾濫警報・レベル 2 氾濫注意報の発表対象となる河川予報区のうち、東大阪市に関係する河川予報区名及び基準観測所名		(河川予報区名)：基準観測所名 (大和川下流)：柏原、(淀川)：枚方 (淀川水系寝屋川流域)：寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地（恩智川水位） 住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋		

* 1 気象警報発表の基準値や格子の設定については気象庁ウェブサイトに掲載。
* 2 表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表している。
* 3 気温は大阪管区気象台の値。

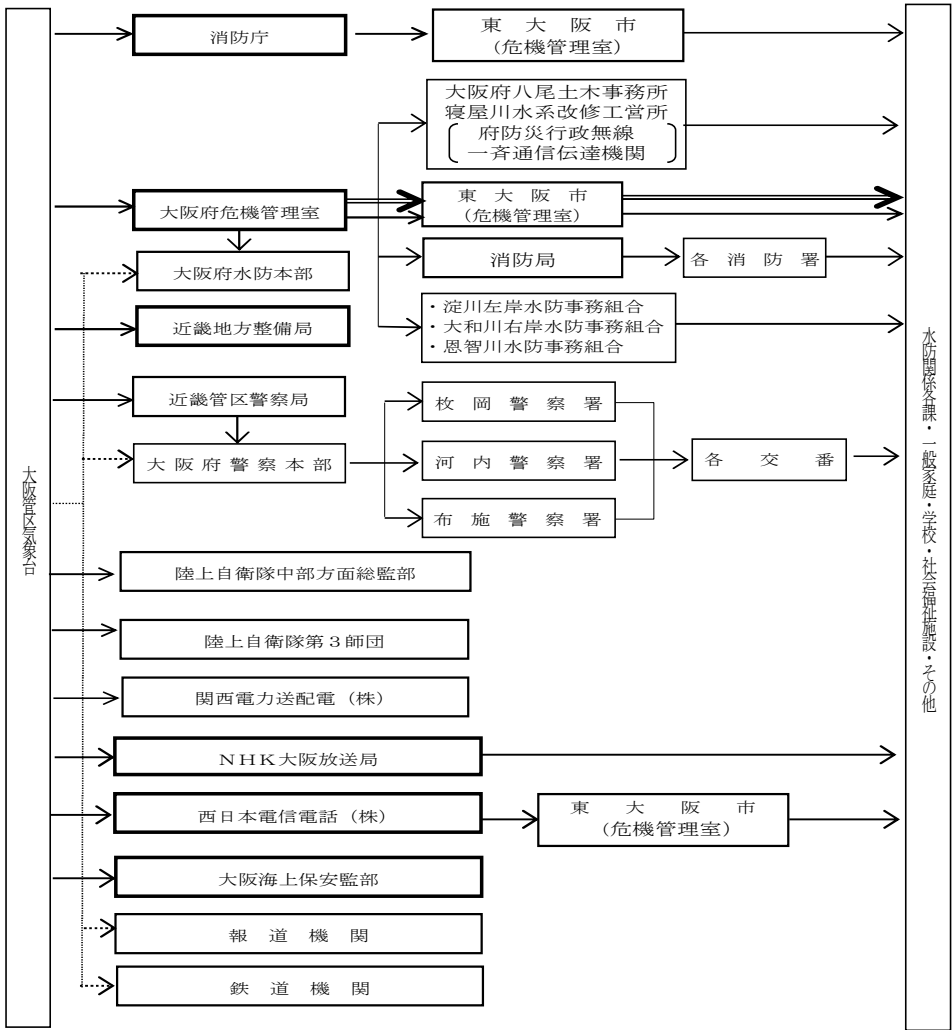
第1節 気象予警報等の収集伝達

キキクル（土砂災害、浸水害、洪水災害）の概要

種 類	概 要
土砂キキクル（土砂災害発生 の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分ごとに更新しており、レベル3土砂災害警報やレベル4土砂災害危険警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを確認することができる。
浸水キキクル（浸水害の危険 度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分ごとに更新しており、雨が強まってきたときや大雨特別警報・危険警報・警報・注意報が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを確認することができる。
洪水キキクル（洪水災害の危 険度分布）	大雨による中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりを、5段階に色分けして地図上に示す情報。危険度の判定には3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いており、中小河川の特徴である急激な増水による危険度の高まりを事前に確認することができる。 また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報や国管理河川の洪水の危険度分布について表示しており、中小河川の洪水危険度と合わせて確認することができる。

2. 気象予警報等収集伝達計画

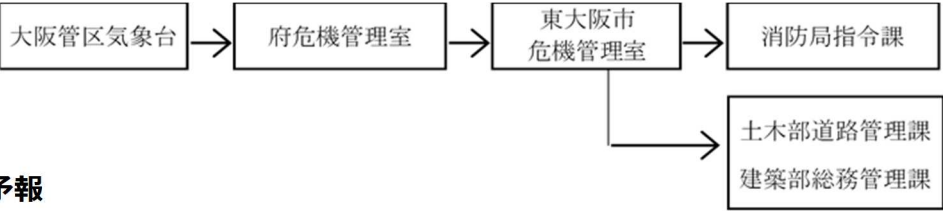
(1) 大阪管区気象台が発表する注意報、警報等の伝達図



※注1：太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
※注2：二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第1節 気象予警報等の収集伝達

(2) 大阪府危機管理室から本市への伝達系統



3. 洪水予報

(1) 淀川、大和川洪水予報

大阪管区气象台と近畿地方整備局は、「淀川洪水予報実施要領」、「大和川洪水予報実施要領」に基づき、淀川洪水予報、大和川下流洪水予報を共同で発表する。（気象業務法第14条の2第3項、水防法第10条第2項）

標 題（ 種 類 ）	発 表 基 準
レベル2 氾濫注意報	いずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
レベル3 氾濫警報	いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
レベル4 氾濫危険警報	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。
レベル5 氾濫特別警報 (氾濫発生情報)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。

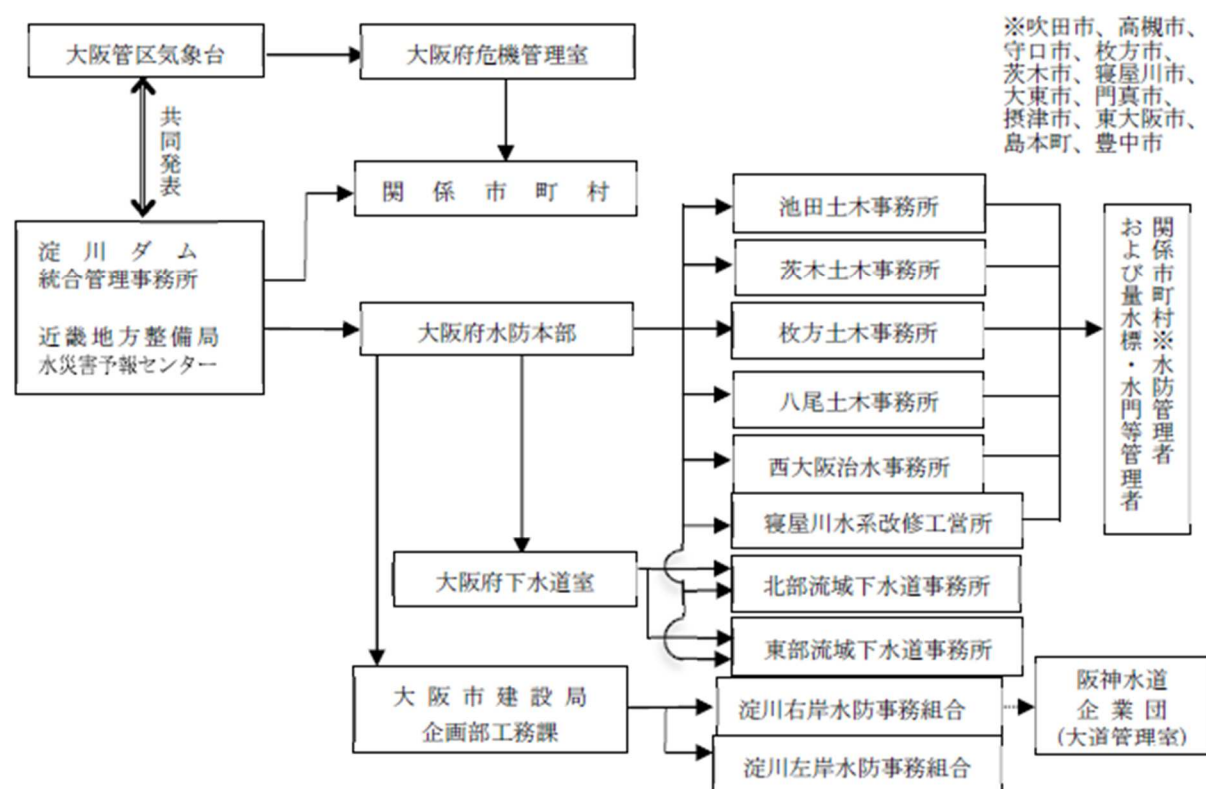
(2) 寝屋川流域寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、平野川分水路、楠根川洪水予報

大阪管区气象台と大阪府は、「寝屋川流域洪水予報実施要領」に基づき、寝屋川流域洪水予報を共同で発表する。（気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条）

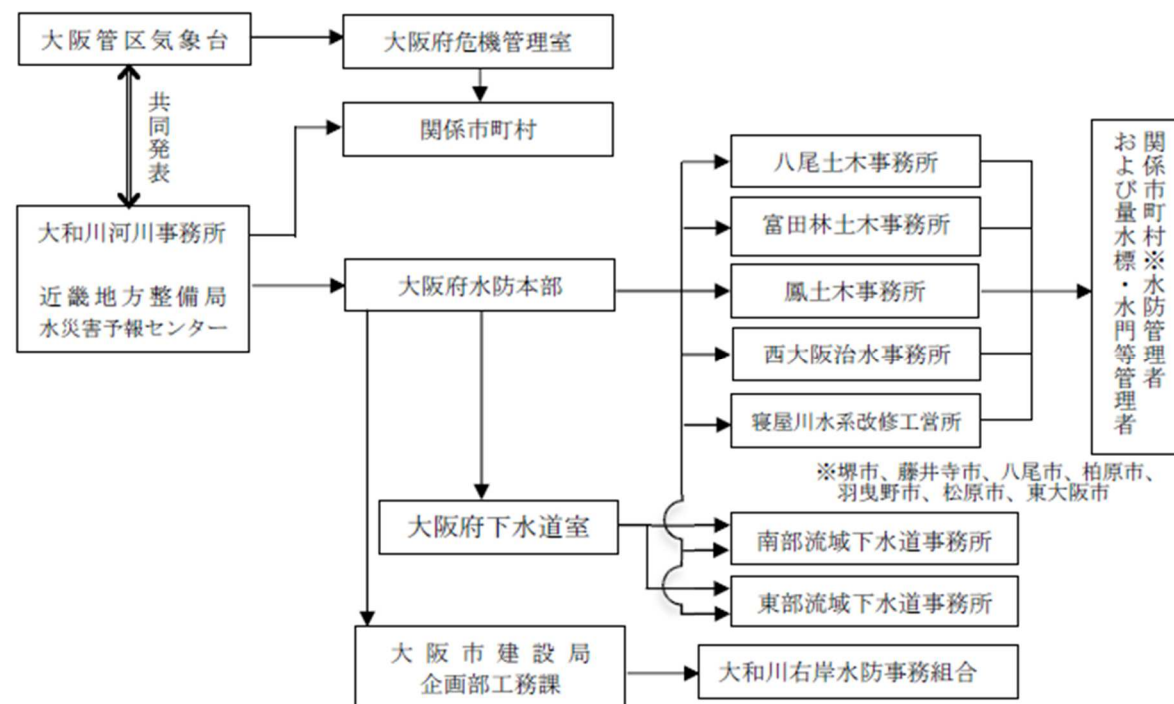
標 題（ 種 類 ）	発 表 基 準
レベル2 氾濫注意報	いずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
レベル3 氾濫警報	いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
レベル4 氾濫危険警報	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。
レベル5 氾濫特別警報 (氾濫発生情報)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。

第1節 気象予警報等の収集伝達

淀川洪水予報連絡系統

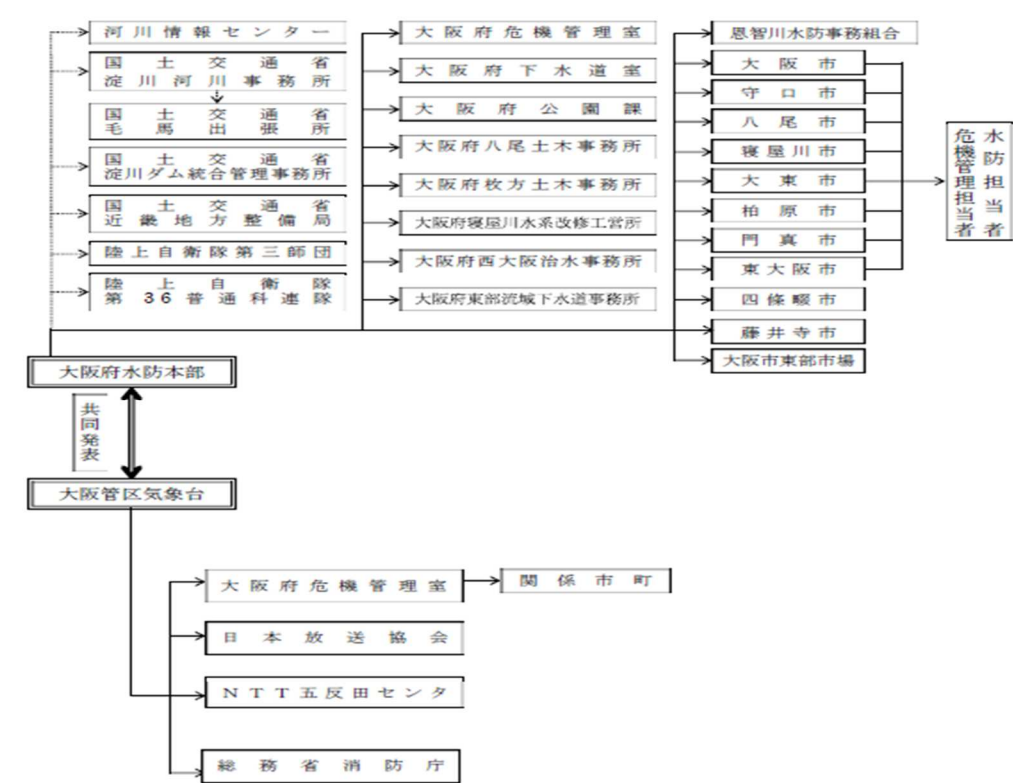


大和川洪水予報連絡系統

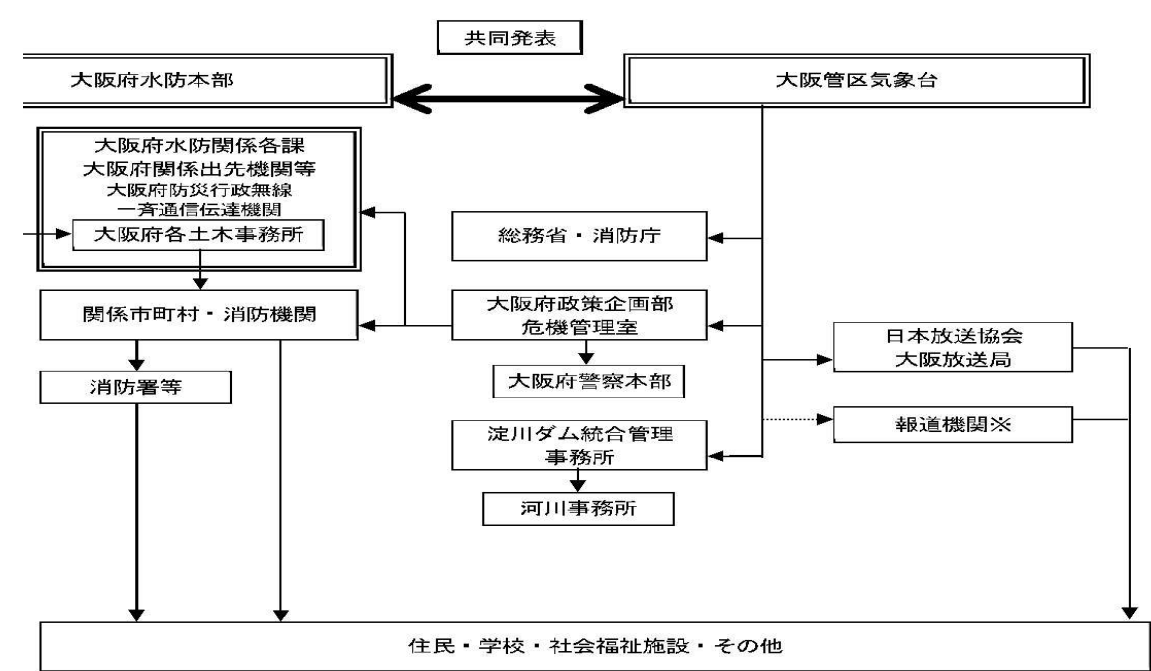


第1節 気象予警報等の収集伝達

寝屋川流域洪水予報通信連絡系統図



砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路



※東京キー局・気象業務支援センター等の他機関を介した伝達

（「令和8年度 大阪府水防計画」 抜粋）

4. 避難判断水位（特別警戒水位）の設定及び到達情報の発表

府及び市は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるとして指定した河川〔水位周知河川（水位情報周知河川）〕において、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、警戒水位（氾濫注意水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者等に通知する。

また、避難判断水位（特別警戒水位）に到達したときは、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

5. 通信手段の確保

市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、通信が途絶している地域で部隊や派遣職員等が活動する場合を想定した衛星通信を利用するなど、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

6. 市民等への周知

市は、市民等に対して、予警報のみならず予想される事態とそれに対して取るべき措置について周知する。周知にあたっては要配慮者に配慮する。

周知には、市防災行政無線、市ウェブサイト、広報車、警鐘等を利用し、必要に応じて自主防災組織等の住民組織と連携して、その徹底を図る。

第2節 組織動員

《実施担当》防災体制部局等

全部局（消防局については、別途警防規程による体制とする）

1. 動員配備基準

(1) 動員配備基準

第1編 総則編【共通】第1章 総 則 第9節 会議 動員体制及び会議の開催基準（自然災害他）に準じる。

(2) 配備区分の決定

配備区分は、動員配備調整会議（第1編 総則第1章第9節会議 参照）において決定される。

(3) 動員配備指令

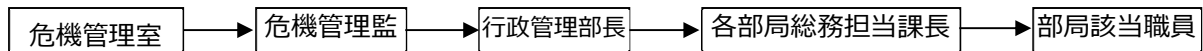
動員配備指令は、本部長の命を受けて、行政管理部長が危機管理監と協議の上、各部局総務担当課長に発するものとする。ただし、必要に応じて、特定の部に対して一定の指令を発する、または動員配備基準と異なる指令を発することができる。

(4) 動員配備指令の伝達

動員配備指令の伝達は、次の経路及び手段により速やかに行うものとする。このため総務担当課長は、常に所属職員の住所録を整備し、連絡の方法等をあらかじめ定め配備体制が速やかにとれるよう

にしておかなければならない。

ア. 伝達経路



イ. 伝達手段

- ① 防災行政無線
- ② 庁内放送
- ③ 電話
- ④ メール

(5) 参集者以外の職員

準警戒配備、警戒配備、非常配備 A 号配備において、参集者以外の職員は、通常の業務を行う。

2. 動員配備調整会議の開催

災害の発生のおそれのある気象情報が発表されたとき、動員配備調整会議を開催し、事前配備体制とする。以降、状況に応じて、動員配備調整会議を開催し、警戒配備体制、非常配備体制への移行を審議する。

3. 準警戒配備体制（フェーズ1、フェーズ2）

災害に備え、準警戒活動等を行う体制として、通信情報活動に応じる体制を整え、風水害災害に対する現地調査活動・通信情報活動・避難者に対する避難所開設・要配慮者への対応・災害広報体制・災害対策本部事務局業務等を行う。気象等情報を収集し、警戒活動等の必要性を判断し、必要な場合、速やかに警戒配備、非常配備へ移行する。

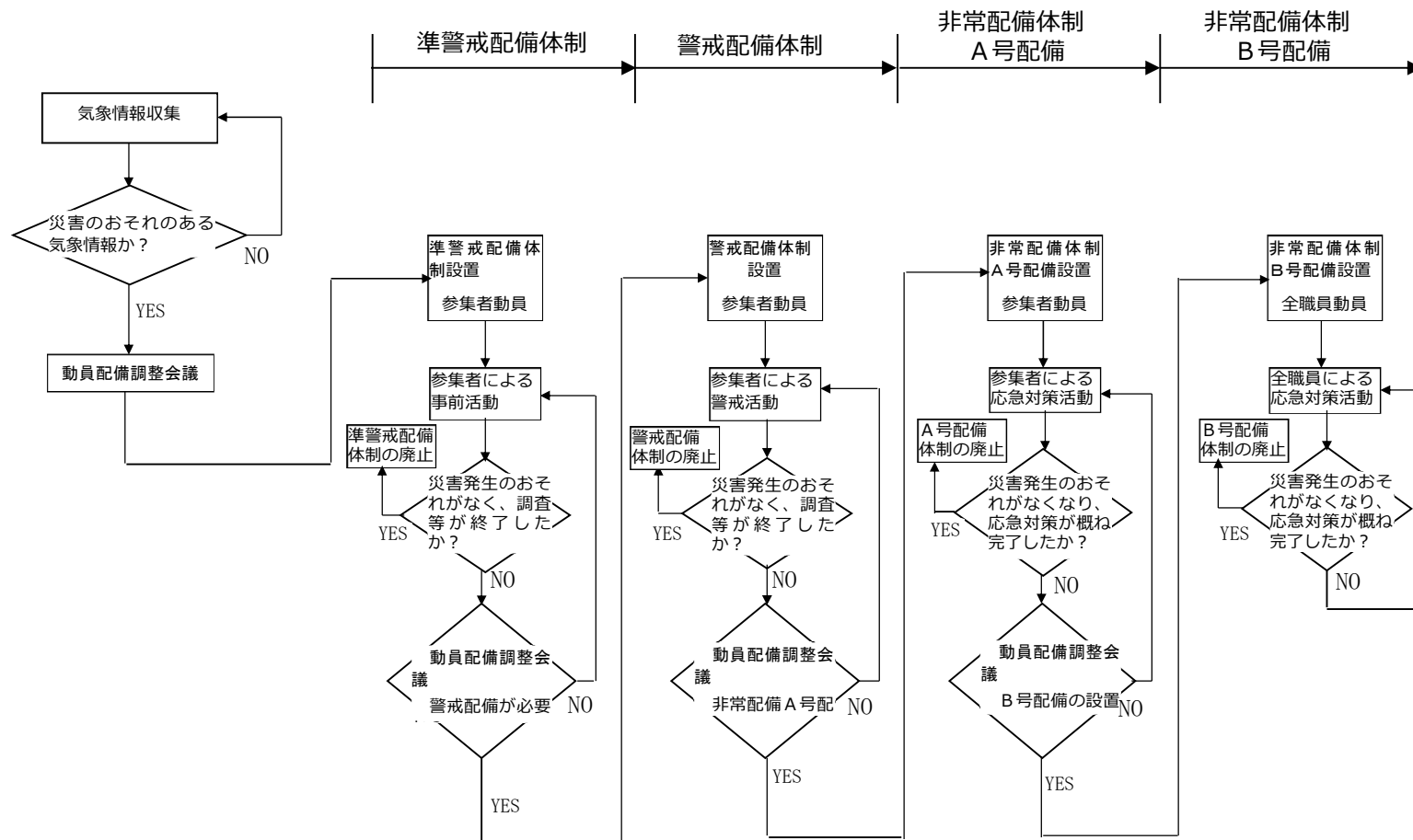
4. 警戒配備体制

警戒活動を行う体制であり、水害、その他災害の発生を防御するため、通信情報活動に加え、資機材の点検、整備を行うほか、都市計画室、交通戦略室、土木部、建築部及び上下水道局は、監視、警戒等の水防活動、土砂災害の警戒活動を行う。そのほか、状況に応じて、災害発生のおそれがあり、応急対策等が必要な場合は、速やかに非常配備体制へ移行する。

5. 非常配備体制（A号配備・B号配備）

市長は、災害のおそれがあると認めた場合、災害対策本部を設置し、被害情報の収集、災害応急対策の活動にあたる。状況により、市の全力をあげて対応しなければならない場合は、全職員による B 号配備とする。

組織動員の流れ



※上位の配備体制が設置された時点で、下位の配備体制は廃止される。

6. 非常参集

- (1) 職員は、夜間、休日等の勤務時間外に配備指令を受けたときは、配備区分に従って速やかに所定の場所へ参集し、防災活動に従事することとする。
- (2) 職員は、参集にあたって、災害対策活動にふさわしい服装とする。
- (3) 参集の手段は、原則として、徒歩、自転車またはバイクとする。
- (4) 職員は、参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、緊急に最低限必要な措置を行った上、速やかに定められた参集場所に集合する。ただし、あらかじめ緊急出動を定められている者は、参集することを優先しなければならない。
- (5) 職員は、参集途上において被害の発生があれば、状況を把握し、これを緊急・応急被災状況報告書等にとりまとめて、所属する防災体制部局・班または参集場所の長に報告する。
- (6) 万一被災により道路交通の利用が不能で、あらゆる手段によっても定められた参集場所に参集することが困難な場合は、通信連絡等により所属する班長または事務局の指示を受けなければならない。
- (7) 次の者については参集を要しないものとする。
 - ア. 心身の故障により許可を得て休暇中の者
 - イ. その他やむを得ず部局長が参集を要しないと認めた者

7. 災害現状把握

- (1) 独自の把握
 - ア. 防災体制部局長及び班長は、既に所属する防災体制部局・班に到着している災害情報や指示を確認し、また、先に参集した職員から情報を得て、被災状況と所属する防災体制部局の活動状況を把握し、今後の方針を決定する。
 - イ. 各班長は、参集者からの緊急・応急被災状況報告書等を速やかに確認し、総務担当課長を通じて事務局に報告する。
 - ウ. 各班長は、所管施設等の被害状況を総務担当課長を通じて、様式3により事務局に報告する。
- (2) 危機管理室からの庁内連絡

その他必要な情報、指示は、危機管理室からの庁内連絡による。

8. 組織的災害応急対策活動の開始

- (1) 事務局からの指示

事務局からの指示を受けたとき、直ちに災害応急対策活動を開始する。
- (2) 班長の指揮による活動

職員は、参集場所に集まり、班長の指示に従い、あらかじめ定められた各部局の災害時活動マニュアルに従って、災害応急対策活動を開始する。
- (3) 応援職員等の動員

本部が設置され、災害応急対策活動の実施に際し、各部局長は、部内の職員で不足する場合、事務局に応援を要請する。行政管理部人事班長は、要請に基づき、その対応に努める。市の職員をもって

しても不足するときは、事務局を通じて大阪府、近隣市町村、協定市町村、民間団体等に応援を要請・依頼する。

(4) 動員報告

各部局の総務班等は、動員配備指令に基づき職員を招集したときは、参集職員の状況を取りまとめ、様式4により、事務局の指示に従い、おおむね30分から1時間ごとに事務局に報告するものとする。ただし、参集状況に変更がないときは口頭による報告とし、文書による報告は省略することができる。なお、報告は発災から1日目は必須とし、2日目以降3日目までについては事務局の指示に従うものとする。

第3節 緊急情報収集伝達計画に基づく調査活動

《実施担当》防災体制部局等

事務局、税務部、土木部、上下水道局、消防局、消防団

大規模な風水害が発生した場合、あらかじめ緊急情報収集伝達計画に定められた緊急を要する事務に就く者は、緊急情報収集伝達計画に基づき、定められた所掌事務の処理のため出動する。（緊急情報収集伝達計画の履行）各部局で情報収集を行った場合は、防災情報システムまたは活動報告様式を活用し、各部局の総務班等を通じて事務局に報告する。

第1 水害の場合の特務

水害の場合の特務として、次のとおり情報収集を実施する。

1. 被害地域の範囲が限定されているときは、上下水道局・土木部が調査・報告を行う。
2. 被害の範囲がさらに広いときは、原則として税務部が調査・報告を行う。
3. 被害報告のとりまとめは、事務局が行う。

第2 活動組織の動き

1. 上下水道局・土木部

事務分掌に基づき、次の活動を実施する。

- (1) 水防活動
- (2) 土砂災害警戒活動

2. 消防局、消防団

市長は、必要があると認めるときは、消防局に水害状況の調査及びその結果の報告を指示することができる。消防団は水防活動を実施する。

第4節 事前活動

《実施担当》防災体制部局等

事務局、土木部、上下水道局

災害発生のおそれのある気象情報が発表された場合、警戒活動を行う前の体制として、準警戒配備体制をとり、通信情報活動に応じられる体制を整える。

1. 情報収集活動

- (1) 気象情報
- (2) 消防局、大阪府警察、その他関係機関、市民からの情報

2. 警戒活動の必要性の判断

収集した情報から、警戒活動の必要性を判断する。必要に応じて、土木部、上下水道局は、河川、土砂災害警戒区域等の状況調査を実施する。

3. 警戒配備体制、非常配備体制への移行

動員配備調整会議で、警戒配備体制、非常配備体制への移行が決定された場合、速やかに移行できるよう、職員の動員等、各種連絡を行う。

第5節 警戒活動

《実施担当》防災体制部局等

全部局、消防団、大阪府、大阪府警察

市及び防災関係機関は、災害の発生に備え、災害警戒活動を行うものとする。

第1 気象観測情報の収集伝達

市は、大阪府水防計画に基づき、迅速かつ確実な気象情報を収集、伝達し、状況に応じた警戒体制をとる。市並びに防災関係機関は、気象予警報並びに災害に関する情報収集系統によって、次のように収集伝達を行うものとする。（※大雨や河川氾濫等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村等をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。）

1. 気象予警報等の収集

- (1) 気象台が発表する気象予警報等は、電話を通じ速やかに収集する。
- (2) 気象予警報、台風情報、洪水情報は、大阪府防災行政無線により、収集する。
- (3) テレビ・ラジオ放送等により、予警報等の収集に努める。
- (4) 水防法に基づく河川、ため池水位の状況及び異常現象発見者の通報を受けたときは、速やかに関係機関に連絡し、必要な応急対策を実施する。

2. 東大阪市災害対策本部が設置された場合の本部内の伝達方法

- (1) 気象予警報等の伝達は、注意報、警報及び重要なものについて行う。
- (2) 各部等への伝達は、本部から原則として勤務時間内にあっては、庁内放送または文書等により、勤務時間外にあっては、電話をもって行う。
- (3) 前号による伝達があった場合、各部長は、直ちに所属職員に伝達を期するとともに、時間外にあっては、重要なものについて伝達を行う。
- (4) 勤務時間外に本部が設置された場合は、関係者は、連絡がない場合であってもラジオ、テレビ等で気象予警報に注意し、状況によっては本部に照会し、必要に応じて出勤する。本部に連絡をとっても通信不能な場合は、直ちに参集を行うものとする。

(5) 災害対策本部未設置の場合における伝達方法は、本部が設置された場合に準じて行うものとする。

3. ため池水位の通報

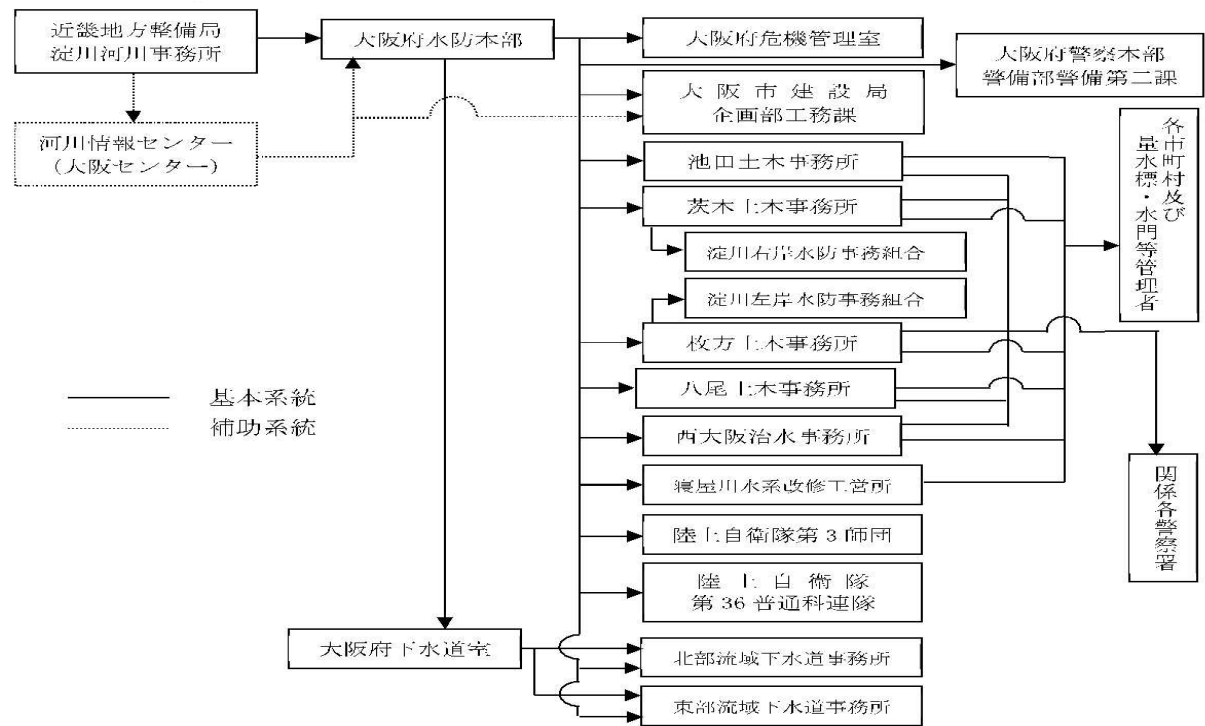
- (1) ため池の管理者は、その管理するため池の水位が上昇し、または、降雨等の状況により出水のおそれがあることを認めたときは、直ちに市長に通報しなければならない。
- (2) 市長は、前項の通報を受けたときは、直ちに中部農と緑の総合事務所へ通報するほか、必要に応じ、八尾土木事務所地域防災室、大阪府八尾土木事務所、大阪府警察へ通報する。

- 資料3- 2：主要ため池一覧表
- 資料3-11：ため池防災関係水防区域

第2 水防警報及び水防情報

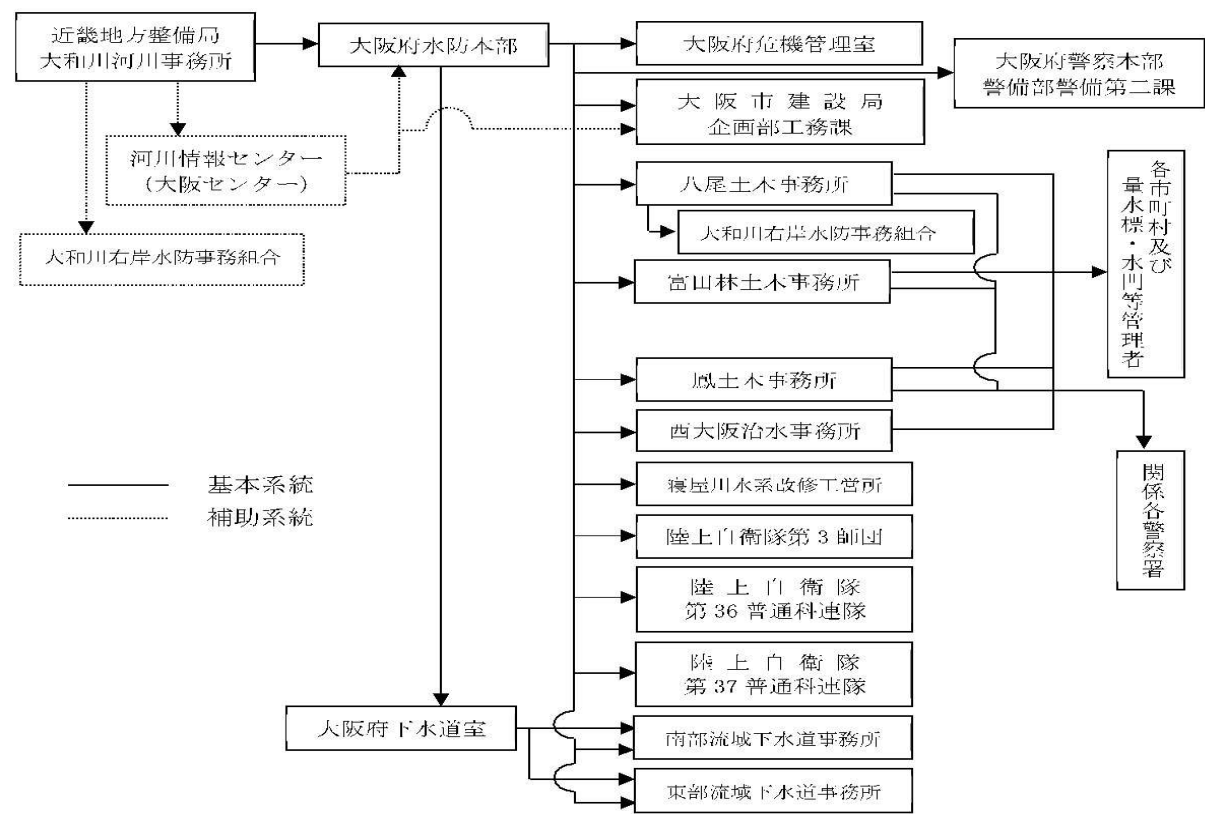
1. 国土交通大臣が行う水防警報伝達系統図

(1) 国土交通大臣が発表する水防警報【淀川水防警報】



第5節 警戒活動

(2) 国土交通大臣が発表する水防警報【大和川、石川水防警報】

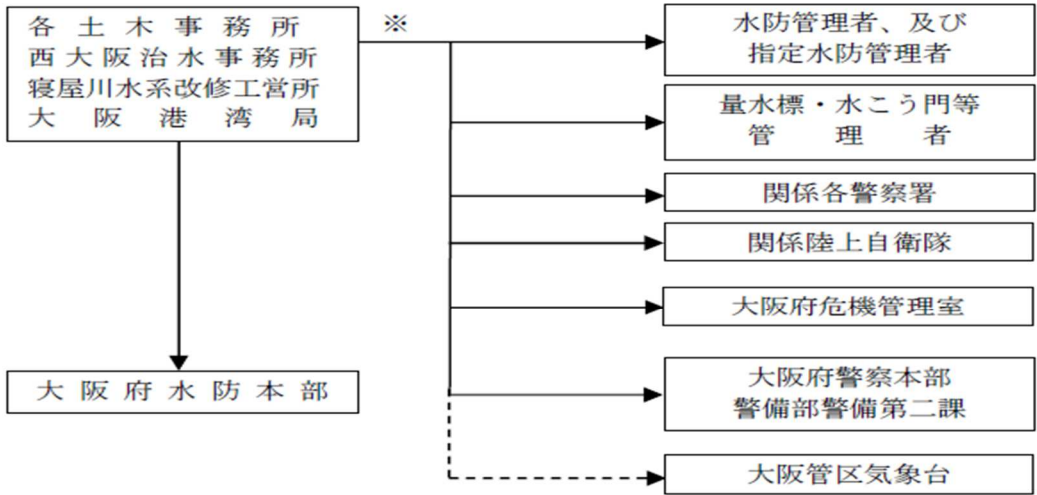


(「令和8年度 大阪府水防計画」 抜粋)

2. 知事が行う水防警報伝達系統図

市には、寝屋川、第二寝屋川及び恩智川について通知される。

【知事が発表する水防警報】



※1 各土木事務所の代理で、水防本部から連絡する場合がある。

※2 レベル5 氾濫発生情報の通知を行う場合は点線のとおり大阪管区气象台へも連絡すること。

(「令和8年度 大阪府水防計画」 抜粋)

3. 水防警報

国土交通大臣または知事がそれぞれ指定する河川等に、洪水による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、国土交通大臣または知事が発表する。その内容は、大阪府水防計画の定めるところによるものとする。

水防警報発表の段階（洪水・高潮時の河川の場合）

段 階	種 類	内 容	発表基準
第 1	待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出勤機関が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認められるとき。
第 2	準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により、必要と認められるとき。
第 3	出 動	水防団員等の出勤の必要を警告するもの。 出水状況及び河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対策を指示するもの。	氾濫注意情報等により、または水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。 氾濫警戒情報等により、または既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
第 4	解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

（注）観測施設の故障、損壊等によって水防警報を発表できないときは、理由を附して関係機関に通知する。

水防警報発表の時期

種別	国 土 交 通 大 臣 指 定		大 阪 府 知 事 指 定
河 川 名	淀 川 (枚 方)	大 和 川 (柏 原)	洪 水 区 域
第1段階 待 機	氾濫注意(警戒)水位を 超す約10時間前	氾濫注意水位に達する 約4時間前	—
第2段階 準 備	氾濫注意(警戒)水位を 超す約7時間前	氾濫注意水位に達する 約3時間前	水防団待機水位（通報水位）に達したとき(ただし、 降雨が全く無く、感潮による影響のみの場合は別途 判断する)
第3段階 出 動	氾濫注意(警戒)水位を 超す約2時間前	氾濫注意水位に達する 約2時間前	①氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき ②氾濫注意水位（警戒水位）に近づき達するおそれ あるとき、あるいは超えることが予想されるとき
第4段階 解 除	水防活動の終わるとき	水位が氾濫注意水位（警戒水 位）以下になり、水防作業を 必要としなくなったとき	同 左

準備解除	－	水防団待機水位（通報水位）を下回ったとき、または、水防団待機水位（通報水位）を上回っている状態でレベル2 氾濫注意報が解除されたとき
------	---	--

第3 水防活動

水防法第3条並びに第23条に基づき、河川またはため池等の決壊、溢水等による水害を警戒防御し、被害を軽減するため、関係機関との連携のもとに、水害対策を実施する。

1. 水防の責任及び水防区域

(1) 水防の責任

恩智川水防事務組合、淀川左岸水防事務組合並びに大和川右岸水防事務組合は、水防法の定めるところに基づき、管轄区域の水防を十分に果たす責任があり、これらを除く区域にあつては、市長にその責任がある。各水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位に達したとき、または、水防上必要があると認めるときは、その準備体制等水防の万全を期すものとする。

(2) 水防事務組合

本市が加入している水防事務組合

名 称	管 理 者	所 在 地	電 話
恩 智 川 水防事務組合	東大阪市長	八尾市荘内町2丁目1-36 (中河内府民センタービル内)	(072) 994-1515 内線348
淀 川 左 岸 水防事務組合	大阪市長	枚方市三矢町6番11号	(072) 841-2310 841-2707
大和川右岸 水防事務組合	大阪市長	大阪市住吉区遠里小野7-8-18	(06) 6694-0271~2

(3) ため池関係事務所

中部農と緑の総合事務所 ……八尾市荘内町2丁目1-36 (中河内府民センタービル内)
電 話 (072) 994-1515

(4) 河川、ため池水防区域

市内の河川及びため池についての水防区域は、その区域の現状と洪水が公共上及ぼす影響の程度を勘案して、次のとおり区分する。

河 川	た め 池
(1) 要水防区域	(1) 防災重点ため池
(2) 重要水防区域	(2) 重要な防災重点ため池
(3) 特に重要な水防区域	

●資料3-10：河川水防区域

●資料3-11：ため池防災関係水防区域

2. 水防活動

水防管理者は、水防法第10条の2の規定に基づき知事から洪水予報の通知を受け、または、テレ

ビ・ラジオその他の情報により、洪水等のおそれがあると認めたときは、水防関係者に通知するとともに、これらに対する必要な指示を行う。

(1) 監視、警戒

ア. 常時監視

水防法第9条に基づき、水防管理者等は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは直ちに当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求める。

イ. 非常監視、警戒

① 消防長は、水防管理者から出動準備の通知を受けたときは、所管水域区内の警戒を厳重にするとともに、危険箇所を発見したときは、直ちに本部長及び水防管理者に報告するとともに、水防作業を開始する。

② ため池管理者は、前記ア. に準じて監視及び巡視を行うとともに、水防上危険箇所を発見したときは、水防管理者に連絡し必要な措置をとる。

(2) 非常配備と出動

水防非常配備と出動については、東大阪市災害対策本部の配備体制に準じて職員の配備を行い、水防活動は、別途定めるところによる。

●資料1-31：各指定水防管理団体水防施設資機材要員総括表

第4 土砂災害応急対策

1. 大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

府および大阪管区気象台はレベル3土砂災害警報発表中に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、住民の自主避難の判断等を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかけるレベル4土砂災害危険警報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害メッシュ情報を発表する。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条)

【土砂災害警戒情報の留意点】

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数(※)等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を直接的に反映したものではない。したがって、レベル4土砂災害危険警報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、レベル4土砂災害危険警報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や同時多発的なげ崩れとし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。

【土壌雨量指数】

土砂災害発生の危険性を示す指標で降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。

「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する

2. 情報の収集及び伝達

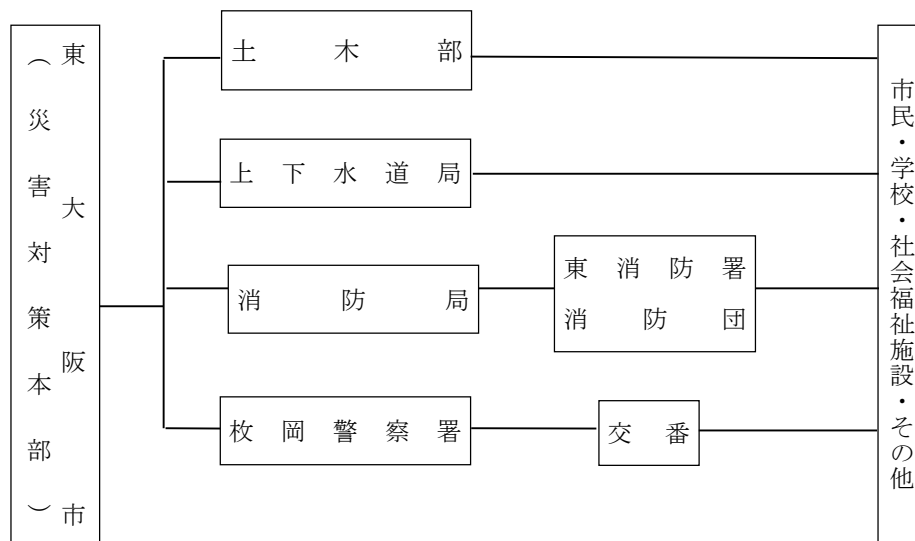
市は、本編第1章第1節「気象予警報等の収集伝達」による情報を活用し、関係機関との緊密な連携のもとに、災害情報を収集・伝達する。(災害対策基本法 第56条)

(1) 情報の収集・伝達系統

第5節 警戒活動

土砂災害警戒区域等に関する情報の収集・伝達系統は、次のとおりである。

土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路



●資料3-3：急傾斜地崩壊危険箇所と地域等

(2) 伝達情報の内容

土砂災害警戒区域等の地域住民に対し、伝達する情報は、次のとおりとする。

ア. 気象予警報等の情報

イ. 降雨量の状況

ウ. 前兆現象の監視、観測状況の報告

エ. 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

オ. その他応急対策に必要な情報

3. 前兆現象等の把握

市は、レベル2大雨注意報・レベル3大雨警報が発表される場合等で土砂災害の発生が予想される場合には、自主防災組織、地元自治会等の協力を得て、被害を受けやすい箇所等のパトロールを実施して、次の前兆現象、その他必要な情報の収集に努める。また、大阪府に対して、適宜斜面判定士の派遣を要請して危険度判定を行い、二次災害の防止に努める。

(1) 危険箇所及びその周辺の降雨量

(2) 斜面の地表水、湧水（濁り、枯渇等）、亀裂状況

(3) 斜面及び斜面上下段の竹木等の傾倒状況

(4) 斜面の局部的崩壊

(5) 溪流、ため池、水田等の急激な減水

(6) 人家等建物の損壊状況

(7) 住民及び滞留者数

(8) その他必要な情報

4. 警戒体制の確立

(1) 警戒体制

市は、土砂キキクルに基づき、速やかに次の警戒体制をとる。

ア. 第1警戒体制

- ① 防災パトロールを実施する。
- ② 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

イ. 第2警戒体制

- ① 市民等に避難準備を行うよう広報を行う。
- ② 必要に応じて、災害対策基本法に基づく、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。

(2) レベル3土砂災害警報

大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、大阪府と大阪管区気象台が共同して発表する情報である。

なお、発表は、気象台の降水短時間予報に基づき、大阪府の土砂災害発生基準雨量（※）及び気象台の土壌雨量指数（※）が基準を超過することが見込まれる場合、当該市町村に発表される。

【土砂災害発生基準雨量】

過去に当該地域で土砂災害をもたらした累積雨量の下限値であり、土砂災害発生の目安となる。

第6節 避難誘導

《実施担当》防災体制部局等

事務局、公民連携協働室、人権文化部、市民生活部、福祉部、生活支援部、環境部、土木部、建築部、上下水道局、消防局、消防団、大阪府警察

風水害等が発生、または発生するおそれがある場合、危険区域の市民に対して避難を指示し、安全に避難誘導させるとともに、これら避難者及び居住の場所を失った者を一時的に収容するための避難に関する計画である。その際、市は、自らが定める「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

1. 避難の準備の指示

(1) 河川、ため池対応

大阪府水防本部長またはその命を受けた水防要員若しくは水防管理者は、河川及びため池で量水値が氾濫注意水位に達した場合には、避難の必要な地域住民に、広報車等により避難の準備を指示する。

(2) 土砂災害警戒区域等対応

市長は、土砂災害警戒区域等、土石流危険渓流、山地災害危険区域において、各危険区域の基準に従い、第2警戒体制をとった場合及び前兆現象を把握した場合は、広報車等により地域住民に避難の準備を広報する。

2. 避難の指示

(1) 実施責任者

実施責任者	指 示 内 容	根拠法規
市長	市民の生命または身体を災害から保護し、災害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。	災害対策基本法第60条
知事	市が事務の全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部または一部を市長に代わって行う。	災害対策基本法第60条
知事またはその命を受けた職員または水防管理者	地すべり、洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
警察官	市長による避難の指示ができないと認めるときまたは市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。	災害対策基本法第61条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講じる。	自衛隊法第94条

(2) 対 象 者

災害により現に被害を受けまたは受けるおそれのある者

(3) 避難指示等の区分及び伝達（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）

避難指示等は、実施責任者が事態に応じ、次の区分により行うものとする。

避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。

なお、実施責任者は、避難の指示等に際しては、原則として関係機関との連絡協議のもとに行うものとする。ただし、緊急を要し、その時間がない場合は、それぞれの実施責任者において行い、事後速やかにその旨を関係機関に報告するものとする。

また、市長は、自ら避難の指示等を行った場合及び他の実施責任者からそれを行った旨の報告を受けた場合には、速やかにその旨を知事に報告するものとする。

ア. 高齢者等避難【警戒レベル3】

発令時の状況	災害発生の可能性があり、避難指示を発令することが予想される状況
市民に求める行動	・ 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難する。 ・ それ以外の人も状況に応じて避難の準備を始めるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。 ・ 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した緊急避難場所（市立小中学校、義務教育学校及び東大阪市教育センター）や他の安全な場所へ立退き避難する。

第6節 避難誘導

伝達内容	(1) 指示者 (2) 避難準備をすべき理由 (3) 危険地域 (4) 避難する場合の避難先、経路、その他必要事項 (5) 高齢者等以外の者へ、必要に応じ普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難の促し
伝達方法	防災行政無線、広報車、市ウェブサイト等によって行うほか、必要に応じ当該地域の赤十字奉仕団、自治会または自主防災組織の応援による伝達や個別訪問等による伝達を行う。また、放送局に放送の要請等を行う。

イ. 避難指示【警戒レベル4】

条 件	災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった状況
市民に求める行動	・ 予想される災害に対応した緊急避難場所（市立小中学校、義務教育学校及び東大阪市教育センター）へ速やかに立退き避難する。 ・ 緊急避難場所（市立小中学校、義務教育学校及び東大阪市教育センター）への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難で少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。
伝達内容	(1) 指示者 (2) 避難すべき理由 (3) 避難すべき場所、経路、その他必要事項
伝達方法	高齢者等避難の伝達方法によるほか、必要に応じ戸別に口頭伝達を行う。また、災害が全市的に及ぶ場合は、テレビ、ラジオ放送により伝達を行う。

ウ. 緊急安全確保【警戒レベル5】

条 件	災害がすでに発生または切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要がある状況
市民に求める行動	・ 既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した緊急避難場所（市立小中学校、義務教育学校及び東大阪市教育センター）へ緊急に避難する。 ・ 緊急避難場所（市立小中学校、義務教育学校及び東大阪市教育センター）への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難で少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。
伝達内容	避難指示と同じ
伝達方法	避難指示の伝達方法に加えて、警察官の協力を要請し、避難を拒否する者に避難を勧める他サイレン・警報（水防第4信号）を併用する。

これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めたのちに行う。

(4) 避難指示等の市民への周知

市長は、避難指示及び緊急安全確保の発令にあたっては、判断に必要な情報を関係機関から確実に取得し、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫するとともに、対象者を明確にし、自主防災組織、自治会等の協力を得て、避難の指示が出された地域名、避難先、避難理由等を明示し、対象者に警戒レベルに対応した避難行動がわかるよう、防災行政無線、広報車などにより周知徹底を図り、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、周知にあたっては、要配慮者に配慮したものとする。

(5) 避難時における市民の意識啓発

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル

第6節 避難誘導

ル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は日頃から市民への周知徹底に努めるものとする。

(6) 広域避難

1 府内市町村間の広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

2 都道府県外の広域避難の協議等

市は、他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。

府は、市から協議要求があった場合、他府県と協議を行うとともに、市から求めがあった場合は適切な助言を行う。

3. 避難の方法

(1) 避難の考え方

避難者は、避難者心得（※）を遵守するものとし、第1次避難所へ避難する。

避難行動の種類として、自宅に危険がある場合は緊急避難場所やその他安全な場所への立退き避難（水平移動）が推奨されるが、自宅で安全が確保できる場合は、自宅の2階以上の高い所などに避難（垂直移動）して屋内安全確保を行う。

なお、自宅などで安全確保が可能な場合は、必ずしも避難所に行く必要はないことから、災害時における感染症のリスク軽減等を考慮し、避難所以外での分散避難の検討を推進する。

（※）【避難者の心得】

(1) 火の元の点検、消火をする。

(2) 危険物の始末、電気ブレーカーを切る。

(3) 避難時に携帯する荷物は最小限にする。

食料、水、処方薬、おくすり手帳、保険証、タオル、マスク、歯ブラシ、消毒液、体温計、ティッシュペーパー、最低限の着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、モバイルバッテリー等。必要に応じ防寒雨具を携行する。

(4) 身近に危険が迫ったときは、市民は避難指示等を待たずに自主的に（できるだけ集団で）避難する。

(5) 自主避難者は、災害及び災害状況から判断し、安全な避難路を選定する。

(6) 自家用車による避難は行わない。

(7) 会社・工場においては、浸水その他の被害による液状危険物等の流出防止、発火し易い薬品、電気、ガス等の保安措置を講じてから避難すること。

(2) 避難順位

緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は、次の順位による。

①避難行動要支援者をはじめとする要配慮者及びそれらの者に必要な介助者

第6節 避難誘導

②防災従事者

③①②以外の人

(3) 避難者の人命救助・救出及び誘導

市民の避難誘導は、「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」等に基づき、市、避難支援等関係者（自主防災組織、自治会、社会福祉協議会等）が協力し、できる限り集団避難により行うこととし、避難行動要支援者を優先するものとする。

避難経路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所には誘導員の配置、誘導ロープの設置、また夜間においては、可能な限り照明器具等を使用して、避難中の事故防止に万全を期すものとする。職員は複数名で活動するものとし、可能な限り、市民の救助・救出及び避難誘導に努め、特別に救助資機材が必要であると思われる現場にあっては、事務局へ報告するものとする。

学校、大規模事業所、病院、社会福祉施設等にあつては、あらかじめ避難計画を作成し、原則として施設管理者が避難誘導を実施する。

4. 警戒区域の設定

市民の生命または身体に対する危険を防止するため、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

(1) 実施責任者

ア. 市長は、市民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。（災害対策基本法第63条）

イ. 知事は、市が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべきこの応急対策の全部または一部を代行する。（災害対策基本法第73条）

ウ. 警察官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む）が現場にいないとき、または、市長から要請があつたときは、警戒区域を設定する。（災害対策基本法第63条）

エ. 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り、警戒区域を設定する。（災害対策基本法第63条）

オ. 水防団長、水防団員は、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。（水防法21条）

(2) 規制の内容及び実施方法

警戒区域を設定したときは、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講じるとともに、大阪府警察の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(3) 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示の伝達と同様に速やかに警戒区域の解除を指示する。

5. 指定避難所の開設等

(1) 指定避難所の開設

第6節 避難誘導

風水害等により現に被災しまたは、被災する恐れのある者で、避難を要する者を一時的に収容し保護する必要があるとき、指定避難所を開設するものとする。

ア. 指定避難所開設

被災の状況により第1次避難所の中から、適宜避難所を開設する。すべての第1次避難所を開設しても不足する場合は、第2次避難所、第3次避難所の順に開設する。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討する。

イ. 第1次避難所の開設方法等

事務局の指示により避難所配備職員が、施設管理者等と協力して第1次避難所を開設する。

ウ. 指定避難所開設基準

指定避難所の開設基準については、災害救助法が適用された場合、同法により、また同法が適用されない場合でも、同法に準じるものとする。

エ. 指定避難所開設の報告

指定避難所を開設したときは、直ちに次の事項を知事に報告し、大阪府警察に通報するものとする。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 箇所数及び収容人員
- ③ 開設期間の見込み
- ④ 避難対象地区名（急傾斜地崩壊危険箇所または土石流危険渓流名所等）

(2) 指定避難所等が不足する場合

災害が激しく、避難者が多い場合、避難所が被害を受ける等のため市域内で避難者を収容しきれないときは、近隣市町、協定市町村または大阪府に要請し、市域外に避難所の開設を行う。

第7節 災害（避難）広報

《実施担当》防災体制部局等

事務局、公民連携協働室、関係部局

避難の指示及び避難先の伝達等の広報については、広報内容の一元化を図り、市民に混乱が生じないよう配慮する。このため各部において広報を必要とする事項については、広報班が統轄し、市長公室長の責任のもとに、次の方法により適切な広報を実施する。

- (1) 防災行政無線、広報車、ハンドマイク等による広報
- (2) 自治会、自主防災組織、災害救助協力団体等を通じた広報
- (3) ケーブルテレビ、市ウェブサイト、SNS等の活用

第4編 第2章 災害発生後の活動

第1節 本部中枢の動き

《実施担当》防災体制部局等

全部局、関係機関

第1 本部長

1. 非常配備体制の立ち上げ（本部の設置）

(1) 設置基準

本市域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市長が防災対策活動の推進を図る必要があると認めたとき。

(2) 本部設置の時期

市長の在席若しくは到着または副市長、危機管理監、市長が予め指名した者のいずれかの在席若しくは到着をもって、本部設置の時期とする。ただし、勤務時間外等において市長、副市長、危機管理監、市長が予め指名した者の到着が遅れる等のときは、本部員2名以上の本部会議室への参集によって本部設置の時期とする。

(3) 本部長及び副本部長

ア. 市長を本部長とし、副市長及び危機管理監並びに市長が予め指名した者を副本部長とする。

イ. 市長が不在の場合は、副市長、危機管理監または市長が予め指名した者を本部長臨時代行とすることができる。

(4) 本部長の代行者

ア. 勤務時間外において市長の参集が遅れる等の場合の本部長臨時代行

最初に参集した2名の本部員の内、上席者を本部長臨時代行とし、次のいずれかの者が参集するまでその任にあたり、以後上席者が到着するたびに、本部長臨時代行は交替し、最後に市長の到着をもって、本部長臨時代行は終了する。

市長 副市長 危機管理監 市長が予め指名した者

イ. 本部長代行の指名

本部長は必要があるときは、副本部長の中から本部長代行を指名することができる。

(5) 設置場所

本部は、原則として本庁舎に置くこととする。本部を設置したときは本部入口に「東大阪市災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

(6) 本部の組織及び事務分掌

本部の組織及び事務分掌は、第1編第1章第8節第2「組織」及び第1編第1章第7節「防災体制部局、班の事務分掌」に定めるところによる。

(7) 本部の廃止基準

- ア. 災害発生のおそれが消滅したとき。
- イ. 災害応急対策が、概ね完了したとき。
- ウ. その他本部長が適当と認めたとき。

2. 本部を設置するに至らない場合の体制

(1) 準警戒配備体制

ア. 設置基準

① フェーズ1

レベル3 気象警報その他災害発生のおそれがある気象情報が発表され、情報収集及び警戒体制の強化が必要と認められるとき

② フェーズ2

レベル3 気象警報が発表されており、災害発生のおそれが高まり、避難所開設その他の災害応急対策の準備が必要と認められるとき

イ. 指揮及び体制

- ① 危機管理監が指揮を行う。
- ② 危機管理監不在の場合は危機管理室長が指揮を代行する。
- ③ 体制は本部体制に準じる。

ウ. 廃止の時期

- ① 災害発生のおそれがなく、調査等の事務が終了したとき。
- ② 警戒配備体制または非常配備体制をとる必要が生じたとき。
- ③ 危機管理監が適当と認めたとき。

(2) 警戒配備体制

ア. 設置基準

- ① 台風の接近が間近に迫るなど警戒対応の必要があるとき
- ② 長期間の警報やレベル4 土砂災害危険警報など災害発生のおそれがある気象情報が発表され、警戒対応の必要があるとき

イ. 指揮及び体制

- ① 副市長が指揮を行う。
- ② 副市長不在の場合は危機管理監が、危機管理監が不在の場合は市長が予め指名した者が指揮を代行する。
- ③ 体制は本部体制に準じる。

ウ. 廃止の時期

- ① 災害発生のおそれがなく、市民の問い合わせ等が消滅し、調査等の事務が終了したとき。
- ② 非常配備体制をとる必要が生じたとき。
- ③ 副市長が適当と認めたとき。

第2 事務局員

1. 事務局の設置

(1) 設置場所

事務局は、本庁舎内に置き、情報収集のための機材を5階会議室に設置する。

2. 事務局の情報収集伝達体制

(1) 情報の入手手段

ア. 職員情報

職員が行う収集情報は、次のものである。

- ① 緊急情報収集伝達計画：緊急情報収集伝達計画により災害発生時に計画的に収集する情報
- ② 応 急 被 災 情 報：職員が参集途上で得る情報
- ③ 現 場 活 動 被 災 情 報：道路活動、河川活動、避難所活動、配送活動等で得る被災情報（指定避難所外での被災者に係る情報を含む）道中・現場周辺情報も合わせて収集
- ④ 現 地 調 査 情 報：税務部による被害状況調査や市民からの通報等で得る情報
- ⑤ 問 合 せ 情 報：職員が電話等による問合せて得る情報

イ. 市民・企業等情報

救命・救助や障害物除去の要請、火災・家屋流失等の通報、苦情や相談等、市民等から各部に寄せられるものも活用して災害情報とする。

ウ. 報道情報等

テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、新聞等、監視カメラ、無人航空機、高所監視カメラ等から災害情報を得る。

エ. 関係機関情報

土 木 事 務 所 公共土木施設の被災状況、復旧見通し、水防警報等の状況等

大 阪 府 警 察 交通規制等の状況、死傷者数、治安状況等

関西電力、関西電力送配電 停電情報、被害の大きい地域、復旧見通し等

大 阪 ガ ス 供給停止区域、被害の大きい地区、復旧見通し等

NTT西日本 被害状況、回線使用状況、輻輳地帯とその状況、復旧見通し等

鉄 道 会 社 被害状況、運行状況、被害の激しい場所、復旧見通し等

放 送 局 災害情報、各地の状況等

その他の防災関係機関 各機関の処理すべき事務等に関する災害情報、復旧見通し等

(2) 情報の整理

ア. 緊急情報収集伝達計画による情報

緊急情報収集伝達計画により職員が収集した情報は、事務局において迅速かつ的確に整理し、本部への報告、広報班及び必要な部局への連絡を行う。

イ. 職員個人が報告する情報

参集情報、現地活動被災情報、問い合わせ情報または市民・企業情報等の個別情報は、原則として緊急・応急被災状況報告書等により、総務班等を通じて、事務局に報告する。

ウ．部局での情報収集

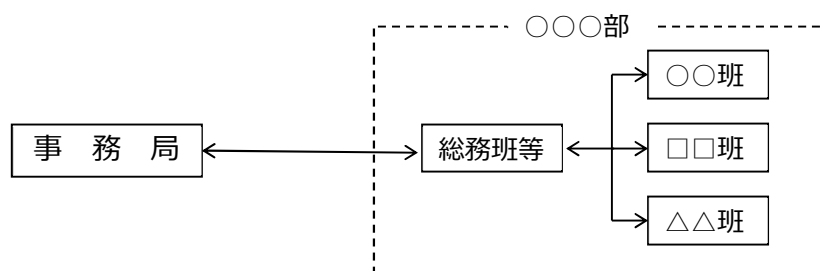
各部局で情報収集を行った場合は防災情報システムまたは活動報告様式を活用し、各部局の総務班等を通じて事務局に報告する。

エ．活動組織の報告

- ① 活動組織の班長は、総務班等を通じて、10時頃及び15時頃の定時に活動情報を報告する。
- ② 災害初期の混乱期における情報は、迅速に収集・整理を行い、できるだけ頻繁に報告を行う。
- ③ 活動中に発生した重要な事態は直ちに総務班等に報告する。総務班等は、直ちに活動に関するものは、事務局に報告するとともに、部局内各班に連絡する。報告を受けた事務局は本部へ報告するとともに、必要な部局への連絡を行う。
- ④ 活動情報の現地状況及び避難所等の情報は、防災情報システム等を通じて、事務局に報告する。

3．各部局総務班等との連絡調整

事務局からの連絡は総務班等とおして、部局内に伝達される。部局内からの報告は総務班等とおして事務局に報告される。



4．要配慮者調査員の動き

危機管理室長の指示により、各自受け持ち区域の指定避難所において、避難している要配慮者の状況を把握するとともに、避難行動要支援者名簿に基づき、自主防災組織等と協働・連携し避難行動要支援者の安否情報の把握にあたる。把握した情報は、事務局に報告するとともに消防局等が実施する救助活動に反映させるよう努める。調査・把握すべき情報は次のとおり。

- (1) 指定避難所に避難している要配慮者の状況（様式5）
- (2) 避難行動要支援者名簿に基づく避難行動要支援者の安否および支援等の状況（様式5－5）

5．大阪府への報告

(1) 報告の基準

災害対策基本法第53条に基づき、市が大阪府（危機管理室）に被害状況及びこれに対して執られた措置の概要を報告すべき災害は、原則として、次のとおりである。（災害に起因しない火災や事故の報告については、火災・災害等即報要領を参照。）

ア．一般基準

① 災害救助法の適用基準に合致するもの。

② 市が本部を設置したもの。

イ. 個別基準

① 風水害

a. 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害または住家被害を生じたもの

b. 河川の溢水、破堤または高潮等により、人的被害または住家被害を生じたもの

ウ. 社会的影響基準

ア. 一般基準、イ. 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(2) 報告要領

事務局は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次の区分により大阪府に報告するものとする。被害状況等の報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う。大阪府（危機管理室）に対しての第一報は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

ア. 発生報告

災害発生直後に、「被害状況等報告様式」に沿って情報収集できた範囲において報告するとともに、避難、救護の必要性及び災害拡大のおそれ等、災害対策上必要と認められる事項についてその概況を報告する。

イ. 中間報告

発生報告を行ってから被害状況の詳細が判明した場合、または被害状況等に大きな変化があった場合、直ちにその内容を報告する。

ウ. 確定報告

応急措置が完了した場合は、被害状況等報告様式に掲げる全項目について報告するとともに、事後速やかに文書により報告する。

(3) 大阪府及び国への報告

ア. 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を大阪府及び国（消防庁）に通報する。

イ. 大阪府への報告が通信の途絶等でできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。この場合、事後速やかに大阪府に報告を行う。

(4) 報告の方法

報告は、大阪府防災情報システム、大阪府防災行政無線、電話・ファクシミリ等による。

(5) 直接即報基準に該当した場合の報告

即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報を大阪府に対してだけでなく国（消防庁）に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。災害を対象とした直接即報基準は、地震が発生し、市の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない）であり、風水害についての

直接即報基準は定められていない。

●資料6-1：被害状況等報告様式

6. 対応

(1) 災害救助活動

土砂災害による人的被害が発生した場合、直ちに消防機関等による救助隊を編成し、救助活動にあたるものとする。なお、救助活動が本市のみでは困難であると判断されるときは、枚岡警察署長または知事に応援を要請する。

(2) 災害発生時の報告

土砂災害が発生した場合、被害状況の報告を大阪府に対して行うとともに、土砂災害警戒区域等における崩壊等が発生した場合も大阪府八尾土木事務所に次の様式により報告を行う。

●資料6-2：「がけ崩れ災害報告」様式

●資料6-3：「土石流災害報告」様式

7. 広報

大災害が発生した場合は、人心の安定と速やかな復旧作業の推進に資するため、市及び関係機関は、市民に対して迅速かつ適切な広報を行う。

(1) 広報内容の一元化

災害時における広報については、広報内容の一元化を図り、市民に混乱が生じないように配慮する。このため各部において広報を必要とする事項については、広報班が統轄し、市長公室長の責任のもとに災害広報責任者が適切な広報を実施する。

(2) 広報の内容

災害の広報は、警戒、避難、救援、復旧等の各状況に応じた情報の提供を行う。特に、大災害時には流言飛語による混乱が発生しやすいため、迅速かつ的確な広報により、市民の人心安定に努める。

ア. 避難の指示及び避難先の伝達等

イ. 警戒区域の設定

ウ. 要配慮者への支援の呼びかけをはじめ災害時における市民の心構え

エ. 気象等災害に関する情報及び災害危険箇所等に関する情報

オ. 被害状況及び土砂災害（二次的災害）の危険性

カ. 安否情報

キ. 生活関連情報（医療機関、給食・給水・生活必需品等の供与状況、ゴミの収集・運搬等）

ク. 電気、ガス、電話、水道等の供給状況、復旧の見通し

ケ. 交通規制及び交通機関の運行状況

コ. その他災害応急対策の実施状況

サ. 災害復旧の見通し

シ. 注意喚起のための広報（台風接近、府の「災害モード宣言」時等）

ス、その他（それぞれの機関が講じている施策に関する情報等）必要な事項

(3) 広報の方法

広報は、広報内容、方法を的確に判断して効果的に行う。

ア．防災行政無線、広報車、ハンドマイク等による広報

イ．指定避難所等における広報

ウ．自治会、自主防災組織、災害救助協力団体等を通じた広報

エ．ポスター等の掲示による広報

オ．チラシ、広報誌等印刷物による広報

カ．航空機等による広報

キ．テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関の協力による広報

ク．ケーブルテレビ、市ウェブサイト、SNS等による広報

ケ．メール、ファクス等による広報

コ．Ｌアラート（災害情報共有システム）

(4) 市民からの問い合わせに対する対応

市民からの問い合わせに対しては、発災後速やかに、問い合わせ専用電話・ファクシミリの設置とともに、専用メールアドレスを設定するなど円滑な対応を図る。安否不明者等の氏名等については、大阪府が定めた公表基準の要件を満たす場合、住民基本台帳の閲覧制限の措置の有無等を確認し、大阪府へ報告し、その後大阪府が公表することとし、安否不明者等の届け出窓口を事務局、避難所等に設け、その内容を掲示する。さらに、府が発災時に行う、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合、市と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

また、被災者の安否について、市民等から照会があったときは、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう、配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、要救助者の迅速な把握のため、必要と認めるときは、大阪府、関係地方公共団体も消防機関、大阪府警察等と協力して、積極的に被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待、配偶者等からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

●資料7-15：災害時における安否不明者等の氏名等照会リスト

(5) 報道機関に対する情報の発表

ア．報道機関への発表

災害の状況や応急活動の実施状況等を必要に応じ報道機関に発表する。報道機関に対する情報の提供は、情報内容の一元化を図る。なお、情報等の提供・発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知して発表する。また、定期的な発表を行う。人的被害の数（死者・

行方不明者数をいう。)について、市は府へ報告を行い、府が一元的に集約、調整を行った上で、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、速やかな安否不明者の絞り込みのため安否不明者の氏名等を公表する。

イ. 緊急警報放送について

避難の指示等で緊急を要する場合、災害対策基本法第57条に基づき、放送局を利用する必要があるときは、止むを得ない場合を除き、原則として大阪府に次の事項を明らかにしたうえで放送を依頼する。

- ① 放送要請の理由
- ② 放送事項
- ③ 希望する放送日時及び送信系統
- ④ その他必要な事項

(6) 広報資料の収集

ア. 各部及び関係機関でとりまとめた資料を最大限に利用し、災害現場における現地取材も行う。

イ. 災害写真の撮影

- ① 現場に写真撮影員を派遣して、災害・被害写真を直ちに撮影する。
- ② 他の機関が撮影した写真の収集にも努める。
- ③ 災害写真は、速やかに引き伸ばし、掲示するなどして速報に用いるほか、他の機関から依頼があった場合は、提供するものとする。

(7) 防災関係機関における広報活動

防災関係機関は、各防災計画に定めるところにより、災害の様態に応じて適宜適切な災害広報を実施するとともに、広報事項を広報班に報告する。

第2節 連絡体制

第3編 第1章 第2節 連絡体制に準じる。

第3節 情報収集

第3編 第1章 第3節 2. 各部局が行うべき緊急情報収集活動に準じる。

第4節 応援の要請

第3編 第2章 第1節 応援の要請に準じる。

第5節 交通の緊急確保

第3編 第1章 第7節 交通の緊急確保に準じる。

第6節 輸送体制の確保

第3編 第1章 第8節 輸送体制の確保に準じる。

第7節 安全管理

《実施担当》防災体制部局等

全部局

第1 安全管理の原則

活動組織の職員は、二次災害防止のため、次に掲げる次項に配慮する。

1. 災害対策活動は職員単独ではなく必ず複数以上のグループで行う。
2. 怪我を予防し、災害対策活動にふさわしい服装等の着用に努める。

第8節 土木構造物・施設応急対策

《実施担当》防災体制部局等

土木部、建築部、上下水道局

市は、関係機関と協力し、洪水等による浸水に備え、土砂災害の危険を避けるための対策を講じるとともに、これらの災害に対する心構えについて、市民の啓発に努める。

第1 公共土木施設等

1. 河川及びため池等

災害により、河川・ため池等の施設に被害を受けたときは、応急対策を講じる。

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、市長は、そのむねを直ちに大阪府土木事務所長等、警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。

現地指導班長は、水防本部長その他必要な機関に連絡する。

- (2) 水防管理者、水防本部長またはその命を受けた水防要員は、避難のための立ち退きを指示する。
- (3) 水防管理者、施設管理者、水防団長または消防機関の長は、決壊箇所について被害拡大防止の応急措置をとる。

2. 砂防設備、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

- (1) 市及び施設管理者は、土砂災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに大阪府に報告する。
- (2) 市は、大阪府及び施設管理者とともに、関係機関及び市民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市、大阪府及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策または被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。
- (4) 風倒木により土砂災害が拡大するおそれがある場合には、市は、大阪府、森林組合等の協力を得て、風倒木の円滑な除去に努める。

3. その他公共土木施設

- (1) 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに大阪府に報告する。
- (2) 市、大阪府及び施設管理者は、関係機関及び市民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市は、被害が拡大するおそれがある場合は、大阪府及び施設管理者と協力し、必要に応じ、適切な避難対策または被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第2 公共建築物

公共建築物が被災した場合は、その被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

第3 応急工事

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急機能の確保を図る。市は、急傾斜地の崩壊等の土砂災害が発生した場合、その被害の拡大を防止するため、直ちに応急対策実施計画を策定し、応急対策工事を行うものとする。

なお、応急対策実施計画の内容は、次のとおりとする。

- (1) 倒壊家屋の除去
- (2) 流出土砂・岩石等の除去
- (3) 救助資機材の調達
- (4) 関係機関の応援体制
- (5) 災害拡大防止工事

第4 地下空間浸水災害対策活動

地下駐車場、地階、ビルの地下施設等の地下空間における浸水災害に対処するための浸水災害対策活動は、次のとおりとする。

1. 避難活動

市は、特に必要と認めるときは地下空間の利用者等に対する避難のための指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

また、地下空間の管理者等は、市等による避難指示等を遵守し、浸水の危険があると認めたときは、速やかに利用者、従業員等の避難誘導を行う。

2. 警戒活動

地下空間の管理者等は、浸水により被害が発生するおそれがあると認められるときは、防水扉、防水板、土のう等により浸水防止活動を行うとともに、消防局へ通報する。

第9節 ライフライン応急対策

《実施担当》防災体制部局等

上下水道局、関西電力（株）、関西電力送配電（株）、大阪ガス（株）、NTT西日本（株）

ライフラインに関わる事業者は、災害により途絶したライフライン施設について、速やかに復旧を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行うものとする。

第1 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社は、感電事故、漏電事故など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講じるとともに、本部との連絡を密にし、市及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害の発生するおそれがある場合または市・大阪府等から要請があった場合は、送電中止等の危険予防措置を講じるとともに、直ちに事務局、消防局及び大阪府警察への通報並びに付近住民への広報を行う。

(2) 非常災害時の体制

非常災害が発生した場合は、規模、その他の状況により、非常災害に係る復旧対策を推進するために非常災害対策本部等の対策組織を設置し、被害復旧等応急対策を実施する。

(3) 応急供給及び復旧

ア. 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

イ. 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。

ウ. 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

エ. 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

オ. 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

(4) 災害広報

ア. 二次災害を防止するため、被災地における電気施設及び電気機器の使用上の注意等について広報活動を行う。

イ. 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを、関係機関、報道機関に伝達し市民に広報する。

第2 大阪ガス株式会社

大阪ガス株式会社は、過去の水害、冠水等の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。ガスの漏えいによる二次災害が発生するおそれがある場合は、危険予防措置を講じるとともに、市本部との連携を密にし、市及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

(1) 応急措置

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。ガスの漏えいによる二次災害が発生するおそれがある場合は、危険予防措置を講じるとともに、直ちに事務局、消防局及び大阪府警察への通報並びに付近住民への広報

を行う。

(2) 災害対策組織の設置

供給エリア内で災害の発生が予想される場合は、供給エリアの事業本部内に災害対策組織を設置する。

(3) 応急供給及び復旧

ア. 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

イ. 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。

ウ. 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

エ. 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

(4) 災害広報

ア. 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項について、広報活動を行う。

イ. 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを、関係機関、報道機関に伝達し市民に広報する。

第3 NTT西日本株式会社

災害に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、網措置、災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講じるとともに、非常・緊急通話を一般の通話に優先して取り扱う。

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア. 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。

イ. 通信の疎通が困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ. 非常・緊急通話は、一般の通話に優先して取り扱う。

(2) 災害対策組織の設置

災害が発生しまたは発生のおそれがあると認められるときは、災害対策組織を設置する。

(3) 特設公衆電話の設置

覚書に基づき、市からの要請により第1次避難所に、避難者が利用する特設公衆電話の利用を提供する。

(4) 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(5) 設備の応急復旧

ア. 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ. 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当を行う。

ウ. 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(6) 災害広報

ア. 災害に伴う電気通信設備等の復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通が出来ないことによる社会不安の解消に努める。

イ. テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行う。

ウ. 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トーカー案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、市等との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

第4 上水道

災害発生時における上水道施設の被害に対し、応急措置を講じるとともに、機能の回復に万全を期すものとする。

1. 災害時の応急措置

- (1) 民間業者に協力を依頼し、必要な応急措置をとる。
- (2) 取水、導水、浄水、送・配水各施設及び給水装置の各部門にわたり、被害状況を調査する。
- (3) 部門毎の被害の発生状況に応じて、送水の停止等必要な措置を講じる。
- (4) 市は、民間工事業者の協力を得て、被害箇所の応急措置に全力をあげる。市の力では円滑な応急措置が困難な場合は、関係機関、協定市町村、日本水道協会、大阪広域水道企業団及び大阪府等に応援を要請し、被害箇所の応急措置を行う。

2. 応急給水

- (1) 必要に応じて仮設配管を実施し、応急給水に努める。
- (2) 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、重要給水施設（防災活動拠点、主要医療機関、指定避難所）へ優先的な応急給水を行う。
- (3) 給水拠点を設け、給水車、給水タンク車により応急給水を行う。
- (4) あんしん給水栓を利用し、仮設給水用具により応急給水を行う。
- (5) 応急給水は、自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を依頼して行う。
- (6) 市の力では円滑な応急給水が困難なときは、関係機関、協定市町村、日本水道協会、大阪広域水道企業団及び大阪府等に応援を要請し、迅速に給水体制を確立する。
- (7) 関係機関等に応援を要請した場合は、事務局に報告するものとする。

3. 復旧活動の実施

- (1) 被害状況を的確に把握し、復旧計画を作成する。
- (2) 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、重要給水施設（防災活動拠点、主要医療機関、指定避難所）へ優先的な復旧を行う。
- (3) 基幹施設の復旧を優先に行い、逐次末端の施設の復旧を行う。
- (4) 市は、被害箇所の復旧に全力をあげる。市の力では円滑な復旧が困難なときは、関係機関、協定市町村、日本水道協会、大阪広域水道企業団及び大阪府等に応援を要請し、復旧活動に万全を期すも

のとする。

(5) 上記(1)～(4)については、逐次事務局に報告する。

4. 応急復旧資機材、人員等の確保

応急復旧に必要な資機材、人員等については、市は業者の協力を得、全力をあげてこれを行う。市の力では円滑な復旧が困難な場合には、関係機関、協定市町村、日本水道協会、大阪広域水道企業団及び大阪府等に応援を要請するとともに事務局に報告する。

5. 災害時の広報

市民に対し、破損箇所、復旧作業の状況、復旧の時期及び供給再開時の注意事項等を広報する。

- (1) 破損箇所
- (2) 給水拠点設置場所
- (3) 給水不能地域
- (4) 被害状況
- (5) 給水できない場合の措置
- (6) 復旧作業の状況
- (7) 復旧見込
- (8) 供給再開時の注意事項
- (9) その他

第5 下水道

災害発生時における下水道施設の被害に対し、速やかに応急措置または応急復旧を講じ、機能の回復を図るものとする。

(1) 災害時応急措置

- ア. 災害により施設に被害を受けたときは、民間業者に協力を依頼し、必要な応急措置をとる。
- イ. 管路の損傷等による路面の陥没がある場合には、一般道路では、安全柵、標識等を設置し、本復旧までの間、通行人、車両等の転落事故を防止する。
- ウ. 鉄道横断箇所等の重要箇所において管路の損傷等による鉄軌道面の陥没があった場合は、電車を停止させるなどの緊急措置をとった後、関係機関と連絡をとる。
- エ. 複数配管している場合、他の下水管またはループ配管を利用して、緊急排水を行う。

(2) 復旧活動の実施

- ア. 被害状況を的確に把握し、復旧計画を作成する。
- イ. 管路施設では、排水機能の確保に努める。
- ウ. 市は、被害箇所の復旧に全力をあげる。市の力では円滑な復旧が困難なときは、関係機関、協定市町村、近隣市町への応援を要請し、復旧活動に万全を期す。

(3) 応急復旧資機材、人員等の確保

応急復旧に必要な資機材、人員等については、市は業者の協力を得、全力をあげてこれを行う。市の力では円滑な復旧が困難な場合には、防災関係機関、協定市町村、近隣市町等に応援を要請すると

ともに事務局に報告する。

(4) 災害時の広報

被害情報の早期把握に努め、常に被害全般を掌握し、広報車等により、次の内容の周知に努める。

ア. 破損箇所

イ. 排水禁止地区

ウ. 被害状況

エ. 排水できない場合の措置

オ. 復旧作業の状況

カ. 復旧見込

キ. 排水再開時の注意事項

ク. 生活水の節水

第10節 災害救助法の適用計画

第3編第2章第2節 災害救助法の適用計画に準じる。

第11節 民間協力団体との連携

第3編第2章第3節 民間団体との連携に準ずる。

第12節 救助・救援

《実施担当》防災体制部局等

事務局、土木部、消防局、消防団、関係機関

災害による建築物の倒壊等のため生命、身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者の救出を実施する。

1. 救出体制

(1) 消防局は、救助隊を編成し救出に必要な資機材を投入して迅速に救出作業にあたるものとする。大型重機（バックホウ等）等については、土木部との連携を図り救助、搜索活動を円滑に行う。また、大阪府警察、自衛隊等の協力を得て関係機関と合同で救出作業にあたるものとする。

(2) 関係機関等の機能による救出作業が困難で応援を必要とする場合は、知事または隣接市町長に応援を要請する。

(3) 救出した負傷者は、直ちに、救急車及び応援者によりその症状に適合した病院等へ搬送する。また、遠隔地へ緊急に負傷者を搬送する必要があるときは、大阪府等の関係機関にヘリコプターの応援を要請する。

(4) 上記(2)で対応できない規模の災害が発生したときは、救出作業に要する人員及び資機材等を大阪府を通じて、緊急消防援助隊及び自衛隊等に応援を要請する。

(5) 上記(1)～(4)のうち、関係機関に応援を要請した場合は、事務局に報告するものとする。

第13節 医療体制

第3編 第2章 第4節 医療体制に準じる。

第14節 指定避難所の運営等

第3編 第2章 第5節 指定避難所の運営等に準じる。

第15節 物資の供給

第3編 第2章 第6節 物資の供給の活動に準じる。

第16節 福祉活動等

第3編 第2章 第7節 福祉活動等に準じる。

第17節 防疫、保健衛生活動

第3編 第2章 第8節 防疫、保健衛生活動に準じる。

第18節 社会秩序の維持

第3編 第2章 第9節 社会秩序の維持に準じる。

第19節 自発的支援の受入れ

第3編 第2章 第11節 自発的支援の受入れに準じる。

第20節 ごみ収集処理

第3編 第2章 第12節 ごみ収集処理に準じる。

第21節 し尿処理

第3編 第2章 第13節 し尿処理に準じる。

第22節 がれき収集処理

第3編 第2章 第14節 がれき収集処理に準じる。

第23節 遺体対策

第3編 第2章 第15節 遺体対策に準じる。

第24節 応急教育等

第3編 第2章 第16節 応急教育等に準じる。

第25節 義援金品の受入・配分

第3編 第2章 第17節 義援金品の受入・配分に準じる。

第26節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理

第3編 第2章 第18節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理に準じる。

第4編 第3章 災害復旧・復興対策

第1節 生活の安定

第3編第3章 第1節 災害復旧・復興対策に準じる。

第2節 復興の基本方針

第3編第3章 第2節 復興の基本方針に準じる。

第5編 その他災害対策編

この編は、事故その他の災害に限定した災害の応急対策を定める。

なお、記載事項以外の事故等災害についても、災害の態様に応じ、各節の応急対策を準用するものとする。また、この編に定めのない事項については、第3編 地震災害対策編及び第4編 風水害対策編に準拠するものとする。

第1節 大規模火災応急対策

《実施担当》防災対策部局等

事務局、消防局

市は市街地火災及び林野火災が発生するおそれがある場合火災警戒活動を行い、大規模な火災が発生した場合は、防災関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施する。

1. 火災の警戒

(1) 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市長に伝達する。

通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合があっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

(2) 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたときまたは火災警報の発令基準に該当したときは、必要に応じて火災警報を発令する。

(3) 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる人は、警報が解除されるまで消防局が指示する火の使用制限に従う。

(4) 市民への周知

市は、防災行政無線、広報車などを利用し、または状況に応じて自主防災組織などと連携して、市民に警報を周知する。周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

2. 市街地火災

(1) 市

ア. 災害発生状況の把握及び消火活動

市は、高所見張り、ヘリコプター等を通じて火災状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

イ. 消火活動

初動体制を確立し、火災態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。また、延焼動態から、避難者に火災危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止

線の設定等、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

ウ. 相互応援

- ① 市は、市単独では十分に消火活動が実施できない場合は、大阪府、他の市町等に応援を要請する。
- ② 被災地以外の市町は、被災市町村からの要請または相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。
被災市町は、火災の状況、地理、水利の情報を応援市町に対して提供する。

(2) 自主防災組織等

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火活動を実施する。また消防局、大阪府警察等防災関係機関との連携に努める。

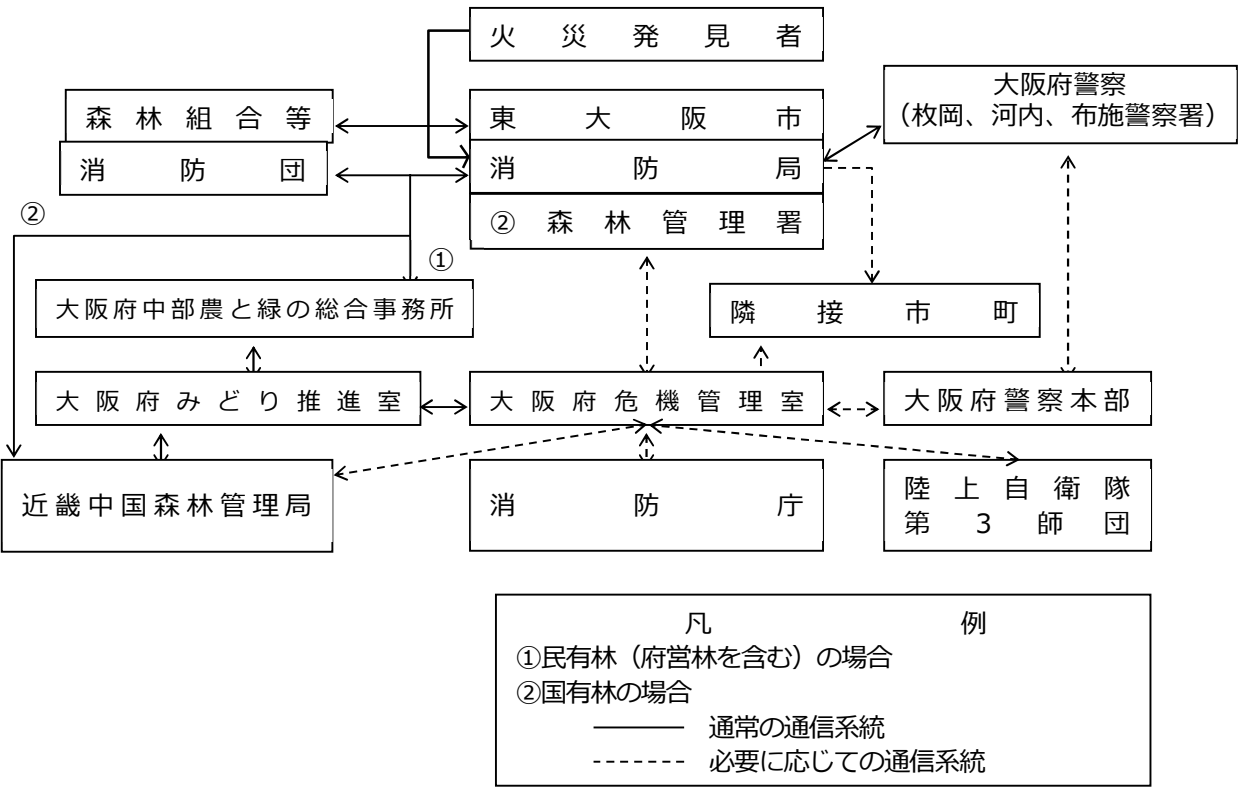
3. 林野火災

(1) 火災通報等

市は、火災の規模等が以下に示す大阪府の定める通報基準に達したとき、または特に必要と認めるときは、大阪府に即報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。

- ア. 焼損面積5 ha以上と推定される場合
- イ. 覚知後3時間を経過しても鎮火できない場合
- ウ. 空中消火を要請する場合
- エ. 住家等へ延焼するおそれがあるなど社会的に影響度が高い場合

(2) 伝達経路



(3) 活動体制

ア. 現場指揮本部の設置

火災を覚知した消防局は、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携協力して防御に当たるとともに、状況把握を的確に行い、隣接市等への応援出動準備要請を行う。

イ．現地本部の設置

火災が拡大し、市単独では十分に対処できないと判断するときは、関係機関の協力を得て現地本部を設置する。

現地本部の任務の概要は、次のとおりである。

- ① 応援協定等に基づく隣接市等の応援隊の出動要請
- ② 自衛隊出動要請の検討
- ③ 応援隊、飛火警戒隊、補給隊などの編成
- ④ 警戒区域、交通規制区域の指定

ウ．空中消火の要請

消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは、大阪府への通報を行うとともに、次のとおり空中消火の要請を行う。

- ① 大阪市消防局航空隊への出動要請
- ② 自衛隊出動要請のための知事への要求
- ③ 消防庁に対する広域航空消防応援要請のための知事への依頼

エ．航空隊等の受入れ体制

円滑な空中消火を実施するため、次の措置を講じる。

- ① 陸空通信隊の編成
- ② 林野火災用防災地図の作成
- ③ 空中消火補給基地の設定
- ④ 臨時ヘリポート等の設定
- ⑤ 空中消火用資機材等の点検・搬入

(4) 資料の作成

関係機関は、措置した事項を整理記録し、今後の対策の確立を図る。市は、焼損面積20ha以上の火災の場合は、昭和55年3月11日付の消防地第81号に定める林野火災調査資料を作成し、速やかに大阪府に報告を行う。

第2節 市街地災害応急対策

《実施担当》防災対策部局等

事務局、消防局

市は市街地内でのガス漏れ事故及び火災等の事故に対処するため、必要な措置または対策を実施する。
なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

1. ガス漏洩事故の対応

- (1) 消防活動体制の確立
- (2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3) 火災警戒区域の設定

範囲は、地下空間（地階）にあっては、原則として当該地下空間（地階）全体及びガス漏れ場所から二次災害が発生するおそれのある範囲の地上部分に設定する。

(4) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、大阪府警察等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

(5) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

(6) ガスの供給遮断

ア. ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社が行う。

イ. 大阪ガス株式会社の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。
この場合、直ちにその旨を大阪ガス株式会社に連絡する。

2. 火災等

- (1) 救助活動体制の早期確立と出場隊の任務分担
- (2) 活動期における情報収集、連絡
- (3) 排煙及び進入時等における資機材の活用対策
- (4) 中高層建築物、地下空間（地階）等の消防用設備の活用
- (5) 中高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- (6) 浸水、水損防止対策

3. 中高層建築物、地下空間（地階）の管理者等

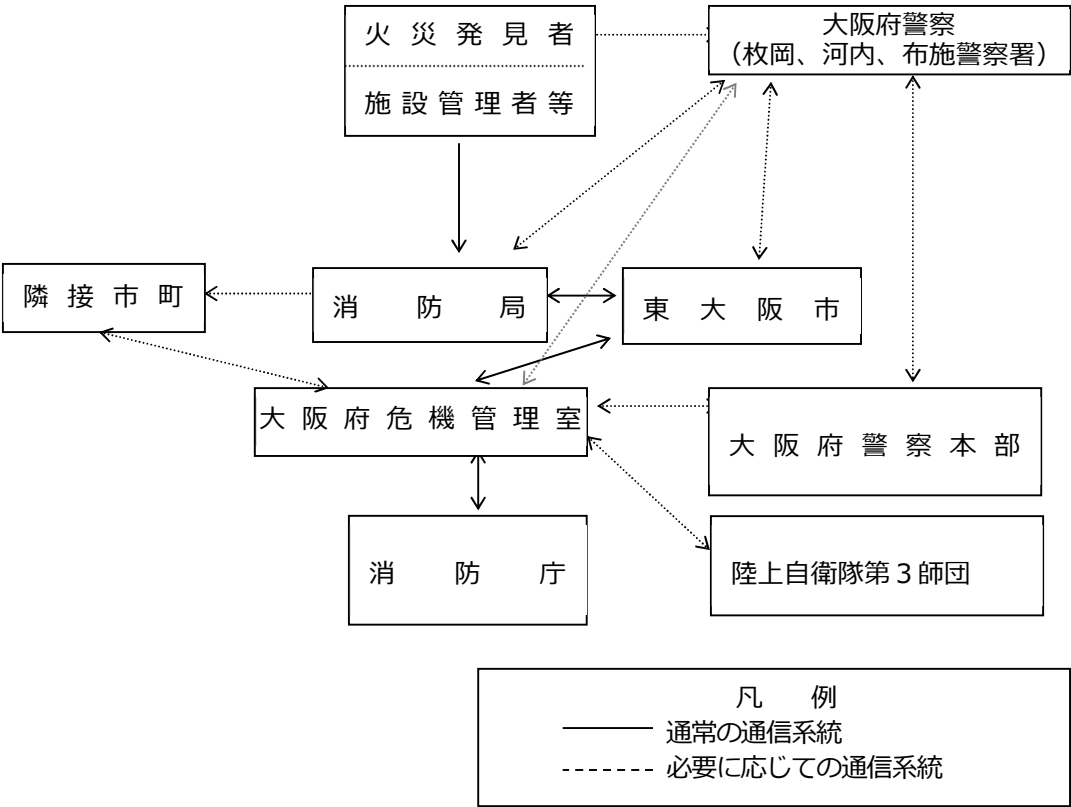
- (1) ガス漏れ、火災等が発生した場合、中高層建築物、地下空間（地階）の管理者等は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況及び応急対策の活動状況を連絡する。
- (2) 中高層建築物、地下空間（地階）の管理者等は、防災計画書等に基づき市民の避難誘導を行う。
- (3) 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び

対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

(4) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

通報系統



第4節 突発重大事故に対する応急対策

《実施担当》防災対策部局等

事務局、都市魅力産業スポーツ部、健康部、交通戦略室、土木部、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局、消防局

突発重大事故とは、航空機事故、列車事故、自動車事故（交通事故）、大火災・大爆発事故、雑踏における事故など、一度に多くの尊い人命が失われる突発的な大事故を指し、これらの災害は最近大きな社会不安を招いている。市及び関係機関は、こうした突発重大事故の際には、相互に連携をとり、的確な応急対策に努める。

1. 対応措置

(1) 通報

市内において突発重大事故を発見した人は、直ちに市、最寄り的大阪府警察または消防局等に通報する。

(2) 活動体制

ア. 現場指揮本部の設置

突発重大事故を覚知した消防局は、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携協力して防御に当たるとともに、状況把握を的確に行い、隣接市等への応援出動準備要請を行う。

イ．現地本部の設置

突発重大事故に対し市単独では十分に対処できないと判断するときは、関係機関の協力を得て現地本部を設置する。

(3) 情報の収集・伝達

市、大阪府及び当該事故の関係機関等は、連携し情報の収集にあたりとともに、情報の相互交換に努める。

(4) 救助、救急医療活動

ア．健康部医療班及び当該事故関係機関

- ① 医師及び看護師の派遣
- ② 医療機材及び医薬品の輸送
- ③ 負傷者の救助
- ④ 現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

(5) 消防活動

市は、消防活動等災害拡大防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

(6) 救援物資の搬送

市は、被災者に必要な物資を速やかに確保し、これを搬送する。

(7) 応急復旧用資機材の確保

市は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

(8) 交通対策

大阪府警察、関係機関、当該事故関係機関等は、相互連絡のもとに必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

2. 事故処理

当該事故関係機関は、大阪府警察、関係機関等の協力を得て、事故現場及び被害地域における事故処理を速やかに実施する。

第3節 危険物等災害応急対策

《実施担当》防災対策部局等

事務局、健康部、消防局

市は火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめるため、施設の管理者等との緊密な連携を行い、必要な措置及び対策を実施し、周辺住民に対する危害防止を図る。

1. 危険物災害応急対策

(1) 市は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講じる。

(2) 市は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

ア．災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立

イ．危険物による災害発生時の自衛消防組織等と活動要領の確立

ウ．災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動の確立

(3) 市は、施設の管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

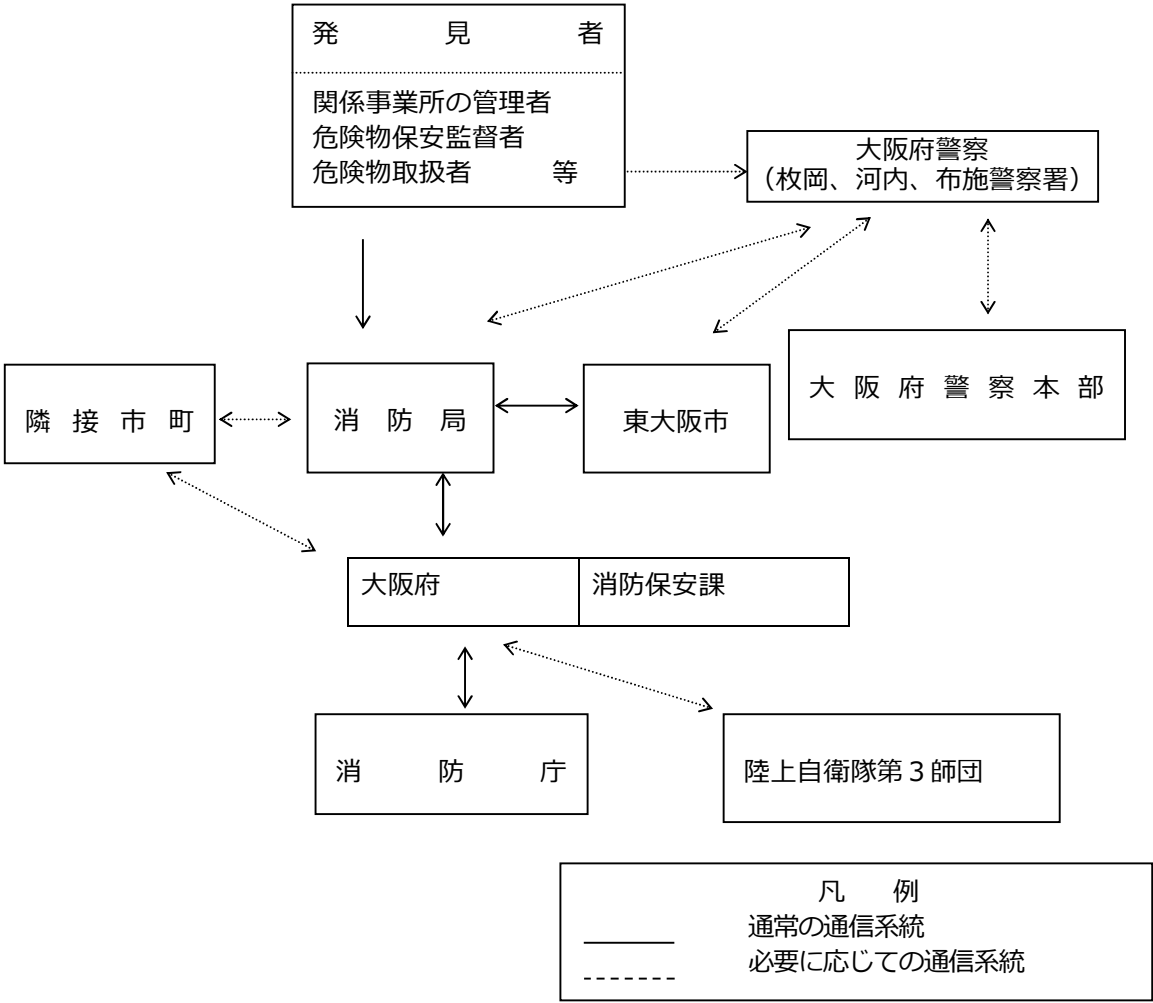
(4) 応援の要請

市は、災害の状況や災害規模から判断して、必要に応じて相互応援協定により他市町村に対し応援を要請する。

(5) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

通報系統



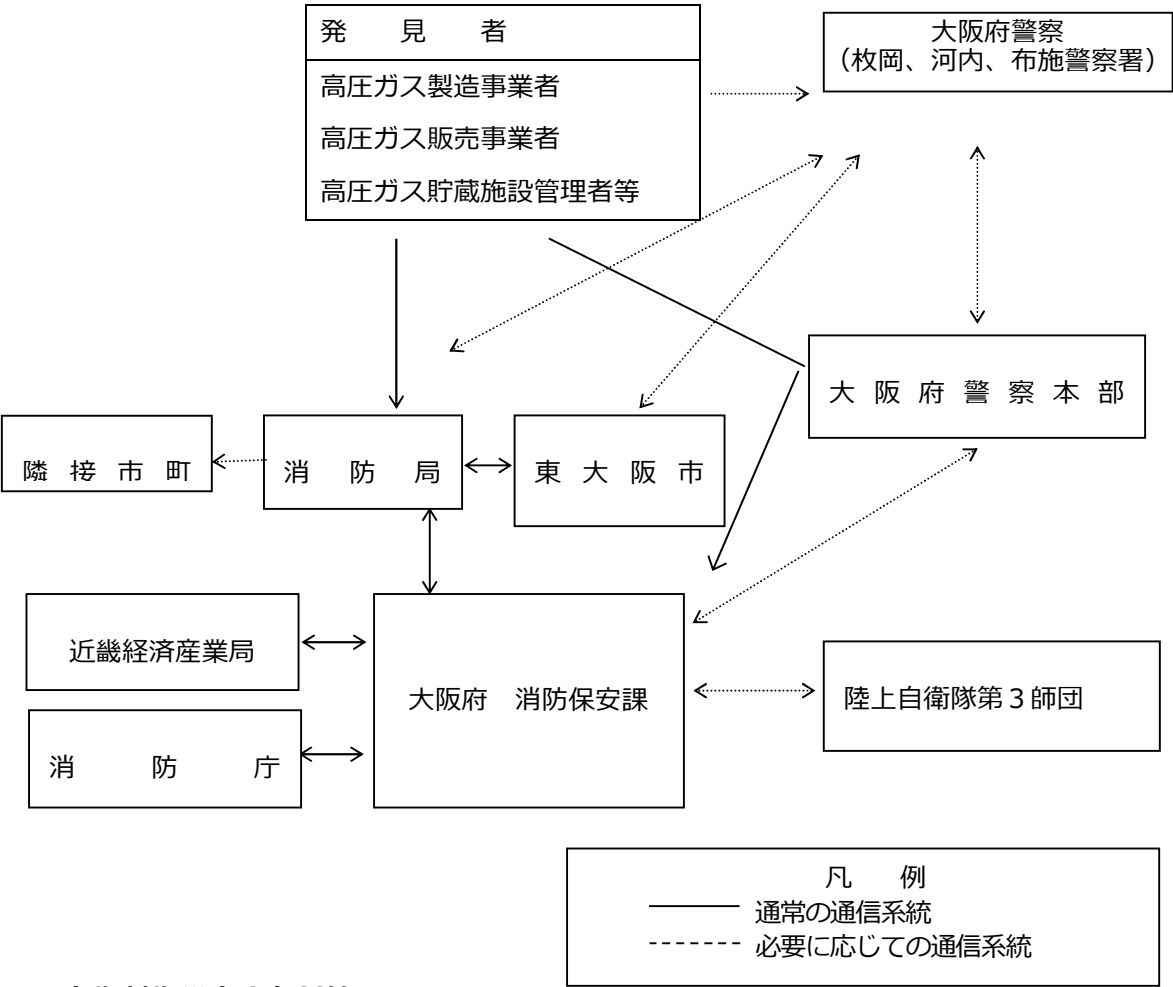
2. 高圧ガス・火薬類災害応急対策

(1) 市は、施設の管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

(2) 通信連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

通報系統



3. 毒物劇物災害応急対策

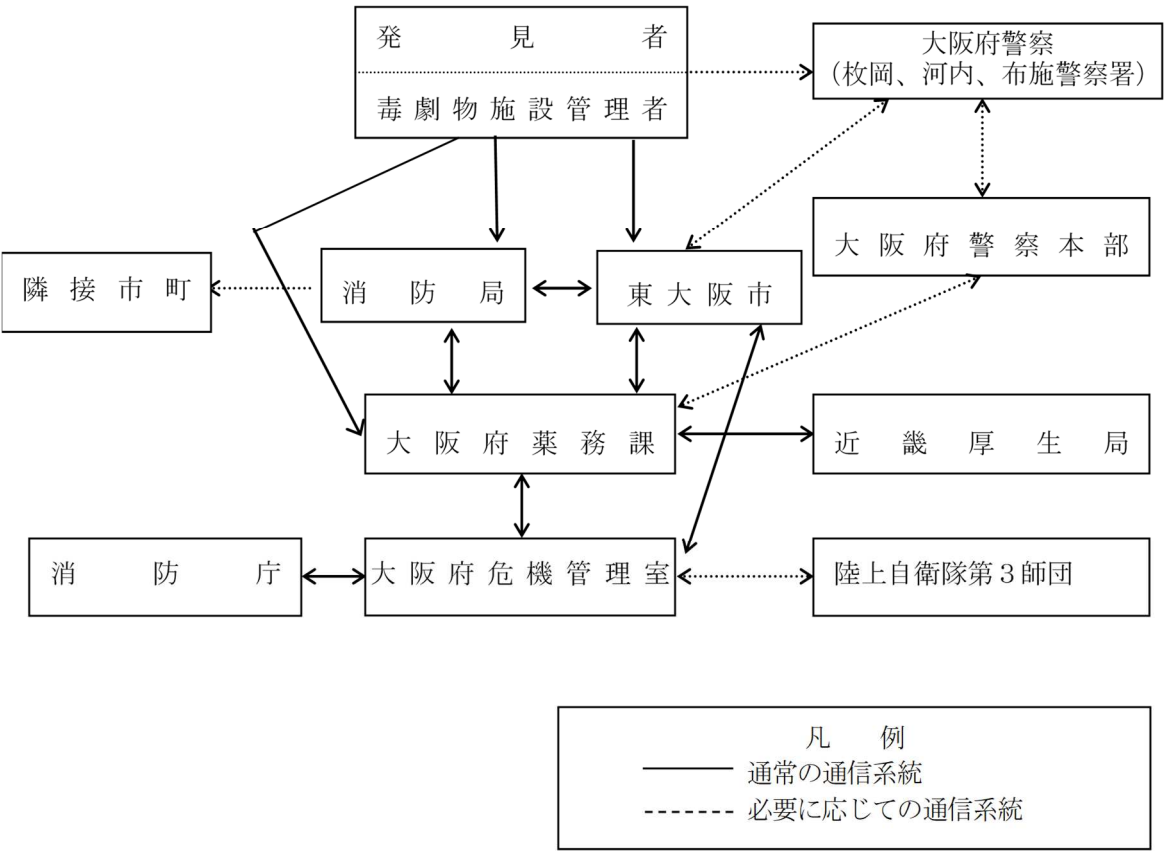
(1) 市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

(2) 市は、毒劇物施設が災害により被害を受け、毒劇物が飛散漏えい、または地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、またはそのおそれがある場合は、大阪府、大阪府警察等関係機関と連携して、交通規制、避難誘導及び広報活動等の必要な措置を行う。

(3) 通信連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

通報系統



4. 危険物等輸送車両災害応急対策

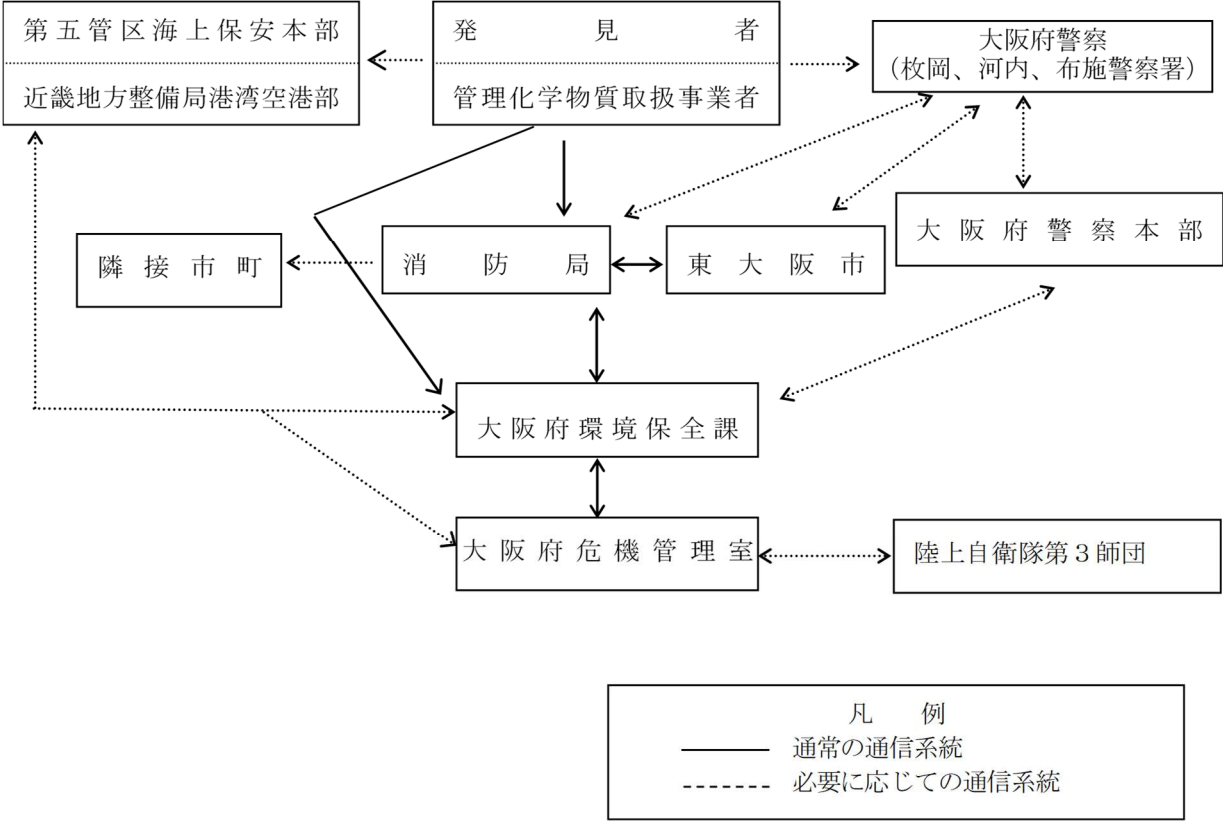
- (1) 市は、危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物輸送車両による事故が発生した場合は、大阪府警察等関係機関と連携し、事故の状況及び積載危険物の種類、性状等に応じた適切な措置を行う。
- (2) 警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策は、危険物応急対策等に準じて実施する。

5. 管理化学物質災害応急対策

- (1) 市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- (2) 市は、管理化学物質が流出し市民の健康に被害を及ぼすおそれがある際は、管理化学物質を取り扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。
- (3) 事業者は、管理化学物質による大規模な事故が発生した場合、市及び大阪府にその被害の状況、応急措置の実施状況等を連絡する。
- (4) 事業者は、管理化学物質による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止等のため、必要な措置を行う。
- (5) 通信連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

通報系統



第4節 突発重大事故に対する応急対策

《実施担当》防災対策部局等

事務局、都市魅力産業スポーツ部、健康部、交通戦略室、土木部、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局、消防局

突発重大事故とは、航空機事故、列車事故、自動車事故（交通事故）、大火災・大爆発事故、雑踏における事故など、一度に多くの尊い人命が失われる突発的な大事故を指し、これらの災害は最近大きな社会不安を招いている。市及び関係機関は、こうした突発重大事故の際には、相互に連携をとり、的確な応急対策に努める。

1. 対応措置

(1) 通報

市内において突発重大事故を発見した人は、直ちに市、最寄りの大阪府警察または消防局等に通報する。

(2) 活動体制

ア．現場指揮本部の設置

突発重大事故を覚知した消防局は、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携協力して防御に当たるとともに、状況把握を的確に行い、隣接市等への応援出動準備要請を行う。

イ．現地本部の設置

突発重大事故に対し市単独では十分に対処できないと判断するときは、関係機関の協力を得て現地本部を設置する。

(3) 情報の収集・伝達

市、大阪府及び当該事故の関係機関等は、連携し情報の収集にあたりとともに、情報の相互交換に努める。

(4) 救助、救急医療活動

ア．健康部医療班及び当該事故関係機関

- ① 医師及び看護師の派遣
- ② 医療機材及び医薬品の輸送
- ③ 負傷者の救助
- ④ 現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

(5) 消防活動

市は、消防活動等災害拡大防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

(6) 救援物資の搬送

市は、被災者に必要な物資を速やかに確保し、これを搬送する。

(7) 応急復旧用資機材の確保

市は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

(8) 交通対策

大阪府警察、関係機関、当該事故関係機関等は、相互連絡のもとに必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

2. 事故処理

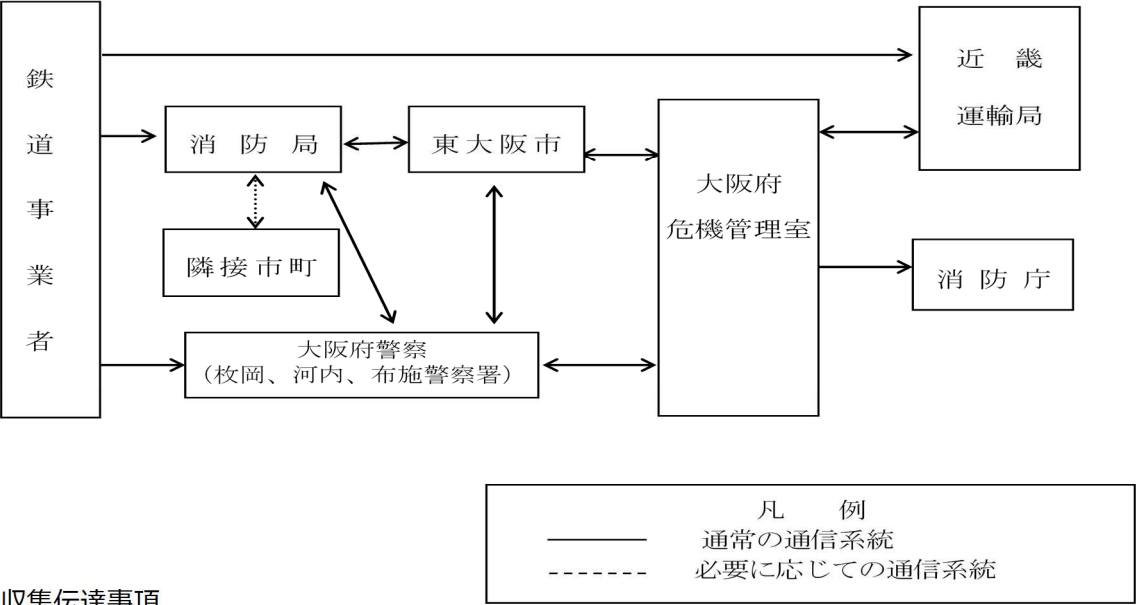
当該事故関係機関は、大阪府警察、関係機関等の協力を得て、事故現場及び被害地域における事故処理を速やかに実施する。

3. 情報収集伝達体制

(1) 航空機事故

市は、空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

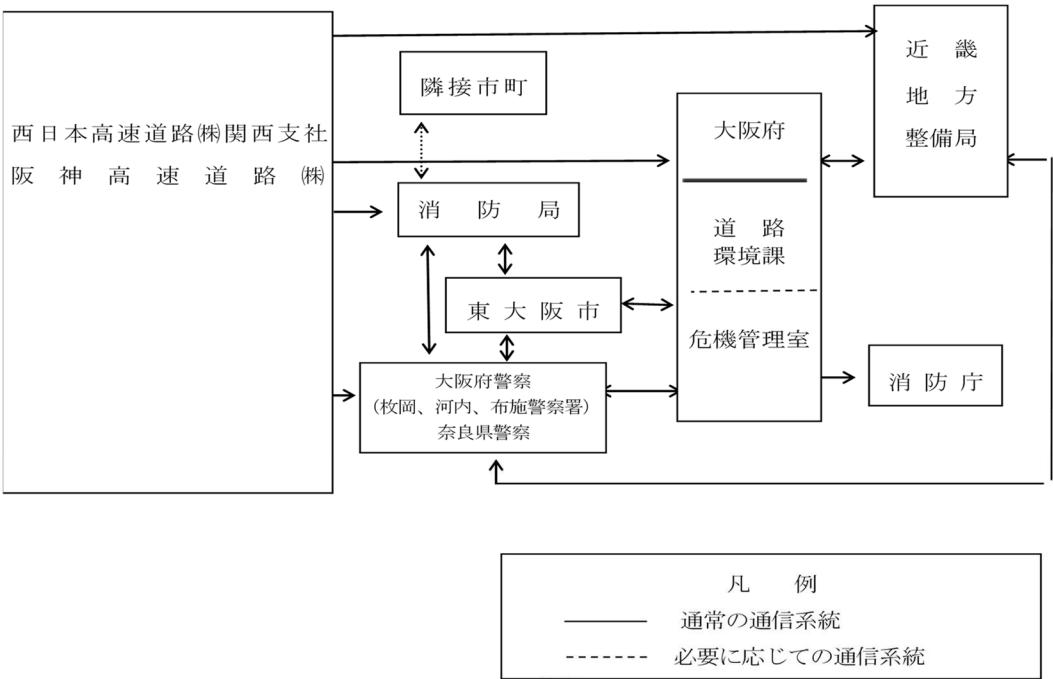
(2) 列車事故
ア. 情報収集伝達経路



イ. 収集伝達事項

- ① 事故の概要
- ② 人的被害の状況等
- ③ 応急対策の活動状況、現地本部の設置状況
- ④ 応援の必要性
- ⑤ その他必要な事項

(3) 自動車事故
ア. 情報収集伝達経路



イ. 収集伝達事項

- ① 事故の概要
- ② 人的被害の状況等
- ③ 応急対策の活動状況、現地本部の設置状況
- ④ 応援の必要性
- ⑤ その他必要な事項

第6編 原子力災害対策編

第6編 第1章 災害応急・復旧対策の基本

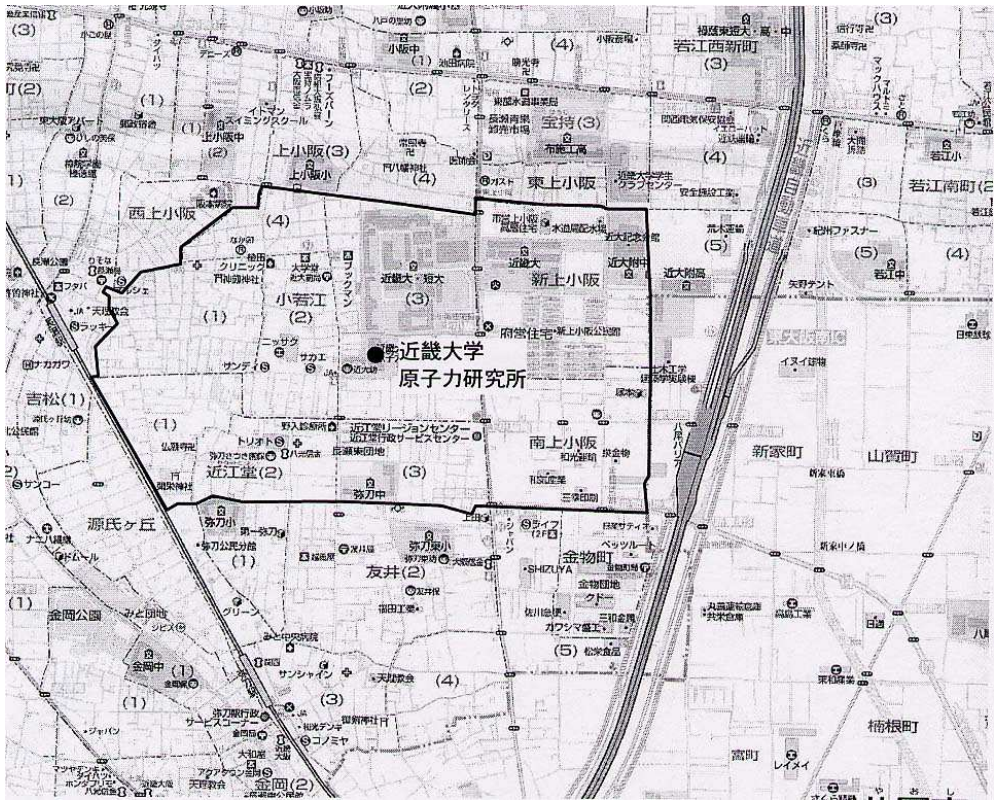
第1 基本的な考え方

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）において、原子力災害に該当する事象はもとよりこれに該当しない事象についても、事故に対する周辺住民の不安、動揺等の緩和を図るため、事故の状況に応じて、周辺住民への情報提供、注意喚起を行うなどの対策を講じるものとする。

また、この編に定めのない事項については、第3編 地震災害対策編及び第4編 風水害対策編に準拠するものとする。

第2 防災対策広報を重点的に充実すべき地域の範囲等

小若江1～4丁目、近江堂1丁目の一部・2～3丁目、新上小阪、南上小阪の住居表示地域までを防災対策広報を重点的に充実すべき地域とする。



防災対策広報を重点的に充実すべき地域

第6編 第2章 災害応急対策

第1節 初動体制

《実施担当》防災体制部局等

事務局、消防局、大阪府警察、近畿大学

第1 原子力事故発生情報受信機関の活動

- (1) 消防局が、原子力施設において、消防活動を必要とする事故発生の情報を受信した場合には、危機管理室に速やかに連絡するとともに、出来る限り被害情報等の収集に努め、逐次危機管理室にその旨を連絡するものとする。
- (2) 危機管理室において、応急対策の実施が必要となるおそれのある原子力事故発生の情報を受信した場合には、消防局、大阪府警察、近畿大学及びO F Cと連絡を密にし、被害情報等の収集・分析を行うものとする。
- (3) 大阪府緊急時モニタリング計画及び大阪府緊急時モニタリング実施要領に基づき、モニタリング要員の派遣の要請を受けたときは、O F Cに要員を派遣する。

第2 危機管理室内調整会議の開催

危機管理室長は、前項の原子力事故発生の情報を受けた場合には、危機管理監に直ちに報告するとともに、危機管理室員を招集して、次に掲げる事項について応急対策の検討を行うものとする。

- (1) 災害発生情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- (2) O F C派遣職員との連絡調整に関すること
- (3) 大阪府、大阪府警察等防災関係機関との連絡調整に関すること
- (4) 職員の配備体制に関すること
- (5) 原子力事故対策会議開催、災害対策本部設置の必要性に関すること
- (6) 原子力事故対策会議が開催若しくは災害対策本部が設置されたときの当該本部事務局の運営に関すること

第3 緊急出動

消防局長は、救助救急事故または火災等により被害が拡大するおそれがある場合等、前項の危機管理室内調整会議の結果に基づく指令を待ついとまがないと判断した場合は、消防隊等を緊急出動させることが出来るものとする。

なお、この場合現場情報をその都度危機管理室長に連絡すること。

第2節 災害対策本部の設置等

《実施担当》防災体制部局等

全部局

第1 原子力事故対策会議の開催

市長は、次の基準に該当する場合には、本庁舎において原子力事故対策会議を開催する。

1. 開催基準

- (1) 警戒配備期
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

2. 議長及び副議長

- (1) 市長を議長とし、担当副市長を副議長とする。
- (2) 議長が不在の場合は、担当副市長が、担当副市長が不在の場合は他の副市長が、議事進行するものとする。
- (3) 議長の在席をもって会議を開催するものとする。

3. 廃止基準

- (1) 応急対策がおおむね完了したとき
- (2) 災害対策本部が設置されたとき
- (3) その他市長が必要がないと認めたとき

4. 議事事項

- (1) 情報の収集・伝達、広報に関すること
- (2) 避難誘導、医療体制に関すること
- (3) 職員の配備に関すること
- (4) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (5) 災害対策本部の設置に関すること
- (6) O F Cにおける現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること
- (7) 緊急時モニタリングの実施に関すること
- (8) その他応急対策に関すること

5. 会議構成員

市長、副市長、危機管理監のほか市長が予め指名した者、市長公室長、公民連携協働室長、企画財政部長、行政管理部長、市民生活部長、福祉部長、子どもすこやか部長、健康部長、消防局長、上下水道事業管理者、教育長、保健所長及び危機管理室員とする。

第2 O F C派遣職員の事前指定

任務または部名	準警戒配備期（フェーズ2）	警戒配備期	非常配備期
統括者	危機管理室長	危機管理室長	担当副市長
事務局等	危機管理室員等 13名	危機管理室員等 13名	危機管理室長以下 14名

消防局	消防局職員 3名	消防局職員 3名	消防局警防部長以下 4名
-----	----------	----------	--------------

※参集については、原子力規制庁熊取原子力規制事務所が定める「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」によるものとする。

第3 災害対策本部の設置

市長は次の基準に該当する場合には、災害対策本部を設置する。

1. 設置基準

- (1) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき
- (2) 国から本部を設置する旨の指示（指導または助言）があったとき
- (3) その他市長が認めたとき

2. 廃止基準

- (1) 内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出したとき
- (2) 災害応急対策が概ね完了したとき
- (3) その他本部長が適当と認めたとき

第4 東大阪市原子力災害現地対策本部の設置

災害対策本部長は、次の設置基準に該当する場合には、原則としてO F Cに東大阪市原子力災害現地対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

1. 設置基準

- (1) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき
- (2) その他市長が必要と認めたとき

2. 廃止基準

- (1) 内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出したとき
- (2) 災害対策本部長が必要がないと認めたとき

3. 所掌事務

- (1) 災害状況の把握、本部への報告
- (2) 市が実施する緊急事態応急対策の現地調整と推進に関すること
- (3) 現地における関係機関との連絡調整に関すること
- (4) 必要な応援要員と応援期間、集結場所等の指定
- (5) 現地原子力災害対策活動の指揮・統制、情報収集、本部指示の伝達等
- (6) 災害対策本部長の特命事務
- (7) その他必要な事項

4. 組織

現地本部に現地本部長、現地副本部長、現地本部員その他の職員を置く。

- (1) 現地本部長は、担当副市長が指揮を行う。担当副市長不在の場合は他の副市長が、他の副市長が不在の場合は危機管理監または市長が予め指名した者のいずれか1名とする。

(2) 現地副本部長は、危機管理室長および消防局警防部長の2名とする。

(3) 現地本部員、その他の職員は、事故対策会議構成員の中から本部長が指名する職員若干名とする。

第3節 原子力災害の動員配備基準

《実施担当》防災体制部局等

全部局（消防局については、別途警防規程による体制とする。）

原子力災害が発生し、または災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

第1 原子力施設での災害動員配備基準

原子力災害が発生した場合、または災害となるおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

配備区分		配備時期	配備内容	参集者
準警戒配備	フェーズ1	特定事象に至る恐れがある事象、安全上重要な事象、または社会的影響が大きい事象が発生する等、準警戒対応の必要があるとき	消防局から事故概要の危機管理室への連絡受信をはじめとする通信情報活動に応じられる体制	危機管理監、危機管理室員
	フェーズ2	特定事象に至る恐れがある事象、安全上重要な事象、または社会的影響が大きい事象が発生する等、準警戒対応の必要があり、同時にOFCへの職員の派遣の必要があるとき	1.危機管理監を含む危機管理室内調整会議 2.OFCへの職員の派遣	危機管理監、危機管理室員、OFC派遣職員としてあらかじめ指名されている職員
警戒配備		特定事象が発生したとき	1.災害に対する現地調査活動・避難者に対する避難所開設・要配慮者への対応・災害広報体制・災害対策本部事務局業務等 2.OFCへの職員の派遣 3.原子力事故対策会議の開催 4.現地事故対策連絡会議（国）に参加 5.災害による二次災害の発生を防御及び隣接市町への応援体制のため、通信情報活動、機器資機材の点検・整備を行う体制	危機管理監、危機管理室員、部長級以上の職員、総務担当課長、OFC派遣職員としてあらかじめ指名されている職員、原子力災害時の第1次避難所の施設管理者等、そのほか危機管理監が必要と認めた場合の担当職員
非常配備	A号配備	原子力緊急事態宣言が発出されたとき	1.東大阪市現地対策本部の設置 2.OFCへの職員の派遣増員 3.原子力災害合同対策協議会（国）等に参加 4.災害対策本部を設置し、被害情報の収集とその対応活動にあたるための体制	危機管理監、危機管理室員、部長級以上の職員、総務担当課長、OFC派遣職員としてあらかじめ指名されている職員、原子力災害時の第1次避難所の施設管理者等、そのほか危機管理監が必要と認めた場合の担当職員等及び全職員の2分の1程度の職員

	B 号 配 備	市長が必要と判断したとき	市が全力をあげて対応しなければならない非常事態に対応する体制	全職員
--	------------------	--------------	--------------------------------	-----

●資料7-8：職員動員配備計画表(原子力災害対策)

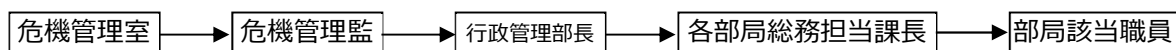
第2 動員配備指令

動員配備指令は、本部長の命を受けて、行政管理部長が危機管理監と協議のうえ、動員配備基準により緊急情報収集伝達計画に基づき、各部局の総務担当課長に発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、該当職員に連絡するものとする。なお、必要に応じて、特定の部に対して一定の指令を発する、または動員配備基準と異なる指令を発することができる。

第3 動員配備指令の伝達

動員配備指令の伝達は、次の経路及び手段により速やかに行うものとする。このため総務担当課長は、常に所属職員の住所録を整備し、連絡の方法等をあらかじめ定め、配備体制が速やかにとれるようにしておかなければならない。

1. 伝達経路



2. 伝達手段

- (1) 防災行政無線
- (2) 庁内放送
- (3) 電話
- (4) メール

第4節 参集等

《実施担当》防災体制部局等

全部局（消防局については、別途警防規程による体制とする。）

第1 非常参集

職員は、夜間、休日等の勤務時間外に配備指令を受けたときは、速やかに所定の場所へ参集し、防災活動に従事することとする。ただし、次の者については、非常参集を要しないものとする。

- (1) 心身の故障により許可を受けて休暇中の者
- (2) その他やむを得ず部長が参集を要しないと認めた者

「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」により、あらかじめ指名された職員が前2項に該当したときは、速やかに代理者を指名すること。

第2 動員報告

各部局の総務班等は、動員配備指令に基づき職員を招集したときは、参集職員の状況をとりまとめ、様式4により、事務局の指示に従い、おおむね30分から1時間ごとに事務局に報告するものとする。ただし、参集状況に変更がないときは口頭による報告とし、文書による報告は省略することができる。

なお、報告は発災から1日目は必須とし、2日目以降3日目までについては事務局の指示に従うものとする。

第3 応援職員の動員

災害対策本部が設置され、災害応急対策活動の実施に際し、各部長は、部内の職員で不足する場合は、事務局に応援を要請する。行政管理部人事班長は、要請に基づきその対応に努める。市の職員をもっても不足するときは、事務局を通じて大阪府、近隣市町村、協定市町村、民間団体等に応援を要請・依頼する。

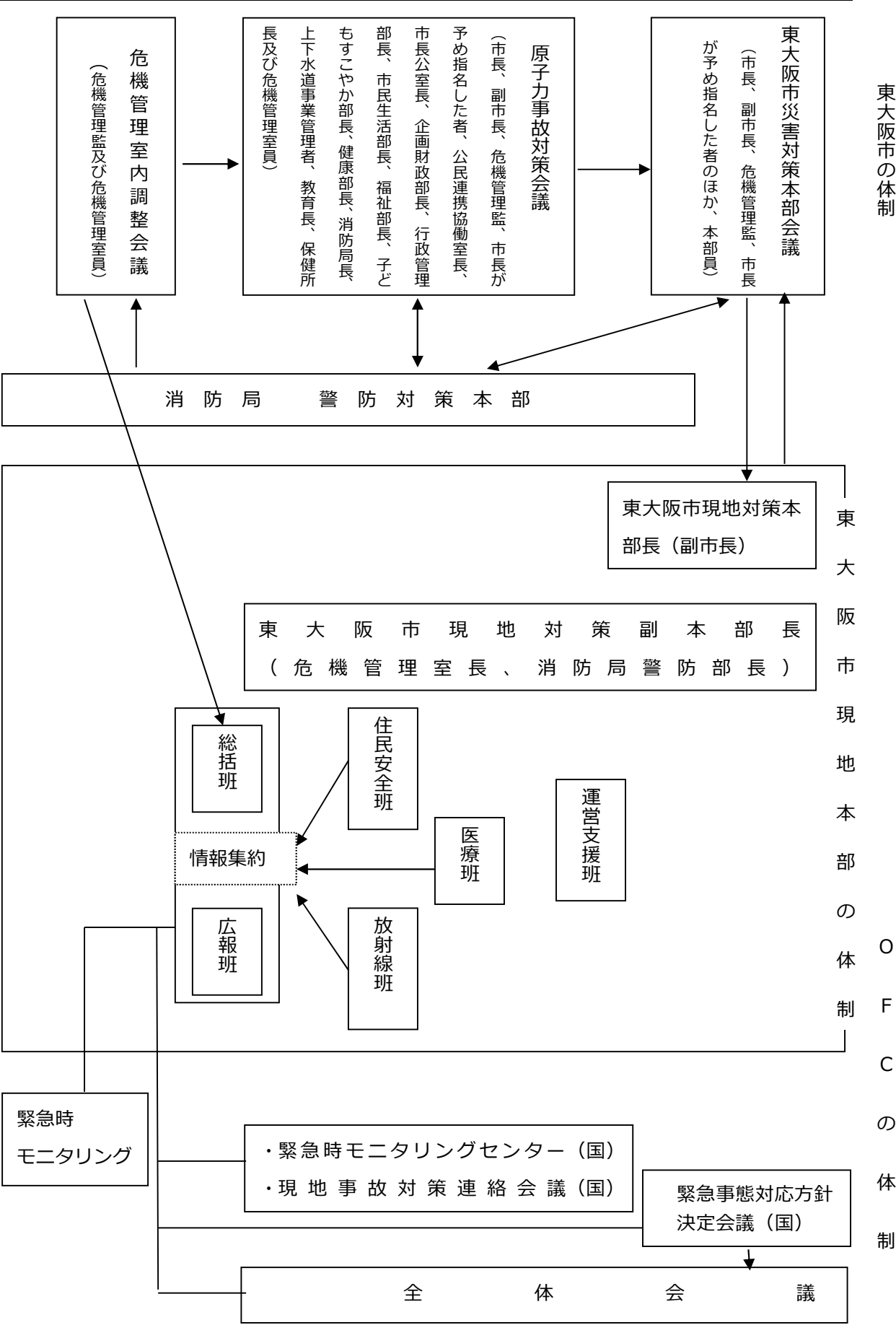
第5節 原子力災害時の組織体系

《実施担当》防災体制部局等
全部局

第1 災害時活動体系

第1編第1章第8節第2 5.非常配備体制機能の確保、充実の災害時活動体系に準じる。

第2 本部体制とO F C内の体制（現地本部）の組織図



ＯＦＣ派遣時の班は次の防災部局班が対応する。

ＯＦＣ派遣時の班名	防災体制部局班名
総括班	危機管理室 指揮班
広報班	市長公室 広報班
住民安全班	公民連携協働室・市民生活部 避難所班 市民生活部 総務班 消防局 警防班 救急班
放射線班	健康部 衛生班
医療班	健康部 総務班 保健班、医療班
運営支援班	行政管理部 総務班、消防局 総務班

第6節 災害情報の収集伝達

《実施担当》防災体制部局等

事務局、健康部、上下水道局、消防局、近畿大学

防災関係機関及び原子力事業者は、原子力施設内で災害事象が発生したときは、被害の拡大を防止し、傷病者等を救護するため、互に連携協力し、状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

第1 消防活動事象の発生時の連絡

1. 消火活動を必要とするとき

原子力事業者は、原子力施設内で消火活動を必要とする事象を発見したときは、消防局に通報するものとする。その際、燃焼物、燃焼規模、燃焼位置、傷病者の有無及び核燃料物質及び放射性同位元素等への影響等の情報を提供するものとする。

2. 救助救急事象発生時の連絡

原子力事業者は、原子力施設内で救助救急活動を必要とする事象を発見したときは、消防局に通報するものとする。その際、傷病者の負傷部位、程度、受傷原因及び核燃料物質及び放射性同位元素等への影響等の情報を提供するものとする。

3. 危機管理室への連絡

消防局が前2項の通報を受信したときは、危機管理室へ連絡するものとする。

4. 危機管理室の情報収集と伝達

危機管理室が前項の連絡を受けたときは、大阪府、大阪府警察及びＯＦＣに連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者から災害事象概要を聴取するものとする。

第2 特定事象発生情報等の連絡

1. 特定事象発生情報等

(1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後または発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、大阪府、所在市町、消防機関等に同時にファクシミリで通報し、主要な機関等に対してはその着信を確認する。また、原災法に定める事象に該当しない放射線事故等についても上記に準じ関係機関に連絡する。

(2) 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官は、収集した情報を整理し、府及び関係市町に連絡する。

2. 大阪府が設置する放射線測定設備で特定事象に至るおそれがある事象に該当する数値を検出したとき

危機管理室及び消防局は、大阪府及び原子力事業者から通報がない場合において、大阪府が設置している放射線測定設備により、特定事象に至るおそれがある事象に該当する数値の検出を発見したときは、直ちに大阪府に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行う。

第3 応急対策活動の情報連絡

1. 特定事象発生後の情報連絡

(1) 原子力事業者の情報収集伝達

原子力事業者は、施設の状況、応急対策活動の実施状況及び被害の状況等を、市、大阪府、安全規制担当省庁、原子力防災専門官等に定期的に文書をもって連絡する。

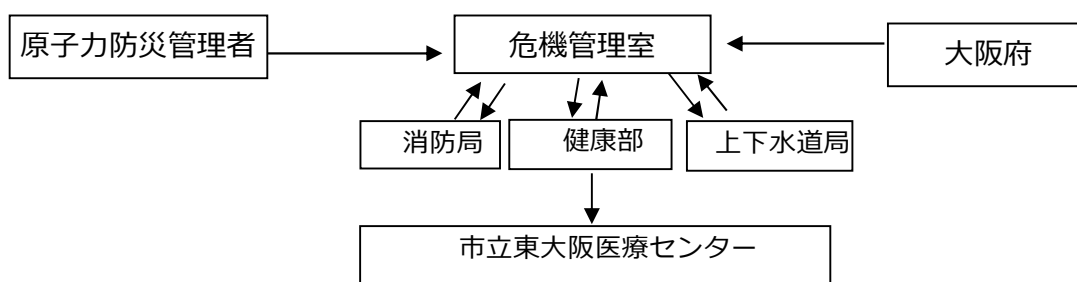
(2) 府の情報収集伝達

府は、原子力事業者から特定事象発生の通報を確認した後、または府モニタリング設備により特定事象発生の通報を行うべき数値を検出したときは、市及び指定公共機関等の関係機関に情報を迅速に伝達する。

(3) 市の情報収集伝達

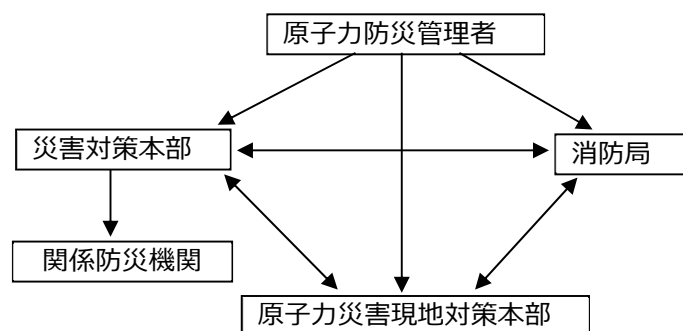
市が、原子力事業者からの発生の通報を確認した後、または大阪府が設置する環境放射線監視設備により特定事象発生の通報を行うべき数値を検出したときは、直ちに、放射線量や被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うよう関係防災機関へ通報するとともに、情報を迅速に伝達し相互に連絡体制を強化する。

連絡体系



2. 原子力緊急事態宣言発出後

市は、国の現地対策本部、指定公共機関、大阪府、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関と連携して、必要な情報を共有するとともに、市が行う応急対策活動の実施状況及び被害の状況等を原子力災害合同対策協議会等（O F C内）に随時連絡する。



第7節 災害広報

《実施担当》防災体制部局等

事務局

第1 災害広報

市は、原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動揺あるいは混乱を招かないようにするため、市民等に対する情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。市民等への情報提供にあたっては国、大阪府及び原子力事業者と連携し、情報の発信元を明確にする。また、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示等、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、国や防災関係機関と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

また、現地事故対策連絡会議や原子力災害合同対策協議会の場合を通じて対応方針を十分に確認した上で、市民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について国の原子力防災専門官・原子力災害現地対策本部、防災関係機関及び原子力事業者と相互に連絡をとりあう。

1. 広報の内容

(1) 原子力災害に該当しない事象（原災法で定める事象に該当しない事故）時の広報

ア. 事象の概要

イ. 事象発生事業所における対策の状況

ウ. 事象発生事業所周辺への放射性物質及び放射線による影響

エ. その他必要な事項

なお、この場合においては、国の広報内容と同じものを提供する。

(2) 特定事象発生時の広報

ア. 事故の概要

イ. 事故発生事業所における対策の状況

ウ. 市民のとりべき措置及び注意事項

エ. 要配慮者への支援の呼びかけ

オ. その他必要と認める事項

(3) その後の広報

- ア. 事故状況及び環境への影響とその予測
- イ. 大阪府、市及び防災関係機関の対策状況
- ウ. 市民のとるべき措置及び注意事項
- エ. 医療機関等の生活関連情報
- オ. 交通規制情報
- カ. その他必要と認める事項

2. 広報の方法

(1) 原子力災害に該当しない事象（原災法で定める事象に該当しない事故）時の方法

報道機関等への情報提供を行うとともに、現場活動時において可能な限り、現場広報を行う。

(2) 特定事象発生時以降の方法

- ア. 指定避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配布
- イ. 視覚障害者、聴覚障害者等要配慮者に対する点字やファクシミリ等の活用
- ウ. 防災行政無線（同報系）による地区広報
- エ. 広報車による現場広報
- オ. 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- カ. インターネットの活用（ただしインターネット上の偽情報・誤情報について、被災者等が的確な情報を入手するための注意喚起を図るなど、通常時から意識付け等の必要な対策を講じるよう努める。）

3. 事故時の広報体制

- (1) 広報責任者による情報の一元化
- (2) 広報班の設置
- ア. 広報資料の作成
- イ. 国・大阪府をはじめ防災関係機関との連絡調整

第2 報道機関との連携

市は、国及び大阪府とともに報道機関と連携して広報活動を実施するものとする。

1. 報道機関への情報提供

事故に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。市は、状況に応じ国・大阪府と連携して、プレスセンターを設置し、総合的な情報の提供を行う。

2. 要配慮者に配慮した広報

広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用など、障害者や外国人等に配慮した広報を行う。

3. 緊急放送の依頼

市は、災害対策基本法の規定により日本放送協会大阪拠点放送局、一般放送事業所に対して、緊急放

送を求めることができる。

第3 広聴

市は、市民の要望事項等を把握するとともに、市民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた窓口を開設する等、積極的に広聴活動を実施する。

第8節 放射性物質及び放射線の影響の早期把握のための活動（緊急時モニタリング等の実施）

《実施担当》防災体制部局等

事務局、健康部

市は、府モニタリング設備等で異常値が確認された場合、速やかに、放射性物質及び放射線の影響を早期に把握するために、大阪府の行う緊急時モニタリング活動に協力する。

第1 緊急時モニタリングの実施

市は、大阪府緊急時モニタリング計画及び大阪府緊急時モニタリング実施要領に基づき、O F Cに要員を派遣し、大阪府が行うモニタリング活動に協力するとともに、緊急モニタリングセンター資機材の提供に努める。

第2 関係機関等への協力要請

本市災害対策本部または国・大阪府による災害対策本部が未設置のときは、危機管理室は大阪府と調整し、必要に応じて府内外の市町村、原子力事業者、環境放射分析機関に対して、緊急時モニタリング実施のための協力を要請する。

第9節 広域応援等の要請・受入れ

《実施担当》防災体制部局等

事務局、消防局、大阪府

市民の生命または財産を保護するため必要と認められた場合は、速やかに他都道府県及び指定行政機関等に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、各種応急対策に万全を期する。市長は、東大阪市単独では十分に応急措置が実施できない場合、知事に対して速やかに関係機関の応援要請を要求する。

第1 応援要請の要求要領

1. 要請の要求方法

被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する事項を記載した文書を提出する。ただし、そのいとまがない場合には、電話またはファクシミリ等により広域応援の要請の要求を行い、後日文書を速やかに提出する。

2. 広域応援の内容

関係市町における救援・救護及び災害応急・事後対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提

供またはそれらのあっせん。

第2 相互応援協定市への応援要請

市長は、必要に応じて相互応援協定を締結している市等（尼崎市）に対し、電話または口頭等により応援を要請し、後日、協定に定めた必要事項を記載した文書を提出する。

第3 職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策または災害復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応できないと認めた場合に、他の地方公共団体、指定地方行政機関の長、指定公共機関に対する職員派遣要請または知事等に対する指定地方行政機関、指定公共機関等の職員派遣のあっせん要請を、次の必要事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣または派遣のあっせんを要請する理由
- (2) 派遣または派遣のあっせんを要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣または派遣のあっせんを必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

第4 緊急消防援助隊の派遣要請

市長は、市民の救助、救出のため及び燃焼を阻止するため、知事に対して緊急消防援助隊の派遣について要請を要求することができる。

第5 広域応援等の受入れ

広域応援等の要請を要求した防災関係機関は、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、対策拠点施設、広域防災拠点等適切な場所へ受入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第10節 自衛隊の災害派遣要請

《実施担当》防災体制部局等

事務局、自衛隊

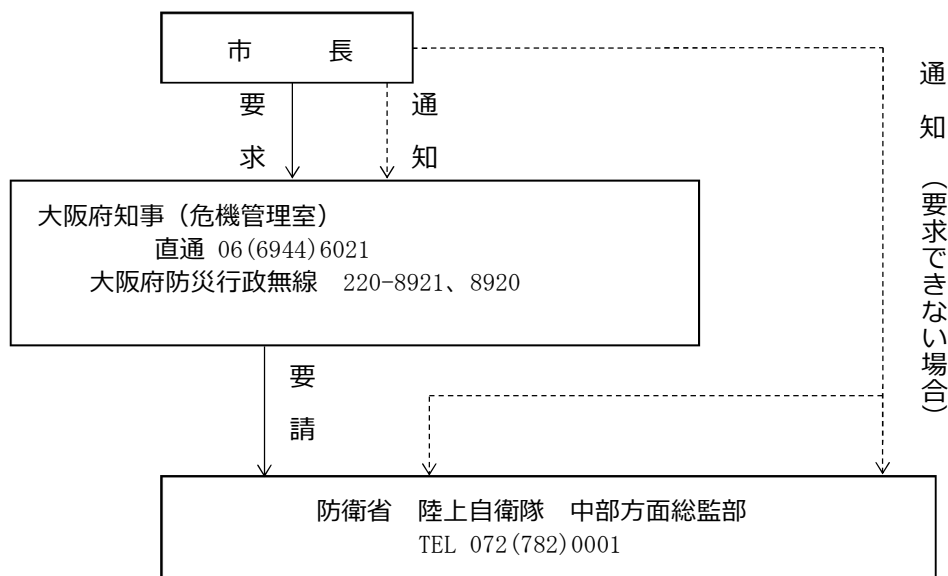
市長は、市民の生命または財産を保護するため必要と認めた場合は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図り、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。

第1 自衛隊の派遣要請

(1)市長が、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、次の事項を明らかにし、電話または口頭をもって要求する。なお、その後速やかに知事に文書を提出するものとする。

- ア．災害の情况及び派遣を要請する理由
- イ．派遣を希望する期間
- ウ．派遣を希望する区域及び活動内容
- エ．その他参考となるべき事項

(2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知するものとする。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。



第2 派遣部隊の受入れ

派遣部隊の受入れにあたって、次の事項に留意する。

- (1) 市長の自衛隊の災害派遣要請の要求により、自衛隊が派遣される場合は、緊急事態応急対策実施区域等へ誘導するものとする。この場合、警察官に誘導の要請ができるものとする。
- (2) 市は、自衛隊から連絡調整のために派遣された連絡員のための連絡所を設置する。
- (3) 市は、派遣部隊との現地での連絡調整のため、東大阪市現地本部員の中から連絡担当者を指名する。
- (4) 大阪府及び市は、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第3 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

1. モニタリング支援

航空機等により、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、空からのモニタリングを支援する。

2. 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

3. 避難の援助

屋内退避、避難または一時移転の勧告または指示が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、退

避者の誘導、輸送を行い、避難を援助する。

4. 行方不明者の搜索救助

主に原子力事業所外において行方不明者、負傷者、被ばく者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

5. 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して主に原子力事業所外で消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。

6. 応急医療及び救護

被災者または被ばく者に対し応急医療及び救護を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

7. 人員及び物資の緊急輸送

汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等、医師その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

8. 危険物の保安及び除去

被ばく者及び被ばくした施設等の除染等、自衛隊が実施可能なものについて、危険物の保安措置及び除去を実施する。

第4 撤収要請

市長は、知事に対して、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、自衛隊の撤収要請の要求をする。

第11節 防災業務関係者の安全確保

《実施担当》防災体制部局等

事務局、健康部、消防局、大阪府

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、国、大阪府、原子力事業者及び現場指揮者との情報交換を行い、連携を密にし、適切な被ばく管理を行う。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制の整備など安全管理に努める。

第1 防護対策

(1) 市は、必要に応じ管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク及び線量計等の防護資機材の装着等必要な配置を図るよう指示する。

(2) 市は、防護資機材の確保を図るとともに、不足が生じた場合、または生じるおそれがある場合、防護資機材の調達を行う。

●資料1-32：原子力防災活動資機材配備状況

第2 防災業務関係者の被ばく管理

(1) 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関の責任において行う。市は、市の防災業務関係者の被ばく管理を担う班を東大阪市現地本部に置く。

(2) 市は、大阪府と協力し、原子力災害医療現地派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うため、被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ除染等の医療措置を行うものとする。

さらに、被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国・大阪府に対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。

第3 防災業務関係者の放射線防護に係る指標

防災業務関係者（ただし、民間事業者及び他の法令等により線量当量限度が定められている場合を除く）の放射線防護に係る指標は次のとおりである。

なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力する。

- 【指標】
- 実効線量で50mSvを上限とする。
- ただし、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とする。
- また、作業内容に応じて、必要とあれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。
- ・目の水晶体：等価線量で300mSvを上限とする。
 - ・皮膚：等価線量で1Svを上限とする。

第12節 屋内退避・避難誘導

《実施担当》防災体制部局等

事務局、公民連携協働室、人権文化部、市民生活部、福祉部、生活支援部、健康部、環境部、土木部、消防局、大阪府、大阪府警察、自衛隊

放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護するため、屋内退避または避難のための勧告、指示をし、安全に避難誘導するとともに、これら避難者及び居住場所を失った者を、一時的に収容するための避難に関する措置を講ずる。

第1 屋内退避及び避難等に関する指標

市は、内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合は、原子力災害対策本部の指示、助言または独自の判断により、原災法15条第2項により公示される緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の市民に対し、屋内退避の措置をとる。また、放射性物質の放出後は緊急モニタリングの結果に応じ、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL(※)）に基づき、避難または一時移転を実施する。

OILと防護措置について

基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
-------	-------	---------	---------

緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm※4 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難または一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I L の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I L の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

O I L (Operational Intervention Level)：線、量に応じた判断基準、運用上の介入レベル

第2 屋内退避・避難等の指示

放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難等のため立退きまたは屋内退避の指示を行う。

1. 勧告・指示実施責任者

(1) 市長は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従いまたは独自の判断で、放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難等のための立退きまたは屋内退避の指示(具体的な避難経路、避難先を含む。)を行う。(原災法15条及び28条、災害対策基本法60条)

(2) 市長は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民等に対し、独自の判断で避難指示を行う。

(3) 知事は、市長が全部または大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難等のための立退きまたは屋内への退避の指示に関する措置の全部または一部を市長に代わって行う。(原災法28条、災害対策基本法60条)

(4) 警察官は、市長による避難等のための立退きまたは屋内への退避の指示ができないと認めるとき、または、市長から要求があったときは、避難等のための立退きまたは屋内への退避を指示する。（原災法28条、災害対策基本法61条）

(5) 原子力災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講じる。（自衛隊法94条）

2. 避難等の指示及び市民への伝達

市長等は、指示にあたっては、屋内退避または避難等の指示が出された地域名、避難先、避難等理由等を明示し、防災行政無線（同報系）、広報車等により周知徹底を図るとともに、屋内退避・避難誘導計画に定めた方法で避難状況を確認する。なお、周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

3. 避難路の確保

大阪府、大阪府警察、市及び道路管理者は、市民の安全のために避難路の確保に努める。

第3 避難者の誘導

1. 市

市民の避難誘導は、「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」等に基づき、市、避難支援等関係者（自主防災組織、自治会、社会福祉協議会等）が協力し、できる限り集団避難により行うこととし、避難行動要支援者を優先するものとする。また、避難経路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所には誘導員の配置、誘導ロープの設置、また夜間においては、可能な限り照明器具等を使用して、避難中の事故防止に万全を期すものとする。

2. 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

第4 警戒区域の設定

警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

1. 設定者

(1) 市長は、原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においてまたは独自の判断で、放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定する。（原災法28条、災害対策基本法63条）

(2) 知事は、市が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは市長が実施すべきこの応急対策の全部または一部を代行する。（原災法28条、災害対策基本法73条）

(3) 警察官は、市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、または市長から要請があったときは警戒区域を設定する。（原災法28条、災害対策基本法63条）

(4) 原子力災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場に

いない場合に限り、警戒区域を設定する。（原災法28条、災害対策基本法63条）

2. 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講じるとともに、大阪府警察の協力を得て、可能な限り防犯等のためのパトロールを実施する。

第13節 指定避難所の開設・運営

《実施担当》防災体制部局等

公民連携協働室、人権文化部、市民生活部、健康部

原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従いまたは災害対策本部会議等の決定に基づき、避難を必要とする市民を一時的に収容し保護することのできる指定避難所、避難退域時検査及び簡易除染の場所を指定し、開設するとともに、市民への周知を行う。

第1 指定避難所の開設

原子力災害時の避難所は、第1次避難所のうち、上小阪小学校、上小阪中学校、弥刀小学校、弥刀東小学校とする。これらの避難所を開設しても不足する場合は、他の第1次避難所の中から、適宜避難所を開設する。第1次避難所を開設しても不足する場合は、第2次避難所、第3次避難所の順に開設する。必要により、大阪府に対して大阪府域の他の市町村への応援の指示、他都道府県への応援要請などにより施設の確保を図るとともに、関係機関の協力を得て避難者を移送するための措置を要請するものとする。

1. 勤務時間内に避難所を開設する場合

事務局の指示により、第1次避難所の施設管理者が避難所を開設する。

2. 勤務時間外に避難所を開設する場合

事務局の指示により、避難所配備職員が、施設管理者等と協力して第1次避難所を開設する。

第2 指定避難所の管理、運営

避難所配備職員は、自主防災組織・自治会等の協力を得て、避難者を収容し保護するなど、その管理運営にあたるものとする。

1. 指定避難所の管理

- (1) 指定避難所には、管理責任者を置く。
- (2) 管理責任者は、指定避難所の管理運営を総括するとともに、適宜その状況を公民連携協働室・市民生活部を通じて事務局に報告する。
- (3) 市は、指定避難所運営について役割分担を明確化し、避難者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

2. 指定避難所の管理、運営の留意点

避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。

- (1) 避難者の把握（必要に応じ、デジタル技術を活用）
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 緊急事態応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 良好な生活環境への配慮（パーティションや簡易ベッドの設置、栄養バランスのとれた食事等）
- (5) 要配慮者、一時滞在者への配慮
- (6) 避難の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- (7) 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- (8) 家庭動物のためのスペース確保に関する配慮
- (9) 家庭動物飼養者の周辺への配慮の徹底
- (10) 安定ヨウ素剤の準備
- (11) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

第14節 医療救護活動

《実施担当》防災体制部局等

健康部、消防局

市は、現地に救護所を設置するとともに、医療班を派遣し、放射線被ばくまたは放射性物質による汚染を受けた者のほか、緊急時の混乱等により生じる一般傷病者等に対する医療救護活動を実施する。

また、市単独では十分対応できない程度の事象が発生した場合は、医師会、大阪府及び日本赤十字社大阪府支部に医師の派遣要請を行う。市は、迅速な医療救護活動を実施するため、医療班及び衛生班をOFCに派遣する。

第1 医療救護活動

1. 医療救護活動

市は、迅速な医療救護活動を実施するため、現地に救護所を設置・運営するとともに、医師会等の協力を得て、医療救護チームを編成し、医療救護活動を実施する。医療班は、必要に応じて国の原子力災害医療派遣チームの指導を受け、大阪府の医療対策班と協力しつつ、放射線被ばくまたは放射線物質による汚染を受けた者のほか、緊急時の混乱等により生ずる一般傷病者に対する医療救護活動を実施する。その際、原子力災害以外の災害の発生状況等も勘案しつつ、災害拠点病院やDMAT等が行う災害医療活動と緊密に連携する。また市単独では十分対応できない場合は、府及び府を通して日本赤十字社大阪府支部に医療班への派遣要請を行う。

2. 安定ヨウ素剤の配布等

原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示または大阪府等の判断があった場合、大阪府との連携により、市民等に対して安定ヨウ素剤を配布と適切な服用の指示に努める。

第2 汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者の原子力災害医療機関等への搬送

市は、汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者の原子力災害医療機関等への搬送については、「緊急被ば

く医療活動マニュアル」に基づき、次の医療機関に搬送するものとし、消防局に対し搬送手段の優先的確保、または自衛隊に対し搬送支援などの要請を要求するものとする。

なお、一般傷病者については、必要に応じ、消防機関に医療機関等への搬送を要請するものとする。
被ばく者の搬送先病院

一次：東大阪市西岩田 3－4－5 中河内救命救急センター 06-6785-6166
二次：大阪市中央区法円坂 2－1－14 国立病院機構 大阪医療センター 06-6942-1331

第 3 被ばく線量の把握

市は、国及び大阪府との連携により、原子力緊急事態宣言発出後、1 週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1 か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を、さらには、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査に努める。

第 1 5 節 飲料水、飲食物の摂取制限等

《実施担当》防災体制部局等
公民連携協働室、市民生活部、都市魅力産業スポーツ部、健康部、上下水道局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局

第 1 飲料水、飲食物の摂取制限

府は、飲料水、飲食物等について、緊急時モニタリング結果に応じた O I L（※）に基づき、放射性物質の濃度が下表の「飲食物摂取制限に関する指標」または「食品衛生法」の基準を超え、または超えるおそれがあると認められる場合は、国の指導・助言及び指示等を踏まえ、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるよう市に指示を行う。市は、市民の健康を守るため緊急に必要なと認めるときまたは府から飲料水、飲食物等の摂取制限措置の指示があったときは、汚染飲料水及び飲食物の摂取を制限し、または禁止する。

〈O I L と防護措置〉

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※ 1			防護措置の概要
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※ 3 の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h（地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※ 2）			1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施
	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h※ 4（地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※ 2）			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
飲食物摂取制限※ 7	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※ 5	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつ

			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ※6	き摂取制限を迅速に実施
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※4 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※5 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。

※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※7 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第2 飲料水及び飲食物の供給

市は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を行った場合は、大阪広域水道企業団及び防災関係機関と協力して関係市民への給水車等による応急給水、備蓄食料及び市内等の業者からの調達による応急食料の供給を行う。

第16節 交通規制・緊急輸送活動

《実施担当》防災体制部局等

事務局、交通戦略室、土木部、消防局、各部局

大阪府警察及び道路管理者は、原子力緊急事態の発出があった場合において、災害応急対策に必要な交通規制を第4編 風水害対策編 第2章 災害発生後の活動 第5節 交通の緊急確保に準じて実施する。市をはじめ防災関係機関は、救助・救急、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、第4編 風水害対策編 第2章 災害発生後の活動 第6節 輸送体制の確保に基づき緊急輸送活動に努める。

第17節 救助・救急活動

《実施担当》防災体制部局等

事務局、消防局、大阪府、大阪府警察、関係機関

1. 災害応急対策の実施状況の把握

市は、災害事態応急対策の実施状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努める。

2. 救助・救急活動

市は、大阪府警察、関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の搜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

3. 応援の要請

市単独では十分に救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、または資機材が必要な場合は、大阪府、他の市町村などに応援を要請する。また、市は応援市町村に対して、放射性物質及び放射線の影響範囲、地理などの情報を提供する。

第18節 社会秩序の維持

《実施担当》防災体制部局等
事務局、大阪府警察、関係機関

第3編 第2章 第9節 社会秩序の維持に準じる。

第6編 第3章 その他の原子力災害

《実施担当》防災体制部局等

全部局、大阪府、防災関係機関

第1 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

市内において、核燃料物質等の事業所外運搬中の事故により特定事象が発生した（事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、100 μ sv/h以上の放射線量が検出されるなど）場合及び原子力緊急事態宣言が発出された場合は、本編に定める内容を準用して、市、大阪府、防災関係機関及び原子力事業者は迅速かつ円滑な応急対策を実施するものとする。

第2 放射性同位元素等を原因とする事故に対する応急対策

原子力事業所以外の事業所等での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）が発生した場合には、防災関係機関及び核燃料物質の使用施設の設置者並びに放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者をいう。）等は、本編に準じて、必要な応急対策を講じるものとする。

第6編 第4章 広域避難の受入れ

《実施担当》防災体制部局等

全部局

原子力災害に係る広域避難の受入れについては、関西広域連合が策定する「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」で、避難元となる府県・市町村が定める広域避難計画に基づき、本市では滋賀県からの広域避難の受入れ体制を整備する。

〈大阪府市町村マッチング結果〉

府県名	市町村名	避難対象人口	大阪府
滋賀県 (2市)	長浜市	25,708人	19市6町1村
	高島市	28,569人	15市3町
	計	54,277人	

〈東大阪市受入れ地区人数〉

市町名	地区名 1	地区名 2	地区名 3	人数	避難退域時 検査場所候補地	避難先
長浜市	高月町	とみなが 富永	たかの 高野	231人	湖北体育館	花園中央公園 多目的芝生広場
		たかつき 高月	かしはら 柏原	849人		
			とうがんじ 渡岸寺	249人		
			おちかわ 落川	393人		
			もりもと 森本	238人		
			うね 宇根	553人		
			ひがしあつじ 東阿閉	421人		
		こほり 古保利	くまの 熊野	169人		
		ななさと 七郷	たかつきひがしたかだ 高月東高田	122人		
			にしものべ 西物部	112人		
		合計		3,337人		

第6編 第5章 災害復旧対策

《実施担当》防災体制部局等

全部局、大阪府

原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった以後において、原子力災害からの速やかな復旧が図れるよう原子力災害復旧対策を推進する。

第1 放射性物質による汚染の除去等

大阪府、市をはじめとした防災関係機関及び原子力事業者は、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行う。

第2 各種制限措置の解除

市は、大阪府からの解除の指示または要請に基づき、各種制限措置を解除する。

第3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

市は、大阪府とともに、原子力緊急事態解除宣言後、防災関係機関及び原子力事業者と協力して、環境放射線モニタリングを実施し、その結果を速やかに公表する。

第4 災害地域住民に係る記録等の作成

1. 災害地域住民の登録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった市民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、指定避難所等においてとった措置等を登録するとともに、その結果を大阪府に報告する。

2. 損害調査の実施

市は、市民等が受けた損害の調査を実施し、その結果を大阪府に報告する。

3. 緊急事態応急対策措置状況の記録

市は、災害地域の汚染状況、応急対策措置及び復旧対策措置を記録する。

第5 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び大阪府と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

第6 心身の健康相談体制の整備

市は、国及び大阪府とともに、原子力事業所の周辺地域の市民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。